

## 決算審査特別委員会

9月29日（火）午後4時19分開議

- 議題1 委員長の互選について
  - 2 座席の指定について
  - 3 副委員長の互選について
  - 4 決算審査順番
  - 5 決算事業現地調査
  - 6 その他

○出席委員（１０名）

|     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| １番  | 小林智  | 委員 | ２番  | 山田良秋  | 委員 |
| ３番  | 狛守勝義 | 委員 | ４番  | 藤野和美  | 委員 |
| ７番  | 畠山美幸 | 委員 | ８番  | 長島邦夫  | 委員 |
| ９番  | 青柳賢治 | 委員 | １０番 | 川口浩史  | 委員 |
| １１番 | 松本美子 | 委員 | １２番 | 渋谷登美子 | 委員 |

○欠席委員（なし）

---

○委員外委員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 菅 原 浩 行 |
| 書 記   | 安 在 洋 子 |

---

○森 一人議長 それでは、初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたします。こちらへ。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 それでは、年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 4時19分)

---

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

畠山委員。

○畠山美幸委員 指名推選でお願いします。

○松本美子臨時委員長 指名推選の声が上がりました。委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 松本委員でお願いします。

○松本美子臨時委員長 ただいま、松本委員が委員長に指名されました。

ただいま指名されました松本委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 異議なしの声がありました。ご異議なしと認めます。

よって、松本委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました松本委員長から、就任のご挨拶をします。

○松本美子委員長 それでは、就任をさせていただきましたので、ふつつかではございますけれども、特別委員会の委員長をさせていただきますので、皆様方の力強いご協力でしょうか、よろしくお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎座席の指定

○松本美子委員長 それでは、早速でございますけれども、座席の指定を行いたと思います。

座席の順番ですけれども、1番から10番といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

最終番席は委員長の私、松本でございますので、お願いをいたします。

それでは、指定いたします。1番席、小林智委員、2番席、山田良秋委員、3番席、狩守勝義委員、4番席、藤野和美委員、5番席、畠山美幸委員、6番席、長島邦夫委員、7番席、青柳賢治委員、8番席、川口浩史委員、9番席、渋谷登美子委員、そして私最後、松本美子でございます。

---

#### ◎副委員長の互選

○松本美子委員長 これより副委員長の互選を行いたと思います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

長島委員、お願いします。

○長島邦夫委員 指名推選でお願いいたします。

○松本美子委員長 指名推選の声が上がりました。副委員長の互選は指名推選の方法によることに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 なしの声がありましたので、ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 山田良秋委員をお願いいたします。

○松本美子委員長 山田委員を副委員長に推選の声が上がりましたので、ただいま山田委員が副委員長に指名されました。

山田委員を副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 なしの声が上がっていましたので、ご異議なしと認めます。

よって、山田委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました山田委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○山田良秋副委員長 では、指名されたので、やります。

以上です。

○松本美子委員長 どうもありがとうございました。

---

#### ◎決算審査順番

○松本美子委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和２年度決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は、配付した表のとおりでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

---

#### ◎決算事業現地調査

○松本美子委員長 次に、令和２年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。

令和２年度事業において、現地を確認することが必要な事業等がございましたらご意見をお願いいたします。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、千年の苑ラベンダー園の視察が必要と思っております。よろしくをお願いします。

○松本美子委員長 そのほかにごございますでしょうか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 台風19号の被害の後、大分回復しているようでございますので、何か所か、周り順の中でどういうふうに戻ったかなということを見てきたらどうでしょうか。

○松本美子委員長 そのほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、ただいま千年の事業、それから台風の関係事業ということで2点挙がりました。

それ以後につきましては、正副の委員長、副委員長ということにお任せさせていただきますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ありがとうございます。

以上といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 それでは、大変ありがとうございました。これで終わります。

(午後 4時30分)

## 決算審査特別委員会

10月7日（水）午前9時00分開議

議題1 「令和元年度決算事業現地調査」

○出席委員（１０名）

１番 小 林 智 委員

２番 山 田 良 秋 委員

３番 狹 守 勝 義 委員

４番 藤 野 和 美 委員

５番 畠 山 美 幸 委員

６番 長 島 邦 夫 委員

７番 青 柳 賢 治 委員

８番 川 口 浩 史 委員

９番 渋谷 登美子 委員

１０番 松 本 美 子 委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長

菅 原 浩 行

書 記

安 在 洋 子

---

○説明のための出席者

柳 下 和 之

技 監

杉 田 哲 男

農 政 課 長（農業委員会事務局長兼）

安 藤 浩 敬

農政課農業振興担当副課長

藤 永 政 昭

企 業 支 援 課 長

中 村 寧

企 業 支 援 課 商 工 ・ 観 光 担 当 副 課 長



---

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

現地調査及び審査を本日から行います。よろしくお願いいたします。

---

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで議長に出席をいただいておりますので、森議長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 着座のまま失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日から決算審査特別委員会でございます。ぜひ今後の予算編成につながるような決算をよろしくお願いいたします。本日からよろしくお願いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

---

◎開会の宣告

○松本美子委員長 ただいま出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時00分)

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

◎委員会開会日の決定

○松本美子委員長 委員会の開会日についてお諮りいたします。

本委員会の開催は、本日10月7日、9日、12日、13日及び14日の5日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって本委員会の開催は、本日10月7日、9日、12日、13日及び14日の5日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 令和元年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件まで及び議案第43号 令和元年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件及び議案第43号の1件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、今委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わります。

---

#### ◎審査の方法

○松本美子委員長 審査の方法についてお諮りいたします。

申合せのとおり、認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。その後、認定第2号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 令和元年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行いたいと思います。最後に、議案第43号 令和元年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号及び議案第43号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件について総括質疑をする委員は、10月12日月曜日の午後1時まで委員長に届け出てください。

---

◎現地調査

○松本美子委員長 それでは、決算審査特別委員会現地調査を行いますので、よろしくお願いいたします。

○菅原浩行事務局長 それでは、西口の玄関のところに車を用意してありますので、そちらに分乗をお願いをしたいと思います。委員長と副委員長と議長はプリウスのほうへ、残りの委員につきましてはハイエースのほうへお乗りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

現地調査 午前 9時04分

現地調査箇所：甌穴駐車場災害復旧工事

千年の苑ラベンダー園木製ロープ棚及び木製階段設置工事

現地調査終了 午前11時00分

## 決算審査特別委員会

10月9日（金）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査  
について

○出席委員（１０名）

|     |     |        |      |     |        |
|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 1 番 | 小 林 | 智 委員   | 2 番  | 山 田 | 良 秋 委員 |
| 3 番 | 狹 守 | 勝 義 委員 | 4 番  | 藤 野 | 和 美 委員 |
| 5 番 | 畠 山 | 美 幸 委員 | 6 番  | 長 島 | 邦 夫 委員 |
| 7 番 | 青 柳 | 賢 治 委員 | 8 番  | 川 口 | 浩 史 委員 |
| 9 番 | 渋谷  | 登美子 委員 | 10 番 | 松 本 | 美 子 委員 |

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 菅 原 浩 行 |
| 書 記     | 安 在 洋 子 |

---

○説明のための出席者

|       |       |                     |
|-------|-------|---------------------|
| 佐 久 間 | 孝 光   | 町 長                 |
| 高 橋   | 兼 次   | 副 町 長               |
| 青 木   | 務     | 参事兼総務課長             |
| 木 村   | 公 正   | 総務課庶務・人事担当副課長       |
| 清 水   | 延 昭   | 総務課財政契約担当副課長        |
| 山 岸   | 堅 護   | 地 域 支 援 課 長         |
| 青 木   | 正 志   | 地域支援課政策創生担当副課長      |
| 馬 橋   | 透     | 地域支援課人権・安全安心担当副課長   |
| 石 樽   | 明 彦   | 地域支援課人権・安全安心担当危機管理監 |
| 村 田   | 朗     | 税 務 課 長             |
| 賛 田   | 秀 男   | 税務課課税担当副課長          |
| 岡 野   | 富 春   | 税務課収納対策室長           |
| 高 橋   | 喜 代 美 | 町 民 課 長             |

|   |   |   |   |                  |
|---|---|---|---|------------------|
| 柳 | 澤 | 純 | 子 | 町民課戸籍・住民担当副課長    |
| 大 | 島 | 行 | 代 | 町民課保険・年金担当副課長    |
| 内 | 田 | 淳 | 也 | 子育て支援課児童福祉担当副課長  |
| 根 | 岸 | 隆 | 行 | 子育て支援課母子保健担当副課長  |
| 近 | 藤 | 久 | 代 | 健康いきいき課長         |
| 太 | 田 | 直 | 人 | 健康いきいき課社会福祉担当副課長 |
| 内 | 田 | 富 | 恵 | 健康いきいき課健康管理担当副課長 |
| 田 | 畑 |   | 修 | 会 計 課 長          |
| 大 | 島 | 真 | 弓 | 会計課会計用度担当副課長     |
| 永 | 島 | 宣 | 幸 | 教 育 長            |
| 堀 | 江 | 國 | 明 | 代表監査委員           |
| 大 | 野 | 敏 | 行 | 監 査 委 員          |

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

---

◎町長挨拶

○松本美子委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。本日から決算特別委員会がスタートしますけれども、皆様方にはいろいろな面でご指導いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、監査の委員の方々にはいろいろまたご指導いただきますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日より4日間、堀江代表監査委員、大野監査委員にご出席いただくことになっております。

---

◎認定第1号の質疑

○松本美子委員長 それでは、本日の会議を始めます。

初めに、質疑について申し上げます。質疑を行う場合、会議規則第54条第3項、議員は質疑に当たりまして、自己の意見を述べるできないと規定されております。このことを遵守していただきますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。また、質問の回数は1問につき3回までとしますので、ご了承願います。

次に、説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭

な答弁、説明をお願いしたいと思います。

認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時03分

---

再 開 午前 9時04分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 不納欠損、欠損額についてお尋ねしたいと思います。

意見書には、平成29年から令和元年度までの費用が書いていまして、29年度から30年度、随分減っているわけですが、また元年度になりまして少し増加していると。当然、要するに収納のご努力はされていると思うのですが、どういう努力をされてこういう結果になったのか。そしてまた、納めていただけていない方はどういう理由でどういう方が納めていただけていないのか、その辺をお尋ねしたいということと、それから決算書のほうの91ページのところに徴収事業ということで80万ほど前年度収税アドバイザー報酬というのがあるのですが、多分それとの関係もやはりこの欠損額等の関係等あるのではないのかなというふうに思いますので、その辺のこともお尋ねできればというふうに思います。よろしくお願いいたします。



○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、まず不納欠損につきましてお答えをさせていただきます。

不納欠損については、ご承知のとおり３種類滞納処分の停止をかけて３年間で実行になる場合と、あとは即時消滅といってすぐに欠損をするもの、それと単純時効ということで５年たっても納付がない場合は時効になるというものですけれども、まず最初の滞納処分の停止３年のものについては、まず担当のほうで財産調査とかして、それで聞き取りをしたりして判断をしまして、納付ができる方については納付をしてもらう。納付ができるのに納付をしない方については、強制徴収といったような取立てをやらせていただいています。その３年、財産がない方については滞納処分の停止というのをかけて、それが３年たつと状況が変わらず、３年たつと欠損ということです。

即時欠損については、例えば会社で税金を納めていただいている方、法人があったとして、会社が倒産してしまったとか、そういったもう回収不能というものについては、ずっと税を取っておいてもというか、残しておいても取れないものですから、そういったものを即時欠損ということで欠損、落としております。

最後の単純時効については、結果的に５年たってしまうて時効になってしまうというもので、この金額については本来ないほうがいいものでありまして、こちら税務課としても努力をしているわけなのですが、努力をしている途中で欠損になってしまったりですとか、そういったこともございましての、その数字になっております。欠損については以上です。

続きまして、納めていない人ですけれども、納めていない人というのは、資力があるにもかかわらず納めていないという方も中にはいらっしゃいます。そういう方については、こちらでも催告したりですとかいろんな方法で納めていただけるように努力はしているのですが、なかなかほかにローンがあったりですとか、納税意識が低いとか、そういった方が納めていない人となります。

最後に、８０万円の報酬ですけれども、これご承知のとおり収税アドバイザーを元年の６月から雇用いたしまして、その方は国税のＯＢの方で徴収を専門にやられていた方で、近隣ですと東松山市ですとか、小川町でも同じように、嵐山町と同じような形でいろいろ指導いただいている方です。

具体的には、最近ですとコロナの関係でやはりなかなか納められないという方がおりますので、そういった場合というのは、徴収ですと徴収の猶予という制度がございまして、嵐山町はこれまであまりそういう徴収猶予の方がいらっしゃらなくて、ちょっと事務的にもなかなかどこからどうやって手をつけていいかというのが分からない状況の中で、アドバイザーさんにご指導いただいて、そのほかもろもろいろんなことを教えていただいているのですけれども、担当としては心の支えになっているといえますか、かなり助かっているという言い方は変ですけれども、そういったことで来ていただいています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁は……お願いします。

○伏守勝義委員 町のほうの財政も非常に厳しい状況ということなので、昨年と比べると欠損額も50万弱ですか、ちょっと増えているというような状況だろうというふうに思います。

そういった意味で、コロナ禍の中でますますこういう状況が、この欠損額が増えていくというのが予想されますので大変だと思うのですが、できるだけ収納努力をされて、納めていただくようお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

そのほかに。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、歳入の中の固定資産税、その中で花見台工業団地の占める金額を教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

法人税額が6,897万4,900円、39%、全体の26.13%です。

すみません、固定です。今、法人のを答えてしまいました。

固定資産、花見台工業団地は、納税義務者8,219人で、53社で4億1,864万7,300円、全体の27.44%です。すみませんでした。

以上です。

○松本美子委員長 藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 前、大体年間5億という形でおっしゃっていたことがあるかと思うのですけれども、これは減少傾向にあるということでもありますか。

○松本美子委員長 村田税務課長、お願いいたします。

○村田 朗税務課長 お答えいたします。

平成12年度から集計を取ってあるのですけれども、平成12年度時点では約4億1,800万円、固定資産税との割合が28.45%でした。

その後、平成22年度に4億9,000万円で、固定資産税との割合32.11%、この年度が割合的には一番多い状況になっております。

続いて、平成25年度、先ほどの4億9,000万円から額は減ってきておりますが、4億7,600万円で、割合としては32.78%となっております。

その後、先ほど副課長のほうがお答え申し上げましたけれども、平成31年度は27.44%で、近年では減少傾向というふうになっております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 その原因はどのように考えておられますでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

花見台工業団地での一番多い業種が製造業となっておりますが、平成22年度周辺では、その工業団地の拡張が落ち着いて、固定資産税、敷地も宅地課税となっております。また、建物も大きな建物で償却資産、家屋の課税及び償却資産のほうの課税のほうも大きくなっておりましたけれども、償却資産のほうが減価償却、毎年減価償却してまいります。そちらの部分が大きいのかと思っておりますが。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますでしょうか。

川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 花見台というか、この法人の関係で、法人税割が昨年よりは増えているのです、5社。今のことから言えば、平成29年でしたか、法人町民税が下がりました。それが29年だったか、ちょっと年度は忘れたのですけれども、それが大きいので

はないですか。ちょっとその点確認しておきたいと思います。

それから、この法人町民税なのですけれども、法人税割が増えて均等割は減ったわけなのですけれども、前年から。ちょっとこの辺どういうふうな見方をしているのか伺いたいと思います。ああ、ページがなかった、16ページ。

それから、そのちょっと前に、15ページに不納欠損の件が載っていて、この普通徴収分、この方たちの収入というのはどのくらいの人たちなのか調べてあるのでしょうか。低い方であれば仕方ないなというふうになるのですけれども、先ほど資力があって納めない人に入るのかどうか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、特別徴収分として、この真ん中の15条の7の5、ここに18万7,760円の方が出ているわけです、全体で。これどういう方で納められなかったのか、理由が分かれば伺いたいと思います。

それから、その下に法人町民税も不納欠損が出ているのですけれども、どんな企業だったのか、どんな理由だったのか伺いたいと思います。

それから、62ページに町税還付事業が載っております。法人町民税の額が大変大きいのですけれども、今回どうしてこんなに大きくなったのかを伺いたいと思います。

それと、利息相当額の件なのですが、これ昨年ちょっと伺ったときに、審査の申出があって利息相当額を返したということをおっしゃっていたわけですが。答弁があったわけなのですけれども、今回はどういう理由だったのか。当然審査の申出があったのでしょうか、という理由だったのか伺いたいと思います。

それから、64ページに、先ほどの収税アドバイザーのことなのですけれども、大変担当課としてはちょっと迷ったりするとアドバイスいただけるのでありがたいという答弁があったのですけれども、この方がいたためにこういう仕事ことができましたとか、払ってもらえない、払えない人に払ってもらったというのではこれはちょっとまずいのですけれども、でもそういう事例があるのか。資力があるのに払ってもらえていなかったのだけれども、払ってもらえるようになったとか、そういう事例があるのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岡野収納対策室長、お願いいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは、15ページの不納欠損処分状況の15条の7第5項に該当というところの個人町民税特別徴収分18万7,760円と法

人町民税、この内容について初めにお答えをさせていただきたいと思います。

こちらについては、会社が倒産をしたりですとかということで、法人も個人町民税のほうも、もう取立てができない、取立てというか納付をいただけないということで欠損をしたものでございます。以上です。

続いて、普通徴収分の、すみません、前後してしまって申し訳ないのですけれども、普通徴収分の欠損の額についての対象の方の所得は調べているかということでございますけれども、これについては申し訳ございません、調べておりません。

続きまして、収税アドバイザーのアドバイザーさんが行ったことによって効果があった、そういう事例をとということかなと思うのですけれども、それについては納めていただいたということではないのですけれども、アドバイザーさんと一緒に会社の社長さんのお宅を訪問というか搜索をさせていただいて、会社名義のそういった財産があるかないかというのを職員と一緒に行きまして、通帳とかそういったものを確認をさせていただいたということで整理が進んだということで、そういった事例がございました。

私のほうからは以上です。

○松本美子委員長 続いて、答弁をお願いいたします。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 還付のことについてお答えいたします。

法人町民税の還付996万600円ですが、法人町民税、主な大きい会社の中で還付が何社かあり、その中で医療施設が町外へ移転したことによる予定納税に対しての還付が大きかった。また、あと2社、花見台の会社ですが2社、大きい還付がありまして、その3社だけで約800万の還付でした。それが主なものかと思います。

また、返還金の利息相当額のこの件につきましては、登記されていない滅失された家屋がありまして、それが登記されていないものですからこっちにご報告がなく、たまたま来庁された方が、実はこの家屋はもうないのでという話をお聞きして、そこで分かったものですから、10年間、5年間還付金、あと5年間返還金と利息金ということでお返しをさせていただいたものです。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁をよろしくお願いいたします。

村田税務課長、お願いいたします。

○村田 朗税務課長 私のほうから、法人の関係でお答えさせていただきます。

主要な施策16ページの均等割、法人税割のところよろしいでしょうか。昨年と比べまして、均等割及び法人税割は減少しております。まず、法人税割ですけれども、こちらはやはり国の法人税からの法人税の標準税額が国のほうから県を通じて町へ、その数字が入ってまいります。やはり業績が下降ぎみだと思うのですけれども、そういった業績下降のところは法人税の標準税額が国のほう下がっておりますので、それを基に町のほうで計算します。そういった企業が何社かあったかと予想されております。

また、均等割ですけれども、法人数の数自体は昨年と同様ですけれども、その中で資本金あるいは町内従業員数が1から9項目ありまして、その中で若干増減することによって毎年の均等割額が変わってきますので、そのために31年、令和元年度につきましては減少という結果になっております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 法人町民税が下がったことは。

○松本美子委員長 すみません、答弁漏れのですけれども、もう一度すみませんが、川口委員、質問のほうをしていただいて、答弁をしていただきますので。

○川口浩史委員 藤野委員の質問で、景気が下降ぎみだというような答弁だったのですけれども、それだけではなくて、この10年間の、平成29年だったかな、法人町民税が下がりましたよね。一番高くても12%ぐらい、12.幾つだったかな、9.幾つが、標準が一番低いのだっけ、とにかく下がったわけですよ。それが大きいのではないですかと思うのですが、そうではないということなのですか。ちょっとそこら辺なのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村田税務課長、お願いいたします。

○村田 朗税務課長 申し訳ございません。その税率改正等ありまして、そちらも影響しているようです。平成28年には、町全体ですけれども、1億9,100万円ありました。失礼しました。平成27年には2億5,800万円、28年度には1億9,100万円と一時下がりました。その後、また盛り返しまして、29年度以降は2億7,000万円台の収入となっ

ております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。そうすると、この10年間で見れば景気がよかったと、この期間だけを見れば、恐らくそんなに長くは続かないと思うのですけれども、そういうことは言えるわけです。金額的な、法人税の金額が若干下がっているわけですが、会社は増えているわけです、5社は昨年から比べますと。5社増えているのだけれども、全体としては景気の下降ぎみな面があると。特にあれなのですか、コロナによって2月、3月影響があったというふうな見方をできるのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思います。

それから、不納欠損で普通徴収の方の収入がちょっと分からないということなので、分からないのではしょうがないのですけれども、特別徴収ですとある程度の収入があるのかなとは予測つくのですけれども、普通のほうですとかなり少ない人が多いかなというふうに見ざるを得ないのです。

今後の課題として、こういう方たちがどういう収入状況なのかというのはちょっと調べておくことが必要ではないでしょうか。ちょっと見解を伺いたいと思います。

それと、いいです。それだけでいいです。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○川口浩史委員 はい、いいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岡野収納対策室長、お願いいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは、個人町民税の普通徴収分の不納欠損になっている方の収入の状況は今後調べておく必要があるのではないかと、いうお答えですが、確かにそのとおりでございます。

欠損に至るまで、預金の調査ですとか財産の調査をして、個々の所得の状況というのは当然その時点で判断をいたしますので、今後は集計をして答弁ができるようにしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 村田税務課長、お願いいたします。

○村田 朗税務課長 私のほうからは、法人の2月、3月のコロナの影響の関係でお答

えさせていただきますと思います。

平成30年度と令和元年度の2月、3月の法人町民税の比較をしてみました。こちらにつきましては約800万円の歳入がございました。こちらは、両年ともほとんど同額ということで、恐らく影響はなかったと思っております。

これにつきましては、法人の申告なのですけれども、決算後2か月以内に申告納付ということで、12月決算の企業につきましては2月までに申告納付、1月決算の企業につきましては3月までに申告納付ということで、そのような考え方から、元年の法人町民税につきましてはコロナの影響はないかと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質問ありますでしょうか。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 16ページなのですが、普通徴収の中に年金特徴含むと書いてありますが、年金特徴の方はどのくらいいらして、そしてその納税額は幾らぐらいだったのか伺います。

それから、両方にわたる全ての人の町税なのですけれども、寄附控除はどのくらいあったのか。件数、寄附控除、分かりますよね。寄附控除等の件数と、それふると納税に関わる件数なのかどうなのか分からないのですけれども、寄附控除とふるさと納税は違う件数になると思うのですが、それと、その控除額というのはどのくらいになったのか伺いたいと思います。

先ほど花見台工業団地の償却予算、償却税のことについてお話があって、償却税は花見台工業団地の場合は減少しているというふうな感じだったと思うのですけれども、ちょっと今私のメモが、ちょっとプリントがちゃんとできていないのだけれども、償却税自体は増えていますよね、今回全体では。それで、その償却税はたしか増えていたと思うのですけれども、私の今記憶違いだったらごめんなさい、ちょっとメモがきっちりしていないので。それで、償却税の増加の理由と花見台工業団地の減少の理由というのは一体何なのか、伺いたいと思うのです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

寄附控除の関係なのですけれども、全体で寄附控除2,121万4,000円ございました。



人数にしまして302人、そのうち、これが全てがふるさと納税ということではないかもしれませんが、控除が1,011万3,000円ございました。

次に、花見台の償却の関係ですが、固定資産全体の中で償却資産だけ見ますと、平成30年が3,296万……すみません、課税標準額、これが全体としましては16億5,702万7,419円としまして、マイナス5.29%ということで増えてはございません。減っているとされていましてのは、やはり経年による評価が減少しているということかと思われます。以上です。

最初の質問の年金特徴の比率につきましては、ちょっと今分かりませんので……。

○松本美子委員長 それでは、賛田副課長、答弁をお願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 すみませんでした。納税義務者数、全体で7,741人、そのうち年金特徴の分が1,896人、24%です。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、償却税に関しては、太陽光発電が増えているので私は増えていると思っていたのですけれども、あと花見台工業団地の中の新築のところがあります。新築されたところが2年目か3年目になっていることと、それからこれは花見台工業団地だけですけれども、そのほかに川島にある明星食品も新施設を造っているのです、これは家屋になって償却にはならないのかなと思いながら、今聞いていたのですけれども、償却全体は私は増えているなと思って見ていたのですが、現実的には減っているということですか。そうすると、太陽光に関わる償却税も出てきていない、増えていないということになります。それは、免税点未満分になるということですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 太陽光の固定資産につきましては、この年、新規で8件ございました。税額34万2,395円、全体では94件で、1,751万9,040円でございます。免税未満ではございません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、もう一度答弁をお願いいたします。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 償却資産ですが、先ほど申しましたマイナス5.29は間違いございません。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 決算書の90、91ページで、主要な施策の説明書の63ページになると思うのですが、こちらの不用額、13の委託料の不用額が326万あるわけなのですけども、恐らくこれ委託料なので電算、いろいろな電算機器だと思うのですが、300万から減っていることは何かシステムをやめたのか何か。

それと、こちらのページにございます13委託料の中の12、航空写真撮影業務委託料、今まででしたら航空写真が200万とかとしているのですが、たしか今回はどこか、鳩山か何かのところをお願いをしてやるということで、安価でできるというお話を聞いたのですが、そこで間違いなかったのか確認をします。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

賛田副課長、どうぞ。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 まず、電算委託料の資産税賦課事業につきまして、これはいろいろな帳票が印刷されてきたりするのですが、それをよく見て要らないのは省いたりとか、そういうことで費用を下げました。

また、標準宅地の路線価の業務委託につきましても、これはこの年からですが、こんなことを言ってはあれですが、破格の値段で落ちて不用額が出たと。

あと、航空写真につきましては、衛星写真でというお話をいただいて、そのデータを、この事業の中の一番下にあるのですが、29万1,000円でデータを取り込んでみたのですが、やはり衛星写真ということでちょっと画像が荒くて、それを今調整しているところなんです。この年は、航空写真による前の写真との差分というか、違いがなかったんで、職員が手分けをして町内を5,000件近くですが回って調べたというようなことで、不用額は補正でも落とさせていただきましたが、そういうことで、これからちょっと航空写真については、今調整をしているところということです。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 航空写真につきましては、やはり衛星のものとあまり使い物にならないかったということで、今後は衛星写真での検討はなくなるということによろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 今のところ、その調整ということで、また打合せもするのですが、解像率がやはり飛行機ですと十何センチという、そういう解像率ですが、航空写真ですと30センチ、やはり倍以上になりますので、それをどこまで補正できるかということで、今業者と話し合っているところです。もしそれがどうしても追いつかないようでしたら、また航空写真でお願いすることになるかも分からないのですが、今そこは話し合っているところです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、村田税務課長をお願いいたします、答弁を。

○村田 朗税務課長 補足なのですけれども、航空写真の関係ですけれども、先ほど説明ありました、飛行機の場合ですと10センチ程度、衛星の場合ですと30センチ程度のそういった映像の見方なのですけれども、現地調査をするに当たり、今のところ航空写真のほう解像度がいいために、農地あるいは建物につきましてははっきり見える状況です。

今後、衛星写真のほうはかなり安価で出ておりますので、昨年から協議を続けておりますその業者の方と、今後も引き続いてうまく利用ができるかというのを協議していきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 すみません。2点お願いします。

まず、法人町民税の徴税の賦課の方式なのですけれども、恐らく申告書、法人税の申告というか町民税の申告書の方式なのだと思うのです。その中で、まず例えば花見台の工業団地があって、本社が東京にあるとか、そういう場合に多分案分するのだと思うのです。私の古い知識だと、従業員割というような形が基本だったと思うのです。

が、実際の今の方式について、まず教えてください。

それと、もう一点、また違う話で64ページ、これは資料の、説明書の64ページにあるのですけれども、徴税するときの手数料です。いろんな、徴税の方法には口座振替と、今はコンビニ納付と、それから窓口納付とあると思うのですけれども、それぞれの件数が分かりましたら教えていただけないでしょうか。

以上、その2点お願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは、主要な施策の説明書64ページの徴収事業の手数料の件で、口座振替の件数とコンビニの件数とそのほかですか、残りの分の件数ということなのですが、申し訳ございません、口座振替の手数料については、金額は分かるのですけれども、件数についてはちょっと資料を持ち合わせておりません。

コンビニの件数についてはお答えさせていただきます。令和元年度が、町県民税、固定資産税、軽自動車税を合わせて件数が1万4,515件、ちなみにその前の年は1万3,972件ですので543件ほど増えている、利用が増えているのかなというふうな状況でございます。

先ほど口座振替件数分からないということでお答えさせていただいたのですけれども、金額で申し上げますと24万90円ですので、手数料が1件当たり10円ですので、2万4,000件とかそのぐらいの、1年間ですけれども、10で割るとそのぐらいになるかなということで、曖昧なお答えで申し訳ないのですけれども、そういったことで回答させていただきます。

残りというか、口座振替でもなくてコンビニでもないという方の件数については、申し訳ございません、こちらちょっと把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 賛田副課長、答弁をお願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 法人税の賦課方式でございますが、法人税割の税率としましては、10億円を超える法人が8.4%、1億円を超え10億円以下である法人が7.2%、上記以外の法人等が6.0%です。

均等割につきましては、資本金とまた従業員数によって、金額が5万から300万と

段階的に変わってきます。

町内に事務所や事業所を有する法人につきましては、均等割と法人税割、両方課税ですが、町内に事務所や事業所を有しない寮とか保養所を有する法人につきましては、法人税が非課税になります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 まず、法人税の賦課方式、今お尋ねしたのは、例えば工業団地とかあっても、そこがやはり本社がほかの場所にあるところの一工場があったという場合に、恐らく法人町民税というのは、その会社の申告所得税に対して、恐らく工場が日本全国にあった場合にはそれで案分するのではないかなというのが私の基本的な古い知識なのですけれども、工場がどんどん、どんどん機械化されてくると、そこで働く従業員数もどんどん減ってくるとか、あるいはそこには正規の従業員で計算されているのか、例えば非正規の方も含まれているのか、これによって恐らく工場を持っている市町村の町民税が変わってくるのではないかなというちょっと懸念があったものですから、この辺が具体的にどういう計算式だったかというのは押さえておく必要があるかなと思ったものですから、やがてその工場は立派な工場があっても、中ではほとんど人が動いていないとか、そういった場合の生産高で課税していただけるのなら恐らく公平なのだろうと思いますけれども、働く人が減っていくという状況では、その辺のことは税収としても減ってくるのではないかなというちょっと不安があったものですから、ちょっとお尋ねしました。それは、それでもう結構です。

それからもう一点、収納別の件数等なのですけれども、ちょっと口座振替手数料が24万90円、やけに低いなと思ったものですから、これは単価でもう1件当たり10円と決まっていってこれ金融機関ですよ。そうすると、ほとんどの金融機関が同じなのではないかと思うのですけれども、そういう単価でやられているということですね、10円とさっきおっしゃっていましたが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えいたします。

手数料、先ほど申し上げましたとおり10円というのは、全ての金融機関です。りそな銀行、埼玉りそな銀行、さいしん、農協、武蔵野銀行、郵便局が口座振替ができる

金融機関となっております。

以上です。

○松本美子委員長 小林智委員。

○小林 智委員 ありがとうございました。

ここに、64ページの資料を見れば24万90円ですから、先ほど10円だったら2万4,009件だったという単純なことによろしいのではないかなと、私も。

それで、コンビニ収納が今後増えてくるのです、やはり便利ですから。これはこれで大変便利だと思うのですけれども、ある程度この辺は単価的にはどうしても費用が、人手を介しますので上がってくるということになるのではないかなと思います。

それから、その64ページのもう一点質問よろしいですか。コンビニ収納についてですけれども、14番の使用料、賃借料のところに、システムレンタル料というのがあります、163万5,000円。よろしいですか。

○松本美子委員長 申し訳ないのですけれども、1回目のときに質問が出ていなかったかなと思いますので、申し訳ありません。

○小林 智委員 そうですか、分かりました。いずれにしても、それで結構です。ありがとうございました。

○松本美子委員長 ほかにございませんでしょうか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点だけお尋ねしておきます。

今回、この税務課の実績を含めて相当な努力がされているということが見てとれると思うのです。それで私、この主要な説明書ですと16ページの個人の町民税の納税義務者の増加、それからあと未済額の減少というようなことがありまして、収納アドバイザーなどの指導力もあったのだと思うのですけれども、やっぱり担当課としてこの令和元年度努力されたのだと思うのです。そういうことで、このところはやっぱりよくやったというか、私たちの頑張りどころだったというようなことがあればおっしゃっていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

令和元年度中の担当職員等の頑張り具合、仕事の進め方具合ですけれども、まず徴

収率がこちらかなり上がってございます。これは、やはり先ほどの収税アドバイザーの方の指導、助言、そして県税事務所との共同催告等の実施により徴収率の上昇が挙げられております。県内で徴収率順位が7位ということになっております。

また、先ほど来、差押さえ等の関係のお話もございましたけれども、そちらにつきましても納税者の方への納税相談、納められなかった方につきましては督促状、催告書、来庁要請書等から始まりまして、納税相談を受けて、それでもそれを無視されている方につきましては、いろいろ財産調査をかなりやっておりました。その結果、平成29年度につきましては、差押さえの件数が約70件でございましたけれども、30年度には143件、令和元年度につきましては200件を超えているという状況で差押え件数がございます。この差押え件数、先ほども説明ございましたけれども、納税資力があって納付されないという方をメインにしまして実施しているところでございます。

あと、令和2年度、3年度に向けましていろいろ検討していることがございまして、収納率の向上の関係で、現在コンビニの納付を実施しておりますが、来年度からスマートフォンアプリを利用したスマホ収納等、そういった収納方法、納税方法ですか、納税機会の拡大ということで、自宅にいながらでも納税できるという方法を導入していきたいと思います。

また、評価替えに向けての航空写真、衛星写真の利用につきましても今後協議して、より費用対効果が望めるものを検討していきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今おっしゃいましたように、スマートフォンアプリなども考えていくということで、この新しい年度というのは本当にコロナの関係が出てきて、このような状況が続くかどうか厳しい状況になると思うのです。

やっぱり今回やった県の収納のアドバイザーとの連携だったり、さらにそこを密にしながら、そしてやっぱりこの0.3%ですか、収納率を上げているということ、これは本当に高い評価と言えると思うのです。そして、県下でも7位だということ、そういうことを一つの税がやっぱり事業の根幹でございますので、引き続き努力していただきたいと思います。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

---

再 開 午前10時20分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 総務課のほうにご質問させていただきたいと思います。

決算書の87ページ、不当要求等対策事業ということなのですが、216万円あります。これが報酬ということなのだろうと思うのですが、30年度は54万だったというふうに、ちょっと調べましたらそういうふうを書いてあったと思いますが、大幅に増えているということは、不当要求の事案が増えているということなのか。それと、それがどういう形の事案だったのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

不当要求相談員の関係でございます。こちらは前年度216万ということで決算が出ておりますが、前年度が59万というのは1月から3月までの3か月分ということで、報酬の月額が18万円ですので3か月分の54万円、前年度につきましては18万円掛ける十二月分ということで216万円ということになっておりまして、事案の件数に応じてその金額が変わるということではございませんでした。

以上です。

○松本美子委員長 狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 そうしますと、不当要求等の事案は一件もないということでございますか。



○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

不当要求相談員の方が受けた相談というのは様々ございます。ただ、不当な要求をまさに受けたかという点、そういったことではなくて、様々な町民の方々のご相談、例えばですけれども、不審者が出たから少し相談をしたいとか、あとはごみ捨ての事案ですとか、あとは反社会勢力、そういった方のご相談ですとか、そういったことでおおむね100件程度、1日1件というような回答になりますけれども、そういったことで様々なご相談を相談員さんの方は受けていらっしゃると思います。

以上です。

○松本美子委員長 狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 そうしますと、必ずしも不当な要求というだけでなく、もろもろたくさんさんの相談を受けているという、そういうことであるわけですね。分かりました。では、それで結構です。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 5ページの地方債の状況、これは財政の関係ですので総務課だと思うのですが、その利息が2.0%以下が26億5,538万4,000円、3.5%以下が3,068万2,000円と、最近では当然0.5%以下でやっておると思うのですが、この高利息です。これだけの金額があると、これはかなり負担になっているのではないかと思います。こうなった状況とこれらの対処、これを借換え等を含めて低利率に換えていくということが、対策をやっているのかどうか、それについてお聞きします。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

地方債の残高のご質問でございますけれども、今現在3.5%以下が30年度末には3件ございました。そのうち2.1%のものを2本、令和元年度におきまして完済ということになっております。したがって、令和元年度末の3.5%に係るものは、平成7年度の庁舎の整備事業でございます。こちらは平成7年度から毎年3,000万円ほど

返済をしております。こちらが令和元年度末に残っております3.5%以下の地方債でございます。こちらにつきましては、令和2年度、本年度残額を償還いたしまして、全て完済ということになります。したがって、今年度末におきます3.5%以下は全てなくなるということになっております。

2.0%以下でございますけれども、こちらは平成30年度末においては62件ございました。令和元年度末に4件完済しておりますので、今現在、令和元年度末では58件が残っております。

同じく0.5%以下でございますけれども、こちらは令和元年度末は118本が残っております。令和元年度末の地方債の件数につきましては177件で、67億8,000万ほどの残高となっております。

2.0%以下の借換えとかの、そういう措置につきましては、今現在はほとんどがもう0.1%とか0.5%以下でございますけれども、その以前の2.0%以下の借換えにつきましては、借換えというのは平成21年度に5本ほど借換えをしております。そのときの利率は4.5%以上の地方債について借換えすることができるという国の同意がなければ、借換えはできません。今でもそのような4.5%以下は嵐山町には残っていませんけれども、基本が大体4.5%を超える地方債については借換えができるということになっております。したがって、今現在残っている2.0%以下につきましては、このまま借換えはできませんので、そのまま年度年度に償還していくということになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。了解ですか。

○藤野和美委員 はい、了解です。

○松本美子委員長 分かりました。

そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、44ページの職員採用試験実施委託料、昨年から倍ぐらい上がっているのです。受ける方が多くいたから金額が増えたというふうに見てよろしいのでしょうか、ちょっと理由を伺いたいと思います。

それから、46ページのその他健康診断の中で、昨年というかその前、インフルエンザの費用が出ていたのですけれども、なくなった理由と、破傷風にこれが切り替わっ

ているのです。ちょっとその理由を伺いたいと思います。

それから、公務災害の件ですけれども、負担金が若干増えている。これは、その下の見舞金が大幅に増えたということで、負担金のほうも増えたという理解をしてよろしいのでしょうか。この公務災害はどういう事故に見舞われたのか伺いたいと思います。

それから、職員育成事業の一番下の職員資格取得等とありまして、昨年はなかったようなのですけれども、ちょっと内容を伺いたいと思います。

それと、60ページの入札の関係で、毎年聞いておりますが、町内、町外の状況を伺いたいと思います。

それと、159ページに公債費等の関係が出ていますけれども、これちょっと監査委員に、代表監査に伺いたいのですけれども、代表監査は大変嵐山町の財政状況は厳しいよということを、あれには載っていないことを特別におっしゃっていたわけですよ。それは岩澤町政のときには、これは黙っていてくれということで明らかにしてこなかったわけなのですか。それとも、これは令和元年度に急激に悪くなったので我々に知らせるようにしたのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 答えさせていただきます。

まず最初に44ページ、職員採用試験の件でございます。前年と比較して倍近く増えているということでございますが、昨年度、実施回数が増えました。2回行っております。7月と1月、この2回行っておりまして、ともに受験者が急激に増えております。1回目が79名の受験者、2回目が51名の受験者がございました。最終的に採用した職員数は7名でございますが、1回目で3名合格者がおりまして、2回目で4名の合格者がおりまして、それぞれ2回ございました。

それと、去年は町村会で行う共同試験ではございませんで、町単独で試験を行った関係で、町からの費用が少しかかってしまっているということで、こちらの金額になっております。

続きまして46ページです。46ページの予防接種の関係です。30年度はインフルエンザの予防接種がございまして、去年は破傷風の予防接種ということでございますが、インフルエンザの予防接種を行った職員は、福祉施設の研修、特養のほうに研修に行

った職員がございまして、その研修に行く前にインフルエンザの予防接種を受けていただいたということでございまして、この研修は昨年度は実施はしておりません。去年は破傷風の予防接種ということですが、こちらは有害鳥獣の関係で農政課の職員に注射を受けていただいたものでございます。

続きまして、46ページの下のところです。公務災害の関係でございまして。地方公務員災害補償基金の負担金でございまして。こちらは若干金額が上がっているということでございまして、こちらの増えた理由なのですが、こちらのほうは算定する職員数が若干増えているのと、それに伴う給与費総額、そちらを割合で掛けまして、それで支払いをしているものでございまして、職員が前年度と比較して少し増えていると。あとは給与総額が上がっておりますので、その関係で負担金が少し増えているということでございます。

災害見舞金を支払った関係で増えているのかというご質問でございまして、災害見舞金のほうは嵐山町の公務災害見舞金条例にのっとって支払いをしているものでございまして、特段この公務災害基金の負担金とは関係がないというか、影響するものではございません。去年は4名の方にこの見舞金の支払いをしたところなのですが、治療に係る期間に応じて、その見舞金の金額が違ってまいります。10万円の見舞金を支払いをした職員が2名、1万円の支払いをした職員が2名おりまして、全部で4名の職員に22万円が支払われたということでございます。

10万円の見舞金の支払いをした職員なのですが、こちらは6か月以上治療に要したということで10万円の見舞金が出ておりまして、左足挫傷、あとは腰の圧迫骨折、こちらの2名の方が10万円、あとは薬指の損傷、あとは頭部の挫傷、こちらの2名の職員はそういったことのけがで1万円の見舞金を支給させていただいております。

続きまして、職員資格取得の補助金の関係でございまして。こちらは、昨年度1名の方がこの補助金を使いまして、支払いをしたということでございまして、2万6,310円なのですが、こちらは公認心理師資格取得に係る補助ということで補助をさせていただきました。今まで公認心理師というのはございまして、こちらは2017年にできた国内で初めての心理職の国家資格ということで、今心理士の職員がいるのですが、そちらの方が新しくこの国家資格を取得したということで、その補助をさせていただきます。

私からは以上です。

○松本美子委員長 続けて、清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 お答えします。

まず、入札の結果についてご説明申し上げます。町内と町外の発注件数と割合のものでございますけれども、工事につきましては、昨年度、町内が28件、町外が9件、割合にいたしますと町内が76%、町外が24%、合わせまして件数といたしましては全部で37件ございました。

委託につきましては、全部で44件ございました。そのうち町内が14件、町外が30件、割合は町内が約30%、町外が約70%でございました。物品につきましては、全部で9件でございますけれども、全て町外の業者でございました。測量等コンサル業務につきましては、町内がゼロ、町外が16件、合計で16件でございました。

全ての総額といたしましては、発注件数が106件ございました。そのうち町内業者は42件の受注実績でございます。割合にいたしますと、約40%でございます。町外につきましては64件で、約60%の割合でございました。

続きまして、財政状況のことについてお答え申し上げます。159ページの地方債の関係からお話ししますと、やはり借入額というのは、その年その年の事業によって金額は増減いたします。しかしながら、毎年の返済につきましては、公債費ということで見ますと10年前、平成22年が6億7,000万、令和元年度も同じく6億7,000万と、毎年返済する公債費については均一になるように、その借入額と総額で設定をしております。

それと、標準財政規模で見ますと、同じくこちらは平成20年度からを見ましても、嵐山町については大体42億の財政規模でございます。こちらは経常的に収入される一般財源等を見た場合、嵐山町の標準的な規模は42億円だということを表しております。

一方、財政調整基金でございます。それは一般財源で自由にといいますか、常に町の貯金でございます。こちらにつきましては、やはり大きな事業、借入額の多い年については、その分財政調整基金から取り崩して、一般財源としてその事業に充てるということがございまして、平成20年度につきましては、令和元年度と同じレベルの約2億5,000万ほどでございました。一番増えてきたところが、平成23年から平成24年が嵐山町において財政調整基金が6億2,000万、ここが一応頂点と申しますか、一番その財調を保有していた時期でございました。そこから事業に伴って取崩しを始めた

結果、現在では平成20年度と同じような2億2,000万ほどになっております。こちらにつきましては、先ほど申し上げました標準財政規模からしまして、その保有率は5.8%となっております。

5%を切ってしまうと、国のほうや県のほうから財政の健全化によるような指導が入ります。そこで、平成30年度は5.3%、令和元年度は5.8%と5%を切るような状況になっておりまして、使っては積む、使っては積むの繰り返しの状況に入っていると考えられます。このままでは財政調整基金を保有していないと、災害等の臨時的なものに対応することができませんので、これから一番標準的に財政調整基金の保有率が理想的なのは、やはり10%から15%、嵐山町で申し上げますと4億から6億は保有していないと理想的ではないとされておりますので、その財政調整基金の積立てを年々増やしていくことが、一番財政の健全化に向けた取組として必要ではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、堀江代表監査委員、お願いいたします。

○堀江國明代表監査委員 それでは、お答えいたします。

今ご説明にあったように、財政調整基金の残高、ストックですね、これが標準財政規模の理論的には10から20%ぐらいがいいと言われているわけですが、今ご説明にあったように、5%を下手すると割ってしまうという状況下にここ1、2年来ているわけですね。ですから、今までどうか国の指導を受けなくても大丈夫なような位置づけにちょっとあったけれども、ここ1、2年かなり厳しくなってきたので、議員の皆様にもその点お気づきでしょうけれども、さらなるご検証をいただくため申し上げた私の私見でございます。したがって、岩澤町長の批判でもございませぬし、時期的にそういう状況になってしまったと。

これに関して、当然投資が多かったからそうなるわけです。しかし、この投資というのは、一般企業でもあるように投資をしていかない限り収益は得られないし、また自治体の場合は収益団体ではありませんので住民サービスということもありますので、収益が必ずしも伴うものではございません。いずれにしても投資をせざるを得ない状況下にありまして、そうすると自主財源がございませぬので借入に頼ると。

先ほど説明がありましたように、財政調整基金というのは、一般家庭でいえば定期預金みたいなものですから、お金が足りなければそこから下ろして使うわけです。そ

れがこの間申し上げたように、平成27年でしょうか、5億あったものが今、今年はたまたま2億台を保っていますけれども、臨時的な収入が入ったので2億台を保っているわけです。これを平準な年に置き換えた形にすれば、恐らく1億台に突入してしまっているだろうと。そうすると、もう5%を切ってしまうのです。来年はどうか、さっき清水さんにも確認、以前決算審査のときに確認をさせてもらいましたけれども、来年はどうかいけるかなという状況で、しかしどうかですから、不測の事態が起きたときにはもう嵐山町は耐えられないと、こういうことはご理解していただきたい旨お話をしたわけです。

それからもう一点は、申し上げた理由は公会計導入、今までは予算と決算の比較で皆さんにご検討いただいていると思うのですが、公会計というのは、従来そうであったのですが、2年前でしょうか、企業会計とほぼ同等の決算体制で判断してくださいと。今まで、簡単に言えば資金繰り表を見ていただけなのですよ、どの自治体も。だけれども、そこにストック情報は全然なかったわけです。例えば財政調整基金の取崩し、積立てというのはフローですよ。その結果、5億、4億、3億、2億、1億と残が小さくなってしまったよというのは、これはストックなわけです。一般企業も、このストックを非常に重要視しているわけです。借入金より現金のほうが多いとき、これはキャッシュリッチと言うのです。余計な話ですけども、パチンコ屋のサンキューだとかサンエスという会社は、何年分も現金を持っているのです。だから、ちょっとやそとのコロナの状況があったって、びくともしないのです。自治体はそういうわけにはいかないのです。だからこそ、体力に限界があるので、より慎重にストックの情報も皆さんに検討していただきたいと。

この庁舎だって、もう老朽化しています。では建て替えるってどうするのと。いいではないか、企業誘致して、企業誘致したら交付金が落ちてしまうのです。では、自分たちで稼ぎ出す力を持てば、交付金との兼ね合いがないかもしれない、カットされないかもしれない。そういうことをトータル的に考えていかないと、嵐山町はもう厳しい状況になっているので、我々監査委員の立場からすると、それを申し上げることがこの段階で必要だと。今までは必要なかったのです、比較的財政調整基金があったから。ところが、これからは厳しいと、そういう意味で申し上げたわけです。よろしいでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 46ページの公務災害ですけれども、かなり重症ですよね。左足骨折、腰の圧迫骨折、これはどういうことでこういう事故、けがをされたのか。ちょっと状況をお聞かせいただけないでしょうか。

それから、60ページの入札の関係なのですが、契約、これちょっと金額を、いいや、昨年も印刷したものをもらったので、それをでは後でもらえばこれはいいです。

それから、159ページの財政の状況なのですが、公債費が昨年より増えているわけです。この理由なのですが、これは台風があったから、その関係で増えてしまったのか、それだったら不測の事態でしょうがないと思うのですが、どういう理由でこれが増えたのか。1億円以上増えているわけですよね、ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、私から見て、これ代表監査に今お答えいただきましたけれども、景気としては先ほども若干の下降ぎみはあっても、そんなには大きな落ち込みはないというふうに思えるのです。恐らく嵐山町の企業もそうだし、財政状況もそうだったと。ただ、悪いというのは、ここ1、2年ではなくて、もう数年来のことが言えるのではないかなと。そのことをこの段階でお話ししていただいたのはありがたいことですが、今まで黙っておられたのはちょっと何か政治的な思惑があったのではないかなと思わざるを得ないのです。ちょっと正直にはお話しできないでしょうけれども、私の感想として思います。

財調の件が基準として出されて、そうか、あの1億円台で落ちた時期もあったような気がしたのですが、これは分かりました。

それでは、結構です。先ほどの公務災害と2つでお願いします。

○松本美子委員長 それでは、再質問が2問ということでございますので、答弁をお願いいたします。

木村副課長、お願いをいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは、公務災害の関係につきましてお答えをさせていただきます。

昨年度、公務災害見舞金で10万円の支払いをした職員が2名いるということでございますが、こちらの詳細につきましてお答えをさせていただきます。まず、お一人の方なのですが、こちらは会議室の折り畳み机、これ大変重いものなのですけれ



ども、その片づけをしているときにその机が倒れてしまって、足の甲にそれが落下をしてしまって足を負傷してしまったというものでございます。こちらが約6か月少々の治療期間を要したということで、今回10万円の見舞金が支払われたというものでございます。

もう一件ですけれども、こちらはまちづくり整備課の職員でございます。木の伐採作業中に起きた事故です。伐採作業で木を、枝を切っていたのですけれども、それをあまりうまく具合に切れなくてちょっと力を入れてしまって、切り落とそうとして引っ張ったようなのですけれども、その反動で尻もちをついてしまって、そのまま後ろに倒れてしまって腰のあたりを圧迫骨折をしてしまいまして、こちらの職員は1年以上ちょっと治療に要したということで、今回10万円の見舞金が支払われたというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 清水副課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、公債費につきましてお答え申し上げます。

令和元年度の公債費、元金につきましては1,500万円ほど、利子につきましては700万円ほど減額しております。元利で800万円ほど増加しております。理由としましては、平成27年、28年に借り入れた事業債の据置期間が終了いたしまして、その元金償還が始まったことによるものでございます。

また、今後の見通しでございますけれども、令和3年度がやはりその令和元年度と30年度等に借り入れた事業債の償還が始まりますので、令和3、4年度がまた今度、元金償還額が増える見込みとなっております。

また、町債全体の残高につきましては、令和元年度におきまして防災行政無線の借入れが3億2,000万円ほど、それと駅西整備事業の6,250万円で、合わせまして約4億ほど年度末残高が増えたとなっております。

それと、財政調整基金でございますけれども、委員さんおっしゃるとおり毎年度、当初予算において約1億5,000万円ほどを取り崩して当初予算に組み込まないと予算が組めないというような危機的状況にあると思います。ですので、年度末に2億5,000万円残高があったとしても、1億5,000万円取り崩せば自然にその年度は1億円から始まるというようなことになっております。それを毎年、また1億円残っている

のを1億5,000万円積立てのほうを増やして、なるべく2億5,000万円に持っていったという状況が繰り返されているということになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青木参事兼総務課長に補足という形で答弁をしていただきます。お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私から1点だけご答弁させていただきたいというふうに思います。

監査委員さんの関係でございますが、監査委員さんにつきましては毎月例月出納検査あるいは定期監査と、こういったことでご尽力をいただいておりますが、やはり専門的な知見をお持ちの方でございますので、そのようなお立場から町の財政状況を本当によく御覧をいただいております。

就任以来、例えば職員に対しても、これは平成30年も令和元年度もそうですが、職員全体に対して町の財政状況について研修会、こうしたものを先生が発案をされて、ぜひ職員の皆さんにということでやっていただいております。現在途中のところもあるのですが、コロナが落ち着いてくれば、また再開をさせていただきたいというふうに思っているわけです。また、職員だけではなく、例えば町長であるとか副町長であるとか、本当に忌憚のないご意見をいただいております。そのような形で、監査委員として本当にしっかりというのでしょうか、やっていただいていると、これは私の感想でございますが、申し上げたいというふうに思います。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうすると、町債が増えたのは台風は影響なかったと。あれだけの被害がでて、そんなに町債には影響なかったと、そういう見方でよろしいわけなのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 災害の関係につきましては、41ページにございますように、主要な施策の説明書の41ページでございます。

こちら21款の町債で災害復旧債がございました。あわせまして、これは全て昨年度の台風19号の災害によるものでございます。こちら道路等、あと橋りょう、それと農林施設災害、または公共施設の災害復旧で、合計しまして元年度につきましては1,450万円の借入れをいたしました。こちらにございますように、全て2年据置きで

ございますので、この災害の償還が始まるのは2年後の令和3年から償還が始まるということになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 お聞きをいたします。

まず最初に、施策の説明書の69ページに町議会議員の選挙費ということで載っているのですが、ほかの選挙も幾つかございましたけれども、予算に対して大幅に減っているわけですね。減らすことができたというふうに行行政側は思っているかもしれませんが、まずこの減った原因を、私もおおよそ予想はつきますが、お聞かせください。

それと、52ページの電話交換事業なのですけども、予算が195万ぐらい取ってありました。それが151万ということで、人件費も減っている、機器の借り上げ料も大幅に減っている、ここら辺の理由を説明していただけますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきたいと思います。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私から1点目につきましてお答えをさせていただきたいと思うのですが、委員さん、申し訳ございません。確認なのですが、町議会議員選挙費に関して、当初予算と比較をして減っているという内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

当初予算の中では、総額1,063万2,000円、こうした額を計上させていただいたわけでございます。こうした予算の積算に関しましては、例えば履行される方、ある程度多めに見させていただきます。予算の不足が生じないような形で、最大限このくらい履行されるだろうと、そういったことを見込んで、マックスの状態ですべて計上させていただいてございます。そうしたものに対して、決算ということでございますので、削減できるところは削減をさせていただきながら執行のほうをさせていただいたということで、結果的には790万円、こうした金額で執行ができたということでございます。

また、あともう一点大きな理由といたしまして、令和元年度の7月の参議院議員通常選挙から投票所の見直しということでさせていただきました。従前、投票所が12か

所あったものを8か所に削減をさせていただいたと、そうしたことも大きく影響しているというふうに考えてございます。当初予算に関しましては、まだその方針が決定してございませんでしたので、12か所の投票所という形で積算をしていたものというふうに思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 電話交換事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、臨時職員賃金でございますが、こちらは当初の予算に比較しまして臨時職員の勤務時間を見直しました。実際、予算上は朝8時半から5時15分ということで予算を立てておったわけなのですけれども、見直しまして勤務時間を9時から4時までとさせていただきます。毎日1人の臨時職員さんに勤務していただきまして、電話対応に当たっていただいております。

それから、機械器具借り上げ料の件ですけれども、こちらはもともと今使っておりました交換機、リースで使っておりました交換機ですが、こちらがもう大分老朽化しまして、これをリプレースしようということで予算を立てておりましたけれども、そのリプレースの時期が遅れてしまいまして、新規にリースが始まったのが令和2年の2月1日からということになりまして、その関係で少し予算と差異が生じてしまったということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 最初の町議会議員選挙というか、選挙の関係全体に通じて言えることなのですが、投票所を削減をしたと、その結果が大きく各報酬から時間外手当から全てに影響しているなというふうに思います。

削減する、できることはいいことだなというふうに思うのですが、金銭的なものについてはいいのですが、住民からについての意見、よかったなというふうな意見なのか、それともちょっと不便になってしまったよとか、そういうふうな意見の聴取みたいなものはやっておりますか。何か弊害はなかったかどうかお聞きをします。

次に、電話の交換事業なのですが、以前から見直していくと、削減をしていくと。住民から、電話をかけてきた人に迷惑かからないようにやっていきたいというふうな

ことでございまして、何か大幅に変えたのかなというふうに思ったのですが、そういうことではなくて、リースの見直しだとか時間帯のあれですとか、これからも毎日お一人だけは間違いなくいるというふうな形で、総務課の職員さんがそこに多少なりとも援助をするというような形でやっていくというのは、方針的には全然これ変わらないということで承りましたが、それでよろしいでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、1点目につきましてお答えをさせていただきたいというふうに存じます。

今回の見直しに対する選挙人さんの声ということでございますが、改めて何か特別に意見聴取の場を設けるだとか、方策をとすることは行ってはおりません。直接投票所に選挙に訪れた方から、幾つかお話をいただいたというふうに事務従事者のほうからは報告はいただいております。ただ、今回の見直しにつきましては、当然便利になったところもございますし、そうでないところもあると。選挙管理委員会としては、期日前投票所を、こちらを常設をすると。従前1か所であったものを2か所に増やすと、こういった対応も取らせていただきました。

今回、選挙管理委員会では令和元年度に4つ選挙を行ったわけでございますが、そういった結果も選挙管理委員会の中で今後十分検討し、今後の投票環境の在り方、こういったものについて検討を進めていくという方針は決まっております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、木村副課長、答弁をお願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 電話交換事業の電話交換手さんの件でお答えさせていただきます。

29年3月から電話交換の交換室から1人総務課のほうにおいでをいただきまして、そちらのほうで直通電話、代表電話の対応をしていただいております。基本的には、今は9時から4時までという勤務でお一人、それが毎日対応していただいているということでございますが、もちろん多い、たくさん入電するときもあれば少ないときもございますが、総務課のほかの職員のほうでサポートをしながらやっていくというようなやり方で今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけ再質問させていただきますが、この選挙の投票所の関係なのですけれども、12から8に減らしたと。いろんな意見が聞こえてきます。私に入らぐらいですから、町に入らないということは当然ないかなというふうに思うのですけれども、やはり投票率のアップ等をまた考えれば、見直し等も多少なりとも必要になるのではないかなというふうに、これは私の意見になってしまいますから、あまりうまくないので、さらに見直していく予定がありますでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁を申し上げましたが、今回の見直しが最終的な形だというふうには選挙管理委員会の中では位置づけてはございません。いろんな公職選挙法の改正によりまして、例えば共通投票所というものが今設けられます。そういったものの導入、そういったものもある面では視野に入れながら、今後この嵐山町に合った投票環境について、すぐすぐというのは、これは難しいというふうに議論されておりますが、また改めて見直しということを行う時期はいずれは来るものというような、委員さんの中の統一した見解ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 19ページなのですが、地方消費税が出てきますけれども、この基準日はいつになるのか。そして、この人口と従業員数が基準になるということですが、嵐山町の従業者数というのはどのくらいになるのか伺います。この12月だけ極端に、極端というか少ないのですけれども、その理由は何が考えられるのか伺います。

その次ですけれども、35ページの一般寄附ですが、ふるさと納税の寄附と返礼品の差というのは、額の差というのがどのくらいになっているか伺いたいと思います。

それから、先ほど46ページ、職員資格取得のことがありましたが、この職員資格取得は、今会計年度任用職員と正規の職員とありますけれども、職員の資格取得に係る費用というのは、今年からですけれども、会計年度任用職員と普通の正規の職員と差がなく、この職員資格に関して資格取得の補助があるものかどうか伺いたいと思います。

す。

それと、47ページに給与・人事システム運用管理事業があって、システム管理委託がありましたけれども、88万円ですか、これに関しては、会計年度任用職員に関して一般職と専門職の時間給というのですか、そういうふうなことの差はあるのかなのか、つくってあるのかどうかを伺います。

あと51ページになりますが、庁舎管理事業の中の光熱費があります。光熱費の内訳を伺います。

それと、各課にわたって給与があるわけですが、総務課、障害者の雇用と雇用率を伺います。これは障害者の雇用、臨時職員もその中に加わっていくのかどうか伺います。

それから、これは今回なのですけれども、総合教育会議費用というものの報償費がないわけです。でも、実際には総務課が管理していたわけですから、それについて回数と、どのような内容のものであったか伺います。

○松本美子委員長 それでは、会議の途中ですけれども、休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時21分

---

再 開 午前11時34分

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員さんの質疑に対しまして答弁から入らせていただきます。

それでは、清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、まず地方消費税市町村交付金の減額理由についてお答え申し上げます。

昨年12月分の減額、地方消費税交付金が減額したことにつきましては、昨年地方消費税交付金というものは、国に納付された地方消費税が納付のあった月の翌々月の末日までに道府県に交付される、払い込まれるものでございます。各道府県におきましては、その払い込まれた地方消費税の額から国に支払った徴収取扱費を除いた額を各道府県ごとの消費に相当する額に応じて案分し、道府県間で清算を行っております。その内訳につきましては、市町村に交付される地方消費税額につきましては、2分の1に相当する額を、さらにその2分の1を国勢調査による人口で、ほかの2分の1を経済センサスによる従業者数で案分して市町村に交付されるものでございます。

12月交付分につきましては、まず国の6月から8月までの収入分でございます、県にしますと8月から10月の収入分でございます。こちらを12月に市町村へ交付されるものでございます。この際に、去年はその各道府県間の清算後の埼玉県から他県への請求額が前年、平成30年よりも約90億円減額したものであるものでございます。12月分はそのような理由で減額をしております、去年の10月1日から消費税の利率が10%に上がった関係上、その代わり3月交付分につきましては清算によりまして、若干でございますけれども、増額しているということになっております。

続きまして、一般寄附、寄附についてお答え申し上げます。昨年度の寄附の総額でございますけれども、全体で2,229万円ほどでございます。件数といたしましては254件でございます。こちらに大きなもので、千年の苑推進協議会の事業費寄附ということで1,720万円が含まれております。それを除きますと、253件で509万600円ほどでございます。

そのうち、ふるさと納税に係るものでございますけれども、件数で申し上げますと246件で、約474万円でございます。こちらの中には、去年の台風19号によります災害復旧支援と、あと嵐山溪谷バーベキュー場の応援プロジェクトとしてクラウドファンディングを行っております。こちらが、災害復旧に係る寄附が150名で約250万でございます。その災害に係る150名を除きますと、ふるさと納税といたしましては96件で、約225万円の寄附をいただいたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは、46ページの職員資格取得と51ページの光熱水費につきましてお答えさせていただきます。

まず、職員資格取得につきましては、こちらは職員資格取得及び通信教育研修助成要綱、そういったものがございます。その中で、職員に対しまして受講料ですとか受験料、交通費、そういったものの合計の2分の1を5万円を上限として助成をするというようなことになっておりまして、こちらのほうにつきましては職員のみとさせていただきます。

続きまして、光熱水費の関係でございます。51ページの光熱水費でございますが、1,525万1,984円の内訳ということですが、こちらは電気、ガス、水道の費用になっております。昨年度ですけれども、電気が1,395万4,750円、ガスが1万2,960円、



水道が128万4,174円でございます。こちらは全て1年間の金額でございます、電気につきましては、前年度比で309万7,692円少ない数字でございました。ガス代につきましては同額です。水道代につきましては、前年比8万3,358円少ない金額でございました。

あと、障害者雇用率につきましてお答えをさせていただきます。こちらは、毎年県の労働局のほうにその率を報告をさせていただいております。昨年度の率は0.85%ということでございましたが、今年、令和2年6月1日時点では2.5%という率になっておりまして、こちらは障害者2名ということでございます。この中に臨時職員の人数は入っているかということでございますが、こちらのほうは職員のみで数字でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは47ページの会計年度任用職員の関係でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

一般の方と専門職の時給の差があるかという、こういったご質問かというふうに思います。会計年度任用職員さんの給与につきましては条例のほうに規定をしております、その職務の内容と責任に応じて位置づけるということになってございます。基準となる職務、例えば定型的または補助的な業務を行う職務、その他これに準ずる業務、こうした方については、一般職員の給料表の1級をまず適用するという事になってございます。また、相当の知識または経験を必要とする職務、こちらにつきましては、一般職の給料表の2級を適用するという事でございますので、一般的な事務と専門的な知識を有する業務に就いていただく方、こちらについては当然時給については差が生じてくるという位置づけでございます。また、規則も設けてございまして、規則の中で主立った職種ごとの基準となる号給、こうしたものについても規定をさせていただいております。

続きまして、総合教育会議の関係でお答えをさせていただきたいというふうに思います。元年度につきましては、総務課においては予算の執行はございませんでした。というのは、2度ほど会議のほうを開催させていただいてございますが、それぞれ教育委員会の会議が終了した後に、引き続き総合教育会議を開催をさせていただいておりますので、費用弁償については総務課の予算ではなく、教育委員会の予算のほう

で支出をさせていただいているということでございまして、総務課のほうは実績はないというような形になります。

まず1回目の会議でございしますが、元年7月に開催をしております、議題といたしましては、嵐山町立学校適正規模等基本計画素案の策定についてということでご協議をいただいております。2度目の会議につきましては、令和2年2月に開催をしております。議題といたしましては、3点ほどございまして、嵐山町立学校適正規模等基本計画の素案について、嵐山町教育大綱の案について、嵐山町教育振興計画の案について、以上のことにつきましてご協議をいただいております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地方消費税なのですけれども、経済コセンサスに基づく嵐山町の従業員数というのはどのくらいになるのか伺いたいと思います。

それから、これは私もクラウドファンディングをしていたというのは分かったのですが、これがふるさと納税として入ってきているということでもいいのですか。クラウドファンディングは、個々人ではなくて1人の何か集団のような方がクラウドファンディングを出して、そしてそれで一緒に出して、ふるさと納税というか寄附という形になってくるのか。これは面白いやり方だなと思うのですけれども、その点について伺います。

あと会計年度任用職員、1級と2級とか階数があるみたいですが、一番基本的な時給は幾らになるのか伺います。それと、1級、2級、3級の方ですか、時給の金額、1級、2級だけになるのかな、伺えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、まず地方消費税におきます経済センサスにおきます従業員数についてお答えいたします。

こちらは、先ほどの休憩中に県のほうに確認はいたしております。そして、その時間内には数字はいただけておりませんので、後ほど従業員数についてはご報告させていただきたくよろしくお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。すみません。

一般寄附についてお答え申し上げます。こちらは、先ほどクラウドファンディング

と災害復旧支援の寄附についてご説明申し上げました。クラウドファンディングにつきましてもふるさと納税、災害復旧支援の寄附についてもふるさと納税という取扱いになっております。

また、説明書の36ページを御覧になっていただきたいのですが、一番下に17款の災害復旧費寄附金がございます。こちらに4段ほど記載をしてございます。上の3段が、法人とか団体とかの皆さんでご寄附をいただいた部分となっております。ふるさと納税に係りましては、一番下段でございますけれども、250万円ほど、こちらは全て個人の方からの寄附となっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青木参事兼総務課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、会計年度任用職員につきましてお答えをさせていただきます。

1級、2級の基礎的な時給ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。1級の方につきましては、時給が932円、2級が適用になる方につきましては1,201円でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問はありますでしょうか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 主要な施策の43ページの一番下の8番、報償費で、こちら決算書は57ページです。

こちらに105万8,400円ということで、次のページを見ると訴訟代理人報償ということが書いてあるのですけれども、内容について伺いたいと思います。1点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

44ページ、訴訟代理人報酬105万8,400円の内訳でございますが、こちらは2件ございます。住民訴訟に係る弁護士への着手金、あとは審査請求に係る弁護士への着手金、どちらも同じ金額ですけれども、49万円に消費税をプラスしたもので、その2件で105万8,400円というふうになっております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようですので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

暫時休憩いたします。午後の再開を1時30分とさせていただきます。

休 憩 午前11時53分

---

再 開 午後 1時29分

○松本美子委員長 それでは、全員の方がお集まりのようでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから、77ページの中の3点ほどお尋ねいたします。

1点目は、子育て世帯等転入奨励金が205万あったわけですが、この政策の効果、やったことによる効果と、それからこれはその年度、昨年度で終了しておりますので、この終了させた理由についてお尋ねします。

第2点目は、中段ですが、地域活性化人材費補助金というのが480万9,456円ついておりますけれども、どういう形でこれが使われているのかということをお尋ねいたします。

3点目は、その下側のところですが、総合振興計画策定事業委託料です。総合振興計画策定基礎調査業務委託料が137万5,000円ついておりますけれども、この業務内容についてお尋ねいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

地域支援課長、青木副課長さんでしょうか、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

子育て世帯等転入奨励の効果と内容ということでございますが、終了理由ということでございますが、効果といたしましては、6年間で合計世帯数でいいますと83世帯、269名の転入の方がいらっしゃいまして、これだけが転入の理由となっているわけではないと思うのですが、転入で奨励となっていると思っております。また、もともと事業の目的として、年度3年ということで、当初3年ということで時限的に決めておりまして、3年終了時点で、もう一回3年度ということで、当初から3年ということを決めておりまして進めさせていただきましたので、トータル3年が2回ということで6年で終了しております。

2点目でございます。地域活性化事業の内容といたしまして、昨年度は町おこしディレクターのほうで各種イベント、資源発掘、研修、あと撮影等、職員研修を行っております。

3点目の総合振興計画ですが、こちらの委託料の内容といたしましては、今年度第6次総合振興計画を策定に当たりまして、その基礎資料となります住民意識調査を実施いたしております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、再質問させていただきます。

まず、子育て世帯の奨励金、これだけの効果が出ているわけなのですけれども、この費用でこれ6年間やってきて、83世帯、269名が転入されたら、これは非常に具体的に大きな成果をもたらしたと思うのです。これは時限だということでございましたけれども、これは今後についてになってしまうのであれなのですが、やはりこれはぜひ今後とも、次の政策の中で復活をお願いしたいと思います。これ質問ではありません。

次の地域活性化、人材ですけれども、この実際の効果はいかなる効果があったと判断されておりますでしょうか。

以上です、質問は。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

効果といたしましては、町の地域資源を活用し、地域の活性化、地域づくりにつながった企画や企画等を実施できました。また、各種団体や企業との協力を築きまして、

これらの方々とコラボレーションしたイベント等も実施できました。また、各種研修会や交流会に積極的に参加していただきまして、嵐山だけでなく、他の地区のまちづくりに携わる方々と交流して関係を深めながら、町のPR活動が行えたと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山岸地域支援課長に補足でお願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 補足ということで、転入奨励金の廃止理由ということで、補足でご説明をさせていただきます。

この件に関しましては、令和2年度の当初予算のときに長島委員からご質問をいただきまして、一度回答をさせていただいたという経緯がございます。そのときにも申し上げたのですが、少し古いデータになりますけれども、平成25年の7月から平成26年の6月、1年間、転入、転出のアンケートというのを町民課のほうで取っていただいております。この内容を見ますと、転入の原因として挙げられているのが、仕事の都合、これが39.7%、住宅の都合、こちらが18.6%、結婚のため15.1%、この大きな理由3つを足しますと、73.4%が転入の理由となっております。一方、転出の理由なのですけれども、同様に仕事の都合というのが37.1%、結婚が24.7%、住宅の都合というのが13.5%、合計で75.3%という内容になっております。

こういったことから、転入、転出、こういった理由については、仕事というのが一番に挙げられているという状況にあるということも鑑みまして、転入奨励事業については終了したということでございます。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まずは、この地域活性化人材の事業ですけれども、こういう形でいろんな活動をされてきたということでございます。ということは、この成果を、今検討されておりますDMOについて継承されていくのかどうか。それだけの成果を上げてきたとすれば、非常にこれは次につながるものだと思いますので、その辺をどう考えていらっしゃるのかということです。

もう一つは転入奨励金、先ほどお答えいただきましたけれども、確かにこのためだけに転入する人は当然いないと思うのですけれども、ただやはり転入してくる方にお礼というか、そういう気持ちを町として表わしていく、一つの潤滑油的な役目も果たしていたかなと思いますけれども、それについて、またご検討をお願いしたいと思い

ます。これ質問ではありませんので、1点だけお願いします。

○松本美子委員長 青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 地域活性化事業のDMOに今後つなげていけないということなのですが、DMOプロジェクト等を町おこしディレクター等も入って、メンバーとしてではないですが、協力していただきまして、この事業としては3年間で終了しましたが、今後もディレクターのほうは、町との関係は引き続きつなげていきたいという意向もいただいておりますので、ぜひいろいろな面でDMOも活用できるのではないかと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 55ページの総合振興計画の住民意識調査業務ですけれども、これ何件ぐらい送って、回答率、回答数、どのくらいだったのでしょうか。だんだんこういうのが少なくなって、意義があるのかをちょっと確認したいので伺いたいと思います。

それから、60ページの東口の駐輪場の関係なのですが、金額が同じですから拡張されていないわけですが、拡張すると言って、もう2年たつのかな、3年たつのかな、何が障害になっているのかお聞かせいただければと思います。

それから、123ページ、124ページ、防災行政無線、これ新しくしたり、スピーカー変えたりということやってきたわけですが、昨年の台風のと看、ああいう災害が起きるようなときの効果というのは、どういふうに皆さんおっしゃっているのを聞いているのか伺いたいと思います。

それから、ああいう台風があつて、毛布や食料などの決算がこの中に出ていないのですけれども、新しく購入というのは必要ないと。食料や毛布だけではなくて、ほか何があつたかな。そういうのは今までの数で十分なのですよということで、新しく足していないのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうから、総合振興計画のアンケートについてお答えいたします。

発送が2,000通、回収が958件、回収率が47.9%でございます。そのうち男性が45.5%、女性が53.1%、その他が1.4%となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 まず、東口駐輪場の拡張の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、当初拡張する予定ということで、土地の賃借料等を予算に計上しておりましたが、線路に近いという理由で駐輪場にするのにかなりの工事費がかかるということで、費用対効果を考えまして、今保留状態となっております。

続きまして、防災無線の関係をお答えいたします。防災無線の災害時の効果ということだったと思うのですが、実際に台風が近づいている暴風の最中だと、防災無線そもそも外で聞くものですので、そちらのスピーカーからの音が実際にどの程度聞こえたかというところは、すみません、調査しておりませんので、こちらでは把握しておりませんが、もともと聞こえにくい場所については戸別受信機というものを配付しておりますので、そちらのほうではクリアな音声がかれたかと考えています。

続きまして、台風時の毛布とか食料について、予算が計上されていないというお話だったので、こちらにつきましては、毛布につきましては使用したものをクリーニングしてリパックするという作業をしております。食料につきましては、防災対策費の消耗品の中で購入しております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 住民意識調査ですが、半分に行かないわけですか。ちょっと少ないのだねと、残念ですね。残念だねというふうに思います。何かほかの方法も今後考えていかないと、住民の意識が把握できないなというふうに思うのですが、取り立てて何があるかと言われると、私のほうもないのですが、直接訪問しないのです。訪問して聞くことぐらいしかないと思うのですが、満足はしていないと思いますが、この数字で、ちょっと感想というか、どんな感じを持っているかだけ伺いたいと思います。

駐輪場の件なのですが、費用対効果だと。どのくらい費用がかかるわけなのですか。何が一番お金がかかってしまうということなのでしょう。



それから、防災無線なのですが、防災無線をこうしてお金をかけてやってきたので、当面はこれでやるのが一番いいのかなと思うのですけれども、やはりこういう災害時に聞こえないと意味がないわけです。ですので、家の中で聞こえる有線のような形へと今後は変えていくべきではないかなと思うのですけれども、本当に逃げてもらうとか避難してもらうということを考えたら。その今後の方向性、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

毛布と食料、そうですか、現状では足りているということで理解してよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、総合振興計画のアンケートについてお答えいたします。

やはり町の回答率が50%行かないということで、このままではいけないということもありますし、昨年度からも若者の意見等、もっといろんな方から意見を聞いたほうがいいのではないかとということで、新年度、まず最初に若者の意見を聞こうという企画を取ったのですが、コロナの関係で集まって聞くというのが難しいということで、集まって聞くという機会は残念ながらなくなってしまいました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 東口の駐輪場の件ですけれども、800万程度工事にかかるというふうに聞いておりますけれども、何分地域支援課の私どものほうでそういった技術的な知識がないものですから、今後につきましては、この東口の駐輪場の関係をまちづくり整備課のほうにお願いして、西口の開発と併せて進めていただきたいということをお願いしております。以上です。

それから、防災無線の関係なのですが、電波法の改正によってデジタル化というものを進めたことですので、今回かなり費用もかけて整備しましたので、当面はこの形でやらせていただくのかなというふうに考えております。

続きまして、毛布の関係なのですが、災害の備蓄品につきましては、現状十分だということまで、まだいっていませんので、今回新型コロナウイルスの関係で交付金いただいていますので、今年度準備を進めております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 124ページの5、防災訓練事業でございます。こちら本来であればB & Gだったか菅谷小中だったか、B & Gでやるということであったのですが、たしか雨か何かで中止になったのかなと思っております。そういう中で、消耗品費ということで26万9,634円が入っております。先ほど川口委員の説明の中で、消耗品費で買っているというのは防災対策事業で買っているということでしたから、こちらは何をご購入されたのか確認させていただきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 こちらにつきましては、当初防災訓練をする予定で消耗品等用意しておりましたけれども、その中身ですけれども、皆さんにお配りするはずだったウェットティッシュですとか、黄色いタオル等も購入しまして、そちらのほうを防災会を通して配布させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ウェットティッシュと黄色いタオルのみで、この26万9,000円ということで、細かいことまでいいですけれども、黄色いタオルは防災会の人たちにお配りをして、今回補正予算で黄色いタオルを活用するというお話がございましたから、このときに防災会の方々には、その黄色いタオルを使用しての安否確認をするという指導をされたと思います。このウェットティッシュも相当数買っているのでしょうか。今後また防災訓練、もしくは何か活用する予定があるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

馬橋副課長。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 経費の中には、非常食を購入しまして、そちらを食べるための容器ですとか、または食料につきましても大量に注文しておりますので、キャンセル料を支払ったりした料金もその中に含まれております。

ウェットティッシュなのですけれども、ウェットティッシュにつきましては、日にちがたつと乾いてしまうということもありましたので、今回1年たったところで、避

難所の備品の中に入れたりですとか、または別の用途に使いたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 キャンセル料がかかったという食料品、だけれども、これ避難用に使う、非常食として使うわけだから、日もちするものであれば、キャンセル料払うぐらいなら買ってしまえばよかったのではないかなと思うのですけれど、いかがだったのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

馬橋副課長。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 すみません、1点訂正させていただきます。

当日カレーを製作しようとしたということで、非常食ではなくて、当日はカレーを作るための材料です。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにありますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書の55ページになりますが、嵐山まもり隊、昨年の活動状況と、どのようなグループがあったのか伺います。

それから、60ページの部落解放同盟埼玉県嵐山支部の令和元年度の活動状況を伺います。

それから122ページ、消防負担事業ですけれども、嵐山町での消防車と救急車の出動回数を伺いたいと思います。

あと防災行政無線ですけれども、これは3月に全部工事が終了しているわけだから、台風19号のときには間に合わなかったわけなのですけれども、実際に聞こえにくい地区の会場とか、それから地域の人との安全確保のための防災行政無線としてしっかり活動できるかというのは、今の天候だと確認できないのかもしれないのですけれども、一度確認しておいたほうがよいかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私の方から、まもり隊の活動についてお答えいたします。

昨年、まもり隊の登録団体が15団体ありまして、登録人数が延べで185名でございます。実際やっただいていることは、環境整備というものが多くて、公園、道路、歩道等の草刈り等、あと植栽の管理、また図書館で行っている映画上映の手伝いや子どもの一時的預かり、また古墳の一部を管理しているという団体もございます。

以上です。

○松本美子委員長 馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 まず、人権対策推進事業の部落解放同盟連合会の活動状況ということですが、こちらに申請していただいた活動記録では、前年度年間に48回事業報告をいただいております。費用の関係なのですが、会計報告の事務費として、旅費が9万2,200円、需用費として資料代、書籍、新聞代等で3万100円、それから県、郡への負担金ということで10万2,000円、事業費として研修会等の参加活動費19万780円、会議参加費2万6,000円、合計44万5,080円の支出であります。

それから、申し訳ありません。出勤回数はこちらで把握しておりませんので、後でお調べしてお答えいたします。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 続けてお願いします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災無線の関係ですが、聞こえづらい場所については、方向調整は常に行っておりまして、なおかつ音が出ているかどうかということで、アンサーバックでこちらで遠隔で操作が分かりますので、実際に音が出ている、出ていないということは、こちらにて確認できております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山まもり隊ですが、そうすると私が考えていたように、いろいろなさっているようなのですが、実際に日数的にはどの程度活動されているものなのでしょうか。助成金としては非常に少ない金額なのですが、その点伺いたいと思います。

それと、部落解放同盟嵐山支部、別のことは出していなかったのですが、

今回提案型補助事業の部分は全部なくなりました。それであるにもかかわらず、なぜこれだけが残ってしまうのか、私には理由が分からないのです。補助金の適正委員会があったと思うのですけれども、それでどのように話し合われたか、これ総括にしてくださいというのだったら総括にしますけれども。

あと防災行政無線なのですけれども、聞こえにくいところを全部一応操作しているということでしたが、どうなのですか、雨の降っているときとか、すごく風のあるときに、これが確認できないかなと思うのですけれども、そのときに聞こえるものか、聞こえないものかというのは結構大切かなと思うのですが、それについてはやりようがないですか、検査の仕方は。伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、まもり隊についてお答えします。

日数なのですが、各地区によって様々なのですが、例えば草刈り等は4月から9月前後まで、大体月に1回、2回程度やっていただいているところがほとんどです。また、図書館等、定期的なものは月1回やっていますので、その地区によって、地区というか団体によってばらばらで、今年度等暑いときもありましたので、草が伸びているときは、その月に集中してやっていただいている。あと、伸びていないときには、梅雨の雨が降っているときには回数が少ないといったように、定期的にやっているのではなくて、団体で集まってやっていただいていますので、数として全体的な数字というのはないのですが、年度通してやっていただいているのが現状です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

馬橋副課長。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災無線の関係なのですけれども、実際に今どういった形でやっているかといいますと、町民の方から、ちょっと聞こえづらいとか、音が小さいとか、そういった形でこちらのほうに連絡いただいて、それで現地に出向いて検査しているというようなアナログ的なこともやっております。

あわせて、最初に図面上で、机上でスピーカーの聞こえる範囲というのがある程度分かるのです。その方向性については、現地と図面が合っているとか、そういったことは調整を行っております。ですので、実際に天気が悪いときとか風が強いとき

に、そのピンポイントで職員がどこまで行けるかというところがありますので、ちょっとその調査をするのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

以上です。すみません。

○松本美子委員長 それでは、続けて山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金の関係でお答えを申し上げます。

今ご審議いただいておりますのは、令和元年度の決算でございます。当然令和元年の予算にこの補助金が計上されているということでございます。したがいまして、適正化委員会で話し合われた経緯というのは、平成30年度に話し合われたということになるかと思えます。

そちらのほうには私どもは出席しておりませんでしたので、その内容をいかにかということはお答えはできませんが、町といたしましては自治法の232条の2にうたわれております、公益上必要がある場合は、寄附または補助することができるという規定に基づきまして支出をさせていただいているということでございます。

○松本美子委員長 馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課人権・安全安心担当副課長 先ほどの消防車と救急車の出動回数なのですけれども、こちら30年度になりますけれども、火災の出動が81件、すみません、これ比企広域になります、81件。救急車の出動が9,491回となっております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。令和元年度に令和2年度の予算を作成するに当たって、当然補助金適正化委員会をやっていますよね。そこのところには課長入っていないのですか、補助金適正化委員会の中に。そうすると、ここのところで補助金適正化委員会に入ってそれを検討した方たちは、この今回の中にはいらっしゃらないということになるわけですか。そのことをちょっとだけ伺いたいと思います。

教育長は入っているのですか、補助金適正化委員会には。そうしたら、それについては当然あったわけですね。そここのところで、私は別に提案型事業をずっとやっているのを見ていて、もうお金がないので、予算がないので仕方がないのかなというふうに見たのですけれども、補助金適正化委員会がやったので、令和2年度に。

だから、そうすると、なぜこれだけこういうふうに残っていくのかということ

が問題なのです。ほかのところでは、同じように事業をしていますが、自分たちで全部お金を出して、自分たちの参加費でやっている。ところが、これだけは自分たちの参加した以上に町のお金が入っているわけです。補助金適正化委員会でそのことが話し合われてこないということの問題点があるので、それについては教育長さん、入っていらっしゃったら、そこのところで何かあったのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 先ほどお答え申し上げましたのは、平成30年度の審議には私は加わっておりませんということでお答えを申し上げました。令和2年の予算、補助金等を検討する際の補助金適正化委員会、昨年度、令和元年度に行われた適正化委員会には出席をさせていただきました。その中で、やはり先ほど申し上げたとおり、公益上必要があるということを認めているということで、引き続き補助金については出していくということが決まっております。

また、その令和2年度の補助金に関しては、基本的に据置きというのが基本的な方針になっておりましたので、そちらに基づきまして40万円ということで、令和2年度についても予算を計上させていただいているところでございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほどあるのですが、施策の説明書のほうで50ページの広報紙の発行事業について、まず最初に伺います。

予算に対して金額が下がっていると思うのですが、部数の減少等があるのでしょうか。

また、この中には広告等を取っておりますが、ホームページであればバナー広告みたいなものがあるわけですが、その費用はどこかへ入っているのでしょうか。

それと、住民の方に広報について望むものアンケート等は取っているように見えますが、それがどのように生かされているのか。編集委員の方は大変少ない人数でやっているというふうに思いますが、そこら辺をお聞かせしてください。

それと、次に54ページの広域路線バスの関係なのですが、ずっと300万円ほどで来ていまして、前回の予算の中から13万5,000円増えているのです。これは小川―熊谷線ですか、そちらのほうに補助をするのだというようなことで、それは了解している

のですが、300万円そのものが最近は何らか増えて、乗客そのものが増えているように見えるのですが、恒久的に300万円ですずっとになってしまうものなのか、そこら辺をお聞きをしたいというふうに思います。企業努力というか、町の努力もあって人数が増えているわけですから、多少なりの変動があってもいいのかなというふうに思うのですけれども、お聞かせしてください。

以上、2点だけ。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは2点、まず広報紙についてお答えいたします。

広報紙につきましては、昨年度、まずその前年度に比べまして多少は上がっております。理由といたしまして、昨年、平成から令和に変わりまして紙面のリニューアルを行いました。そのときにカラーページをつくらせていただいたのですが、カラーが好評だったこともありまして、年度中には表紙と裏表紙につきましてはカラーをさせていただきましたので、その前の年よりは費用的には上がっております。また、広告のほうですが、歳入のほうの雑入のほうで毎年度、広報紙のほうの広告の掲載とホームページのバナー広告のほうの収入はございます。

また、広報紙のアンケートにつきまして、今年度、先ほど申し上げました総合振興計画の住民意識調査のほうで、広報紙についてのアンケートを取らせていただきまして、町の情報を何で取りますかというアンケートで、やはり一番多いのが広報紙で7割以上の回答をいただいております。また、広報紙についての満足度も7割以上の回答をいただいております。

また、2点目のバスの補助につきましてでございます。300万ということで恒久的なものかということでございます。町といたしまして、先ほど長島委員さんから申されたように、ラベンダー園等がオープンしまして、実際に乗客数はその月、前年度と比べても増えております。ですので、町としては、この補助金等は少し減額等を含めて考えていきたいとは思っているのですが、ときがわ町のほうで全体的な赤字というのが増えていまして、逆にもう少し上げていただけないかということでご相談をいただいております。この辺は、なかなか難しいところでございます。

以上です。



○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 広報紙のほうから質問しますが、大変私とすると非常に単純な事業なのですけれども、住民と町を結ぶ大切な事業だというふうに私は思っています。ですから、予算に対して下がったものですから聞いたのです。実質的にはページ等を増やす、カラーを増やす、ページを増やして上がっているのですよというふうな答弁だったというふうに思います。確かに充実して、いつも見るのが楽しみになってきているのですが、やはり私から見ると細かいのです。ですから、逆に予算より上げるぐらいの気持ちで、見やすさというものを重点に置いていかないと、やはり広報紙の今70何%ぐらいは好意的に見ていただけると。

ですから、伝えなくてはならないものはいっぱいあるのです。ですけれども、見た限りで、ああもういいやというふうに思ってしまうと、せっかくの資料が無駄になってしまうので、やはり予算はきっちり使っていただいて、さらにいいものになるように、そういう努力がないのかなと。十分だというふうなところというのはないのだというふうに思いますので、その点をちょっと考えを聞かせてください。

それと、広域路線バスの関係は分かりました。ぜひ大変なお金でございますので、ただときがわのほうとすると、多分赤字なのでしょう。ただこちらのほうが、ほとんど乗っている方というのはときがわの方が多いですから、その点も考えていただいて、やはり向こうの住民の方がプラスになっている。こっちの住民の方も当然利は得ているわけですが、その点も考えていただいて交渉はするべきかなというふうに思いますので、もう一度お考えを聞かせてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、まず広報紙についてお答えいたします。

長島委員さんも申しただいたとおり、見やすい広報というのを担当課も含めまして模索しているところでございます。字がやはり小さくて読みづらいというところもございまして、また予算の関係でページ数も限られておりますので、その辺はさらに見やすいような広報紙を作成していきたいと思っております。

また、バスにつきまして、こちらのほうも町のほうもいろいろ努力しておりますし、今後ともいろいろ両町のほうで相談をしていきながら進めていきたいと思っております。

す。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけ広報紙の関係ですけれども、私が最初に目をつけたのは、やはり下がっているからなのです、予算に対して。でも、いろんなものを縮小していかなくてはならないという考えは分かりますけれども、先ほど言ったように、住民とのつながりを持つのは一番大切なところなので、下げるよりは逆に上げていただいて、ページ数も増やして、あまり細かくなく見やすいものにしていかないと、やはりやっている、作業している人も限られたページでこれだけというふうに言うと、載せるものも載せられなくなってしまう。やっぱり最初に出た予算というのはきっちり使っていただいて、大事なところですからやっていただきたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ありませんか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 47ページ、48ページにかけまして、住民税の情報システム運用管理事業でございます。

5,210万という金額がかかっておりまして、これについては相当の省力化だったり、それから情報のスピーディーな通知だったり、相当の効果を発揮しているのだと思っております。今回、19番の負担金、補助金のところで中間サーバーのプラットフォーム等もかなりの金額が増額になっておりまして、その辺の増額になった効果というのですか、全般見ますと約5,210万という経費がかかっているわけですが、その辺の嵐山町の効果はどのように表われているのだろうかということについて1つお尋ねしたいです。

それから、このページの20番の電子自治体推進事業でございます。これもほぼ同じような金額がかかっておりまして、やはり今の嵐山町の電子自治体を推進するためには最低限の経費かなというふうに思っておりますけれども、さらにここのところを、今後のことは言えないかもしれませんが、国も進めていますから、今の現状で担当課としてみれば、今回出た決算額、この辺が足りているのか足りていないのかというようなことで、どのように担当課としては押さえているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず最初の住民税情報システムの関係なのですが、中間サーバー・プラットフォームの負担金が増えておりますが、こちらはプラットフォームのほうを、昨年度と今年度にかけて新しくバージョンを上げるためのシステムの改修をしております。このプラットフォームは全市町村が情報が一度に、全国で2か所あるのですが、そこに一度に入るような大きなシステムでございまして、各市町村の人口割等で負担されているものでありまして、これが2年度、昨年、今年をかけて改修をしますので、その分が負担金が上がっております。

また、電子自治体のほうなのですが、現状といたしまして本当に最少の人数でやっておりますので、なかなか専門職でない方がやっていますので、日々苦勞しているのが現状です。また、今コロナ禍ということで、ウェブ会議と在宅のリモートワーク等も出てきますので、今後新たなシステムの開発が必要になるのですが、何分システムも多うございますし、現の事業をやりながら新しいものを入れていくというのが、なかなか費用面に対しても人材面に対しても不足しているというのは現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 確かにこの税情報システム、これだけのお金がかかるということで、今回もバージョンアップがあったというようなことで、この5,200万ぐらいの金額が嵐山町の単位では必要なことだと思うのです。いわゆる今のクラウドのシステム共同化事業、ここから離れるわけにいかないわけでしょうけれども、これはやはり今後もこのまま継続をしていく。そして、長期的に見たときに、これだけの最低限このくらいの金は必要になってくるのかなというふうに考えますけれども、その辺のところについてお尋ねしておきます。

それと、電子自治体ですけれども、今お聞きすると確かにここの49ページに出ている行政のIT研究所、こういったようなものも金額がほとんど変わっていないような状況で、恐らくこれからはこういったところにも、内部で職員の中に精通した人がなかなかいないとなってくると、こういったところにも金額がかさんでいくのだろうというふうに思います。

そういう中で、この予算ではもうかなりぎりぎりいっぱいだったと、決算額ではということをお聞きしましたので、今後この部署というか、部門というのは、かなりこれから忙しくなったり、お金の動きもあったりすると思うのですが、課長のほうにちょっと聞いておきますけれども、その辺のところを併せて嵐山町の実力というか、今回いろいろと一般質問でもいろんな批判が出ていましたので、その辺のところを捉えていらっしゃる観点のようなものをお尋ねしたいと思っているのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、お答えいたします。

青柳委員さんもおっしゃっていただきましたクラウド、共同化ということで今現在、県内の町村23町村ございまして、そのうちの21町村で共同でやっていただいております。やはり共同でやることによって、職員の資質ももちろん上がりますし、費用の面で数も集まりますので費用対効果というのもございます。また、昨年全国的にパソコンのバージョンアップというのが行われまして、全国的にパソコン自体の台数というのも全国というか、全世界的に足りなくなって、そういうところで共同化でやることによって、ある程度多くの台数を集めることによって購入することもできました。聞きますと、小さい団体ですとそういう購入もできないようなところもあるというのを聞きましたので、ぜひ今後もその共同化等は継続的に進めていければなと思っております。

また、先ほど申していただきましたコンサルティングの委託料ですが、やはりITの専門家のご意見をいただくことによって、こちらのほうで分からない部分とか、あと国で進めている、今こういうのが進んでいるよとかということもありますし、またプロポーザル等を今委託するときに行っておるのですが、そのときに町職員で分からないような指摘もしていただきますし、価格交渉というの、なかなか職員ですとうまくいかないところをやっていただいておりますので、財政的にも大分、町のためになっているかと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、今後クラウド化含めたそういう方向性はどうかということでご質問をいただきました。

まず、クラウド化の利点はセキュリティの関係がございます。やはり今情報化、こういった時代で一番気をつけなければいけない、また重要視されるのが、情報をどう保護していくかということであろうと思います。サーバー自体を町の中に置いて、そこでデータ管理するのと、やはり専門のそういった企業が、いろいろありますけれども、大手の企業などのセキュリティがしっかりしたところにデータを管理していただくというのが、クラウド化の一番の利点だと思います。そういったことを考えると、自庁の役場の中でデータを管理するよりも、そういったところにデータを移させていただいて、それはもう災害対策にもなりますので、そういった方向性というのはますます進んでいこうというふうに考えております。

また、人材的なことを申し上げますと、少し手前みそになってしまうかもしれませんが、埼玉県町村会の中にシステムの共同化するための協議会がございます。その職員さんにもともと、ちょっと市はどこの市か忘れてしまったのですけれども、ああ、川口市です。川口市のもともと情報関係担当していた方がOBということで、そちらの協議会のほうの事務をやっていただいているのですけれども、その方にお話いただくのは嵐山町の職員、情報に携わっている職員というのは、ほかの町から比べてレベルが上ですというお話をよくいただきます。本当に今携わっている職員にしても、とても業務量が多いのですけれども、それを何とかこなしていただいていますし、日々勉強もしています。

そういう意味では、先ほど広報紙のことで長島委員からもお話いただきましたけれども、広報の担当も1人です。その1人の職員が、やはりいろいろ工夫を凝らして、例えばこの間はレジ袋の有料化なんかも出しましたし、あとはコロナ関係でも、コロナに携わって頑張っている方、町内で頑張っている方、仕事をされている方、そういった方のインタビューを載せたりということで、大変本当に工夫してやっていただいております。そういう意味では、本当に情報担当職員も精いっぱいやっていただいているということです。

さすがに大きな市などと比べますと、全くそれ専門にやるということではできませんので、そのレベルに達するということは、なかなか難しい面がございます。しかしながら、そういった職員も努力しておりますし、今後についてはやはりズームですとかスカイプですとか、そういったことを使った情報を取り入れていくということも大事になってくると思いますので、できればそういう施設、体制が整えればいいなという

ふうな思いはございます。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 これからのことを聞いてしまって恐縮でございます。今、嵐山のレベルがどの程度にあるかということは、かなりやっぱり一人一人が押さえていなくてはならない。今の課長の答弁だと、かなりそれぞれ一人一人の担当の皆さんが努力しているということがよく分かりました。

ただ、やっぱりここはこれからもっと厳しい競争が入ってくるはずですので、担当課としても本当に今あちこちの情報を取りながら、そして進めていってほしいと。私が最後ですけども、簡単に答えてもらって結構ですから、いろいろと仕様がかわったりする中で、やっぱり職員が来てくれた機械屋さんなり、いろいろな業者さんにくうではないか、ああではないかということを徹底的にやるのだと思うのです。そういうことはしっかりやっているのだろうねということを聞きたいのですが、どうですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今の対会社、今システム等を使っている会社に対して、その対応はどうかということでご質問をいただきました。

本当に専門的な知識というのが必要になってきますので、そういう意味で、主要な施策の説明書の49ページの委託料の一番下の部分にコンサルティング委託料というのがございます。これ総務省のITアドバイザーですとか、幾つかの役職をやられているのですが、その方が、もう恐らく10年ぐらいになると思いますけれども、その方から以前からコンサルティングというか、ご指導いただきながら、もちろんそういった対業者さんに対して、職員だとなかなか強いことも言えないこともあるのですが、こういった方がとても厳しく対業者に対しても接していただけると、そういう役割も担っていただいておりますので、そういった方の助けを借りながら進めていければというふうに考えております。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、地域支援課に関する

部分の質疑を終結とさせていただきます。

暫時休憩させていただきます。それでは、45分より再開ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午後 2時29分

---

再 開 午後 2時45分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆様をお願い申し上げますけれども、自己の意見、あるいはというような言葉は控えていただきたい。それから、質問中に今後はどうしよう、どうですかとかというようなものが時折出てきてしまいますので、そのようなことも控えていただき、決算でございますので、どうなさいましたかぐらいのことまでにとどめておいていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

それでは、続いて町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔また明瞭なる答弁、説明をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 24ページ、23、24になると思うのですが、通知カード、個人番号カードの再交付ということで、こちらに枚数が書いてあるのですが、再交付の部分は、年度末にマイナポイントが始まりますよというようなお知らせもございまして、本当に課長を先頭に一生懸命マイナンバーカードをCMしていたなという姿を見ているわけなのですが、年度末で何枚ぐらい交付が進んだのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、柳澤副課長、お願いいたします。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、マイナンバーカードの交付件数の年度末の数をお答えいたします。

嵐山町では、トータルで3,006件交付いたしました、そのときのパーセントが、交付率のほうは16.7%になります。それで、直近でしたら9月末、現在の数が出ていますけれども、そちらのほうは4,190枚交付してありまして、嵐山町は23%交付率になっております。こちらの交付率のほうは、埼玉県は20%で、国は21%になってい

るのですけれども、そちらのほうを上回る率になっております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 大変頑張っていたなと思います。コロナ禍でもありましたし、大変苦慮されて窓口に来た方に交付をされたと思うのですけれども、どのような対応をなさったのかお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 4月から交代勤務になったりしまして、職員の窓口の体制も少ない中になってしまったのですけれども、アルコールの除菌の消毒を積極的に行いまして、窓口はああいいうビニールのカーテンとかアクリル板で、その都度気をつけていますけれども、あとは窓口今まであった、窓口においてあった申請用紙等も置きっ放しではなくて、その都度、ボールペンもそうなのですから、職員がペンのほうは消毒して渡すというふうに気をつけて行っていました。

あと、交付をするときにタッチペンを共有で使うものがあるのですけれども、そのほうもその都度消毒して、その点職員も、窓口に来るお客さんにも気をつけて行っていました。

4月、5月はコロナの影響があって交付率が下がるかと心配していたのですけれども、お休みで時間があるというのもあったのかもしれないのですけれども、窓口のほう結構お客さんがいらして、交付率も向上しました。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 令和元年度においての人口動態、おかしくなってしまうかな、何人から何人になったのかということで、それと外国人の動きもちょっとお聞きます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 人口の増減でよろしいですか。令和元年の10月1日は、人口は1万7,753人、世帯は8,132世帯になりまして、そのうちの外国人の人は594人になっています。



それで人口は、8月までは外国人の人口は増えていたのですが、なかなか外国から来られる方が減ってしまっていて、外国人の人口のほうは減少か足踏み状態になっています。

〔「それ今年」と言う人あり〕

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長　そうですね、今年です。去年ので。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長　それでは、川口委員、もう一度質疑のし直しをお願いいたします。

○川口浩史委員　平成31年の4月1日から令和2年度の4月1日、この人口の動きをなのですが。

○松本美子委員長　それでは、答弁を高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

人口ですが、平成30年度末の人口が1万7,951人、令和元年度末の人口が1万7,833人、年度内の増減は118人の減になっております。

そして、追加で申し上げますと、昨年も社会増についてのご質問が多かったので、追加して申し上げますと、社会増につきましては、平成28年度以降、転入転出に関わります社会増減につきましては、嵐山町はずっと社会増が続いておりまして、平成31年度中は転入数が783、転出数が702で、81人の社会増でございました。

以上です。

〔「外国人は」と言う人あり〕

○高橋喜代美町民課長　失礼いたしました。外国人ですが、平成30年度末が549人、令和元年度末が607人で58人の増でございます。そして、国別で見ますとベトナム人が271人、2番目にブラジル人で126人、3番目に中国人で80人、その後フィリピン、インドネシア、韓国等ありまして、全部で25か国の方が現在住民登録をされています。

以上です。

○松本美子委員長　そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員　80ページになりますけれども、国保安定分のことなのですが、保険基盤安定分で、これは3,202万7,473円が保険者支援分として国保のほうに行っているのですが、この具体的な内容を伺いたいと思います。

もう一点なのですが、これは国民年金の関係なのですが、令和2年度末で保険料の免除率が44.8%になっているのですね、45%。これに対して、単純に嵐山町はこれの受託事務をするだけなので、これについては何もないわけなのですが、県とかほかのところで、国とかでこれに対しての解決策というか、そういったものはあったでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 すみません。私のほうから先に、年金の関係です。お答えさせていただきます。

年金につきましては、現在は町の事務ではございませんので、なかなかこの法定免除率につきましても、ここに数字を載せさせていただくのは、年金事務所からの情報で載せさせていただきますが、免除等におきまして、国、県の解決策というか、方策につきましては、免除が効く人もなかなかご自身が免除申請を出さないがために未納期間が増えてしまうという方が多いらしいので、そういったところを、年金事務所等が委託しておりますそういったところから、以前は免除に該当するのではないかという未納の方のお宅を訪問して、免除申請を書いていただいていたという経緯もあるのですけれども、最近はそういうふうに自宅を訪問して免除申請をその場で書いていただくというのはよくないだろうということで、申請書を郵送するなりして、免除をできるだけ出していただきまして、未納期間がないようにしていただいているというふうに国のほうから情報を得ております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大島副課長、答弁をお願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、基盤安定の件についてお答えいたします。

基盤安定、先ほど委員様おっしゃったところが基盤安定の保険者支援分というところでございまして、保険者支援分につきましては、交付申請額の2分の1が国の補助、都道府県、市町村がそれぞれ4分の1というふうな補助率となっておりまして、具体的には、その内訳につきましては、3,202万7,473円の内訳になりますが、この中のうち医療分につきましては2,179万1,378円、後期高齢者支援金分につきましては797万5,224円、介護分につきましては226万871円。この医療分、後期分、介護分を合計い

たしまして3,202万7,473円というものになってございまして、こちらの計上されております分が合計額となっているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、これ国民年金総務事業（町民課）となっているのだけれども……ではない、国民年金に関しては嵐山町の事務ではないから一切関わらないけれども、これについてはこういうふうなお知らせが来るので、ここに掲載しているということで、全然年金事務には関わっていないのは、何の事務もしていないということはある程度分かったのですけれども、本当にこれを載せるだけが町民課の年金事務としての仕事というふうに考えていいのですか。これかなり、私は深刻だなと思って見ていたのですけれども、そういうことでいいのですか。

それで、もう一つ伺います。今までの保険基盤安定分というのは、全て全部の介護保険、後期高齢者も、国民健康保険も含めてそれが入っている。町民課のほうで、それを歳入を入ってきたものをそのまま出していくという感じの、今仕事になっている、業務になっているということでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 すみません。町のほうで何もしていないというような言い方になってしまって申し訳ありませんでした。そういうことではなく、町民課では年金事務につきましては、免除の申請の方の受付をしまして年金事務所のほうに送達しましたり、そういった事務はしておりますので、関わっていないということではなく、以前のように年金の保険料の徴収を町がしているわけではないということで、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。

年金の受給につきまして、ご相談があった方には丁寧に対応しておりますし、納付が難しいという方につきましては、年金の免除の方法などは丁寧に窓口で対応している状況でございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 基盤安定についてお答えいたします。

出されました医療分、後期分、介護分、それぞれの軽減世帯に属する一般被保険者数に支援率を掛けたものに対して、それに1人当たり平均保険料を掛けたもの、これにつきまして、私どものほうで申請いたしまして受けたものにつきましては、保険者支援ということですので、保険者のほうで受入れをいたしました上で、町民課のほうで受入れをしました上で、歳出として医療費の医療システムの基となっております事業納付金のほうに充当させていただいているような状態でございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、私はもっと具体的な内容というふうに伺おうと思っていたのですが、これはそれぞれの国保会計、高齢者の会計、それから介護保険会計で、低所得者への支援というのはそれぞれそちらのほうで聞いてくださいというふうなことでよろしいのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 失礼いたしました。内容につきまして、具体的内容ということで、医療分の軽減世帯に該当する一般被保険者数、後期の一般被保険者数、介護の一般被保険者数、それぞれこちらで積算しておりますので、こちらのほうでその内訳についてお話をさせていただければと思います。

医療分につきまして、7割軽減が878名、5割軽減が733名、2割軽減が721名、後期高齢者医療支援金分につきましても同じように、7割878名、5割733名、2割721名、介護分につきましては、一般被保険者数7割軽減297名、5割軽減165名、2割軽減172名の計算をさせていただいて、こちらで計算をさせていただいて、受入れをさせていただいているところでございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑はないようでございますので、町民課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時08分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告をいたします。前田子育て支援課長につきましては、体調不良により本日の会議を欠席いたしております。

続いて、子育て支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 1つちょっと疑問なところがありまして、決算書の145ページのところの衛生費の部分のところにラベンダー製品等製造業務委託料というのが入っているのですが、一応ラベンダー関係というのは農政課ではないのかなというふうに思っていたので、これがなぜここに入っているのか。どういう意図でここに入っているのか。それをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

これは、ふるさと創造資金を利用しまして、一昨年度ハード事業として子育て包括支援センターのほうを、健康増進センターのハード面を整備しまして、中を改装して子育て世代包括支援センターとして一昨年度オープンしたのですが、それ2年計画でして、2年目の昨年度に関してはソフト面をしなければならないということで、その中でふるさと創造資金を利用しまして、ラベンダーに絡めて日本薬科大学にご協力をいただきまして、子育て支援ブックと、あとこういったラベンダーのハンドクリーム、実際に千年の苑のラベンダー園のほうで刈り取ったラベンダーの精油、それを練り込んだクリームのほうを作成しました。そちらのほうの委託料となっております。

以上です。

○松本美子委員長 狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 そうしましたら、2年間だけということで、その後はもうこれはなくなるという形になるわけですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長　そうです。2年間ということです。

○松本美子委員長　そのほかにありましたらどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員　私のほうから、127ページの中段ですけれども、委託料の中で子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料というのが294万8,000円ありますけれども、この具体的な内容をお聞かせください。

それから143ページ、母子予防接種事業及びその下ですけれども、乳幼児健診事業というのがそれぞれございます。これは、想定される人に対して何％割合が実現できているか、それをお聞きします。

その2点です。お願いします。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長　それでは、決算書27ページの子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきましてご説明をさせていただきます。

嵐山町の子ども・子育て支援事業計画が、第1期につきまして令和元年度で終了し、令和2年度から新たに第2期の計画が必要だということで、昨年度この作成業務ということで委託をさせていただきました。内容といたしましては、前回の計画等の見直しで、あとはその前、平成30年度にニーズ調査を行っております。このニーズ調査の結果を踏まえた上で、計画の策定のほうをお願いいたしました。あと、昨年4回子ども・子育て会議のほうを開催させていただきました、その中でこの事業計画につきまして委員さんにこの内容を審議していただいたのですが、その会議にも出席をしていただきましてご依頼をしたところでございます。

以上です。

○松本美子委員長　答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長　それでは、お答えいたします。

まず、予防接種につきましては、乳幼児の予防接種につきましては約95％の接種率となっております。それから、乳幼児の健診、こちらにつきましては、ほぼ100％の受診率となっております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 ちょっと率直に疑問にあったのですけれども、子育て支援の事業計画をつくるのは、子育て支援課内で議論されてつくっているということではないのかなと思ったのですけれども、これはどなたかに委託をしているというふうなことなのでしょうか、実情は。それについて、再度確認したいと思います。

それから、母子予防接種事業は95%ということですが、本来これ100%であるべきだと思うのですけれども、それを100%にする努力をどのような形でされたのかと。

2点です。お願いします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

子ども・子育て支援計画につきましては、内容のほうが大きく2つに分かれておりまして、子ども・子育て支援事業というところと、あと次世代育成支援行動計画、これが一本化された形になっております。基本的に子ども・子育て支援事業のところにつきましては、子育て支援課のほうがメインとする事業があるのですが、次世代育成行動計画に関しましては、子育て支援課のみならず多岐にわたりまして子育てに関する、例えば道路ですとか防犯ですとか、子育てに広く全般にわたって関係することもありまして、課もまたがった内容になっております。そうした計画も含めまして、今回第2期の政策でありますので、第1期のまず実績を評価をいたしまして見直しをしていくと。それにニーズ調査も含めた形で新たに計画をつくっていくというような形で作成を業者のほうに依頼をしている、コンサル会社のほうに委託をした形になります。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 お答えいたします。

まず、予防接種の接種率の向上のためには、まず勧奨通知、勧奨の通知を年に数回行っております。

それから、もう一つは各小学校で行う就学前の子どもたちの健診があるのですが、先日菅谷小学校でも就学時前の健診があったのですが、そこに出向いて行って、主に体育館で受付等やらせていただくのですが、その会場内で母子手帳をお預かりしてその内容、注射の履歴等を確認させていただきまして、もし未接種のものがあった場合には、その場で県のチラシとか勧奨通知等、勧奨チラシなどもお配りして勧奨しております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 これは本来100%であるべき姿、そのための努力を今後も継続をお願いしたいと思います。

それから、要するに次世代の育成、これも本来町内で、町内というか役場の中でやっぱりよく練ってやるべきのを、コンサルにある意味はもう任せてしまうというのは、ちょっと私は非常に違和感は拭えないわけです。これは、今後検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず最初は、説明書の83ページ、8番の地域子育て支援拠点運営事業があるのですが、ここにはあそこの嵐丸ひろばでしたっけ、駅のと、あと今回できました増進センターが子育て支援センターになりましたよね。あれ、この年度からなっていましたよね。そうしましたら、これもこの部分でよろしいのか、あれはどこか別のところでしたか、それを確認させてください。子育て支援事業、今のところでいいのかなと思っているのですけれども。

それと、92ページ、予防接種の状況ということで、こちらに様々な予防接種の名称が、種別が入っているのですが、嵐山町はどこの市町村に比べてもワンコインでできるというのが売りだと思うのですけれども、ここに書いてある予防接種というものは全て500円でいいのか確認をしたいのですけれども、お願いします。

それと、先ほどの伏守委員の93ページに載っているのですけれども、ラベンダーの、何で私もここに入っているのかなと思っていたら、ソフト面事業で入っているということでした。これは、なぜ2年で終わらなければいけないのか確認をしたいと思います。



す。

以上3点。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、83ページの地域子育て支援拠点運営事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらの予算につきましては、嵐山駅にあります嵐丸ひろばのみの経費となっております。子育て世代包括支援センターにつきましては、母子保健のほうで予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 お答えいたします。

まず、最初のワンコインでとおっしゃられた予防接種の関係ですか、こっちは特定健診、健康いきいき課のほうでやられている特定健診ではないでしょうか。

〔「予防接種は違うの。分かりました」と言う

人あり〕

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それから、続きましてふるさと創造資金の関係のなぜ2年かというご質問でございますが、こちらに関しては窓口が地域支援課のほうで窓口でやらせていただいたのですが、県内でも手を挙げる市町村も数多くあるかなと思うのですが、補助率も3分の2という率のいい補助金でございますので、順番がありまして、やはり各子育て包括支援事業に関しては2年ということで決まっているということで、順番等もありますので、続けて何年もはできないということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしましたら、83ページの嵐丸ひろばの件をお伺いします。

駅のところにあるということで、滑川町内の方もご利用いただいているということも伺っておりますけれども、今回利用者数を町内、町外と教えていただけますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

令和元年度の利用実績でございますが、延べ利用人数になってしまうのですが、町民の方で6,329名、滑川町の方が4,258名、それ以外の町村の方で791名、合計で1万1,378名ということで、利用割合としては町民の方が55.6%、滑川町の方が37.4%、その他の方が7%という状況になっております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 説明書の82ページの学童保育、指導員の常勤、非常勤の人数を伺いたいと思います。

それから、84ページのファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター、この金額が昨年よりかなり下がっているのです、半分近く。どういうことで下がったのか伺いたいと思います。

それと、その下の家でも学校でもない件ですけれども、何人が利用されたのでしょうか。食事は何人されたのか。希望者全員がここを利用できるようになっていたのか伺いたいと思います。

それで、ここを建設するに当たって残土が発生していると。残土はどのくらいの量で、どこに持っていったのか。ちょっと金額が知りたいので、金額と合うのかどうか知りたいので、伺いたいと思います。

86ページの扶助費、施設等利用給付費、これがあるのですけれども、これどういうものなのでしょうか。

それから、87ページの保育所の関係ですけれども、この年の結果的な待機児童の人数を伺いたいと思います。

それから、92ページの高齢者予防事業で、扶助費で肺炎球菌2人が昨年はあったのですけれども、今年ないのはどういう理由……。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 いや、扶助費だよ。扶助費でね。

それと、その下の母子予防で、風しん抗体検査・予防接種費用の償還払い、これなぜ償還払いが発生したのか。1人ということなのですから、ちょっと伺いたいと

思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

まず学童保育の支援員さんの常勤、非常勤の状況ですが、ひまわりクラブにつきましては常勤の方が3名、非常勤が5名、ひまわり第2クラブが常勤が1名、非常勤が5名、てんとう虫クラブが常勤が4名、非常勤が3名、子どもの森クラブが常勤が2名、非常勤が4名という状況になっております。

続きまして、ファミリーサポートセンターの金額が前年度と比べて下がっているということなのですが、ちょっと単純に利用者が減ったというところで、この理由につきましては申し訳ありません、こちらのほうでまだ把握できておりません。

続きまして、第三の居場所の利用状況なのですが、令和元年度の利用実績ですが、これも延べ人数になってしまうのですが、小学生が258名、中学生が73名、あと大人、大人といいますが、これは保護者の相談とか、これが128件ありまして、合計で459件の利用がございました。

残土のことなのですが、今回載せさせていただきましたところの、こちらの残土につきましては第三の家のセンターの建築で出た残土ではなく、フェンスの設置に伴い、フェンスを設置するために掘って基礎を造ったための残土になっております。どこに処分してという話は、申し訳ありません、今資料がなくて分かりません。

続いて、86ページの扶助費、施設等利用給付でございます。こちらにつきましては、昨年の10月から保育の無償化というのが始まりまして、3歳以上の保育料のほうが無償化されるということで、それについて保育料ですとか、そういったところが公費負担になったところであります。その中で、保育の無償化の対象となっている施設というのは、認可保育所ですとか新制度に移行している幼稚園、認定こども園、地域型保育施設等がその対象になっているわけなのですが、それに該当しない、無償化の本来の制度に該当しない施設、例えば認可外保育所ですとか未移行の幼稚園、この辺でいいますと私立幼稚園、おがわ幼稚園ですとか私立幼稚園がそういった施設になるのですが、それとかあと預かり保育とか、そういったところを利用された方には、無償化の制度には乗っかっていない方をこちらの給付費のほうで、無償化分の3歳以上ご利

用になった方の保育料をこちらで給付させていただいたという内容になっております。

続いて、待機児童ですが、平成31年4月1日現在の待機児童につきましては、ゼロ歳が2名、1歳児が2名、2歳児が2名、3歳児が1名、4歳児が1名、5歳児が1名で計9名の待機児童がございました。これは前年度、平成30年の4月1日の待機児童が14名でしたので、5人減った形になります。ちなみに令和2年度の4月1日現在につきましては、待機児童は解消しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、高齢者の肺炎球菌の予防接種につきましては、恐らくこれ健康いきいき課のほうの事業かなとは思いますが。

〔「はい」と言う人あり〕

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、続きまして、風しんの償還払いのご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、昨年の4月から風しんの予防接種事業を3年間の期限つきで全国的にやっておる事業なのですが、4月以降、嵐山町がクーポン券を発送させていただいたのが8月なのです。4月からクーポン券を発送させていただくまでの間に、自費で風しんの抗体検査及び予防接種を受けられた方には償還払いをさせていただきますというふうにご案内をさせていただいておりました。その関係で、1名の方が該当になっておりましたということです。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 分かりました。学童保育は昨年とちょっと比較して、再度あれば総括か何かで聞きたいと思います。

家でも学校でもない関係では、なるほど通しでの人数しか分からないですか、個人の利用では何人かというのは分からないのですか。希望者は全員がご利用できている状況なのか、ちょっともういっばいだから今は待つてほしいという待機の状態があるのか伺いたいと思います。

それから、残土の関係なのですが、そうですか。そんなにフェンスの残土ですから出ないだろうかと、ちょっと掘ってやるわけですから。金額が15万も、それでいて残土の撤去部分だけでどうなのだろうと。どこまで持っていったのだろうという疑問が湧きましたので、ちょっと調べていただけないでしょうか。このくらいかかるものなのかどうかもちょっと知りたいので、お願いしたいと思います。

それから、なるほど風しん、92ページの償還払いの件はそうですか。ただ、1人というのはどうなのでしょう。少し周知が不足しているのではないですか。もっといて当然だというふうに考えるのですけれども、全く分からないですか、担当課では。少な過ぎるというふうに、4か月も間があるわけです、4、5、6、7で。それが1人というのはちょっと少ないというふうに思うのですけれども、いかがなものか、分かっているのかどうか。風しんのこれをやるようになったので、予防接種のほうが昨年从此が増えたということだね。では、その1人で少な過ぎるのではないかということだけちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、第三の居場所につきましてお答えさせていただきます。

第三の居場所の利用につきましては、基本的に登録制となっております。昨年度13名登録を受けていたかと思います。その中で、常時センターのほうに来ていただいているのはそのうちの何名か、中には子ども同士で仲が悪いといひますか、合う合わないとか、影響が出る子につきましては曜日をずらしてとかして利用していただくような形を取っている形になります。希望者全員来ることができるのかということなのですが、基本的に面接をさせていただいてお子様の状況を確認させていただいて、登録した上でご利用いただくという形を取らせていただいております。

次に、残土ですが、こちらにつきましては調べさせていただきます、後ほど資料のほうを提示したいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えします。

風しんの償還払い、1人は少な過ぎないかというご質問でございますが、申し訳ございません、この1人の方以外は一切把握はできてございません。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 医療機関で予防接種を受けたというのがこちらには入らないと、情報として。そういう今システムのようになってしまっているということなのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 お答えいたします。

この風しんの追加的対策事業に関しましては、基本的にはクーポン券が、各自治体から送られてくるクーポン券がない場合は医療機関のほうも接種しない場合がほとんどなのです。ただ、この方の場合、たまたまほかの受診で、ほかの疾病の受診もありまして医療機関にかかったと。そのついでに受けられたと。抗体検査を受けたところ、抗体価も低かったということで、予防接種も自費で受けられたということでございますので、実質クーポン券がない状態で医療機関のほうで接種をする、この追加的対策の対象の方に関してはクーポン券がなくて接種をされるということはほとんどございません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 20ページなのですが、子ども・子育て支援臨時交付金が1,820万ほどあるのですが、これ歳出ではどこに行くのか伺いたいと思います。

それと、84ページに発達支援巡回訪問相談事業というのがあって、昂がやっているわけなのですが、また87ページに障害児保育が229万7,760円となっています。嵐山町の民間保育園での障害児の現状と、そして支援員はどのくらいいらっしゃるのか伺います。いたのかということです。お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 それでは、まず20ページの子育て支援臨時交付金の関係をご説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年の10月から開始された保育の無償化に関連しての臨時交付金でありまして、本来保育所の運営費というのは保育料と、あと町からの公費で成り立っているものなのですけれども、3歳以上のお子様の分につきましては保育料がなくなりますので、その辺が全部公費負担という形になります。その中で、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担する形になります。この町の4分の1につきまして、令和元年度、この初年度のみ臨時交付金で国のほうが入ってくるという形になりますので、支出からいいますと3款2項児童福祉費、児童福祉措置費の子どものための教育・保育給付事業、こちらのところで委託料と、あと負担金及び補助金のところで、この中で各保育園、認定こども園等に運営費を支出しておりますので、こちらの部分に当たる形になるかと思います。

続きまして、保育園での障害児の保育の関係ですが、令和元年度は障害児の方が3名いらっしゃいました。今のところ、障害児1人に対し3対1の、3人に1人という形で支援員のほうをつけていますので、それぞれこの3名も2施設、東昌と東昌第二のほうにいたわけなのですけれども、なのでそれぞれ支援員が1人ずつついた形になるかと思います。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、そうすると、この1,820万円は4分の1の2分の1ということでもいいのですか。ごめんなさいね。全体の4分の1のうちの半年分ということが1,820万2,000円という形でいいのですか。そういう計算でいいということで、はい。

それと、もう一つ発達支援巡回訪問事業で昴さんが行っていると思うのですが、それは毎月行っていて、発達支援の人はいないということですか。障害児が3名で3人に1人、2施設で1人ずつだから、これが229万7,760円ということはどういうふうな、2施設に1人ずつだから、どういうふうな形で計算していけば、算出すればいいのですか。算出の基礎というのか、計算の基礎をお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

そうですね、申し訳ありません。まず、先ほと言いました3名、障害児のここのそ

もそも定義なのですが、保育園において障害児の加配といいますか、支援員をつける要件として特別児童扶養手当に該当する方が、もしくはそれ以外で手帳なり、そういった障害が認められているところがカウントをするということになっていまして、それに該当する方が3名という形になります。なので、この3名以外にも委員さんおっしゃられる発達の遅れだったり、そういうのがあるお子様というのはいらっしゃるかと思います。

今回この発達支援巡回訪問ですが、こちらにつきましては大体学期に1回、町内の保育所と、あと嵐山幼稚園と、あと嵐丸ひろば、こちらを、嵐丸ひろばに関しては、昨年度は2回までだったのですが、それ以外の施設につきましては学期ごとに3回巡回をさせていただきまして、相談件数も93件その中で上がってきている状態であります。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 障害児保育が229万7,760円となっているわけなのですけれども、それは2施設なので単純に2つに割るのか、それともどういう形ですか。月数によって違うのです。これどういう算出になっていますか。

発達障害の方に関しては、障害児保育の対象にならないですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田淳也子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、予算の関係なのですが、申し訳ありません。手元に資料がなくて、今ちょっと分からない状態であります。

発達障害のお子様につきましては、この保育の補助という観点でいいますと、先ほども言いました児童扶養手当を受給しているか、もしくはそれ相応の認定をするために診断書なり手帳なりを持っているというのが条件になっていますので、この制度上ですと障害児になっていないというのが現状です。

以上です。

○松本美子委員長 質疑のある方はほかにございませんか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点だけなのですけれども、90ページなのですけれども、さっき畠山



委員がちょっと聞いたときに母子保健というような話が出たので、この健康増進センターの管理事業、これは子育て支援課で担当しているわけですね。それで、去年も決算の審査のときに新しく出来上がったのを見せてもらって、きれいになっていました。それで、そこの利用の人数だとか、そういったものは健康いきいき課でやっているということなのですか。ちょっとその辺どうなっているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いしたいと思います。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

利用人数、その他管理、維持管理に関しましては、子育て支援課のほうでやらせていただいております。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうしますと、これが嵐丸ひろばとはまた違った、本当にこれから子どもさんを産むだとか、それから乳幼児の方とかが多く見えているものだろうと思っているのですけれども、その辺のいわゆる令和元年の3月の状態、1年間の決算でどのような状況にあったのですか。それをちょっと話してください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、面談とか相談、それから訪問数です。昨年度子育て世代包括支援センター開設させていただきまして、まず妊婦さんに関しての訪問数です。実績なのですが、93件、それから面談件数50件、それから電話相談の件数72件となっております。それから、産後のお母さん、産婦さんと母親に関しての訪問件数です。一昨年度の132件に対して203件、それから面談件数が一昨年の20件に対して145件、それから電話の相談件数、延べ件数に関しては102件から490件、それから子どもに関しての訪問、それから面談等につきましては、これは一昨年度の241件から223件、面談件数788件から724件、それから電話467件から502件というふうになっております。ただ、妊娠届が出たときの面談には、やはり昨年の子育て世代包括支援センターがオープンしてから母子保健コーディネーター等関わりまして、最初の妊娠届時の面談は時間をたっぷりかけて個室で行っております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、やはり支援センターがあそこにしっかりとできて、非常に評価されていると思うのです。

それで、私あとちょっと聞きたかったのは、あそこに広い広場みたいなのがあって、小さい子どもさんとか連れてくるわけでしょう。そういう状況というのはかなりやはり、あその広場みたいなのが上手に子どもさんと親御さんと含めて、あとはそれを指導してくださる先生とか含めて、上手な状況であそこは利用されているのかどうかということをちょっと確認させて。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

子育て広場に関して、子育て世代包括支援センターの2階の部分を昨年度新しくしてオープンさせていただきました。おかげさまで、多いときには2階の広場の、広場もかなり広い、大体嵐丸ひろばぐらいの広さはあるのですが、その部分プラスフロアの部分というのですか、2階の図書エリアの部分、そこまで子どもたちが走り回るくらい参加をいただいております。

それからもう一つ、やはりあのセンターの2階でやることの意味というのですか、よかった点は、やはりセンターの中に保健師だけでなく、保健師をはじめ看護師、それから管理栄養士、それから保育士も常駐しておりますので、相談したいときに、例えば離乳食をどういうふうにしたらいいのだろうかとか、それから子どもの病気、子どもが調子悪くなったときはどうしたらいいのだろうかとか、そういったときに様々な職種がその場ですぐに相談に入れるといった面もありまして、そういった面ではあのセンターの2階に集約した意味は大いにあるのかなというふうに感じております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、子育て支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時57分

---

再　開　午後　４時１４分

○松本美子委員長　それでは、皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員　それでは、私のほうから決算書の113ページ、下段のほうですが、生活サポート事業費補助金300万4,475円が出ておりますけれども、この具体的な内容をお願いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長　それでは、答弁をいただきます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　それでは、答弁いたします。

生活サポートの内容でございます。内容といたしましては、送迎サービスあるいは一時預かり等の事業でございました。

以上でございます。

○松本美子委員長　藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員　具体的件数は幾らだったのでしょうか。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長　利用者の件数としましては、57件でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長　藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員　そうしますと、前年比との対比としてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長　それでは、答弁を近藤健康いきいき課長、お願いいたします。

○近藤久代健康いきいき課長　それでは、お答えいたします。

前年度比なのですけれども、ちょっと人数が手元にございませんで時間数でお答えさせていただきます。令和元年度の利用時間が1,278.5時間で、平成30年度の利用時間が3,302時間となっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、88ページの3款3項1目の災害見舞金支給事業でございますが、昨年の台風19号による水害の扶助費だと思うのですけれども、5件ということで、こちら床上浸水、床下浸水の方5件という形でよろしいのかお伺いします。

それと、89ページの保健推進員報償61名で54万9,000円、こちらの方々、いつだったかな、何年か前に施政方針で岩澤町長が推進員を増やしていくのだという話があったのですが、そのときから人数は何か変わっていないようなのですけれども、どのような活動をされたのか、内容をお伺いします。

そして、91ページの13の委託料の予防接種業務委託、定期予防接種法定外予防接種の医師委託料……ではなくて私が聞きたいのは、ワンコインで乳幼児、幼児に予防接種をするということを嵐山町やっているわけなののですけれども、それはどこにあるのか。これは違いますね。ちょっと教えていただきたいと思います。その3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

災害見舞金につきましては、床上浸水が4件、それから住宅以外のその他の建物の全壊1件の計5件でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

保健推進員の活動についてということで、まず説明をさせていただきたいと思います。令和元年度につきましては、保健推進員会議2回予定をしておりましたが、3月の1回につきましてはコロナウイルスの関係で、こちらにつきましては中止とさせていただきます。1回やった会議内容につきましては、講習会として健康長寿サポー

ター養成講座ということで、健康づくりの意識づけということで行わせていただきました。そして、健康で生き生きしたまちづくりに向けた健診受診率向上キャンペーンということで、保健推進員さんのほうには6月から7月に向けて、10月から11月の頭に向けて、担当地区におきまして戸別訪問による特定健診、がん検診受診勧奨用のリーフレットの配布ということで、健診の受診勧奨のほうを実施させていただいております。

保健推進員の人数が変わっていないということで、こちらにつきましては100世帯に1人という基準を設けて設置を、区の区長さんのほうから推薦していただいている状況でございます。今回の人数につきましては、1地区事情がありまして1人少ない状況になっているということで、去年と今年の任期で2年ということで61名ということになっている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、私からは予防接種についてお答えさせていただきます。

予防接種につきましては、健康いきいき課が管轄するのは高齢者の予防接種になりまして、乳幼児の予防接種は子育て支援課のほうの担当となっております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしましたら、先ほど予防接種の件でワンコインがあるかなと思つて、ちょっとページが間違っていたからかもしれないのですが、子育て支援課に確認しましたら、「こちらは違います。健康いきいき課です」と言われてしまったものですから、ちょっと行き違いがございまして、聞けなくて残念なのですが、子育てだと思ったのですが、まあ分かりました。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきますので。

近藤いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 予防接種は、高齢者インフルエンザは自己負担、今年度は無料ですが、1,500円、肺炎球菌が5,000円でやっております。ワンコインと

いうのは、特定健診がワンコイン500円で受けられるようになっているのですけれども、予防接種のほうのワンコインというのは健康いきいき課のほうでは実施しておりません。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 私のほうからは2点です。

決算書の111ページの障害者地域ふれあい事業の内容をお聞きしたいというのがまず1点です。

それから、113ページの重度心身障害者医療費給付金、これは何名の方が給付を受けているのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をいただきます。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

地域ふれあい事業でございます。こちらは、嵐山郷のほうに障害をお持ちの方が通って、文化活動ですとか、ちょっとしたバリ取りみたいな作業をしたりとか、そういう形で日中を過ごす場所となつてございまして、人数といたしましては嵐山町1名、あと近隣市町村で小川町さんから1名の2名が通っているような状況でございます。

続きまして、重度医療の給付金の人数でございます。登録者数につきましては、388名でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点なのですけれども、今もちょっと出ましたが、91、92ページの高齢者の予防接種の関係なのですが、65歳だったと思いますが、肺炎球菌の予防接種、通知が来て受けるようになっていたと思うのですが、ここに、92ページに定期と法定外というふうに書かれているのですが、このあれがちょっと意味がよく分からないので、1回だけなのかなというふうに思っていたものですから、定期となるとまた違う年齢になったときにあるのかなとも思ったりなんかしたものですから、お聞きをします。インフルエンザについては、今度は全部無料、10月1日から無料ということなので、町も助かるのだなというふうな感じは思っています。

それと、あと一つ、これもちょっとよく意味が分からないのでお聞きするのですが、88ページの一番上に風水害の見舞金というふうに健康いきいき課から出ています。5件で17万ということなのですが、ちょっと内容を教えていただけますでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 先ほど、申し訳ないですけども、畠山委員さんのほうから出ていましたので、了解していただければというふうに思いますけれども。

○長島邦夫委員 全然内容が違うではないですか、質問の。

〔「同じですよ、同じ」と言う人あり〕

○松本美子委員長 内容的には同じだったと思いますが。

○長島邦夫委員 同じだった。

〔「同じです」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 肺炎球菌のことを何か言っていた。

○松本美子委員長 いやいや、風水害。

○長島邦夫委員 風水害の、ああ、そこ言ったの。

〔「私言いました」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 ごめんなさい。後で、それでは聞かせてください。

○松本美子委員長 というわけで、すみませんけれども、後ろのほうは削除させていただいて。

○長島邦夫委員 はい、分かりました。

最初のところだけ、ではお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

私のほうからは、高齢者肺炎球菌の定期接種と法定外接種の区別ということでお答えさせていただきます。まず定期接種につきましては、65歳、70歳、75歳という形で、5歳刻みで定期接種ということで、年齢で設定をさせていただいております。それと、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害（重度）またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者、この方たちが定期接種となっております。それ以外に法定外接種といたしまして、今申し上げました中で65歳以上で定期接種以外の方たちにつきましては、法定外接種ということで設定をさせていただいております。

すみません。追加です。1人1回ということになっていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでよかったのですが、1人1回というのがちょっと意味が分からないのですけれども、定期の場合は60歳、65歳、70歳で受けられますよということで、そのとき年齢になったら1回ということですか。ちょっと意味が分からない。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

近藤健康いきいき課長、お願いいたします。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えさせていただきます。

高齢者インフルエンザは、国で定められて……

〔「インフルエンザじゃないですよ。肺炎球菌」  
と言う人あり〕

○近藤久代健康いきいき課長 失礼しました。肺炎球菌なのですけれども、国で定めた回数が1回となっております。それで、5歳刻みの年齢のうちのどこかで1回受けていただくという形となっております。そのときに受けられなかった方が、法定外接種という形で受けていただくようなシステムとなっております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 88ページの風水害の件なのですが、床上4件、住宅以外の全壊が1件と。床上5件ではないのですか。1件は見舞金が出ないような床上だったのですか。ちょっとそこを伺いたと思います。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 そうだね。それと、住宅以外の全壊は物置かなとは思うのですけれども、ちょっと何か伺えればと思います。

それから、そのページの一番下の返還金とあるのですけれども、どういう理由で返還金が発生したのか伺いたと思います。

それから、90ページの生活習慣病予防事業です。これ減額になっているのですけれども、減額になってちょっと事業が縮小されたわけなのですか。縮小せざるを得ない



という状況になったわけなのですか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、91ページの一番上の健康増進法等による業務で18人が基本健康診査を受けたと。これ生活保護の方だということですが、やはり同じ方がここで受けたということなのですか。ちょっとどういう理由で生活保護の方が受けたのか伺いたいと思います。それと、生活保護の方は何人おられたのか伺いたいと思います。

それから、92ページの先ほどの肺炎球菌の件なのですが、定期以外に法定外があると。つまり5歳刻みでなっていますけれども、その間、例えば68歳とか73歳とか、そういう方が受ける場合にこの補助が使えるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、昨年この扶助費に肺炎球菌2人の方がいたわけなのですが、この方が今回はいないというのは、ちょっと昨年はどういう理由でいたのか。今回はなくていいのか、ちょっと伺いたいと思います。

おかしいな、それだけではなかったな。分からなくなってしまったな。どこかへ書いておいたけれども、アロマだとかアロマ何とかというか、そういう……ああ、子育てだけ。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 子育てですか。

では、以上です。

○松本美子委員長 以上でよろしいですか。

それでは、答弁をいただきます。

太田副課長、お願いいたします。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私のほうから災害見舞金の関係お答えいたします。

災害見舞金、床上浸水が4件でございました。そして、住居以外のその他の建物全壊ということで、母屋の隣の倉庫が大木が倒れまして全壊ということでございまして、見舞金の支給に関する規定に基づきまして支給をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

私のほうからは、90ページ、生活習慣病予防に関してですが、事業が縮小されたのでしょうかということのご質問でした。こちらにつきましては、縮小していたわけではないのですけれども、実際8回健診後の健康相談というものを予定しておりまして、そのうち3月が1度入っております。それで、コロナの感染予防対策のために3月につきましては中止をさせていただいたということで、その分の看護師さんとか保健師さんをお願いしてやっている事業の人件費の分が少なくなったということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、近藤健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

まず、返還金につきましては、29年度に実施しました新たなステージのがん検診の補助金、子宮がん検診、乳がん検診の節目で受けていただく検診に対して県から補助が来るのですけれども、そちらのほうの実績が申請に足りなかったもので、その分を返還となっております。

続きまして、基本健康診査の生活保護、同じ人が受けたかということなのですが、ちょっと受けた人の細かいところまでは見ていないので、同じ人が受けたかどうかは分からないのですけれども、生活保護を受けている40歳以上の方が対象になっております。対象者数は148人でございます。

続きまして、肺炎球菌の扶助費がないのはということなのですが、扶助費というのは、町のほうで委託契約を結んだ医療機関で実施をしてもらいますと自己負担分だけで受けられるのですけれども、町が契約をしない医療機関で受けていただいた場合というのは、一度全額負担をしていただいて、その後申請していただいて、自己負担を除いた額をお返しするというシステムになっております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 近藤課長、お願いいたします。

○近藤久代健康いきいき課長 1つ答弁が漏れてしまいまして、申し訳ございません。

定期接種が5歳刻みということになっておりまして、5歳刻みで受けるのが国で定められた年齢ですので、これが定期接種となっております。そのときに受けられなか

った方が、例えば67歳だとか73歳だとかというときに受けた場合は、もう国で定められた対象にはなっておりませんので、法定外接種ということで町が補助を出しているという形になっております。

以上です。

○川口浩史委員 肺炎球菌が扶助費で……今説明があったの。

〔「今の説明はそうですね」「よく聞いていただかないと」と言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません。では、もう一度答弁いただきますので、お願いします。

○近藤久代健康いきいき課長 すみません。扶助費がないのは、先ほど申し上げたように町が委託をしていない医療機関で接種を受けた方がいらっしやらなかったのも、扶助費がなかったということになります。失礼いたしました。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 88ページの見舞金なのですが、5件と床上を聞いていたのですけれども、5件はうそで本当は4件だったと、そういうことなのですか。5件当然床上になれば見舞金出ますよね。あるいは社協に入っていなかった、ああ、これは社協は関係ないのか。全員か、町民であればね。ちょっとそこを確認したいので、伺いたいと思います。

あと生活保護の関係、91ページの、40歳以上の方が148人いらして、そのうちの18人が基本健康診査を受けたと。受けられていない方のほうが多数いるわけですよね。その方たちは何か理由があって受けないのか、受けたくないから受けないのか。町側からこの方には進めていないのか、ちょっと伺いたいと思います。

あとは分かりました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、見舞金の関係答弁いたします。

風水害ということで5件となつてございまして、その内訳が4件床上浸水、そして1件がその他住家の建物全壊ということで見舞金を支給してございます。

〔何事か言う人あり〕

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 はい。こちらで把握しているのは、床

上としては4件です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 基本健康診査につきまして、まず対象の方には全員に通知を送らせていただいて、受けていただくようにお声がけをさせていただいております。

受診者が少ないのはなぜかということなのですが、生活保護の方は、基礎疾患を持っていらっしゃるお医者さんにかかられている方も多いので、そういう方たちは恐らくそちらの先生のほうに診てもらっているので、健診を受けないという方はいらっしゃるかと思います。ただ、詳細につきましては調査をしておりませんので、明確なお答えはできないのですが、そのようなところで考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書の73ページ全体になるのですが、障害を持っている方で介護給付や訓練給付を受けていらっしゃる方、独り暮らしの方はいらっしゃるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

太田副課長、どうぞ。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 手元に人数を持ち合わせてございせんが、独り暮らしの方はいらっしゃいます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいします。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時47分)

## 決算審査特別委員会

10月12日（月）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査  
について

○出席委員（１０名）

|     |     |        |      |     |        |
|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 1 番 | 小 林 | 智 委員   | 2 番  | 山 田 | 良 秋 委員 |
| 3 番 | 狹 守 | 勝 義 委員 | 4 番  | 藤 野 | 和 美 委員 |
| 5 番 | 畠 山 | 美 幸 委員 | 6 番  | 長 島 | 邦 夫 委員 |
| 7 番 | 青 柳 | 賢 治 委員 | 8 番  | 川 口 | 浩 史 委員 |
| 9 番 | 渋谷  | 登美子 委員 | 10 番 | 松 本 | 美 子 委員 |

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 菅 原 浩 行 |
| 書 記     | 安 在 洋 子 |

---

○説明のための出席者

|       |     |                     |
|-------|-----|---------------------|
| 佐 久 間 | 孝 光 | 町 長                 |
| 高 橋   | 兼 次 | 副 町 長               |
| 萩 原   | 政 則 | 長寿生きがい課長            |
| 菅 原   | 広 子 | 長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長  |
| 簾 藤   | 久 史 | 長寿生きがい課包括支援担当副課長    |
| 藤 原   | 実   | 環 境 課 長             |
| 千 野   | 政 昭 | 環境課環境担当副課長          |
| 柳 下   | 和 之 | 技 監                 |
| 杉 田   | 哲 男 | 農 政 課 長（農業委員会事務局長兼） |
| 安 藤   | 浩 敬 | 農政課農業振興担当副課長        |
| 藤 永   | 政 昭 | 企 業 支 援 課 長         |
| 中 村   | 寧   | 企業支援課商工・観光担当副課長     |
| 小 輪 瀬 | 一 哉 | 企業支援課企業誘致推進室長       |

|   |   |   |   |   |                             |
|---|---|---|---|---|-----------------------------|
| 伊 | 藤 | 恵 | 一 | 郎 | まちづくり整備課長                   |
| 久 | 保 | 雄 | 一 |   | まちづくり整備課道路担当副課長             |
| 安 | 在 | 知 | 大 |   | まちづくり整備課都市計画担当副課長           |
| 山 | 下 | 隆 | 志 |   | 上下水道課長                      |
| 今 | 井 | 良 | 樹 |   | 上下水道課下水道担当副課長               |
| 永 | 島 | 宣 | 幸 |   | 教 育 長                       |
| 村 | 上 | 伸 | 二 |   | 教育委員会事務局長                   |
| 金 | 子 | 美 | 都 |   | 教育委員会事務局教育総務担当次長            |
| 加 | 藤 | 憲 | 史 |   | 教育委員会事務局新校開校準備室長            |
| 溝 | 上 | 智 | 恵 | 子 | 教育委員会事務局教育総務担当指導主事          |
| 平 |   | 博 | 之 |   | 教育委員会事務局学校給食センター所長          |
| 田 | 中 | 恵 | 子 |   | 教育委員会事務局嵐山幼稚園長              |
| 清 | 水 | 聡 | 行 |   | 教育委員会事務局生涯学習担当次長            |
| 植 | 木 |   | 弘 |   | 教育委員会事務局交流センター所長            |
| 川 | 上 |   | 力 |   | 教育委員会事務局交流センター副所長           |
| 岡 | 本 |   | 均 |   | 教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長        |
| 吉 | 川 | 壮 | 司 |   | 教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館<br>主席主査 |
| 金 | 子 | 政 | 己 |   | 農業委員会事務局次長                  |
| 堀 | 江 | 國 | 明 |   | 代表監査委員                      |
| 大 | 野 | 敏 | 行 |   | 監 査 委 員                     |



---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 8時59分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑

○松本美子委員長 認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了いたしております。

本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の76ページ、やすらぎ管理事業についてですが、ここが雨漏りがしているということで、先日私も見に行ったのですが、もう随分前から雨漏りがしているというお話だったのです。去年のこの段階のときに、予算は結局取っていないわけですか。予算を取ろうとしたのか、取ろうとしたのだけれども、落とされたのか、ちょっとその辺の状況を伺いたいと思います。

それから、14番の使用料、賃借料で、音楽著作物使用料、これ違約金とあるのです。どういう違約が発生したのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、雨漏りの件ですが、年度当初、予算化してあったかどうかということですが、施設に対しては一律幾らということで修繕料を取ってあったかと思いたすので、私、委員さんのほうからやすらぎ雨漏りということでお話聞きまして、施設のほうに確認したら、長雨がするときとかは通路の天窓、明かり取りのところから雨漏りをしているということを伺いました。予算化していたかどうかというのは、多分していなかったかと思うのですけれども、今後雨漏りの状況を、雨が降っているときにどこからどのように落ちているかをまず確認させてもらって、あと上に上って現状を把握して、自分たちでできる範囲で直したいと思いたす。

雨漏りをするというときは、大体基本的に防水シートがちゃんとなっていない場合か、つなぎ目のところにシリコンというかコーティングしてあるわけですが、そのコーティングがうまくない、もしくはコンクリートの部分にクラックが入って、しみ込んで雨水が徐々に中に入って雨漏りすると、大体3つが考えられますので、今回は天窓の明かり取りのところから全てということなので、コーティングが甘いのかなというふうに思われますので、よく上に上ってみて、分からなくてもコーティングの上にもう一度コーティングをびっしり塗って、雨漏りするかどうかまず対応したいというふうに考えております。

次に、違約金ですが、音楽著作物使用料の違約金6万3,000円ということですが、平成30年度までは……。

〔「5万……」と言う人あり〕

○萩原政則長寿生きがい課長 すみません、その上の5万5,320円ですが、平成30年度までは和室、畳の部屋がありまして、そこにカラオケが設置してあったかと思いたす。30年度、31年の3月ですね、30年度の最後にフローリングの工事をして、畳の部屋は元年度からはなかったわけですが、それまでに畳の部屋においてカラオケをやっている、カラオケの機械借上料とかはそのまま返したのですが、この著作権につきましては6か月の契約期間がありましたので、その部分を違約金ということで、使っていないですけれども、違約金を払って終了したという形になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず雨漏りなのですけども、あそこ明かり取りがありますから、その関係が一番高いかなと思うのです。それで、予算化していないと、では一体担当課は何をやっていたのだということになります。これ担当課のほうに聞いてみましたら、ちゃんと話してあるということだったのです。だから、担当課としては聞いていて、予算化をしていないと。きちんと仕事をしていたのかということになるわけですので、もうこれは本当に猛省が必要です。カビの発生というのが一番心配されるわけですから、健康をつくる場所で、逆に健康被害となってしまうということ。それと、建物の老朽化が進むというか、傷みが進むということになりますので、本当に猛省が必要だということです。これ本当に担当課は知らなかったのか。課長はいつからいるのでしたっけ、この課は。全然それで知らなかったわけなのですか、ちょっと伺います。

それから、違約金なのですけども、ちょっと日にちの関係がよく分からなかったのですが、去年のというか、平成30年の10月から平成31年3月まで、この金額が1万4,385円なのです。その前が、平成30年の4月から平成30年の9月まで6万9,930円なのです。課長のおっしゃったので見ると、1万4,385円のほうになるのかなと思うのです。その分、この分が違約金に値するので、その分をお支払いしたと。その分ではないわけです。1万4,000円が5万5,000円になっているわけですから。違約ですから、少しは増額されるというのは分かるのですけれども、この増額分が少しどういう契約になっていたのかなと思って、私関心持ったので金額的なところを調べてみたのですけれども、ちょっとおかしいのではないですか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 まず、やすらぎの雨漏りの件ですが、課長は何月からというまず件ですが、私は4月から長寿生きがい課の課長となっております。

そして、予算化ということですが、雨漏りの修繕というのは、分かればそれほどかからないと思うのです。雨漏りの原因、場所を見つけるのがお金がかかるというか、調べても分からないことが多くあるかと思います。なので、多分予算化できなかったのかなというふうに考えております。今回ご質問いただきましたので、よく調べて、自分たちでできるものは自分たちでやりたいというふうに考えております。

続いて、違約金の関係ですが、契約期間が6か月あったというふうに聞いていますので、残っていたということは聞いていますので、それに対する違約金ということで、計算式等は把握しておりません。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 雨漏りの関係なのですが、ただこの支出した内容から見ると、調査も出ていないのではないですか、これは。調査したのなら分かりますよ、どこをやって、どこを直したらいいかというのは。調査も入っていないのでしょうか。入っていないのではないですか。

〔「修繕料」と言う人あり〕

○川口浩史委員 修繕料というか、調査です。調査が分からないとおっしゃったのですから、どこからの雨漏りかと。それはよくビルなんかで、いや、まだまだビルなんかでありますから、同じようなことが言えますので。ただ、明かり取りの部分が一番高いかなとは思いますが、その調査も入っていない、入っていないわけでしょう。調査がどこか、この項目の中に入っているのだったら私も分かりますけれども、調査もされていないと。そして、修繕もしていないと。これをほったらかしたと、担当課として。これは、もう大変な問題だと言わざるを得ないです。

それから、違約金の関係なのですが、具体的な金額でおっしゃってください。半年分の金額というのが、私のというか、ここに載っている表では1万四千幾らかというのが、ちょっと具体的なお金としておっしゃっていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 まず、調査をしていなくて、ほったらかしにというお話だったかと思います。雨漏りの件につきましては、担当に聞きましたらば、上って確認をしたと。多分そのときは、担当としては落ち葉等ごみが詰まっていて、そこからじわじわオーバーフローしたり、じわじわして雨漏りが原因だったのかなということで上ってみたけれども、場所が場所なのでそういうこともなく、雨どいにも落ち葉が詰まっているようなことはなかったということで、そのときは分らなかったというのが、そのままになっていたというのが現状でございます。確認はしたけれども、やらなかったというのは委員さん言うとおりでございますが、現場を見ていないという

ことはなかったというふうに聞いております。今言ったように、もう一度雨が降ったとき、雨漏りがしているときによく見て、どこから流れてくるのかを確認して、天気がいいときにもう一度上ってみて、分からなくても可能性があるところにコーティングをもう一度したいというふうに思っています。

次に、違約金の件ですが、計算式ということですが、6か月分というお話ししましたけれども、どういうふうにしてこの計算が出るか、私にはちょっと分からないのですけれども、この5万5,320円の式を申し上げますと、1万7,820円プラス(1万5,000円掛ける5割る2)で5万5,320円というふうに伺っております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○萩原政則長寿生きがい課長 もう一度計算式申し上げます。1万7,820円プラス(1万5,000円掛ける5か月割ることの2)ということで、これを計算すると5万5,320円ということで、以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 74ページに高齢者就業促進事業、シルバー人材センターに補助として1,175万3,000円を補助していますけれども、これでシルバー人材センター1人当たりどのくらいの方がどのくらい収入になっているのか伺いたいと思います。何人の方がいて。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 シルバー人材センターの決算についてお話しさせていただきたいと思います。

3月末現在のシルバー人材の会員数ですが、267名でございます。令和元年度の契約金額は1億4,487万5,691円でございます。割り算しますと、1人当たり54万2,605円という金額になります。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 このシルバー人材のほうで仕事していらっしゃる方、社会保険の対象になっている方と、そうではない方といらっしゃると思うのですけれども、これは

社会保険の対象になっていない方の金額ですか、どうなのでしょう。そして、どの程度の年代の方が主に働いていらっしゃるんですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 社会保険の該当になっている方、なっていない方、町のほうで今現在把握しておりません。年齢別、どのくらいの方が、率がお仕事していますかということですが、60歳未満の方はいらっしゃいません。60から64歳、男女合わせて10名で、全体的からいうと3.76%、65から69歳の方、51名で19.10%、70から74歳、95名で35.58%、75から79歳、88人で32.96%、80歳以上が8.61%という形になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を結びたいと思います。

暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前 9時17分

---

再 開 午前 9時21分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点だけお聞かせいただきたいと思います。

ページは、主要な施策の説明書の96ページになります。15のぼい捨て・路上等喫煙防止対策事業ですが、去年はいろんな消耗品なども買われて61万円ぐらいですが、今回は本当に巡回の業務委託料、あとは若干の消耗品がかかっているということです。それで、この条例も議会発でできた条例でございまして、この巡回業務なので

すけれども、前にも1回ちょっと一般質問でも確認させてもらったことがあるのですが、今回はいわゆる罰則規定のようなものも働いた年度になってくるのかなというふうに思うのです。その中で、巡回業務はどのような方に委託をされて、どのような主に業務、仕事内容ですね、この令和元年度の3月までに、どの程度の事業というか仕事がされたのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

ばい捨て・路上等喫煙防止対策事業の関係ですけれども、その巡回業務の中でどのような方ということですが、まずお一人目が環境課のほうというか、町の不当要求相談員の船戸さんのほうに巡回をいただいて、あと一緒にシルバー人材センターさんのほうからお一人委託という形で巡回をいただいております。

その内容については、禁煙等強化区域内の巡回をしていただいて、たばこを吸っている方だとか、そういった方がいたら周知啓発活動をしていただいて、時には指導という形もいただいております。そのほかに区域内のごみが不法投棄というか、ポイ捨てがされていた場合には、そちらも拾って回収作業というところも行っております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、2人でそろって巡回しているということで要約しておきますけれども、この巡回の時間帯なのです。なかなか私は一回ぐらいしか会ったことないのです。私も駅を利用していますけれども、まばらな時間の中で効果的に回っているのだよということもあれば、それでも結構ですけれども、どんな時間帯に、1時間ぐらい要するのか、その内容は、その辺のところはどうなのでしょう。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、その巡回が週2回実施しておりまして、いつも同じ時間だということではということで、朝の8時から10時の2時間と、あとは主に午後2時から4時、そういった形で巡回をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、週に2回、8時から10時までと、それから午後は2時から4時までと。そうすると、その週の2回の中で4時間の時間を要して回っているということですよね。

それで、やっぱり今は、さっきの1番目のときに、色のごみの袋なども持って回ってくださって、ちょっとしたものが落ちていけば拾っていらっしゃるという話もおっしゃっていただきましたけれども、やはりこの条例ができたことによって、相当駅前のきれいさというのは、嵐山町の駅を利用している人たちにも気持ちよく使われているのではないかなと思っています。ただ、たまにはマスクのようなもの、今あるから駅に落ちていたりとか、そういうこともたまに多々あるのです。それで、なかなかそういうものを拾うという気にはちょっとなれないです、今のコロナ禍の状況ですと。

ですから、ここのところで私何を申し上げたいかという、この巡回で回っている人たちが、それぞれ駅前の上だと、あそこの奥にある相談室のようなものが、企業支援課で設けられていますよね。そんな人たちとの連携、何かこんなことはないかね、あんなことはないかねというようなことの言葉を交わしたりとか、そしてそういうふうな、いや、こういうところが駅にちょっと落ちているからねというようなことで、そういったような、いわゆる課が違うといえばそれまでなのだけれども、そういったようなやり取りをしながら、この巡回の人たちが、駅前だけではないでしょうから、あのエリアですから、そんな点はどんなふうな状況になっているのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

船戸相談員のほうに話を聞いたところによりますと、先ほどの連絡所ではないですけれども、そちらに立ち寄って簡単に話はしているという話は聞いております。

以上です。

○青柳賢治委員 分かりました。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほどあるのですが、お願いします。

最初に、96ページの空き家利活用のモデル事業ですが、どのような時期に何か所ぐ



らの空き家に対して対策事業をしているのか。活用モデルですから、どんな活用をなさっているのかお聞きをします。

それと、あと1点は119、120ページに自然緑地の管理活用事業がございます。その中に、これは除草の委託料の中で4か所ほど載っていきまして、トラストにも除草作業が入っています。自然環境をよくするということでやっているのだというふうに思いますが、この中で153万円の支出がされていますが、この中で除草というのは1回すればいいというわけではなくて、年度内何回かするのだというふうに思いますが、このような内容で管理をしてくださいというマニュアルみたいなものもあるのでしょうか。全てお任せなのでしょう。その点もお聞かせしてください。お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから空き家のモデル活用事業についてお答えさせていただきます。

こちらのモデル事業は、箇所としては1か所でございます。以前に空き家の処分の相談を受けている方がいらっしまして、こちらのほうから空き家モデル活用事業があるというご紹介をしたところ、快く受け入れてくださりまして、無償で提供してくださるということで利用させていただいています。

こちらのほうは、主な事業主体が嵐山町の社会福祉協議会さんが運営を担っていただきまして、その目的といたしましては、地域に住んでいる方が空き家を集いの場やサロンとして利用することによって、ひきこもりの解消、認知症の予防に資するために空き家の利活用を図るということで、そのような目的でこの事業を行っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうからは除草委託の関係でお答えさせていただきます。

まず、この4か所といいますか、蝶の里公園の管理、それから大平山山頂公園の管理に関しましてはシルバーさんのほうに委託をしているわけなのですが、町のほうから作業指示書というものを下ささせていただいて、こちらのほうを下草刈りですとか枯損木処理だとか、そういったものをお願いしたいということで依頼をしております。

ます。

それから、千手堂の小千代山緑地につきましても、高橋ウッドさんのほうに下刈りの面積と、あと伐採の本数ですか、こちらのほうを指示させていただいて、予算の範囲内でお願いをしているところでございます。

それから、將軍澤地区につきましては下草刈りなのですが、毎年行う面積がありまして、そのほかに今年度分はこの面積を一緒にやってくださいという形で、こちらやはり作業指示のほうを出させていただいてお願いしているところであります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 最初に、空き家モデルのほうでお聞きしますが、社協に運営をお願いしているのだということで、社協が運営するとなると、様々な運営のあれがあると思うのですが、利用方法があるかなというふうに思うのですけれども、およそどこら辺の場所なのかだけでも教えていただけますか。特定の、私ができなくても構わないのですが、大体どこら辺のところに1軒お借りをして、そこでサロンの使っているということなので、効果については社協のほうがよくお分かりかなというふうに思いますが、どこら辺の場所だかだけでも教えていただけますでしょうか。どちらのほうだか、方面だか。

それと、除草についてはよく分かりました。ですけれども、153万というふうなお金で除草というのは、なかなか何か所も大変なのではないかなというふうに思います。よくやってくれているなというふうな感じがするわけでございますけれども、やはり今除草をやる方というのが非常に少ないと。いろんなシルバーさんでも、活動する人が少ないのだというような話も聞いています。困難を極めているのではないかなというふうに思いますが、おおよそ私が見る限りでは、年3回も4回もやらなくてはならないかなというふうに思いますが、そこら辺のところを、多難さを環境課のほうでどのように理解しているか、ちょっともう一度お聞きをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 空き家のモデル事業のことでお答えさせていただきます。

こちらのほうは、場所が志賀の6の19番地でございまして、志賀の郵便局の近くで

ございます。それで、こちらのほうは改修工事も終わりました、本格的に中の調度品とかそういうのも集めて、いざメンバーの募集なんかもやって本格的に始めようとしていたところ、今般のコロナ禍でちょっとストップ、開設準備がちょっと休止状態になっているという報告を受けています。

先日、立ち上げに関わったメンバーさんたちが集まりまして、今後どうしようかということで方向性を話し合ったということなのですが、当面はその地区の区長さんとか近隣住民の方たちに、この場所の使用目的とか趣旨を説明して理解を得るような挨拶回りからまず始めようということで動いているという報告を受けております。

空き家のほうは以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうから除草の関係の大変さということなのですが、シルバーさんのほうで大変だというふうに話を聞いているのは下草刈りのほうではなくて木の伐採のほう、枯損木処理ですとか、そういったほうの専門の職員が減ってしまっているという話は聞いているのですが、予算の範囲内で、その中でお願いしていくところではあります。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 利活用のところだけ、空き家モデルのほうだけちょっとお聞きをしますが、こういう状況になってしまっているということでございますので、大変さが伝わってくるわけでございますけれども、この予算を、リフォーム等も多少なりともお金を出して活用の方に向かっているかなというふうに思いますが、町としてはその50万円については1か所だけに支出をしたということであって、ほかのモデル事業のところ、ほかの空き家の活用等を何か考えておりますか、この50万円の中で。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

こちらのほうは1か所に50万で、その中の台所、水回りとか、今のこういう床とかドアとかがちょっと傷んでいたところを改修費用として活用させていただいた

50万でございます。ほかの場所については、今のところちょっと予定はしておらない状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 では、私は1点だけです。

決算書のほうでは189ページの保護樹木等管理補助事業です。それから、説明書のほうでは122ページにも説明が簡単に載っていると思いますが、この事業内容がちょっと私分らないものですから、その説明をいただければありがたいのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうから保護樹木の管理事業についてお答えさせていただきます。

保護樹木等ということで、町内に保護樹木が14本ございまして、こちらにつきましては年間1本当たり5,000円の補助をさせていただいております。

〔「値段」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 1本当たり5,000円、年間5,000円の補助ということで管理をいただいております。対象は8件ございます。保護樹木に関しては8件です。団体もありますし、個人のところもあります。

それから、保護樹林につきましては、1平米当たりこれが8円ということで、やはり管理のほうをお願いしているところでございます。こちらにつきましては、個人が12人、神社が1つ、それから会社のほうで1つということで、5万4,137平米ということで43万3,096円を支出しているところでございます。

町の貴重な樹木ですとか保護樹木、保護樹林等に指定させていただいて、所有者に保全管理を促していると、そういったところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 その14本というのは、保護樹木というふうに今言われましたけれども、どういう木なのか。要するに種類ですよ、どういうものを保護しているのか、それをちょっとお聞きできればと思いますが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、杉の木が7本、エノキが3本、ケヤキが3本、カシの木が1本、合計14本で  
ございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 今言われたこの樹木というのは、要するに年数が非常にたっているの  
で、一応保護樹木という形で指定しているということなのですか。要するに樹齢が長  
いと。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

樹齢、そうです、本当に字のごとくなのです。保護すべき立派な木というのですか、  
その木に対して保護を、その補助金を出しているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 説明書の97ページ、水質等調査事業です。

その中で、1つは河川水質検査の委託料の中で、花見台工業団地調整池水質調査業  
務委託の中で、水質調査調整池3か所と書いてあります。上の河川水質調査の中では  
年4回、年1回があるのですが、これは何回やっているのかということです。

もう一つ、同じくそのすぐ下ですけれども、水質、騒音、悪臭調査業務委託料、こ  
れも環境調査で、騒音分析2か所、悪臭分析3か所、これの箇所ですね、場所と回数  
をお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、水質調査のことにに関して、花見台のほうの水質調査なのですが、こち  
らは調整池が3つございまして、年1回測定をしているところでございます。

それから、悪臭のほうにつきましては、特定事業所のほうにつきまして、騒音につきましては2か所、それから臭気指数のほうにつきましては5か所取っているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 回数をお聞きしたのですけれども。それから、そうすると事業所1か所ということですか。

○松本美子委員長 答弁をいただきます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 悪臭のほうにつきましては、特定事業所1か所、1事業所で、敷地境界の臭気指数につきましては2回ずつ測定していきまして、あと脱臭槽出口につきましては1か所、1回ずつ測定していると、そういった状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 もう一度質疑のほうをどうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 年1回ということですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 申し訳ございません。その敷地境界の臭気指数につきましては、年2回です。敷地境界につきましては、2回ずつ入らせていただいて測定させていただいて、その脱臭槽の出口につきましては2か所あるわけなのですけれども、1回ずつ測定しているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますでしょうか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず97ページ、16の第二種特定鳥獣個体分析調査事業、こちらが昨年より10万ほど上がっているわけですが、何か個体数が増えたのか、調査の数が増えたのか、教えていただきたいと思います。

それと、さっきから探しているのですけれども、先日その事務局からこちらに向

かうところの廊下で二酸化炭素濃度を測っている業者さんがいたのですが、温暖化条例によることでということで、もしかすると2年に1回とかということで調査しているかもしれないので、今年度の予算に入っていたのかもしれませんが、昨年の令和元年度、平成31年度の予算にそのような内容が、温暖化条例に関するような調査の項目がどこに入っているのか教えていただきたいと思います。

あと、戻りまして96ページに11番、外来生物対策事業ということで、もうこれずっと続いているものだと思うのですが、ちょっと確認させていただきたいと思って、嘱託職員報酬ということで、1名の金額と消耗品費が入っているわけですが、1名の方がアライグマわなをかけて、住民のお宅にわなはあると思うのですが、その動物を回収したりとかというお仕事をなさるのか。ちょっとこのお仕事をどのような内容で、消耗品はどのようなものをお買いになるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、第二種特定鳥獣の関係ですけれども、こちらのほう金額が上がっているということですが、平成30年度につきましてはイノシシ20頭ということで、1頭当たりの単価が若干変動してまして、平成30年度は7,344円、税込みで、それ掛けることの20頭ということでございました。平成31年度は、1頭当たり7,370円ということで、こちらは33頭分捕獲できたということで、価格が上がっているものとなっております。

それから、CO<sub>2</sub>に関しましては、環境課のほうでは予算を確保しておりませんで、庁舎管理のほうで実施をされているものかと思われます。

それから、外来生物の嘱託職員の関係ですけれども、仕事内容ということですが、まず町内に大体20～30か所、巡回というかささせていただいて、要するに捕獲従事者の講習を受けていない方につきましては、月曜日に捕獲器を開けて餌をつけて、金曜日までに入っていれば回収して殺処分するという、そういった形の流れになっております。

消耗品につきましては、捕獲器のほうに入れる餌代と、あとはアライグマが捕獲器

を壊すものですから、ばねだとかそういった関係のものを購入しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 16のほうは分かりました。

今のアライグマのほうですけれども、そうしますと20か所から30か所のところを巡回してわなに、その籠に入っていたら捕まえて帰ってくるということですが、以前病原菌か何かアライグマというのは持っていて、防護服みたいなのを着てやるというお話があったのですが、そういうのを着て作業をされているのでしょうか。

この1人の方が、ではアライグマが捕まっていたら、トラックに籠ごと乗せて金曜日の日に回収するということで、そこは分かったのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁させていただきます。

アライグマの捕獲に関して、特別な防護服というのは着ていないで作業をしている状況です。

それから、金曜日のみという形、金曜日にたまたま入っていれば、それで回収するというのですが、それ以外の曜日に入っていた場合には、連絡があれば町の職員が回収させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 説明書の96ページの今のアライグマの件ですが、これ何匹なのかな、何頭なのかな、書いてある。

〔「捕獲数書いてある」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ああ、そうか。こっちがよく見えなかった。では、そこはいいです。

地域猫の関係ですが、去勢手術をした猫はこれの中でののでしょうか。

それから、飼い主のいない、不妊、去勢手術した猫は何匹かを伺いたいと思います。

それから、ポイ捨ての件なのですが、どのくらい捨ててあったのか、どんなものがあったのか伺いたいと思います。

97ページのイノシシの件なのですが、環境課は調査ということであります。農政課



は、101ページの一番上に、これは捕獲であるわけですがけれども、同じ小川猟友会ということで、捕獲の仕方が違うのですか。それとも一緒にやっていて、この分は環境課に回そう、小川猟友会の判断で、この分は農政課に回そうという、そういうことでやっているのでしょうか、ちょっと。あるいは調査ですから、あまり傷つけないような内容で、中に刃物がないようなことでやっているのか。調査をした結果、どういう結果が出たのか伺いたいと思います。

それから、その下の水質検査なのですがけれども、この結果はどうだったのでしょうか。水質調査6か所、魚類調査2か所、花見台の件の結果。それから、1事業所と言いましたけれども、これセイメイファームの件ですよね。その結果を伺いたいと思います。

それから、上下水道課であります、118ページの都市下水路清掃業務、ここに大沼排水路と川島川の件が載っているのですけれども、ここではどういう清掃をしたのか伺いたいと思います。どういう清掃の仕方と、どの地域の部分の下水道をしたのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうからポイ捨ての件についてお答えさせていただきます。

こちらのポイ捨てのほうなのですがけれども、先ほどもご説明させていただきました2名で巡回させていただいていますけれども、こちらのほう、ごみはやはり主に廃プラスチックといいたいでしょうか、空き缶とか、あとお弁当の廃プラのごみというのが比較的多いという報告を受けております。回っている中で、周知や啓発、喫煙等々も含めてなのですがけれども、そういった行為に関する意識の啓発や周知というものをかなりの数、大体年間200件ほどそのような周知をさせていただいているという報告を受けております。あと、指導のほうが13件させていただいてまして、その辺回っていただいて、ポイ捨てとか路上喫煙に関しましては一定の効果ができていると環境課のほうでは捉えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、地域猫に関しましては去勢の費用は入っているのかということでございますけれども、地域猫、去勢のみではありませんけれども、捕獲費、要するに地域猫のほうでは不妊、去勢費と、あとは餌代、こちらのほうも含まれて支出しております。あとは、町の単独というか、子猫の保護に係る経費についても支出していると、そういった状況でございます。

地域猫の補助金に関しての不妊、去勢の頭数ですけれども、こちらのほうは、10匹分の手術の代金として補助しております。それから、飼い主のいない猫のほうにつきましては、こちらにつきましては今の1匹当たり5,000円の補助でございますので、21匹分の実施という形になっております。

それから、イノシシのほう、うちのほうが調査という話ではあるのですが、こちらは個体分析調査事業ということでございますので、県の第二種特定鳥獣の管理目標というのがございまして、そちらに基づいてイノシシの個体数の管理を目指して、被害が増加しないように安定した水準まで農業被害を抑えるということで調査を実施しているところでございます。

続きまして、水質の結果についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては毎年実施しているところでございますけれども、5月、7月、10月、1月、計年4回実施しておるところでございますけれども、まず市野川水域、BODがこちらにつきまして、基準値を1回オーバーしてしまったところでございます。それから、大腸菌群数が矢崎橋で年4回のうち3回基準値超過してしまったと、そういったことがございます。それから、その3回につきまして、4回の平均値についても基準値を超過したところでございます。

それから、相生橋のほうで年2回、5月と7月基準値を超過してしまいまして、こちらも4回の平均値で環境基準のB類型の基準値を超過してしまったと、そういった結果となっております。

それから、槻川水域ですけれども、こちらにつきましては大腸菌群数が谷川橋で10月の1回基準値を超過して、水素イオン濃度、pHですね、pHが槻川橋で1回、これ5月に1回が基準値超過しましたがけれども、年4回の平均値では基準値以下というふうに収まっているということでございます。

それから、都幾川水域でございますけれども、水素イオン濃度が二瀬橋で1回超過、

これ5月に基準値を超過しましたがけれども、4回の平均値では基準値以下に収まっていると、そういった状況でございます。

大腸菌群数につきましては、八幡橋で2回、7月、10月、それから二瀬橋で3回、5月、7月、10月基準値を超過しまして、年4回の平均値で、やはり基準値を超過してしまったと、そういったところでございます。

それから、あと魚類調査につきましては、結果として市野川のところで重要種としてムサシノジュズカケハゼ、それからミナミメダカといったものが確認されまして、その一方で特定外来生物のオオクチバス、ブルーギルといったものが確認されております。

精進橋のほうにおかれましても、重要種としてムサシノジュズカケハゼ、同じですがけれども、ミナミメダカ、それから特定外来生物はオオクチバスといったものが確認されております。

それから、都幾川につきましては、八幡橋から千騎沢橋の間で、重要種としてスナヤツメ類、ムサシノジュズカケハゼ、カジカといったものが確認されまして、特定外来生物はコクチバスが確認されております。

それから、二瀬橋付近につきましては、重要種としてドジョウ、ムサシノズカケハゼが確認されて、特定外来生物はコクチバスといったものが確認されております。

それから、次に花見台の水質調査につきましては、こちらにつきましては調整池ということなので、直接環境基準には当てはまらない水域ではございますけれども、その調整池からの放流先である市野川の環境基準と比較して実施、測定、その結果として判断しております。第一調整池の亜鉛の含有量が環境基準から0.003ミリグラム、リットル当たりのところ0.031ミリグラムと環境基準を上回る値でございました。しかしながら、昨年度と比較すると、全体的に数値が下降傾向にあると、そういった結果が出ております。

それから、農業用水基準、こちらにつきましては水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質の目安ということがありますけれども、こちらとの比較では、全地点で水素イオン濃度と、あと電気伝導率、こちらのほうが基準値超過だったということでございます。

それから、あと特定事業所、セイメイファームさんですがけれども、こちらの悪臭等の測定結果ですがけれども、先ほどもちょっと申し上げましたがけれども、敷地境界線上

の臭気指数の関係で8月と9月に測定しているわけですが、8月に測ったときに、規制値18のところ20ということで基準値を超過してしまったと。

それから、脱臭槽出口につきまして、若干意味合いが違ってくるのですが、2か所とも基準値を超過してしまったと、そういった結果となっております。

あと、騒音につきましては、その送風機の稼働音ということで、規制値が55のところ68と、こちらも出てしまっているという、基準値を超過してしまっているという結果となっております。

あと、イノシシの関係ですが、農政課のほうは有害鳥獣捕獲の関係なので、若干意味合いが環境課のほうとは違うわけなのですが、個体分析の調査という形ですが、捕獲の仕方というのは、有害鳥獣の場合は銃であったりとか、くくりわなであったりとか、そういったものがあってあれなのですが、基本的には変わらないといった形、捕獲方法に関しては変わらないという形になっています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

上下水道課、今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 それでは、上下水道課のほうからお答えしますのは、主要な施策118ページの都市下水路管理事業の委託料のご質問でございましたので、こちらをお答えいたします。

委託料につきましては、御覧のとおり表中に5つばかりの事業内容が書いてございますが、一番上段のウェイトさんに頼っております事業内容については、地産団地内を流れる大沼排水路の清掃でございまして、内容は除草、あと水路内の高圧洗浄と、そこにたまった堆積残渣の吸引をしているものでございます。

ほかのその下の4つばかり、シルバー人材センターに委託しているものについては、水路にあるフェンス周りの除草と、あと山王沼排水路につきましては暗渠になりますので、暗渠上部の除草をお願いしているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼いたしました。イノシシの関係の分析結果ということで、1点補足させていただきます。

環境課のほうでは、個体分析調査ということでございますので、イノシシの調査項目として、捕獲日、それから捕獲場所、それから捕獲方法、性別、体長、体重、年齢、胃の内容物、それから妊娠の有無と、こういったものを県のほうに報告させていただいている状況です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 ポイ捨てのお答えの中で1つ答弁漏れがございました。申し訳ございません。

ごみの量ということでございますけれども、こちらのごみの量は、申し訳ございませんが、把握しておりません。

以上でございます。

○松本美子委員長 質疑の途中ですけれども、暫時休憩させていただきます。それでは、10時20分までとさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午前10時06分

---

再 開 午前10時20分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行っておりますので、どうぞ。

川口さん、再質問ですか。はいどうぞ、お願いします。

○川口浩史委員 ポイ捨ての関係なのですが、この条例をつくるときに東松山だとか、あと千葉県の柏市にも視察に行ったのですけれども、どのくらい捨ててあったかというのをちゃんと調査しているのです。たばこの吸い殻が何本あったとかという、グラムだったかな、そういうことはここではやっていないと。ごみは、もう一緒くたにして、グラムでも測ってもいないという、そういうことなのですか。

それから、13件の指導をしたということですが、どうだったのでしょうか。指導を受けた人は、それなりに了解しましたということになったのか、反発した人もいるのか伺いたいと思います。

イノシシの件なのですが、捕獲の日にちや場所や性別等々だと。町としては、県にこれは通知するだけで、どういう傾向にあるかというのは、その調査はしていないと

ということなのですか。もし調査をされているのであれば、どういうことが言えているのか伺いたいと思います。

水質の件なのですが、基準値を結構オーバーしているということがご報告されました。この水質オーバーに対して、町としてどういう対策をしていこうかという、その取組というのはされているのか伺いたいと思います。セイメイファームにもどういう指導をされたのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、ポイ捨てのお答えをさせていただきます。

こちらのごみの量の調査はいたしておらないところでございますけれども、そちらのほうは確かに委員さんご指摘のとおり、グラムを把握するということも大切だと思いますので、こちらのほうは検討してまいりたいと思います。

それと、13の指導の件でございますけれども、こちらのほうは私も監視員の方が帰ってきたときに、いろいろ状況もお話をお伺いするのですけれども、今まで指導した限りでは素直に聞いていただけたということで、喫煙のほうもすぐ消してくれるという報告を受けております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続いて、千野副課長、答弁をお願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 私のほうから、まずイノシシの関係ですけれども、先ほど申し上げました町の調査項目の報告はさせていただいておりますけれども、その傾向の調査とか、そういったものは環境課のほうではいたしておりません。

それから、水質の基準値超過については、これまでも基準値を超過しているのがうかがえましたので、その対策はちょっと今後検討してまいりたいと思います。

それから、あとセイメイファームのほうにつきましてですけれども、臭気指数の基準値を超えてしまっているというのが続いてしまっている状況でございますので、嵐山町では臭気指数規制がしかれている形ですので、基準値以内に収めていただくように、毎月1回立入りを実施しておりますので、その中でも対策を講じてくださいという形で何度もお話をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 イノシシなのですけれども、ただ県に通知しているだけだということであったということなのですけれども、県からは何も、では返ってくるのではないわけなのですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

水質なのですけれども、検討したいということであると、何もしていなかったというのが今までの状況だったということなのですか。ここもちょっと確認したいと思います。

セイメイファームについては、これ口頭で指導しているということなのですか。文書で指導しているのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、まずイノシシの関係ですけれども、先ほど言った調査項目を報告させていただいて、県のほうから返ってくるというものは特にございませぬ。

それから、あとセイメイファームのほうに関しましては、文書による指導ではなくて、口頭による指導という形で行わせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤原課長、答弁をお願いいたします。

○藤原 実環境課長 水質基準の超過に対する対策ということで答弁させていただきます。

こちらのほうは、基準超過というのが去年ということではなく、今まで何回かそういうことを経てきているわけですけれども、その辺は健康を害するという緊急的な、そういった傾向が現れるということですので緊急に対応はしなくてはいけないと思いますけれども、私どもも河川とかそういう現場に行ったときもその辺の状況とか、魚が浮いてしまっているとか何とかそういう状況とかも、現場に行ったときは河川とかを監視させていただいて、注視させていただいていますので、もちろん毎年調査をさせていただいて、その数値は確認させていただいて、その上でもし急激な変化が現れるようでしたら特別な対策が必要と考えておりますけれども、今のところそのような緊急性を要するような傾向はちょっと見当たりませぬので、その辺の経過を観察してまいりたいと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 去年は台風19号というとても大きな災害があったわけですが、平成30年度に災害廃棄物対策処理基本計画を策定しています。それで、その中で災害廃棄物はどの程度出たのか。実際に、この災害廃棄物対策処理計画との形で処理が進んだのか伺いたいと思います。

それと、昨年私は県のほうのアライグマの講習会に行ったのです。非常に比企郡では増えているということを聞いていて、嵐山も増えていると思うのですが、具体的に増えているというふうなことを感じられるかどうか。アライグマ自体は、捕獲してもすごく上手に逃げていくというふうに聞いていますが、どの程度の発見数というのですか、あるか。それから、実際に捕獲した数と出現数というのと分かりますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、台風19号の被害ですけれども、災害廃棄物の処理基本計画を策定して、それに基づいた処理をしているかということでございますけれども、確かに一時仮置場とか、そういったものがうたわれていますけれども、そこまでの取組ではなくて、健康増進センターの脇の駐車場のところに一時保管させていただいて、それで順次処分をさせていただいたという状況でございますけれども、まず災害廃棄物、基本的には一般廃棄物なんでしょうけれども、環境衛生上好ましくないということで、寝た畳ですとか衣類だとか、そういったものに関しては先に、エコ計画のほうに産業廃棄物として処分をさせていただいた状況です。その量が5.5立方メートル持ち込んでおります。

それから、そのほか小川地区の衛生組合のほうに持ち込める量、これが持ち込めるものについては持ち込んだという形で、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、それから布類、不燃ごみ、不燃粗大ごみといった項目で、一遍に持ち込んだわけではなくて、小川地区衛生組合のほうで搬入していいよというところがあった時点で順次搬入をしていまして、合計で2.47トンということで処分しております。

それから、アライグマのほう増えているのを感じているかということなのですが、例年ここ何年か、年間200頭当たりで推移していますので、特段増えたというのではないかなというところでございます。



すみません、以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前１０時３２分

---

再 開 午前１０時３４分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから決算書の157ページ、説明書の101ページですが、けれども、農業者支援事業、この中に農業再生協議会153万ついておりますけれども、この内容です。どういう形で構成されて、どういう業務をされているのか、これについてお聞きします。

それから、決算書の161ページ、説明書の102ページの千年の苑についてお聞きします。まず、この借地料というのがこの中に入っていないのですが、これはどういう形でこの借地料というのになっているのかを、まず１つお聞きします。

それから、事業補助金の中で推進協議会に4,879万支出されておりますけれども、改めてこれをお聞きしますが、構成団体、それからその責任者、その事務局、この構成を改めてお聞きしたいと思います。

そして、昨年度の業務の内容、会計報告はどうなっているのか、これについてお聞きします。

そして、千年の苑そのものが、お祭りが行われたわけなのですが、町内に対する経済効果をどのように評価しているのかお聞きします。

それから、町内の苗を調達したと思うのですが、最終的に町内からの苗の調達は幾

らになったか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、農業支援事業の農業再生協議会、こちらにつきましてお答えをさせていただければと思います。

こちらにつきましては、国で定めております農業の水田経営確立計画のほうの転作のほうの事業の、それをいかにスムーズに実施をしていくかということがメインとなっている事業でございます。

支払いの事業費の内容といたしましては、基本的にはこれの転作の事務に係る臨時職員等の、こちらは埼玉中央農協さんが事務局として実施をさせていただきますけれども、そちらのほうに係る経費と消耗品類等をやってございます。これにつきましては、以前は転作ということで、お米から麦であったり大豆であったりということで、裏作ということで各市町村に割当てがあったわけでございますけれども、今は経営所得安定対策等の事業ということで水田の直接活用をするということで、水田のほうに麦であったり大豆であったり、そういったものを作付をすることによって、国のほうからまず一定の補助金等が交付される事業でございます。こちらにつきましては、戦略作物ということで分類をされてございます。

そういったものをいかに、嵐山町につきましてはブロックローテーションのほうをやってございますので、そういったエリアの中で担い手のほうと、まず農家からの意向調査のほうを実施をさせていただきます。それを取りまとめて、自作をするのか、また誰かにそちらのほうの作業委託をするのか、そういったものを今度は担い手のほうを集めた会議の中で集約を行いながら、より効率よくこの事業を推進していくということが、この協議会のほうの目的となっております。

事務局のほうにつきましては、埼玉中央農協のほうが、嵐山支店のほうが事務局として実施をさせていただきます。会計のほうにつきましては、町のほうが関わっている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私からは、千年の苑事業について順次お答えさ

せていただきます。

まず、借地料についてお答えいたします。農地をお借りしているわけですが、農地は嵐山町としてはお借りすることができません。農業経営基盤強化促進法と、そういう法律に基づいて耕作する農地をお借りするものですから、農業者に借りていただくわけにはいきません。そういうこともありまして、この事業を導入した平成28年のときに、みんなでいろいろ知恵を絞って、どうしたら土地を借りられるだろうと、そういうことから始まりまして、らんざん営農さんは農家要件を持っていますので、らんざん営農さんだったら農地をお借りすることができると、そういうこともありまして、今らんざん営農さんが農地を借りております。借地料につきましては、町から協議会に交付した補助金の中から、借地料が12月に支払いになりますので、12月に合わせてその同額をらんざん営農さんに振り込んでいますと、そのような形で借地料を支払っております。借地期間は10年間という形になっております。

続きまして、千年の苑協議会につきまして、構成団体についてお答えさせていただきます。千年の苑事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり平成28年度に始まった事業でございます。このとき構成団体としまして、農業者の代表ということでらんざん営農さんに入っていただきました。併せて嵐山町観光協会さん、直売所の農産物生産組合、嵐山町商工会、地元の南部の改良区、地元の鎌形の区長、地域に福祉施設がありますので福祉施設、その後お祭りをを行うに当たってシルバー人材センターさん、これに加わっていただきまして、千年の苑協議会が発足しております。事務局につきましては、農政課が最初から担っております。

続きまして、業務内容決算内容という形でご質問いただいております。決算内容につきましては、昨年度はお祭りをやりましたので、ちょっと決算が大きくなっているといえますか、複雑化しておりますので、お祭りの決算ではなくて、協議会全体の決算という形でお答えさせていただきたいと思います。

まず、収入につきまして、町の補助金が4,879万3,000円。これ以外にラベンダーまつりを行ってございますので、見学科として3,363万3,000円。続きまして、お祭りの出店料です。123万円。バスの駐車料金としまして24万8,000円。あとは雑収入等で36円。それ以外に、ラベンダーまつりを行いました摘み取り手芸教室、こちらのほうは協議会直営ということで行いました。こちらは、収入支出を引いた収益、利益の部分だけ収入にさせていただきます。体験教室の利益という意味で365万5,047円、こち

らが協議会としての収入でございます。計8,755万9,083円。

支出につきましては、まず事務費としまして5,068円。あと視察研修費として1万5,190円。事業費になりまして、ここが多いのですが、まとめてお答えいたします。圃場管理、大きな意味での畑の管理ということでお答えさせていただきます。3,013万2,344円、こちらが畑の管理という、大きな意味での畑の管理という形になります。苗代とかも含めております。続きまして、純粋なラベンダーまつりの支出として3,961万7,825円。その他ラベンダーはオイルを絞るものですので、小型の蒸留器等を買いました。その他の経費として55万4,067円。最後に、寄附金としまして、嵐山町に農業の振興に対する指定寄附ということで決算をいたしまして、翌年度の分ということで町のほうに寄附をさせていただきました。寄附をした金額が1,720万円。計8,752万4,494円。差引きで3万4,589円、こちらは残して決算という形をしております。

あと申し訳ありません、協議会の責任者という形でお答えが漏れてしまいました。協議会の責任者は、委員の中から互選ということになっておりまして、現在の責任者は、らんざん営農代表理事の馬場さんでございます。

続きまして、苗代ということで、町内の苗という形でご質問をいただきました。昨年協議会のほうから地元の農家さんに苗を、大体オーダーを出すのですが、約1万2,000本の苗のオーダーを出したところです。ただしラベンダーまつりで先に皆さんがお客様に売っていただいて、残った分は買い上げますと、そのような形でお話をさせていただきました。ラベンダーまつりで私が聞いている限りですと、4,000ポット売れたというふうに聞いております。その残り、あとの残った分を全て、1万2,000ですがという形で皆さんに聞いたところ、最終的に町の農家さんの全量買上げをしたのですが、本数が8人の農家さんから7,484ポット、こちらが残った分がそういうことでしたので、こちらのほうを全て買上げさせていただきました。この7,484本に関する金額ですが、225万3,950円でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、経済効果につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、総合戦略等々のこちらの事業、また地方創生事業等々にも

こちらの検証ということがございまして、そちらのほうでも検証のほうをさせていただいているかなと思ってもございます。

まず1点目といたしましては、こちらのラベンダー園に関する農園の経済効果ということでございます。こちらにつきましては、まず園内での効果であったり、ふるさと創造資金の工事費等々は、やはり地元業者を優先に発注のほうをさせていただいてございます。そういったものを加味いたしまして、経済効果といたしましては1億7,555万4,824円ということで試算をさせていただいてございます。

また、それ以外といたしましては、やはりこの千年の苑事業の会場に来ていただいた方の入場者数であったり、摘み取りの実施であったり、また鉄道等の利用者、またはバス、飲食店等々に来ていただいた方々、また反対側のバーベキュー場のほうの駐車場、そういったところの入場者数等を加味いたしまして、そちらの関係につきましてが8,412万円程度を見込んでいる状況でございます。

また、それ以外の効果といたしまして、こちらで実績のほうでちょっと取りまとめさせていただきました数字のほうを述べさせていただきたいと思います。まず、ラベンダーまつり、このところの東武鉄道でこの開催期間中にこちらを通過された方、そういった方を加味いたしますと、通過人数が約9万人、8万9,455人ということで、昨年と比べて1万5,377人の増加ということで、東武鉄道等の利用につきましては約20%の増ということで、それだけの方が嵐山町のほうに見えていただいたかなというふうに加味してございます。

また、イーグルバス等々の路線バス、そういったところの利用者、こちらがこの期間といたしまして、前年対比で約4,500名の増ということで、193%ということでご報告のほうをいただいております。

また、それ以外のほうの数字といたしますと、このラベンダー期間に、ラベンダーまつりに際しましてテレビ出演等々取材での広報、こちらが5回、また新聞等で取り上げていただいた方が、5大紙等も当然ございますけれども10回、またフリーペーパーでの掲載、またウェブでの掲載ということで、こちらのほうは広告換算といたしますと、3億8,000万円程度が試算として効果があったのかなということで、こちらのほうは事業者のほうから報告のほうをいただいております。

経済効果につきましては、以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 借地料はお幾らだったのかをお聞きます。12月に払うということで言われておりましたけれども、幾らかというのをちょっと今お聞きしていないので、それもお聞きいたします。

それから、昨年町内の作られた方からは買わないということで、各作られた方にそういうお話があったということなのですが、町内からの調達をやめた経緯をお聞きいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私からは、借地料についてお答えさせていただきます。

まず、畑の借地料ですが、年間1,000平米当たり5,000円、田んぼにつきましては、田んぼと畑でもパイプライン、水が出る畑があるのですが、こちらにつきましては6,000円、合計で57万3,224円、面積のほうにつきましては10万4,238平米、こちらを借りております。

私のほうからは以上になります。

○松本美子委員長 続きまして、杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、苗の購入につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、この事業が始まった当初に、農産物生産組合のほうの花卉部会、こちらのほうにご相談を申し上げて、このグロッソという品種につきましてはライセンスがございませんので、接ぎ木によって苗のほうを生育ができるということのメリットもございますので、そのような形でさせていただいている状況でございます。生産者のほうの栽培講習会等々も町のほうで実施をさせていただきまして、生育のほうもできたような状況でございます。そういった中で、初年度、2年度等々につきましても、オーダーをこちらから出させていただきまして、こちらに出荷できるものについては出荷をしていただきまして、購入をしているというふうなところが経緯でございます。

当然苗のほうの市場流通価格というのもございますので、それ一概に、それだけというわけではございませんけれども、当然ラベンダーまつり、そういった中にも、や

はりそこでは時価として売っていただいて、農家の方々が、生産者の方々がもうけていただくというふうな部分もございますので、そのところは調整をさせていただいて、祭りの中での販売ということも実施をさせていただいた経緯がございます。市場価格と生産者からの希望価格、そういったものにつきましては、当然考慮しながら苗の購入のほうを実施をしているという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 これは、苗を作られた生産者の方というのは、一生懸命本当に作られて貢献したと思うのですけれども、これは前町長が盛んに強調されておりましたけれども、お金は外には持ち出さないと。町内で使うのだということを盛んに強調されていたと思うのですけれども、実際には苗について市場価格と比較しながら、逆に言うと、より安い形を購入していくという、そういう判断。そういう意味では、ちょっとそごが、前町長がおっしゃっていたのとは、ちょっとその辺の違いがやっぱり出てきていると。これは、そういう姿勢ではやはり生産者の方にとっては死活問題。そういうことが実際昨年度あったということは、非常にこれはきっちりと考えておかないと、今後の問題にも非常に影響しますので、それはどのように総括していらっしゃるでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まさに今、藤野委員のお話の中で、農政課として実施をしている部分の中では、当然農業者の所得向上という部分もございますので、そこにつきましてはこちらといたしましても、苗の生産者のほうでのこの生育期間というものが多少違ってきている状況でございます。

市場流通のものにつきましては、約半年のもののほうで定植が可能になっている苗と、今現在生産者のほうも、町内の生産者でございますけれども、やはりハウスで栽培をしているものと、当然露地、常温でしているものがございます。そういう生育方法をやっておりますので、町内の方ですとおおむね1年程度、苗がやっぱり手入れ管理がかかってしまいます。

そうすると今、町のほうで買い上げさせていただいている単価といたしましては、

市場流通価格といたしましては、おおむね165円から170円程度が流通価格だということで、今こちら取引をさせていただいてございます。町内の方々、そういった方々につきましては、1本当たりが大体市場での、お店で売っている、ホームセンターであったりだとか、そういったところだと、おおむね300円を超える価格ということでございます。そうしますと、事業効果といたしまして見ても、生産者の方が、極端な話をして200円程度でこちらのほうにお譲りをいただけるのであれば、そういった形で購入というの、当然優先取引という形にできるかなと思うのですけれども、我々としてお話をさせていただいたのは、であれば300円でラベンダーまつりに、やはり苗をなかなか売っているということはございませんので、そういったところを活用していただいたの販売方法も一つの方法ではないかなというふうにはお勧めさせていただいた経緯がございます。

ただ、これから面積も考慮しながらラベンダーのほう実施をしていく部分につきましては、当然我々としても、逆に今度は購入価格のものについては、品物のよしあしはあるかもしれませんが、おおむねの価格の逆に提示をさせていただいての、また取りまとめというのも一つの方法かなというふうには考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ページ数が101ページの4、5です。4が農業次世代人材投資事業、そして5が担い手育成嵐丸塾運営事業ということで、上の部分では、4のほうでは今回3人ということで375万円、これはたしか1年間150万円ということでお二人の方が満額をいただき、途中から1人の方が75万の半額という数字で分かります。こちらの方が下の5番の担い手嵐丸塾の運営事業というところで、杉山城の下のところの畑をお借りしてハウレンソウ農業をされていると思うのです。こちらが昨年、台風19号で水害に遭われて、もう出荷寸前で商品が全てオジャンになってしまったということを伺っております。

下の嵐丸塾の運営費補助金が、前年度350万から242万ということで100万減っているわけなのですが、結局後半戦、10月以降に運営ができなくてこういう結果になったのかどうなのか。そして、ここで被害に遭われた方々への補償とか、あとまた今後被害に遭わない対策をどのようになさったのかお伺いします。



○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私からは、農業次世代人材投資資金及び嵐丸塾運営事業費補助金、こちらの2つについてお答えさせていただきます。

まず、農業次世代人材投資資金でございます。3人とありまして、委員さんおっしゃるように1年間150万円、1年間丸々の方がお二人、後期の方がお一人という形になります。この資金に関しましては、卒業型といいますか、仮に嵐丸塾を卒業して専業農家になった方に交付される交付金ですので、嵐丸塾でなくても結構です。農業大学校でも小川町の有機農業等でも結構です。研修が終わって、嵐山町に就農、さらに専業農家、ただの就農ではありません、専業農家として就農された方に交付される交付金でして、住民票のあるところに交付される形です。ですから今、こちらの3人の方は、嵐丸塾の卒業生はお一人です。その方が75万円交付されています。最初の150万円のお二人の方は、有機農業等の研修をされてきて、嵐山町で研修をされた方の3年目、4年目という、そういうような形になっております。こちらはあくまでも就農タイプといいまして、研修が終わって専業農家になって初めていただける、そのような形になりますので、嵐丸塾とは完全に別になります。

ただし、埼玉県の方で研修タイプというのがあります。同じように1年間150万円、研修タイプというのがありまして、嵐丸塾の塾生は、この研修タイプをいただいております。1年間150万円、こちらは埼玉県より交付をされますので、2年間という形です。ですので、実際は7年間交付を受けられる。2年間の研修期間タイプ、5年間の就農タイプという形で、2、5というふうになるのですが、こちらの375万円は5年間の就農タイプというような形になります。

続きまして、嵐丸塾に関してです。まず、予算が下がったということなのですが、今嵐丸塾はパイプハウスの助成というのを、パイプハウス1棟、研修生には1棟という形で、あわよくば2棟という形になっております。パイプハウスが1棟。実際、業者さんに組み立てていただくと160万円します。ただし、研修ですので自分たちで作ると大体半分、部材が半分、組立てに半分という形で、大体業者さんのほうはお金の案分になりますので、1棟80万円かかります。おとしに関しては2棟、何とか埼玉県と交渉してパイプハウスを2棟分頂戴することが、交付を受けることができました。昨年に関しましては、当然研修生の、新規の研修生がいなかったというのも理由なの

ですが、昨年に関しては1棟何とかハウスを交付をしていただけないかという形で交渉いたしまして、1棟分のハウスをいただきましたので、その差という形で、事業内容というのは特別変わっておりません。パイプハウス1棟80万円を何とか交渉いたしまして、交付を受けるというような形でなっております。

また台風が、たしか今年の今日だったような、10月12日、今日だったというふうに思っております。嵐丸塾の圃場も水没をしまして、次の日私どももすぐ行きまして、復興が始まりました。嵐丸塾に関しては、そのとき3名の方が、1名が就農された、専業農家になられた方が1名、2名が研修生というような形です。研修生につきましては、この嵐丸塾の補助金から支援ができますので、水でつかってしまったハウレンソウを入れるフィルムですとか、ハウレンソウを入れる段ボールとか、研修生も後で反省をしているのですが、本来であれば台風が来る前にそういうものは全て持ち出して、しまっておくのが当たり前でしたと。

実はあの後、2、3日たったとき塾長が、研修生とか皆さんに怒りまして、台風が来ているのが分かったら、全て高いところに上げるのだと。農家をやるのだったら、そのくらいできなくてどうするのだと。逆に私はびっくりしたのですが、そういうふうな形で、かなり叱責、かなり強くお話をしまして、ただ私どもは当然支援をしたいのでということで、水にぬれてしまったもの等は、この塾の補助金から支援をさせていただきます。

ただし、独立した研修生はこの補助が使えないので、どうしようかと思って考えました。町のフォローアップ事業のほうで、実はこの101ページの上のほうに210万円というフォローアップ事業があります。こちらの210万円の中から10万円ほど、相談をしましたところ、パイプハウスが1棟、小さな作業をするパイプハウスが1棟ということでありまして、こちらのほうの補助のほうをさせていただくという形でお話をし、嵐丸塾のほうではないのですが、そういうような形でフォローアップ事業のほうでやらせていただきました。

また、トラクター等も水につかってしまったのですが、全てリースの保険に、リース契約ですので保険に入っております。保冷库のほうも実際浮いてしまって、少し動いてしまったのですが、全て保険で直すことができましたので、嵐丸塾としてはお金はありません。

これも塾長がお話ししたのですが、逆につかった後はハウレンソウがとにかく高く

なると。高くなるので、すぐまけと。すぐまいて、高いうちに作って売ると。もうくよくよしている場合ではないのだということで、私どもも1週間以内に全て直しまして、とにかくすぐ石灰をまいて土を作って、まいて、高いうちに収穫して売ると。そのような形で、もう気持ちをとにかく切り替えるというのですか、農家であればやっぱり災害はもう当たり前なので、とにかくくよくよせず高いうちに売ると、そのような形でやらせていただきました。

幸い、つかってしまったのですが、見ていただいたらお分かりになるように、流木が流れてこなかったのも、ハウス自身がやられることがなく、水につかって、一晩水にふさがって引いていただけたので、ハウスの被害はなかったのも、そういう形で、すぐとにかくもう1週間以内に種をまいて、高いうちに何とか、値が下がらないうちにという形でやらせていただきまして、私どももとにかく全力で、そのような形で応援をさせていただいたというふうに思っております。

長々と申し訳ありません。以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁を杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 ちょっと1件、先ほどの訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの藤野委員の経済効果の中で、メディア関係、広報関係で、私のほうで3億8,000万円ということで、ちょっとご説明をさせていただきました。3億800万円の間違いでございますので、おわびして訂正申し上げます。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかに。

〔「まだ」と言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません。

畠山委員さん、どうぞ。

○畠山美幸委員 4番に関しましては分かりました。

5番のほうなのですが、今後被害に遭わない対策というところが、さっき答弁漏れなのですが、ちょっと1人の方からのお話によると、何か冷蔵庫もさっき浮いてしまったのは保険対応だったのですというご答弁ございましたけれども、自前で買ったのだからリースだったのか、私もちょっとその辺まで詳しく聞いていなかったのですが、全てこの3人の方々は、そういうトラクターにしても冷蔵庫にしても保険対応でできたのか、再度確認させていただくと、今後の対策。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

まず、保冷库等々やはり動いてしまう、水没してしまうということで、保冷库の冷やす機械だとかそういったものは、やはり保冷库の上部に、水のかからない位置に今度に変更させていただきまして、そういう対策を取ったり、まずはトラクターであったり、そういった農機具につきましては、これ塾生が共同で利用しているものでございますので、そういったものにつきましては、先ほど塾長からの叱咤激励という言葉もありましたけれども、やはり対策といたしましては、稼働できるものにつきましては塾生が自ら、就農してもそれは状況変わりませんので、やはり意識を高くしてもらって、どちらかに退避をしていただくというふうなものでお願いができればなというふうには考えてございます。

また、あそこの圃場につきましては、今まちづくり整備課のほうでも事業予算の中で上げさせていただいてございますけれども、相生橋のところがやっぱり止まってしまう。水が下流域に流れない。これについては、やはりどうしようもないことでございますので、そこのところに1本排水路を増設をさせていただきまして、下流域になるべく早く、あそこに滞留しないというふうなハード面のほうの整備のほうも予定させていただいている状況でございます。

当然このリース費用につきましては、全額塾生の負担ではなくて、リース会社のほうの保険金において補てんされたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、お聞きをいたします。

最初に、施策の説明書101ページの6次産業化の関係でございますけれども、需用費、部品購入費にお金が主に出ています。めんこ61ということで、6次産業化には大きく寄与しているというふうに思いますが、そのめんこの関係だけなのでしょうか。その支出している内容についてお聞きをいたします。

次に、今102ページですが、千年の苑の関係で質問がございました。一部質問していきたいというふうに思います。借地料の関係ですけれども、全体的にはこれ10ヘクタールあるというふうな中で、中間管理機構が全てお借りをして、それをらんざん営

農さんが借りていると。借地料の関係も多少、小作料程度のものが載っていましたが、この関係で、説明とすると中間管理は10年間ということで借りるというふうなことで進んでおります。そういう金額が、この中で借地者に対して幾らか補助的なものが10年間の間に町から出ているものというのもあるのでしょうか。中間管理といっても県ですけれども、県のほうの代金だけなのでしょうか。町から幾らかお金が出ているのでしょうかどうか。毎年支払っているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、あと103ページの農業施設の整備事業、その中にハザードマップの作成がございます。農業用の水路の長寿命化に対し、防災・減災事業、それに対してのハザードマップの作成が出ています。17か所ということでございますけれども、水路というとうどういう単位になるのか。そこの17か所というのがよく分からないのですが、金額的にも1,000万からのあれですから、それをつくって活用する方はどういう方が活用するのか。当然その地域の方だというふうに思いますけれども、そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

以上、3点だけお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私より、6次産業化につきましてお答えさせていただきます。

この地域6次産業化推進事業につきましては、地方創生事業でございまして、農林61号に限定をすると。それが、国から補助要件をいただくときに、作物としては61号限定というような事業でございます。中身につきましては、消耗品、印刷製本費、備品購入費、比較的同じぐらいの金額をさせていただいております。

消耗品につきましては、昨年度ラベンダーまつりがございました。アンテナショップという意味で、味菜工房に30日間、最終的には25日間出店をしていただいたのですが、そこでいろいろ事前準備にかかったものとかが、あとは直売所や嵐山まつり等でイベントに行くと、これは味菜工房にかかわらず、やっぱり食べるベンチが欲しいというのをいろいろ実はいただきます。やっぱりそういうベンチを買ったりとか、そういった形で消耗品のほうは使わせていただいております。

備品購入費につきましては、いろいろ購入をさせていただいたのですが、例えば小

麦を製粉するのに、実は1回磨くという作業を、小麦を1回きれいにして、そこから製粉をかけるという作業があります。小さなやつでやっていたのですが、今おかげさまでかなり注文のほうをいただくようになりましたので、効率を考えたお米の精米機を買まして、精米機を1回通すと、同じように麦も磨くことができます。1回麦を磨いてから製粉をかけるといった、実際は精米機なのですが、こういったものを購入させていただいたり、あとは今町内で何店舗か小麦農林61号協賛店という形で、のぼり旗が何本か立ってございます。こういったのぼり旗を買わせていただいたりとかしております。

また、印刷製本費につきましては、タペストリーといって今、川島のお店等にはあるのですが、道を通ると2メートルの2メートル60、大きな「当店は嵐山産小麦農林61号100%のうどん店です」といった、こういう看板みたいな布の大きなやつ、そういったタペストリーを、もうアンテナショップということですので、かけさせていただきまして、そういったものを購入したり、あと辛モツ焼そばを議員さんもよくイメージがあって、辛モツ焼そばをお店の上に、横幕で「嵐山辛モツ焼そば」と、テントの上にこういうふうに横幕があるのですけれども、同じように今度、辛モツ焼そばの隣にめんこというか、うどんが出せるというように、同じような横幕「嵐山産小麦農林61号100%うどん」といった、辛モツ焼そばの隣に並べるようなこういったものを作って、最終年ということもありましたので、こういったものを購入させていただいたものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、中間管理の助成につきましてお答えさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、28年に中間管理事業を導入させていただきまして、地権者から埼玉県農業公社のほうがお借りをして、そこかららんざん営農がお借りをしているというふうな利用権設定をさせていただいている状況でございます。これにつきましては、ここの当時中間管理事業を実施した中で、その土地のエリアの集積率に応じた助成金と、1反当たりの助成金というものが国のほうから交付をされました。これにつきましては、この交付金については、この地権者の皆様で団体をつくっていただきまして、基本的にはこの団体の中で助成金についての用途を決めていただくとい

うのがルールづけになってございます。

これにつきましては、この中間管理事業については、この鎌形地区以外でも、当然志賀であったりいろいろな地域で実施をしている状況でございますけれども、この鎌形の中につきましては、当然地主さんが自分で耕作をしていたもの、また担い手さんのほうに貸していた方々、そういった方々もいらっしゃいましたので、この協議会の中で一定のルールを決めさせていただきまして、面積に応じた形での配分をするということで、地域の合意の中でこの助成金については分配をしているというふうにお聞きしてございます。

また、中間管理以外に町からの助成金はあるのかということでございますけれども、特にこれに関しての助成金をプラスアルファしているということはございません。先ほどございましたけれども、借地料、またこれは改良区のほうの賦課金のほうも当然地主さんのほうが納めていただいているという状況でございますけれども、そこはご理解をいただきまして、ご協力をいただいたということでございます。

続きまして、103ページのハザードマップの件でございます。こちらにつきましては、台風等々の西日本の豪雨等によりまして、国のほうでもため池のほうの状況につきましての調査がいろいろ変わってございます。こちらにつきましては、町内の防災重点ため池のところにつきまして、令和元年度、2年度で、全てのため池のほうを調査をしてハザードマップをつくるというふうなものでございます。

こちらにつきましては、この要件といたしましては、基本的にはため池が決壊をした場合に、どういう経路で下流域まで流れていくのか、そういったものを図面のほうで示させていただきまして、改良区等にも情報提供をしながら、今実施をしているという状況でございます。今年度で全て終わるわけでございますけれども、昨年度分につきましては、今防災計画等々も見直しをされている部分でございますので、この防災ハザードマップのほうの下流域への流出の状況、このデータにつきましては地域支援課のほうに提供させていただきまして、そういった今度は避難経路等々にも参考にさせていただけるというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 全部ではないですが、再質問させていただきます。

6次産業推進化事業なのですけども、これは農林61号だけに限っての事業なので

すか。ほかのものをやっているというふうにしたものですから、そのような質問をさせていただいたのですが、分かりました。

小麦の関係で、いろんなところが前月号でしたか、広報の中にも浦和のほうのラーメン屋さんが61号を使っているのだというふうな広報も出ていました。幅広く広報というか、営業をしているのだなというふうに思っています。それなりの、何というのですか、通常的小麦より幾らか、何割か高い部分で販売をできるということで、これが拡販すれば、さらにいろんなところで使っていただければ、通常的小麦よりいいということになれば、そちらのほうにいろいろ移行するという方が多いのではないかなというふうに思いますが、現在のところにおきますと、営農さんのほかにも、直売所等ではほかの方も作っているような感じが見えますが、町内でどのくらいの方がこれに携わっているか。件数でも結構ですし、農業者の数でも構いません。生産量でなくとも、生産量については把握ができていればお聞きをできればというふうに思います。

それと、千年の苑については了解をしました。このほかに藤野委員のほうでいろいろ質問していますので、私も観光ということで総括をさせていただきますので、その部分に少し入りますが、よろしくお願ひしたいと思います。これについては、再質問は結構です。

あとハザードマップの関係なのですけども、ため池なのですか。水路と書かれていたものですから、田んぼの周りにはいろいろな水路がありますから、そのハザードマップというか、ものかなというふうにしたものですから、水路であれば何か所というふうなことは書けないでしょうからというふうに思って、まず質問しました。利用する方というのは、やっぱりその周りの水田を作っている方というふうなことになるのかなというふうに思いますが、確認のため、もう一度質問します。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

農林61号のほうの6次産業化の関係でございます。こちらにつきましては、小麦は農林61号に特化した事業ということで、用途につきましては、うどんが中心になりますけれども、それぞれの事業者の方が、こういった形でということでご提案もいただいております。町内の菓子屋さんであったり、パン屋さんであったり、そういった方々も、この農林61号を使った特産品のほうの開発にということでお話をいただいて



ございますので、そういった方々には、まずは試験的に、では使ってみてくださいということで少しお分けをして、利用状況等を判断いただきまして、では大体どのくらいができるのかなということで翌年度の使用量を、当然これは播種前契約という形になりますので、では私は何キロぐらいお願いをしたいということで、農業者のほうに橋渡しをするというふうな形になってございます。その橋渡しができれば、当然ほかの農家の方々もそういった形での作付ができます。当初は、らんざん営農さんに、試験的な部分もございましたのでお願いをさせていただいてございますけれども、今現在としましては2人の農家さん、営農さん以外に2人の農家さんがそういった形で事業者と契約をして、この61号の栽培のほうをさせていただいている状況でございます。

続きまして、ハザードマップのほうの関係でございますけれども、ため池の決壊等によつての被害ということでございます。利用者でございますけれども、当然下流域のほうの農家さんも影響ございますし、まず第一には下流域にある住宅の方、こういった方々が、直近としての万が一何かあった場合につきましては被害に遭うという状況がございますので、そういったところもデータのほうを共有させていただきながら、防災計画のほうに反映ができればなというふうには考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 6次産業化の件だけについて再質問いたしますが、農家として、らんざん営農のほかに2人の農家さんが作っているということで、この方たちに対する町からの補助的なもの、種の購入等でも特段難しいのだというふうに思います。そういう方に対する支援というか、そういうものがあるのかどうかお聞きをいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 こちらにつきましては、種の手配につきましては協議会といいまするか、町のほうが中心となって作付面積、オーダーを取りまとめて、大体何キロぐらいだろうということで手配をさせていただきまして、購入代金のほうをいただいて、一括して支払っているという状況でございます。

この事業につきましては、生産者も少しほかの、さとのそらであったり、そういう小麦よりも高く売れる。また、今度は加工する、使う側につきましては少しでも安くという部分の事業の継続性というものもございますので、農家に対しての種代の補助、こういったものは行つてはございません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 主要な施策の101ページですか、一番上段のところですけども、農業振興地域の整備計画が継続で、この令和元年度は270万が事業費ということで計上されました。この計画全体の見直し業務とか、それからこの策定業務となっているのですけども、この事業の内容です。農業振興を進めていくべき場所を確定していくというようなことにつながるのかと思いますけれども、その点1つ教えていただきたいのと、それからさっきのラベンダー園の隣の102ページになるのですけども、さっきの数字がちょっと前後しているようなところもありますので、担当課として把握している経済効果の額、これをもう一度、合計で結構ですから教えていただきたい。

それと、このラベンダー園については、非常に元年の本オープンは、大分厳しいことになったわけです。ですけども、もう一度ここまで進んできた中でやっていこうということで進んで今日あるわけですけども、どうなのでしょう。令和元年度の、担当課としてあの事業、約9万人が来てくれたという中の大事業でございましたけれども、担当課だけではなかなか進められるような状況ではないと思うのです。いろいろな担当課から、それぞれ東武の関係だとか、それから旅行会社に入ってもらったりして、この事業は終わったわけですけども、担当課としていろいろな課にもお世話になったと思うのです。その辺のところについて、どのように把握していらっしゃるのかお尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副課長、お願いします。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私からは、101ページ、農業振興地域整備計画策定業務委託についてお答えさせていただきます。

まず、こちらの計画でございますが、大枠のほうをまずご説明させていただきますと、まず農地には守るべき農地と一般農地、調整市街化区域は抜きまして、守るべき農地と一般農地というのがございます。この計画につきましては、守るべき農地、こちらがどこにあってどうやって守っていくのか、こういったような計画を、計画というか、この守るべき農地は筆ごと、1筆ごとになっていますので、1筆ごとにここは守っていく、ここは一般農地だよと、こういう切り分けるような作業の、大枠で言う

とこのような委託になります。

こちらは加除式でして、今まで10年に1度ぐらいずつこういう計画をして、道路ができたのでここは守るべき農地から外れたのだとか、そういった形で10年ごとに見直して、今現時点の守るべき農地がどこなのかと、そういうものを決定するというようなものでございます。俗に言う、よく農地転用にかけるといふ、農地転用、農地転用というお話が出ますが、農地転用というのは、一般農地になって初めて農地転用の申請ができますので、守るべき農地に関しましては、転用は一切できません。ですので、町として転用可能な土地と、もうここは守っていく農地と、そのようなことで切り分けるものでございます。

一般的に言うと、土地改良事業の用地ですとか集団農地、農地がある程度つながっているところ、こういうところを指定をしまして、ここは守っていくという形になっていくものです。それを10年ごとに、新しく見直すというよりは、10年間で道路になってここは違う、ここは水路で違う、また個別除外といって、ここは住宅が建ったのもう違うと、こういったものを切り分けるものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、杉田農政課長、答弁をお願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、1点目の千年の苑経済効果につきましてお答えをさせていただきますと思います。

先ほどもちょっと答弁で触れさせていただきましたけれども、まず1つ、一番大きな部分につきましては、このラベンダー園の経済効果といたしまして、この協議会のほうでお祭りをさせていただいた経費であったり、またふるさと創造資金等々を使って地域の中の環境整備、そういったものを行ったもの、また来場者がこの地域の中でお金を落としていただいた、そういった部分の中での経済効果といたしましたが、1億7,500万円程度のほうを見込ませていただいております。

また、この千年の苑事業の中で入場者数であったり、また摘み取りであったり、そういったもののところでお金を使っていた部分、バーベキュー場のほうの駐車場のほうに入れていただいた部分であったりとかそういったものが、おおむね約8,400万円程度のほうを見込ませていただいております。

また、数字的にはなかなかちょっと表れない部分がございますけれども、こちらのところで、まずこのお祭りのほうを実施をした中での、やはり関わっていただいたス

スタッフ、これが全体といたしまして66名の方を、新たに摘み取りスタッフであったり手芸の講師であったりということで来ていただいた部分がございます。そういった方々の雇用にも少し貢献できたのかなというふうには考えてございます。

また、このラベンダーまつりを実施した中での、外に向けての発信といたしましては、先ほどとちょっと重複しますが、東武鉄道の利用者、これがこの同月期で、前年度期でもございます。前年度はプレオープンもしてございますけれども、1万5,300人程度が増加をしていると。この期間につきましては、乗車率が20%のアップであるということをお聞きしてございます。

また、イーグルバス、駅からこちらのほうの利用といたしましては、約4,500名程度、この期間といたしましては約193%の伸びであったというふうにお伺いをさせていただいてございます。

また、この期間中に、やはり先ほども答弁をさせていただきましたけれども、メディアであったり新聞であったり、この嵐山町を外に広めていくというふうな部分の中でお話をさせていただきますと、テレビであったり新聞であったりということで、このところで合計で23件ございましたけれども、約3億800万円程度が、メディア広告の換算料といたしましては効果があったのではないかなというふうに考えてございます。

このラベンダーまつり、千年の苑を実施する中では、先ほど副課長のほうがお話ししましたけれども、協議会の中で実施をしてございますけれども、町といたしましても大きな事業でございましたので、町内に関係する各課に集まってお話していただきまして、推進協議会的なものを担当課レベルで実施をさせていただいてございます。

当然交通の関係であったり、また観光等との調整であったり、いろんな課をお願いをさせていただいてございます。当然この祭り期間中の中では、救護班といたしまして保健師のほうも常に常駐をしていただいたというふうなことで、この期間につきましては、各課にもそれ相応のやっぱりご負担を願ったのかなというふうには考えてございます。今後は新しい組織の中で、やはりそういったところも踏まえながら実施ができればなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今、二重に聞くような形で恐縮ですが、相対的な経済効果はや

っぱり今後のまた総括などにも必要でございましたので、聞かせてもらいました。

それで今、この1番目に答えてもらった、いわゆる守るべき農地、今現状3月の時点で結構ですよ、まだ計画途中ですから。嵐山町にはどの程度あるのでしょうか。

それと今、課長が経済効果というものを答えていただきましたけれども、これはこの数字というものは、何か調査機関だとか、そういったようなところから指導いただいて出しているものなのか、その点を確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 私からは、守るべき農地につきましてお答えさせていただきます。

統計上ということでございますが、嵐山町の、まず農地として745ヘクタール、このうち577ヘクタールが守るべき農地ということに指定をしてございます。残りが168ヘクタールです。ちなみにこちらが大体5,800筆ございまして、私どもはこの5,800筆の簿冊を持っておりまして、窓口で農地転用を出したいのですけれども、この土地は守るべき農地ですか、違いますかと来たときに、簿冊なりエクセルを見て、ここは大丈夫ですよとか、ここは守るべき農地なのだというお話をさせていただくと、このような形でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、お話をさせていただきました金額的なものでございます。こちらにつきましては、総合戦略の中で今後の事業効果のほうを検証していくに当たりまして、こういう数字、こういう数字、こういう数字を基に目標を決めてございます。その中に、来場者数であったり、地域でどのくらいのお店の中で売上げがあったりだとか、入場者数が何人だったとか、そういったものを積み上げさせていただいたものが、今お話をさせていただきました事業効果の金額的な部分でございます。

また、この数字のほうでございますけれども、乗降者数等々につきましては交通機関のほうに問合せをさせていただきまして、取りまとめをさせていただいた数字でございます。

そういった中で、メディアのほうの金額換算、こちらにつきましては一般的な例の

中で、観光業者等々にお聞きをさせていただきまして、このぐらいの数字だろうということでご報告をいただいたものを出させていただいてございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 100ページの一番上の遊休農地の関係なのですが、これはどのような活用をされているのか伺いたいと思います。

千年の苑で、昨年度はどういう対策をしたのか、枯れてしまったので土壌改良、pHをアルカリ性に持っていくという、そういうことをしたわけですね。間隔を空けるとかということもすると。暗渠もしたのですか。暑さに強い品種に切り替えると、かさ上げも整備したと。そのほか、ちょっとあったらおっしゃっていただきたいのですが、それをしても枯れてしまったということではよろしいのか伺いたいと思います。

あとは、聞いてもらったからいいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金子次長、お願いいたします。

○金子政己農業委員会事務局次長 私からは、100ページの遊休農地の関係をお答えさせていただきます。

こちらは、農地法の中で規定されてございます、年に1度の農地の現況調査の調査用の図面を作成するものでございまして、地番、地目、地積が区画図の中に記入されてございまして、さらに上空からの航空写真を重ね合わせたものでございます。

なお、前年度調査の遊休農地につきましてA判定、こちらは農地として再生が可能な農地としておるものでございまして、こちらを緑色に着色をしております。また、B判定農地ということでございまして、こちらは森林の様相を呈しているものなど、今後農地に復元することが不可能な農地ということで、図面上には赤色に区画を塗り潰してございます。これを作りまして、当然毎年これは法で決められておりますので、これを基に次年度、その図面を使いまして、現地に行つて調査をすると。農業委員さん、農地利用最適化推進委員と私ども農業委員会の事務局職員並びに農政課の職員と4班編成で、11月に4日間程度実施をしております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて、杉田農政課長、答弁をお願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、昨年の圃場のほうの改良状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、一昨年の大雨等々によりまして枯れた原因のほうを、県の機関であったり、また生育農家さん、栽培をしている農家さん等に現地のほうに来ていただきまして、検証のほうを何度かさせていただいた状況の中で、1点がまず蒸れであろうということがご指摘をいただきました。まず、株間がやはり大きくなったときに干渉してしまって、空気がやはり逃げがないということでご指摘がございましたので、その点を改善すると。

2点目といたしましては、やはり湿気です。こちらのほうが、やはり根腐れ等々によつての原因であろうということで、28年、29年につきましてはあれだけ大きい株になったわけでございますので、我々としても手探り状態の中で、いろいろな知見のある方々に現場に来ていただきましてご指導いただいた。その結果といたしまして、まずは圃場の中から少しかさ上げをして根腐れを防止するというので、まず管理上のこともございますので、圃場内に、ある一定の広さの管理用道路を造って、そのところに水が落ちて排水路に行くようにということで、台形状にさせていただきました。株間も今までは、大体1メートルから1メートル20ぐらいを1メートル40という形で、管理しやすい方法の中でさせていただきました。そこが大きな点かと思います。

pH等につきましては、従前から各圃場の中での検査をして、適正な数値になるようにということで、苦土石灰等も投与してございましたので、改めてそこはちょっとまた植え替えをする中では調査をしていますけれども、枯れた原因としての調査としてはございません。

また、暗渠排水につきましては、やはり29年度のとくにライン的に枯れた部分がございます、地元の方々からお聞きをした中では、そのところには水脈があるのではないかとということで、そのところは直営の中で、29年度だったと思いますけれども、暗渠排水を何本かささせていただいた経緯がございます。

そういった中で、蒸れの対策、湿気の対策ということで実施をさせていただきました、また種類につきましては、決算審査の現地調査の中でも現場を見ていただきましたけれども、やはり暑さに強い品種、またちょっとラベンダーとしてはオイル等には効果はございませんけれども、見ていただく分には非常に強い品種ということで、ス

トエカス系のオーシャンブルーであったりアボンビューであったり、そういった品種を植えさせていただいた部分もございました。結果的には、この品種につきましては非常に強い部分がございますので、時期も早くなるということで、こういったものも積極的に取り入れさせていただければなというふうに考えてございます。

今後の対策といたしましては、やはり管理用道路に、圃場の中の道路のところにとまった水をいかに早く排水路に流すかということで、今年度につきましてはその対策といたしまして、勾配をよりきつくしながら排水路のほうに早く流れるような形での対処実施をしていくということと、やはり株間周りについては環境をよくするということで、もみ殻燐炭であったりそういったものを、全面的には非常に厳しい部分がございますので、根回り付近には植えるときに対策をして、今後は対処をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 遊休農地ですけれども、そうするとこれは法律で決まっていることを調査するだけで、活用をするものではないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、千年の苑なのですけれども、いろいろ対策をして、それでも枯れてしまったというのが現実なのかどうか、ちょっとそこを確認したいと思うのです。それはそういうことで、やってきたことをちょっと、そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、1点目の遊休農地の関係でございます。

先ほど次長のほうで答えをさせていただきましたけれども、法律に基づいた遊休農地の管理といいますか、調査のほうを実施をさせていただくと、8月に、その基になりますけれども、農家の方から意向調査というものは実施をしてございます。

そういった中で、当然貸したいよという方もいらっしゃいます。そういう方々につきましては、窓口に見えてご相談いただいた方につきましては、町単独で実施をしてございます農地バンクに登録をして、近隣農業委員さん、最適化推進委員さんのほうで近隣の方々、また地域の担い手さんのほうにあっせんをして、お借りができればその方に作っていただくと。なかなか非常に厳しいのは、条件が悪いところといいます



か、そういったものにつきましては、やはりつなぐのが厳しいのかなというふうには考えてございます。

2点目でございますけれども、対策のほうの関係でございます。手探り状態の中で、やはりこのラベンダーに関してのこの型ということがございませんというのが正直なところでございまして、いろいろ我々も先進地等に行つての状況であつたり、近隣であれば久喜市菖蒲であつたり河口湖であつたり、そういったところの土質の調査であつたりだとか、そういったものを現地に見させていただきまして、担当のほうも私のほうも、ほぼ行き尽くしたというところが正直なところでございます。

ただやはり、今そういった中で今後考えられるものについては、そこの株周りのところを、やっぱり最低でも植えながらやっていくということが解決策の一つではないかなということで、チャレンジをさせていただいている状況でございます。

ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 かさ上げやpHや品種や暗渠や、こういう対策をして、それでも枯れてしまったということでよろしいのかどうか、ちょっとその確認。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 大変失礼いたしました。答弁漏れでございました。

対策のほう、その都度その都度考えられる内容を対処させていただいてございますけれども、結果的にああいう状況でございます。ただ、状況を見ますと、令和元年度、今年、令和2年度、降水量のほうが非常に多い部分もございますので、そういったことも今後は加味させていただきました排水対策のほうの中で実施をして、より万全に努めたいというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、基本的なことを伺います。

今、嵐山町の農業者、何人いらっしゃいますか。専業農家と兼業農家、そして新規参入の方は何人で、その新規参入のうちの方で有機農業の方と、それから単一作物を作っていらっしゃる方というのですか、嵐丸塾みたいな方はどのくらいいらっしゃるのか。

その中で、先ほどの話ですと577ヘクタールが農地であるということですね。使える農地ということですが、それについてどのような対策で、今の人数の中で農業者の中でやっていくことができるのかということと、やっていこうとしていた結果があれですね。いろいろな農業振興整備計画とかになっていますけれども、その中で、うまく言えないのですけれども、嵐山町の農業の生産高、総収入と、それから総所得というのはどうなっているのですか。

たしか私は、お米が一番たくさん嵐山町の中では収入になっていると思っていたのです。収入とその中の、それから今、農林11号が出てくるようになりました。麦での収入、それから野菜と観光農園です。観光農園はどういうふうに位置づけるのか分かりませんが、それぞれどのような配分になっているのか。ラベンダー園はその中で、農業の中でどういう位置づけをしていたのか伺いたいと思うのです。

あともう一点、これは全然この関係とは違うのですけれども、基本的なことではないのですけれども、101ページに有害鳥獣捕獲委託事業があって、小川猟友会に嵐山支部にあるのですけれども、この中でイノシシは今年になってから、野生イノシシから豚ウイルスが出たというふうになっていますが、嵐山町では小川猟友会嵐山支部のところで捕獲されたというのですが、そのイノシシに関してはこういったウイルスの調査をしているのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、審議の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。午後の再開につきましては、1時30分からお願いいたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午後 1時30分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員の質問に対しまして、答弁から始めさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。ちょっと数が多かったものですから、もし漏れていたらご指摘いただければと存じます。

まず、認定農業者のほうの関係でございます。今、11月を更新時期等々でやってございますけれども、認定農業者といたしまして町で捉えている農家さんが32人という

ことでございます。それから、新規就農者でございますけれども、今現在4人ということで把握をさせていただいてございます。この認定農業者の中での業種といいますか、主として複合農家であるのか、単一農家であるのかということでございますけれども、この32人の中で単一のほうが15件、また花卉等の複合等々でやられている方が1件、それ以外で露地野菜として複合でやられている方が9件、それ以外の方につきましては、その他という表記でお届けのほうをいただいている状況でございます。

あとは、農地面積の577ヘクタール、これをどういうふうにしていくのかというところでございます。ここのところは、まず先ほど農振農用地の関係でお話をさせていただきましたけれども、農振地域、主として青地と呼ばれるところでございますけれども、ここのところについては優良農地という扱いでございますので、耕作放棄地を極力減らしながら担い手さんのほうにいかに耕作をしていただくのか、そういうふうな環境整備等を実施していく必要があるのかなというふうには考えてございます。ただ、それにおいてもやはり限度というものがございまして、今会社等々でも農業への進出という部分もございまして。そういったところも見極めながら、推進のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。これにつきましては、町単独だけでは非常に厳しい部分もございまして、県等とも情報機関等の協力を得ながら進めていければなというふうに考えてございます。

総収入でございます。こちらについては、ちょっと資料が古い部分になってしまうのですが、平成30年から令和元年の関東農林水産統計のほうの数字でご報告をさせていただきたいと思っております。これは29年のデータに基づく公表でございますけれども、嵐山町のほうの農業産出額、こちらについては11億2,000万円ということで報告のほうをいただいております。主といたしましては耕種ということでいうことで、米であったり麦であったり、そういったものの生産高のほうが4億7,000万円、次といたしまして畜産関係でございます。こちらにつきましては6億5,000万円というふうな数字で公表されております。

続きまして、観光農園の位置づけというところでございますけれども、こちらにつきましては、千年の苑ラベンダー園につきましてはそういうふうな位置づけの中で事業を進めさせていただきました。これにつきましては、外からやはり人を呼んできて買物をさせていただく、またイベント会場で買って帰っていただく、また外から来ていただくことによりまして商業者等々がやはりお食事をしていただく、そういった中に

農業生産額が上がっていけば、それにやはりそういう波及効果があるのかなという部分があったかと思います。また、当然イベント会場の中で商業者含む農業者、そういった方々がその場で売っていただく、また直売所に寄っていただく、そういうふうなつながりを考えさせていただいた経緯がございます。ラベンダー園とのつながりということでございましたけれども、今併せてちょっと触れさせていただいたような状況の中で捉えさせていただければなというふうに考えてございます。

続きまして、有害鳥獣駆除でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど環境課の中のご質問の中にもあったかと思います。CSF（豚コレラ）と言われるものでございますけれども、こちらにつきましてはイノシシを有害捕獲をしたときに、当然猟友会の方々から捕れましたということで連絡がございます。こちらの職員のほうが、これは川越地区衛生保健所のほうから血液を採取するもの、そういったものを事前に頂いてございますので、捕獲後につきましてはそちらのほうに採取したものを川越地区衛生保健所のほうにお送りをして、検査を一頭一頭していただいているということでございます。捕獲をしたものにつきましては、陽性反応出たものはございませんでしたけれども、1件町内の水路に死亡して発見されて連絡いただいたものがございます。それに関して、1件陽性反応が見られたということのご報告はいただいております。

以上です。答弁漏れがありましたら、ちょっとご指摘いただければと存じます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私、28年の農業生産高というのを見てみると13億7,000万なのです。だから、この2年間の間に11億2,000万だから、2億5,000万少なくなっているということですか。

これだけ厳しい状況にあるということで、ついせんだって越畑のほうを歩いていましたら、耕作放棄地ローテーションでやりますよね。ローテーションでやっているから、結局耕作をしているほうがお金がかからない。ガソリンとかそういったものなくて、草が出てこないようにするためにはそのほうがいいのだということで、ごめんなさい、これは令和元年の決算にならないのですけれども、そういったことをずっと考えていく上で、休耕田にしているところの実際に経費とかそういったものを計算してみて、別の形の今、国でやっているものを嵐山町でというわけにいかないのかもしれないのだけれども、休耕田ではない形にしていくような方策というのがもう少し

皆さんの中で、32人の中の方たちでそういった形を話し合っていて、なるだけ休耕田にしないようにするという方法を考えたほうがよいかなと思うのですけれども、それについては農業振興地域整備計画の全体見直しの業務の中ではそういったことを話し合われるということにはなかったのでしょうか。これが1点。

それと、ラベンダー園、観光農園というのは、結局農業の中の総生産高には入らないということになるのですか。そうすると、嵐山町で今まで3億800万とか1億7,500万とかいろいろ数字が出てきたのですけれども、その経済効果というのは嵐山町の収入に結びつかなかったというふうに見ていいのでしょうか。そこのところがよく分からなくて、どんなに経済効果があっても嵐山町の収入に結びつかないものを一生懸命投資をするというのはどうしたものかなと思って考えているのですけれども、その点伺います。

それと、もう一つ、1件死体の中に嵐山町のものでも豚ウイルスがあったということですね。ということは、豚ウイルスというのは野生のイノシシから豚に移っていくということなので、かなり深刻な問題になっているのかなと思うのですが、それについての対応策というものは、今取られているかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 答えをさせていただきます。

まず農振地域で、今農業のほうの在り方でこれからということでございます。今現在、先ほど副課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、まず青地か白地かというふうな見直しをさせていただいているのが1点でございます。

もう一点は、今渋谷委員のほうのお話の中で、これから農業を基盤整備をしたところをどういう方向性でそれを維持管理して収益を上げていくのかという部分というのも当然出てまいります。そういったものにつきましては、今までの経緯のもの、それから新たに組み込んでいくもの、これは国、県で進めている方向もございまして、そういったものも加味しながら、農業者の意見を聞いてそれに反映ができればなというふうには考えてございます。今、整備計画の見直しの最中でございますので、当然農業委員会であったり、そういった土地改良区であったり、そういった方々の意見を聞くという機会がございまして、そういう中で意見聴取をしていければなというふうに考えてございます。

続きまして、ラベンダー園のほうでございます。当然このラベンダー園のほうの千

年の苑につきましては、事業収益の中でもお話をさせていただきましたけれども、摘み取りであったり、これからオイルに、6次産業ということで販売を今年度試験的にさせていただきましたけれども、そういうふうな刈り取ったものを副産物として、この組織の中で販売をしていくという部分も当然あろうかと思えます。

それから、もう一点につきましては、当然農業者だけでなく商業者等々もこの会場の中で物販の販売であったり、そういったものをしていただくというところで進めさせていただいた経緯がございます。昨年のラベンダー園の中で店舗数として、当然町内、町外出ていただきましたけれども、33店舗の方に出ていただきまして、こちらの全体の合計の売上げとして約2,800万円、1か月の中で収益ができた、売上げがあったということでご報告をいただいております。これをもう少し上げられて、地域の方々がここで稼げればなというふうにはこちらとしては考えてございます。

それから、3点目でございます。イノシシのほうの関係でございますけれども、幸いにして嵐山町につきましては養豚農家さんはございません。ただ、当然イノシシから養豚の豚のほうにウイルス感染するということで、危惧されているわけでございます。こちらにつきましては、県のほうの農業畜産課のほうで埼玉県内の養豚農家さんのほうにつきましては、当然養豚で被害が出た養豚農家さんにつきましては殺処分という形で処理をさせていただいておりますけれども、それ以外の養豚農家さんにつきましては、全て予防接種を完了してございますので、6月末で一応県内の養豚農家さんの豚については予防接種済みということでご報告を受けてございます。また、新たに生まれたものについては、その都度接種をしているということでございますので、県のほうでそちらのほうの予防策については推進をさせていただいているということで承知してございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 農業の関係で、青地を中心にやっていくということですよ。今の32人の方でローテーションを組んでやっていて、私は新しい新規の加入の方がそのうち4人ということですから、非常に厳しい状況にあるなというふうに思うのですが、それについて例えばもう少し別な農業の在り方というのを考えることは、国の制度があるから難しいのですか。

今、嵐山町は平成28年度だと埼玉県内で24位の総生産高で、私は本当に何で嵐山町

がこんな小川町なんかよりも高いのだろうというふうな意識で見ているのですけれども、それは養鶏とかそういうのがあるからそうなってくるということで、別に農業的な生産高、いわゆる穀物、そういったものではないということで考えていいということなのでしょう。

もう少し、このままだとかなり厳しい状況になるなというのがあって、それでなおかつこのところで投資をラベンダーのほうに持っていくというのはどういうものなのかというふうに考えていて、これはラベンダーの売上げというのは農業の総生産高にはならないわけですね。そのところはかなり問題があるかなと思って、実際に2,800万円の利益が出たとして、その間、別の仕事をやめてそっちに来ているわけですね。そういったことも考えると、それが必ずしも効果が上がったというふうに見るのは、私はちょっと早計なのではないかなと考えているのですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

あと、観光農園でやっていくというのは、これは逆に言えば農業を潰していく形にもなると思うのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をよろしくお願いします。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

先ほど農業産出額ということでお話をさせていただきました。渋谷委員ご指摘のとおり、嵐山町につきましては畜産農家、大きな養鶏屋さんがございますので、今お話をさせていただいたのは要は耕種、水田であったり畑であったりという部分と畜産、酪農であったり養鶏であったりということでございます。面積も違いますので、一概にはお話ができませんけれども、近隣の小川町という例がございましたのでお話をさせていただくと、今渋谷委員のほうで話のあった米であったり野菜であったり、そういった部分では4億7,000万円嵐山町につきましてはございますけれども、小川町についてはその部分が11億3,000万円ということで、やっぱり格差は当然あるかと思えます。

先ほどのちょっと答弁漏れの中にもちょっとあったかなと思うのですけれども、やはり嵐山町についても新たな方々で新規の参入者の中には自然農法と言われる、有機ではないけれども、そういった形で生産をされている方もいらっしゃいます。そういった方々とも平成30年当時に座談会をやらせていただきましたけれども、やはり非常

に苦労しているのは販売先、そういったものがやはり付加価値が分からないといいま  
すか、やっぱりそういう形で作っても、ほかの通常に栽培されている野菜との区別、  
価値の違いというのが分かっていただけないので、販売先がなかなか厳しいというご  
意見も聞いてございますので、そういったものもやはり反映をしながらどういうふう  
にできるかというのは、やっぱり農家さんとかのご相談をしながら方向性を見いだして  
いくというのも一つの手法かなとも考えてございます。

続きまして、ラベンダー園でございます。こちらにつきましては、ここの場でやっ  
ぱり売っていただくというところと、人が来ていただければやはり買物をして帰って  
いただく、それが農産物であったり商業品、お土産品であったりというふうを考えて  
ございます。ここの場の中で、当然ラベンダーにつきましては6次産業、オイルであ  
ったり加工ができますけれども、そこのところでいかに収益を上げるかというところ  
ではなくて、やはり来ていただいた方に寄っていただいて買物をしていただく、そう  
いったことが農業も含め商業のほうの推進にもなっていくのかなというふうには考え  
てございます。

3点目の観光農園でございますけれども、当然担い手が高齢化等もなっております。  
今現在といたしましては、そういう生産の部分、また摘み取り等もやはり古里で  
あったり鎌形であったり、そういった農園というのもございます。そういったものに  
つきましては、やはり人の手になるべくかけないで利益を上げていくというふうな手  
法もあるかと思っておりますので、そういった例も参考にしながら、適材適所で進めていけ  
ればなというふうには考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、農政課に関する部分の質疑を終  
結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 1時47分

---

再 開 午後 1時49分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。



続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私の方から、説明書の105ページ、決算書では167ページですが、その中段、地域商業等活力創出推進委員会200万ついておりますけれども、この活動の内容をお願いいたします。

それから、説明書の106ページで嵐山町元気回復会議事業330万ありますが、この内容をお聞かせください。

それから、その下段ですが、プレミアム付商品券事業、これが3,636万という形で出ておりますけれども、その経済効果をどのように評価をしているのか。

それから、プレミアム付商品券事業の中で42店舗という形で報告がされたかと思うのですが、42店舗の内訳についてお聞かせください。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 では、第1点目につきまして、地域商業等活力創出支援事業、こちらにつきましては、主に駅西側の活性化のための事業を商工会で展開していく事業でありまして、主に当初予算でもご説明させていただきましたが、さくらまつり、それと今回は駅の美化活動として西のロータリーの花壇の植栽、また今年度につきましては個人店舗を利用者にアピールするためのまちゼミというものを実施しました。また、今年はラベンダーまつりにおいて、商工会でも土産品を祭り当日も販売いたしまして、そちらの販売に係る人件費のほうをこちらのほうで充てさせていただきました。

活性化につきましては、こういった効果があったかと申しますと、特にラベンダーまつりでは祭りの会場だけでなく駅の嵐なびでも土産品の販売をさせていただきました。そこでもまた、かなり売上げにもつながったこともあり、こういった事業の効果がうかがえたと思います。地域活力創出拠点については以上です。

続きまして、元気回復会議でございます。こちらのほう補助金として330万円ほど

出ております。この330万円ですが、主に嵐なびの1階スペース、特産品の販売コーナーと観光案内の事業をやっておりますが、ほぼ4人の方が販売、ご案内をしている人件費となっております。また、そういった販売に伴いまして発生してくる備品、消耗品、こちらのほうを購入している。また、ハロウィンですとかお正月ですとか、そういった四季折々の雰囲気を出すための飾りつけ等をさせていただいております。そうしたことで、この330万円は使っております。元気回復会議については以上です。

プレミアム商品券についてですが、先に店舗数ですが、最終的な店舗数は49の加盟店となっております。この中で、結果的には未使用店舗が7店舗ほどございました。経済効果ですが、49店舗の中で一番売上げが多かったベスト3が大型店となっております。この大型店の中で一番多かった店舗がスーパーでして、47%となっております。4位、5位もドラッグストアということで、チェーン店に行っております。また、そのほか少しずつではございますが、多くの町内の個人店も利用があったというような実績でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、地域商業等活力創出推進委員会、それから元気回復会議がかなり業務内容的にちょっとかぶっている面もあるのですけれども、まず推進委員会ということは推進委員会があるということですよ。それから、回復会議ということは会議があるという、その辺のことについてはどうなのでしょう。

それから、プレミアム商品券については、ほとんど1から5位までスーパーその他大型店、それからドラッグストアということで、個人のお店には実際には経済効果的にはかなり薄かったという評価になるのでしょうか。その辺についてお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、1問目についてお答えいたします。

2つの会議なのですけれども、1つ目が地域商業等活力創出支援事業ということで、この会がございます。この会は、商工会を中心に町並びに観光協会が入っておりまして、実際に会議を行っております。年に何回という決まりはないのですが、必要に応

じまして、今回のラベンダーまつりの土産品の販売の関係もそうですが、適宜会議を行っております。

また、非常に委員ご指摘のとおり、元気回復会議との兼ね合いがどうございます。事業的には、非常にラベンダーまつりのお土産販売なんかはもろにかぶっておるのですが、役割が違いまして、地域商業等活力創出支援の協議会のほうは駅西、中心市街地を中心の事業がメインでありまして、元気回復会議というのは商工会、観光協会、町が入っているのですが、今のところ嵐なびの運営について中心になって議論しております。ですので、元気回復会議のほうも、その都度寄り合いを持っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、プレミアム商品券の関係につきましてお答えさせていただきます。

個人商店の効果はというご質問でございます。ちょっと先ほどの副課長と重複することがあるかもしれませんが、今回の商品券の販売状況をちょっとお話しさせていただきます。まず、全体の売上げに対して、ヤオコーとベイシア、いわゆるスーパー、これが60%です。このスーパー2つプラスカインズホーム、ここを足すと74.4%が使われております。その他ドラッグストア、セキ、ウエルシア、マツモトキヨシ、この3店舗で全体の12.1%、その他のいわゆるチェーン店、小僧寿し、アイメガネ、マックハウス、ベイシア電器、この辺で3.3%、合計して今のところ89.9%、残り10.1%がその他の店舗で使われた金額の割合になっております。この10.1%のうち農産物直売所も使われておりまして、農産物直売所のほうでは大体2.4%、その他個人のほうで7.7%、そんなような結果の状況になっております。

こういった結果からすると、個人商店の経済的な効果というのは、この数字からいうとちょっとあまり出なかったかなというところがデータとしては出たかなというところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 その推進委員会と回復会議、これは当然こういう形でいろんな委員会があつて会議があつてとなりますと、構成メンバーもかなり重複している、場所についてもかなりかぶっていると。こういう形をしますと、活性化の戦略をつくっていく

という意味では非常にこれは不統一、やはりもっとこれは整理統合して駅西を活性化  
する、嵐なびも含めて、あそこをどういうふうにしてにぎわいを創出していくのだと  
いう、やっぱりこれは合わせてやらないと、こういう形で2つのいろんな委員会、会  
議があってもその効果が出ないのではないかと思うのですけれども、それについてど  
ういうふうに評価していますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 お答えさせていただきます。

今、藤野委員さんから質問のあった内容のとおりかなというふうに、現状ではなか  
なかうまくいっていない部分もあるのかなというふうに思っております。先ほどこよ  
っとお話もありましたように、駅西の駅前広場の整備、または今準備会のほうを立ち  
上げましたけれども、DMOの設立の準備会、そういったものを含めて、この辺の活  
性化の戦略というのは、やはり再度よく検討してやっていくべきかなというふうに担  
当課としては承知しているところですので、今後そういったところでは考えていき  
たいなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今の質問とほとんどかぶるのですが、まず最初に説明書の106ページ、  
今出た元気回復会議のところから入りますが、当初私が思っていたものは、字のごと  
く元気回復会議ということで、いろんな方が、商業に関係した人が集まって、どうし  
たら町の中心地の活性化につながるのかということを会議するのだというふうなこと  
で、町長以下何人かの方が集まってやるのだというような話を聞いていました。です  
けれども、結局は嵐なびの運営についてというのが現状だったのです。主には人件費  
なのでしょう、4名の方のということで。これだと本当に通常の会議、この名のごと  
く元気回復会議なんて、あれに本当に入っていたのかなというふうな感じがするの  
ですけれども、当初目指したものとちょっと違うのではないかなと思うのですが、ま  
ずそこから最初にお聞きをいたします。330万円の使い道が当初とは違ったのではな  
いかなというふうに思うのですが、聞かせてください。

それと、プレミアム商品券、近年この事業というのはあちこちでやっておりますが、

やっぱり問題点というのはそういうことなのです。消費者にとっては、非常に経済効果を上げるということにはいいのですけれども、生産者というか、この町の中心市街地の方の商店におけるものというのが目指したものと大きく違うというふうに思うのです。ですけれども、最初2,400万台の予算が3,600万まで膨れ上がったという、このところのあれもちょっと意味が、半減した割には金額だけ多くなっているなというふうな感じがするのですけれども、そこら辺のほうをどのように捉えているかお聞かせしてください。

商業等の活力創出推進会議は、これは商工会の中の一つの事業であって、予算をいただいて、その予算の中からどのような事業ができるかということで職場の中で検討した結果というふうに思いますので、これについてはもう内容は聞きましたので、ただ一つさくらまつりのところに出されているということでございましたけれども、これが幾らあったのか、金額だけ聞かせてください。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、お答えいたします。

元気回復会議でございますが、委員おっしゃるとおり、ここに来まして元気回復会議の議論の中心が嵐なびになってございます。ご指摘のとおり、当初は町全体、幅広い分野において議論、検討していくべきところでございまして、また観光においても広く視野を向けて、南部から北部まで議論をしていかなければならない会議だと思っております。しかしながら、駅のそういった観光等の玄関口である、窓口となる嵐なびのほうの運営をまずしっかり基盤を整えるというのが、元気回復会議の中の一番重要な課題となっております、そちらのほうに軌道に乗った暁には、当初の目的にまた戻りまして議論を交わしてまいりたいと思います。1番については以上でございます。

さくらまつりの関係でございます。さくらまつりにつきましては、本年度の当初の予算額が125万円でしたが、中止ということもありまして35万9,169円となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 2つ目のプレミアム商品券に関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

昨年度実施されたプレミアム商品券につきましては、国の政策で消費税、地方消費税が10%へ引上げによって、低所得者、子育て世帯、そういった消費に与える影響を緩和するために国のほうで行われた制度でございまして、そういった意味で昨年度のプレミアム商品券につきましては、これに該当する方全員が商品券の購入をできるという内容でございました。その中で、該当するそれぞれの世帯数、人数を抽出しまして、予算的にはその方全員が対応できる予算を計上させていただいたという状況でございます。

その結果として、全体的に人数ですと1人2万円で最高2万5,000円分まで買えたわけですが、これは4,000円で購入して5,000円分1冊、この1冊単位で買えるようにしてありましたので、全部5冊、全ての人を買ったわけではございませんので、ちょっと人数的には何人の方が利用したというのははっきりと分からないのですけれども、金額のほうで表すと全体的に使われたのが36.99%、まあ37%、そういう結果でございます。

そういったこともありまして、金額のほうは予算に対して大分低い数字にはなっておりますけれども、これは実際に実施した結果でございまして、予算のほうは該当者分全員確保したという状況でございます。そんな内容でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 前後してしまいますけれども、この元気回復会議については、そういうふうに最初の目的には合っているのでしょうかけれども、嵐なびができたことによって、そちらの運営のほうにということですよ。ですけれども、どなたが管理を、観光協会で行っているというふうなことでございますけれども、昼休みに営業しないだとか、何かそんなことをやっているというふうなことが全然ここにされていないような気がするのです。本当に町民から見れば、町民をばかにしたような企業でしたよ、昼休みに行こうと思ったらやっていないなんていうのは。こういうところ、町が関与している部分については、町の外郭団体と同じようなものなのですから、観光協会もうちょっとしっかり見ていかないと、本当の笑い物になってしまうような事業になってしまいますから、ここのところの観光協会に対するお金が出ているわけですから、まして

人件費まで出ているわけですから、従業員の指導というものはどのようになっているのかちょっとお聞かせしてください。

それと、駅前の商業等の活力創出推進委員会については結構です。

それと、あとプレミアム商品券の関係なのですけども、実際には一般財源で最初はなかったのですけれども、1,200万ほどつけたわけですね。それはやっぱり希望する方が多くて、そのようになったのかなというふうに思うのですけれども、やはりここのところに修正というか、大手のところだけに行くあれではなくて、中小のところでそんなに使うところがないと言えばそれまでなののですけれども、直売所もあるわけですし、一般店舗もあるわけなので、もう少しそこに一般財源を使うのであればそういう気配りも必要だったのではないかなというふうに思うのですけれども、その点だけ聞かせてください。

それで、もうこの後、この3つを総括とさせていただきますので、それだけ答えていただければ結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、元気回復会議、嵐なびの運営について答弁させていただきます。

委員ご指摘のとおり、嵐なびは平成30年5月1日からオープンしております。当初、30年度は委員ご指摘のとおり、昼休みのほう営業がなされておりました。また、休日等も臨時休業が多く、利用者の方に大変ご不便をかけておりました。

そういった中で、元気回復会議のほうで運営となりまして、それ以降、31年度からは昼休みを休むことなく通して営業しております。また、朝は9時から夕方4時45分まで開けさせていただきまして、勤務のほうは5時までということで、その15分で閉めた後に精算をさせていただいております。また、土日祝日は営業いたしまして、週1回、月曜日のほうは休館とさせていただいております。

また、去年はラベンダーまつりが1か月間あったものではございますが、その間は職員協力して閉めることなく通しておもてなしをさせていただいた次第であります。今後、まだまだ営業時間の拡張等、検討していかなければならないこともございますが、少しずつ改善できればと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、商品券の関係でお答えさせていただきます。

個人事業者、そういったところへの気配りが必要だったのではないのかというようなご質問かと思います。これにつきましては、今回商品券の加盟店を募集するに当たって、当然商工会さんのほうが主体となっていていろいろ動いていただきました。最初に藤野委員さんからちょっとお話ありましたように、当初42店舗ということであまりにも少ないので商工会のほうも頑張っていたいて、いろいろとお声がけをさせていただいた中で増えて、最終的に49店舗というのが結果でございます。

27年度にやりましたプレミアム商品券のときには、170店舗が加盟していただいたわけです。それが今回49店舗というところで半分以下、この辺は27年度の商品券の使われた状況、そういったものがやっぱり個人商店さんだとあまりないというのが現状で、それだと手続だけで面倒くさくってしまうのかなと、そういったところの分析を商工会とはしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 説明書の105ページの企業誘致事業の川島地区産業団地、これで資料設計のほうはできたというふうに理解してよろしいのでしょうか。ここに清算金とあるのですが、なぜ清算金を取られたのか説明と、この産業団地の内容の説明を伺いたいと思います。

それから、その下の企業奨励金2件だということですが、どんな会社で、それぞれ幾らずつなのか伺いたいと思います。

花見台拡張地区事業推進ですけれども、164万480円と、これ何に使ったのか伺いたいと思います。

106ページの元気回復、ちょっと私のほうは質問するつもりなかったのですけれども、駅前整えれば少しは客入るだろうという見方ですけれども、あそこ駅前整えたって、つきのわ駅と同じような状態をつくり出すだけです、閑散とした状況を。だから現状で、嵐なびの売上げを伸ばそうというのは現状ではできないというふうに見たほうが私はいいと思うのです。今後どうするかということでは、知恵を絞ったほうがいいと思うのですけれども、こういう結果を見て、今後そういう方向を探ったほうが



いいのではないかなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

プレミアム商品券なのですから、金額ベースで37%と、やっぱりこれ全国的に低調だということはニュースでも伝えられていましたけれども、嵐山町でもこういう結果だったのかということで、非課税者、子育て世帯ということで、この人数が、私聞こうと思っていたのですけれども、これちょっと分からないわけなのです。もう一度確認なのですから、何人いて何人が買ったかというのは、それがちょっと分かたら伺いたいと思うのです。

やはり10%というのがずしりと重くのしかかったのが、プレミアム商品券で得をするのですけれども、なかなか買物に気持ちが行かなかったということであるのかなと思うのですけれども、担当課としてどうしてこんなに伸びなかったのかというのは、他市町村の状況をもし話を聞いていけば、どういうことが一般的に言われているのか、嵐山町がそれに当てはまるのか伺えればというふうに思います。それと、ついでに一応経済効果はどのくらいあったのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、お答えいたします。

企業誘致事業につきましてお答えいたします。まず川島地区の産業団地の業務委託、こちらの内容と、その下にあります清算金の関係は関連しておりますので、一遍にご説明のほうをさせていただければと思います。

まず、こちらの業務委託の内容なのですから、川島地区の産業団地整備を進めるのに当たっての区域内の権利者の調査、あとは基本計画の策定、ある一定の広い区域の整備を行いますので、どこに道路を通すだとか、排水はどうするだとか、公園はどこに配置するだとか、そういったものの案の検討をさせていただいております。こちらが基本計画の作成でございます。

もう一つが農林調整資料の作成ということで、まず川島地区につきましては約10ヘクタールの農地がございます。そのうちの約6ヘクタールが、先ほども農政課の内容の中で青地の農地という話も出ましたけれども、その6ヘクタールが青地の農地になっております。そちらにつきましては、国、県の農政担当との協議が必要になってきますので、その協議を行うための資料作成ということで実施をさせていただいております。

この清算金の部分なのですけれども、ある一定の区域、およそ15ヘクタール程度なのですけれども、広いエリアを整備したいということで考えておりますので、当然その中には上水の計画、下水道の計画というのも含まれてございます。その計画の内容につきましては、それぞれ上水道のほうから負担金を、下水からも負担をいただいて業務のほうを実施しております。当初の予算としましては1,200万円程度、予算的には確保して進めていったわけなのですけれども、実績が907万2,000円ということで変更契約もなく完了できましたので、その実績に基づきまして水道会計のほうに10万円を戻させていただいたという内容でございます。

続きまして、企業誘致条例の奨励金の関係でございますけれども、どちらの会社というのは、大変申し訳ございません、企業さんの業務の拡張に係る部分ということで、業務上の秘密に該当する部分も出てこようかと思えます。具体的な企業名については控えさせていただければと思いますが、まず1社が町内の機械部品の製造メーカーでございます。まず1社はですね。こちらが146万円。もう一社が食品製造メーカーということで956万7,000円を補助金として出させていただいております。

それと、花見台拡張地区の事業推進の補助金なのですけれども、こちらは前年度に続きまして花見台工業団地の拡張事業に係る代替地の整備を行うための経費ということで、駐車場、資材置場の整備を行っております。こちらは農振を除外したりだとか、農地転用を行ったりだとか、なかなか町で直接業務を実施することが難しい部分がございますので、花見台工業団地工業会のほうに補助金として出させていただきまして、工業会の事業として実施をしていただいております。

企業誘致事業につきましては以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を中村副課長、お願いいたします。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、元気回復会議について答弁させていただきます。

委員ご指摘の嵐なびの販売だけでなくという質問と、あと今後どうするかという質問についてですが、確かに先ほど私、長島委員のときに答弁させていただいたとおり、もっと広い範囲で視野を持たなければならないと思っておりますが、嵐なびの1階の特産品コーナーなのですが、こちらが一応アンテナショップ的な機能を持っております。町内の特産品、ラベンダー関係のアクセサリやグッズ、あとは農林61号を使った焼き菓子なども取り扱っております。具体的に申しますと、嵐丸焼き、それとカフ

エわさんの農林61号を使ったドーナツ、こちらのほうも大変好評でございます。

こうしたアンテナショップには、31年度、令和1年度では12の事業者さんが出店させていただきまして、今80商品ほど取り扱ってございます。そんな中で、地味ではございますが、毎月平均してしまいますと15万円ほどの販売のほうがあります。年間約250万円ほど昨年ではございました。少しずつではありますけれども、アンテナショップをそこで運営することによって町内の事業所さんへ、個々のお店に導くきっかけになればと思っております。そうした地味な活動を続けつつ、まだまだ商品のほうを伸ばしていろんな事業の方々を、町自慢できる事業所のほうを、商店、そちらのほうを紹介していきたいと思えます。

今後どうするかと申しますと、やはり当初の目的に少しでも早く議論の矛先のほうを戻したいと思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、商品券の関係につきましてお答えさせていただきます。

先ほど来、委員さんのほうからの質問で一般財源の関係が出てきていますが、この商品券に関しましては、皆国の補助を受けていますので、一般財源はございませんのでご理解いただければと思います。

それでは、まず人数のほうを報告させていただきます。まず、子育て世帯で316、非課税世帯で2,955、合計対象者が3,271人でございます。

大体何人の人が利用したかというお話もあったかと思うのですが、先ほどちょっと言ったように、全員の方が満額買っているわけではありませんので正確な人数は出ないのですが、あくまでも売れた金額、買われた金額といえますか、そこで出しますと1,205.8人という数字になりますので、1,205.8人以上という形になります。これがちょっとどのぐらいいたか、要は2万円分買わなかった人がどのぐらいいたかがちょっと分かりませんけれども、おおむね1,210人ぐらいで大体36.99%、約37%の人が利用したのかなというお話をさせていただいたところです。

また、商品券そのものを購入されて使われたという金額に関しましては36.6%で、若干使わなかった方がちょっといるのかなと、そんな状況でございます。

また、どうしてこんなに少なかったかという理由ということなのですが、昨年度こ

の発売をしまして、子育て世帯あたりになるとなかなか平日、購入に行けない方もいるのではないかとということで、10月には町のほうでも土日祝日販売のほうも実施したわけですが、実際役場のほうにも購入に来られた方もいらっしゃいますけれども、そういった手だてもしまして、11月、12月と行ったわけですが、なかなか売上げといえますか、購入する方が伸びていかないなというのが分かりましたので、商工会のほうともいろいろ話はしたのですが、なかなか購入しない理由というのが分からない。終わった後も、例えばこういう訳で購入できないだとか、苦情的なものだとか、どうしたらいいのだとかという相談、これがほとんどなかったのです。

そういったこともありまして、商工会とも原因、少なかった理由というのは何なのだろうというのはいろいろちょっと話をしながら検討はしたのですが、具体的に実際購入しなかった方、該当している方で購入しなかった方に聞かないと、ちょっと分からないのが現状でございます。申し訳ありませんが、ちょっとなかなか分析は厳しかったような状況でございます。

また、経済効果があったのかということだったのですが、これは先ほどお話ししたように町内の小規模事業者、この辺の関係が全体の7.7%の使用率といいますか利用率、これを考えると、この数字がちょっと物語っておるのかなという感じはしております。

以上でございます。

○松本美子委員長 質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。45分間で休憩です。お願いいたします。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時45分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

川口委員の再質問からお願いいたします。

○川口浩史委員 川島地区の産業団地はなるほどね、そういうことですか。下水道課に戻すお金が清算金として10万円、なるほどね、そういうことで分かりました。ここに企業がつくという見通しは本当にあるのかどうか、この年までにあるのかどうか伺いたいと思います。

企業奨励金なのですけれども、これちょっと町長に、町長替わったばかりだから、

まだ判断難しいかなと理解はするのですが、業務上の秘密、何が秘密になるの  
だろうかとよくお考えいただいて、これがなければどこの企業にお金を、町民の血税  
を渡すわけですから、町民が知る権利というのは私は当然あるというふうに思うので  
す。そっちを優先すべきだというふうに思うのですが、ちょっとお考えを伺い  
たいと思います。

花見台に、なるほど駐車場の代替地ということで伺いました。花見台のここにも企  
業が入るという情報というか、信憑性の高い情報としてあるのか伺いたいと思います。

嵐なびについては、ちょっと大分私と擦れ違っているので、内容面は分かりました。  
今後、別の形で提案をしていきたいというふうに思います。

プレミアムの関係なのですが、経済効果が幾らあったかというのは、ちょっ  
とそれは分からないのですね、現状では何円ぐらいあったかというのは。そして、ど  
うしてこんなに低調に終わったかという、その状況も分からないということです、  
今後はプレミアムということで経済効果を上げていくということがなかなか難しくな  
ってきているのかなと一つは見られますので、別の形で経済を引き上げていく効果、  
経済効果を上げていくということを考えていかなければいけないのかなと思うので  
す。これに代わるものが何があるのだということではそういうことになるわけですが  
も、ちょっとその点は一致するかどうか、共有できるのかどうかだけ伺いたいと思  
います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

小輪瀬企業誘致推進室長、お願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、お答えいたします。

川島地区、このまま進めていって企業立地する見通しがあるかということなので  
すけれども、コロナ禍の状況ということもありまして、私担当個人的にも心配してい  
る部分がありました。ただ先日、県の企業立地課のほうで会議がございまして、その中  
で県内の大手のシンクタンクから説明があったところなのですが、一言でお答  
え申し上げれば、まだ立地ニーズは十分あるというご説明でございます。

もう少し詳しくお話いたしますと、皆さんコロナ禍ということで巣籠もりとい  
うことで自宅で過ごしていた時間が多かったわけなのですが、その際にネットを  
使ったの商取引といいましょうか、で食べ物を買ったりだとか品物を買ったりだとか、  
そういった行動を皆さん多くやられたかと思います。ネット取引に係る物流施設等に

については、もう首都圏近郊のエリアでまだまだニーズはあるよというご説明をいただいたところです。私個人的にもよかったなと思ったところなのですけれども、川島につきましても物流施設をメインに考えていけば、十分ニーズはあるというところで考えております。

次に、花見台の関係なのですけれども、事業主体の県企業局のほうでエントリー&オーダーメードということで、立地企業の内定のほうはしているところでございます。スムーズにいけば、その内定企業のほうが立地をしていただけるのかなというふうに考えております。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 商品券の関係についてお答えさせていただきます。

経済効果というところのお話なのですが、プレミアム部分だけで考えると約600万円程度が余計に購入できたというのでしょうか、使えたというのが町全体で600万円程度、その部分がまず経済の効果があつたのかなと。これが実際の効果かどうかというのは別の話ですけれども、600万円程度がプレミアムで実際には使われているという状況でございます。

別の経済効果を考えたほうがいいのかというところで、全く同感でございます。今回のコロナの関係で、支援のほうもよその市町村ではこういった商品券関係をやっているところが多いのですが、嵐山町に関しましてはこういった結果を考慮しまして、商工会とかそういったところといろいろ協議した中で、今現在まだこういった支援を実施していないわけですけれども、何かいい経済効果をもたらすような、そういったものはずっと常日頃、何かいい案はないかというところで頭を悩ませているところでございますので、今後もいろいろ情報を収集しながら、何かいい案があればそういったものをちょっと考えていきたいなというところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、川口委員のほうから企業奨励金の件についてお話がありました。町民の知る権

利というものは大変重要なことかなと思います。しかし、守る権利あるいは守るべき義務、そういったものもあろうかと思います。そういったことをつまびらかにすることによって、知る権利をある程度満たすことができた。しかし、それと同時に、それよりも何十倍、何百倍という価値あるものを失ったということになったら、町民全体から考えて、それは果たして正しい判断だったのかどうか。これは非常に考えなくてはいけない問題だと思いますので、再三川口委員のほうからご指摘いただいたにもかかわらず、担当課のほうがそのような判断ですので、私もその判断には従ってまいりたいと思います。少なくともこの企業支援金に関しては、そういう立場でいたいと思います。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありましたら。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 先ほどから出ています106ページの地域活力の創出拠点管理事業なのです。これは、長島委員もかなり厳しく指摘はしていましたが、私からはこの元気回復事業、4人の人件費に流れながら効果が出てきているのだろうと思っていますが、この活力拠点そのものが、やっぱり嵐山町のあれだけの駅を相当な投資をしてできたところでございますので、担当課としてもかなり何か最初はどうだったとかということではなく、しっかりとした下に進んでいってもらわないと、やっぱり町民からいろいろと出てくると思うのです。

それで、私が申し上げたいのは、この活力拠点の中で嘱託員の報酬がほぼ同じように出ているのですけれども、この人たちはどのような仕事をこの平成31年度までになさったのか。

それから、13番の委託料ですけれども、清掃の委託料、これも嵐山町シルバー人材センターに委託していますけれども、非常に駅の上を使っている人たちはすごくきれいで、大妻の学校帰りの子どもたちだとかも非常に密を避けながら使っている姿も見られます。非常にあそこを使う人たちにとっては、ありがたい施設だなと思って利用されているのだと思うのです。ここの施設の掃除等を含めて、どのようなペースでこれを委託しているのでしょうか。ちょっと細かくて悪いですが、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、答弁いたします。

地域活力創出拠点の管理事業、報酬のほうですが、就労支援相談員ということで嵐なびの2階のトイレとカウンターがある観光案内の窓口のちょうど真ん中のスペースで活動しておりまして、主にハローワークの情報提供に努めております。ハローワークのほうから、正規職員、パートタイマーの情報が月に2回来ております。そちらのほうをパンフレット置場に置きまして、またその置場のほうには詳細な就労相談、情報提供につきましては就労支援員までご相談くださいというアナウンスをさせていただいております。

就労相談員なのですが、毎週月、水、金、午前中が9時から12時、こちらのほうは1時間の休憩を取らせていただきまして、また午後は1時から4時まで相談業務をやっております。しかしながら、ハローワークからの情報を持っていかれる方は非常に多いのですが、なかなか就労相談員の詳細な相談業務までは年5件ぐらいしか、いまだ至っておりません。このところ、ご指摘のとおり強化をしていかなければならないと感じております。

気軽に就労相談員のほうにお声をかけていただく工夫といたしましては、ふだん観光案内のほうで活動しておりますシャッターのほうは、就労支援員が勤務しているときは全て開けております。そこを開けておりますと、就労相談のほかにもいろいろお尋ね、観光案内を含めて細かい道のご案内ですとか、そういったことも尋ねてこられる方が非常に多くなっております。また、相談員がいることで、先ほど青柳委員が申し上げていただいたとおり、皆さんがロビーのほうに安心して待合ができるスペースとなっているのではないかと思います。そういった内容で、就労相談員のほうがいることで、かなり効果があるような内容であると担当は感じております。

続きまして、同じ嵐なびの清掃業務でございます。こちらのほうは、シルバー人材センターに委託しております。毎日清掃ということで365日、去年は366日でしたが、お正月も休むことなく1日3時間、午前9時から12時まで、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、だれでもトイレということでご案内しておりますが、そちらのほうの掃除とトイレトーパーの管理をしていただいております。非常にトイレの利用が多いので、詰まり等がございますが、清掃員の方が改善できるものはその場で解決していただいているというような実態でございます。

以上でございます。



○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 なかなかこの嘱託員さんも、そこに人が張りつけられて、3時間ずつそこにいるわけですね。その割には、相談件数が1年間で5件ぐらいだったというようなことは、何か前と変わっていないような気がするのですよ、この辺が。やっぱりその辺は担当課として、今観光案内を外しているというようなことを言っているけれども、一つまず行きやすいのかどうなのかも含めて、もう少しその辺を、やはりこれだけのお金をかけるとすれば効果の上がるような方法へ考えていかななくてはならないのではないかなとも思ったりします。

そんな中で、今午前中の環境課の方に、駅前のポイ捨てなんかのことでちょっと聞いたのです。そうしたら、その2人の方が回ってきて、役場のいわゆる嘱託員さんとも、ごみの捨て方だとかポイ捨てだとかこんな感じだとかと話しているよというようなことで、情報交換をしているというふうな環境課からは答弁がありました。

やはり駅にたいて、そこにいて駅周りなんかを見るようなことは仕事の中には入っていないのかもしれませんが、やはり嘱託員としてその中にいるだけではなく、やはり駅周りを下の嵐なびも含めて見させてもらうとか、企業支援課の中の担当課の仕事ですから、そういったようなことというのは特に課としては指示を出していないのですか。

それから、清掃のほうは時間帯が9時から12時という3時間ですから、夕方の時間だとかもあるわけでしょう。そうすると、非常にでもきれいに使われています、お便所も。やはり使う人も、それなりのマナーを持って使っているのだなというふうに私も感心しています。この辺だけは、やっぱり仕事をやってくださっている方がきちんとやっているのだらうなというふうに想像ができます。こういうよいところは伸ばしていってもらいながら、今言った1点目のところだけ、そういったような関連性のようなものがこれから密に求められてくるのではないかなと私は感じているところですが、課長としてその辺はどのように今考えていらっしゃるか、担当課としてはそういうことは指示していませんとかということで結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

相談件数が、昨年度の実績も4、5件、これは就労に関してですが、そのような少

ない状況、その前の年が8件だったのです。昨年度から私も担当課のほうの課長になりまして、昨年度の実績見たときに、少ないなというのが率直な意見でございます。昨年度も結局4件程度というところで、やはりあまり就労相談に来ない。

これは何でだろうと担当課内でちょっと話をしたことはあるのですが、先ほどちょっと副課長のほうから話がありましたように、ハローワークのそういった求人情報、これは正社員、臨時職員のもの、パートさん含んだ両方のものが、パンフレット置いてあります。そこはかなり持っていく人が多くて、増し刷りしてさらにまた追加して持っていくとか、そういうことはたびたびございますので、実際に相談まではしないけれども、そういう情報は結構あそこの嵐なびのほうに寄って持っていったりはしているのかなと。その中で、相談する人がしている、そんな感じかなというふうには思っております。

また、ハローワークさんのほうからも、いろいろとそういった相談があった場合にはハローワークのほうに振ってくださいと、ハローワークのほうに話をするように言ってくださいと、それで結構ですということも昨年度から聞いておりますので、そういった形で結構慣れている人は、もう直接ハローワークの情報を見ながらハローワークのほうに行っているのかなというのも一つあるかなと思います。ただ、現状では今の相談件数を考えますと、確かにやっぱり何かしら考えなければいけないのかなというふうには思っております。

また、駅前付近、そういったもののパトロール的なもの、そういったようなお話もありました。今現在、この嘱託員の方には勤務時間帯、昼休みだとか、例えばちょっとトイレに行ったりだとか、席を外すこともあるかとは思いますが、それ以外、勤務をしながら気がついた範囲でというのでしょうか、大体どのぐらいの人数の人が利用しているか、これもカウントしてくれております。2年前より昨年度、利用率はだんだん増えている、そんな状況で、ただいるだけではなく、そういったところも見ていただきながら執務のほうをやっていたいております。

ですので、また今度、時間を見計らってちょっと駅周辺、たまにはたしか見て回ってくれている話も聞いたことありますので、そこら辺はもう少し回数を増やすとか、そういったところもちょうと含めてどんなふうにできるか、それはちょっとご相談させていただいて考えていければなというふうには思っております。

すみません、以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 あそこの上は行って楽しい場所になるような、観光協会のボランティアもあったりしますし、非常にその辺の工夫の余地は、私は嵐山なりの独特なことができると思います。

ラベンダー園のことだって、あれだけの人たちがあそこに寄って相当のことを聞いたり話したりはしたと思うのだよね。やっぱりそこに嵐山のよさのようなものを付加つけて、来たお客さんに与えられるような場所としてなっていくべきだなというふうの下を含めて思っていますので、研究していただきたいと思います。これは結構ですから。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

---

再 開 午後 3時09分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから説明書の105ページ、子育て高齢者応援リフォーム、これが5件、45万9,000円ついておりますけれども、この効果、波及効果とかを含めてどういうふうに考えているか。

それと、これが31年度で終わっておりますので、終わった理由、それについてお聞きいたします。

それから、説明書の117ページ、駅西の整備計画についてですけれども、この中で土地購入費が、それと補償の費用が2件、購入費が6,696万、補償の関係が4,557万と

いうのが出ておりますけれども、それと次年度繰越しが、購入費のところは5,520万、補償費のほうが9,661万と出ております。これは、この両方を合わせて、いわゆる土地の購入費と、購入と補償がこの金額で全て予定されたものなのかということをお聞きします。要するに、これ以上あるのかどうかということです。

それと、3点目なのですが、これは決算書の179ページなのですが、上段のほうで工事請負費、これは越畑の町道だと思っておりますけれども、あれがまだ完了していないという、これはいつ完了するのか、これについてお聞きします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから、子育て高齢者応援リフォームの関係でご回答させていただきます。

こちらのリフォームにつきましては、子育て世帯につきましては、子どもの部屋の改修ですとか落下防止、手すりの設置等、それからあと段差の解消等です。それから、高齢者のほうのリフォームにつきましては、やはり手すりの設置、それから段差の解消、それから例えば和式のトイレを洋式のトイレに変えるといった、そういった形のをこちらのほうのリフォームのほうでやらせていただいております。

こちらのほうなのですが、平成27年度から実施のほうをさせていただきまして、合計件数で31件ほどになっております。今年度に関しましては、こちらのほうの補助金の内訳ですけれども、子育て世帯が1世帯、それから高齢者世帯が4世帯となっております。それから、町内、町外業者の関係ですけれども、町外業者のほうは5件となっております。

こちらのほうの補助金のほうがなくなってきました経緯につきましては、5年がたちまして、5年程度でこういう事業の形につきましては見直しを図っていくということが町の基本的な方針でございますので、町の財政事情等を鑑みまして5年間で終了させていただいたという形になります。

子育て高齢者応援リフォームにつきましては、以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 117ページの駅西の用地と補償の関係で

すが、この決算にあるとおり、今年度買わせていただいているものと、あと次年度繰越し事業につきまして、駅西の地区につきましてはこれが全てになります。

〔「広場」と言う人あり〕

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 駅西の広場としては、この用地と補償で全てになります。

続きまして、越畑の1―3号線の関係ですが、1―3号線も継続的にやらせていただいているものですが、昨年度繰越し事業と、あと今年度の予算で計画しているところの路線は全て完了という形で、今のところは考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 子育て高齢者応援リフォームですけれども、これはせっかくそういう形で根づいたものが単純に5年で見直しと。そんな高額なものではありませんので、これはぜひ子育て応援ということもあるわけですので、こういうものはやっぱりきちり評価して継続をしていただきたいなと思うわけでございます。

以上です。終わります。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 117ページの6、建築開発総務事業の中の13委託料、電算委託料に開発許可建築確認システム保守管理業務委託料というものがございます。こちらはどのようなものをやるシステムなのか教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、開発総務事業の開発確認システムの保守管理業務委託の内容についてご説明いたします。

こちらのほうにつきましては、町のほうの都市計画関連の情報を載せているパソコンの端末になります。こちらのほうにつきましては、窓口のほうで各建設会社ですとか建築屋さんのほうが町のほうに物件の調査に来たときに住所等を調べまして、こちらのほうの用途地域ですとか建築の状況ですとかを確認できるシステムになっております。こちらのほうに関しましては、保守管理業務委託ということですので、システムに異常が出たときに対応するようにしておるものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 114ページになるのですが、橋りょう改修事業で、これで橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託と嵐山町歩道橋修繕設計業務委託があるのですけれども、この修繕改善計画一式の中で、これで今度は実際に始まるかもしれないのですけれども、どの程度のものが橋りょう改善しなくてはいけないのか。予算的にはどのくらいのものが入っているのか。

また次、歩道橋なのですけれども、歩道橋はこれは嵐山町全部の歩道橋というふうな形で考えていいのかどうか。

その次に、嵐山町が管理する関越自動車道と交差する跨道橋の詳細調査の業務に関する協定書というのが1,583万800円となっていますが、これは具体的にどのような調査を行うのか伺いたいと思います。

それで、またその下に協定書がありますけれども、その協定書は21橋ですけれども、それはどのような形の協定になるのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 114ページの橋りょうについてご回答させていただきます。

橋りょうの長寿命化計画になりますが、橋りょう長寿命化計画なのですけれども、一応1回目の橋りょうの点検業務が終わりまして、その計画の見直しになります。1巡目の点検結果に基づいて長寿命化計画を見直して、あとはほかに全部の橋りょう、70橋全ての橋りょうが網羅されていませんでしたので、それについて全てもう一度橋りょうの長寿命化計画を見直して作成したものでございます。

続きまして、歩道橋の修繕設計になりますが、嵐山町歩道橋につきましては1橋歩道橋があります。平成28年度にⅢ判定の歩道橋の点検をしまして、Ⅲ判定の結果が出ましたので、それで腐食という結果が出ましたので、それについての修繕の設計になります。

関越の委託業務の内容につきましてですが、関越の委託業務の内容なのですが、これも平成28年度に橋りょうの点検を行いましてⅢ判定が出ました。これにつきまして

は、ひび割れ等が出ているという形でⅢ判定が出ましたので、それについて詳細の調査を行いまして、その修繕設計を行ったものでございます。

続きまして、一番下の道路構造物の点検であります、道路法に基づいて5年程度に1回の橋りょう点検を行うというのがございますので、それについて橋りょう点検を行いました。昨年につきましては21橋の橋りょう点検を行い、Ⅰ判定が18橋、Ⅱ判定が3橋の結果となっております。

以上になります。

〔何事か言う人あり〕

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 長寿命化計画の修繕の業務委託の事業費の関係なのですが、事業費についてはここまでは出しておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、これから個別管理計画が出てくるわけなのですが、一つ一つの金額というか、おおよそのものが出てきて、そして何年にどのくらいやっていかなくはいけないというふうなものが出てこないと財政の全体が見えないと思うのですが、それはいつぐらいに出てくるのですか。例えば関越自動車道の修繕というのはなかなか大変だなと思ったりしますし、Ⅱ判定とⅢ判定ということですが、Ⅱ判定というのは何で、Ⅲ判定は何なのかを、Ⅰ判定というのもあるのですか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょうの判定の区分のほうの回答をさせていただきます。

橋りょうの点検要領がございまして、ⅠからⅣまでの判定基準があります。Ⅰにつきましては健全という判定で、Ⅱが予防保全段階、Ⅲにつきましては早期措置段階、Ⅳにつきましては緊急措置段階になります。嵐山につきましては、ⅢとⅣの判定が出ましたら次の点検までに何か措置を、橋りょうの修繕の設計とかを行い、修繕を行うという形で今の計画をしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、橋りょう長寿命化修繕計画の策定業務委託の関係につきましてお答えさせていただきます。

こちらの策定につきましては、これに基づきまして今後補助金をいただく基礎資料となるものでございまして、どれぐらいかかるかというのではなくて、橋りょう点検についてはどういう点検をしましょうという、基本的には保全型として点検をしていきましょう、そして管理区分はどうしましょうかという設定をするという業務でございました。跨線橋、跨道橋、例えば東武東上線や鉄道の橋はまず優先的にやりましょうとか、次に関越自動車道や県道の橋は優先的にやりましょうとか、それとそれ以降は橋りょうの長さについて優先的にどうしましょうかという基本的な方針を立てるものでございまして、これに基づきまして先ほども言いましたとおり橋りょうの点検をしていきます。

点検の区分によって幾らかかるかというのを決めて、悪いものについて予防保全になったりする場合は、その都度設計を組んでやっていくという状況になっていますので、なかなか橋りょうについては実際に橋りょうの測量というか設計というか、現地に入って測量設計をしないと分からないものが多いものでございますので、過去の実績は出ますけれども、これから幾らというのはなかなか出せない状況でございますので、これについてはそのような基本的な方針をもって今後補助金をもらっていくという、そういう用途の策定業務でございました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、橋りょうに対する非常に重要なものは分からないと。だから、5年間の中で……

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 橋りょうのように非常に点検しておかないと、常に見ておかないといけないものは、実際には5年ごとのもので、Ⅳでなければ早急にやることもなくて、ⅡとⅢは5年間の間に何かちょこっと修繕をしたらいいという形で、財政計画にのっけていくのは非常に、嵐山町の財政計画にのせていくのは難しいということですか。補助金が取れなければ難しいという形で、では実際には橋というのは結構怖いものだなと思うのですけれども、そういったものがどの程度の金額がかかって、財政的に嵐



山町にどのように左右するかということは、今現在ではこの橋りょうの点検計画などでは分からないということですよね。例えば関越自動車道の橋りょうなどは1,583万2,000円なんて、とても高額な金額ですけども、これは単純に調査しただけですよ。だから、どういうふうになっていくのかなと。協定をしてという感じだから、これを修繕に持って行ってかなり安全なものにしていくためにはどういうふうな具体的な形を取っていくのか。嵐山町でも予算措置が必要であるにもかかわらず、そのところは見えてこないということでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

橋りょう修繕点検等の関係でございますけれども、これにつきましては全国的に国の法律、施行令が変わった関係で、この点検でやっていくという方針になりました。ほかの自治体も同様に悩んでいるところなのですけども、全部を直していくとなると、かなり膨大な費用がかかるというふうなのはもう目に見えているというようになっております。こちらにつきましては、あくまでも基本的な方針を決定して、直すべき橋りょうは何かという優先順位を決めたというものでございます。橋りょうによっては、先ほども言いましたとおり、関越などは設計だけで1,500万かかってしまい、工事についてはまたもっとかかってくるという状況もある可能性が出てきます。ですが、嵐山町では優先的に跨線橋、跨道橋をⅢ判定が出たら直しましょう。ただ、もう一個は長寿命化という考え方でございまして、あらかじめⅢ判定が出なくても長寿命化するために予算を取れば長く橋がもつという状態になるというのもございます。ただ、それでは財政に負担がかかりますので、なかなか難しい問題だというふうに思います。

それで、渋谷委員さんの財政計画に入れてやっていけというご質問は十分分かるのでございますけれども、その金額がかなり大きいものですから、町としてはまずⅢ判定が出たら修繕しましょう。それで、長寿命化ももちろんしていきたいのですけれども、それは予算の状況によってやっていくというふうに今現在ではなっているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにありますでしょうか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 88ページの住宅応急修理事業で3件、これは19号台風の関係だということですが、どういうことでこの3件は町が支出するようになったのか、できるのか伺いたいと思います。どんな工事をしたいのか。

それから、子育ては聞いてもらったな。いいや。

115ページ、今の橋りょうの関係で、この115ページの一番上の愛宕橋がありますよね。これはどこに架かっている橋なのか伺いたいと思います。

それから、次の116ページで、台風19号で東西連絡通路のエレベーターが故障したということで、この修繕ということでいいのでしょうか、この金額は。314万円ほどは、違うのかな。ああ、その下の数字があれか、よく見なかったな。では、内容だけちょっと伺いましょう。

それから、117ページの駅西口のロータリーの関係なのですが、この金額が14億から7億円になって、それをそのときに過大な見積りがあったということで見積りの直しをしたのがこの年度ということでよろしいのですか。その費用というのはこの中には入っていないように見えるのですけれども、自分たちでここは過大だったというのを見つけ出して、それで計算し直したら7億円になったということでよろしいのでしょうか。

それから、118ページの平沢区画整理、いよいよ金額が少なくなったなというふうに思うのですけれども、それでも2,100万円、2,000万円以上出ているわけですから、終わり、終了はいつ頃になるのか。まだしないのか伺いたいと思います。

それから、119ページの中ほどに新田沼公園の管理委託があるのですけれども、この管理委託というのはどういう管理をしているのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 まず、88ページの住宅応急修理の関係についてお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、台風19号に伴う関係でございます。災害救助法における応急住宅の修理ということで、こちらのほうの応急修理の内容が一部損壊のほうまで対象拡大がされました。それに伴いまして、制度がこちらのほうの救助法の関係につきましの事務処理について、埼玉県のほうから同じく10月12日付で市町村長に

一部事務委任があったところでございます。こちらのほうの件につきましては3件の方が該当ということで、一部損壊のほうの基準としまして1件当たり30万円の費用を出しているところでございます。

続きまして、すみません、エレベーターの関係でございます。エレベーターの関係で116ページになります。こちらのほうにつきましては、駅の1、2号機のエレベーターの修繕工事ということでございます。こちらにつきましては、こちらは毎月行っている保守点検、また定期検査、年に1度の定期検査のほうで指摘を受けておるものでございまして、耐用年数に伴う修繕工事をさせていただいております。

次の下の緊急汚水の関係でございますが、こちらのほうにつきましては台風19号によりまして、こちらは駅東側のエレベーターになるのですけれども、地形的、また建物の構造上、大雨が降ったときに線路側のほうから水が流れてきたものが、エレベーターのピット内のほうに水が浸入してしまいまして、そちらのほうにつきましては、エレベーターの滑車のほうにありますオイル等が混入してしまう関係から、汚水処理という形で緊急に汚水を引き抜いたものでございます。

続きまして、区画整理事業の関係でございます。118ページになります。区画整理につきましては、こちらのほうの部分につきましては換地の修正業務委託ですとか、あと事業計画の第7回を変更する予定でおりまして、そちらの図書の関係、それから換地計画書の作成ということで委託のほうを実施しております。区画整理につきましては、換地処分予定でございますけれども、換地処分ということであるならば令和3年度、令和4年3月31日を予定しております。なお、この後に清算金事務というのは別に実施していく形になりますので、その後に区画整理のほうは続いていく形になります。

最後に、新田沼公園の関係でございます。新田沼公園の関係につきましては、こちらのほうにつきましては除草作業と、あと植木の管理をさせていただいております。それからあと、沼のところにヨシという植物があるのですけれども、こちらのほうがかなりの背丈で繁茂する関係から、防犯上等からこちらのほうのヨシの除草というのも作業として入れさせていただいております。

私のほうからは以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 115ページの橋りょう修繕工事、愛宕橋ほか2橋の橋りょうの場所ですが、関越自動車道に架かっている橋になりまして、愛宕橋が越畑地内、あとそのほか広野中郷と広野下郷も一緒に修繕を行うわけなのですが、これが大字広野地内になります。

続きまして、117ページの駅西の費用につきましてですが、駅前広場の設計業務委託というのが前年度繰越明許のところに書かれてありますが、その中で実施設計等を行っておりますので、ここで費用のほうは出させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 88ページの応急修繕なのですけれども、これは床上のところは5件あったということなのすけれども、この方たちではないと。違うところの家が壊れたので、そこの方たちへの支給だと。そういうことでよろしいのでしょうか。

それから、115ページの愛宕橋なのすけれども、先ほど関越の長寿命化の件でお話があったわけですけれども、これは副町長が前に副町長をやっていた時代に、愛宕橋はたしか修理していると思うのです。修繕をね。10年ぐらいたったのかな。10年でもう壊れてしまうわけなのすか。また修繕するような事態になってしまったのですか。あの当時の修繕がどの程度の修繕だったのか、ちょっと記憶にないのですけれども、今回の修繕をして、関越道と交差する跨高速道路橋の詳細調査というのは、愛宕橋は外すということではよろしいのですか。それでも1,500万円かかってしまうということなのすでしょうか。これが入るのか入らないのか。先ほどの質疑聞いてちょっと疑問に思いましたので、伺いたいと思います。

それから、117ページの西口の関係なのですが、次年度への繰越しでここに見積りの件が入っているよということで、そうするともうおとしの段階で過大な見積りというのが分かっていたということなのすか。そうすると、昨年14億円の図面を私たちに出したときにはもう既に分かっていて、過大な見積りがあるというのが分かっているって出したということなのすか。これは問題ですよ、分かっているって出したのなら。せめて説明ぐらいあってしかるべきです。ちょっと今、過大な見積りがあるので調べ直しているところなのす。そんなの一切聞いていないのですから、ちょっとその辺ははっきりしてもらいたいと思うのです。

それから、区画整理は令和4年と言ったのですか。令和3年ではなくて4年と。来年ではなくて再来年の3月31日ということですか、ちょっと確認です。

新田沼の件は、私が問題にしているのはヨシなのです。それで、あそこは調整池にするのだと。これは誰が答えたのだっけな。もう数年前に私が質問して、あそこには調整池がないから、むさし台には。そうしたら、新田沼がありますという、こういう答弁されて、見に行ったらヨシの木というのかな、草がもう繁茂しているわけです。もう埋まってしまっているわけですよ、あそこは。全然たまらないです。調整池の機能を果たさないです。この管理としては、私はしょうがないと思うのです。除草作業等もこの部分しかお金は払っていないのですから。調整池としてのことを言ったのですから、あそこが埋まってしまっている状態ではまずいわけですので、これはきっちり掘り出して、埋まった泥は出してやらないと、これはまずいのではないかなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 115ページの橋りょう修繕の関係ですが、橋りょう修繕につきましては5年に1回の橋りょう点検を行いまして、平成28年度にⅢ判定が出ました。その結果、修繕工事を行っているものです。

委員さんは以前に修繕をというお話をされたのですが、ちょっと資料がないのですけれども、平成24年頃に剥落防止という形で橋面の下側の部分のコンクリートが剥がれてしまうとあれなので、ネクスコさんのほうに、関越のほうに落ちてしまうとあれなので、その剥落防止の塗装というような塗り替えを行った記憶はございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから、区画整理の関係についてお答えいたします。

換地処分の予定ですが、先ほどこっと私、言葉があれで申し訳なかったのですけれども、R3年度末、要は令和3年度末に換地処分の予定で進めております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思いま

す。

最初の88ページの応急修繕の関係でございます。こちらにつきましては、台風19号の対応によりまして、令和元年10月に国が告示を急遽しまして、今までは半壊にならなかったものについて災害救助法による応急修理をするというのを、半壊または半焼に準ずる程度の損傷による被害を受けた世帯に対しても30万円の応急修理をするというものでございまして、被害割合が10%以上20%未満の住家、お住まいの方に対して助成というか、応急修理の制度を適用するものでございます。基本的には、5件と言ったのですが、たしか4件だったと思うのですが、床上浸水の方が該当になりました。ただ、1件につきましてはこの30万円ではとてもできない、応急修理、家屋の修繕ができないということがございますので、辞退もございましたけれども、基本的に対象は床上浸水の住宅の方でございました。以上です。

続きまして、駅西につきましてお答えさせていただきたいと思います。駅西につきましては、過大か過大ではないかというのは従前は分かりませんでした。従前のあくまでも設計をして見積りを、従前に設計をして整備計画に盛り込んだものでございます。昨年、30年12月から行っている調査設計において、具体的にどういうふうにするかというのを決めて、その結果安くなることができたというものでございますので、前から過大だったということは考えておりませんでした。この設計をもって、どれくらいかかるのかなというのをもってできましたので、3月末には終わって、もう一回見直して、その結果、その費用がかなり削減できるというのが分かったものでございまして、これをやる前はまだ案の状態というか、何平米幾らというものの、概算の事業費しか出せませんでしたので、この実施設計をもって、あと細かいことを決めてからやっと事業費の削減ができるというのが判明したものでございますので、前から過大だったということではございません。

続きまして、ヨシの新田沼公園でございまして、これにつきましては調整池機能としては、以前は調整池として考えるというふうに回答したかもしれませんが、一応新田沼公園という公園の機能でございまして、調整池機能も多少はあるかもしれませんが、なかなか全てをこのむさし台については、前もちょっともう一回答弁変えさせていただきましたけれども、調整池が必要ない地域で設計が組まれています。確かに調整池機能はありますけれども、そういう状態でございます。

ヨシにつきましては、伐採については、やっぱりヨシの伐採をすると、見栄えもよ

くありませんし、見通しも悪くなって地域の住民から危険だということで伐採させていただいております。やっぱり調整池機能も多少はありますので、全て池として再現復活させていきたいと思っておりますけれども、それには莫大な費用がかかるという見積りもありますので、現在は刈取りを行って見栄えというか、公園としての形状を保っているところでございます。むさし台というか、駅西地区の平沢区画整理事業につきましては、都市計画の都市下水路が延びて下水をするという計画でございますので、こちらについては多少はありますけれども、これをもってできるというものではございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 西口の関係ですけれども、新しい見直しのこれは、そうするといつ頃これは分かったわけなのですか。ちょっとその時期を伺いたいと思います。

それから、新田沼の関係なのですが、調整池のものではないと。調整池ないからどうなのだと聞けば新田沼があると言うし、それでこういうふうにならば調整池ではないかと聞けば公園だと答えるし、本当に一貫性のない答弁だなと思うのですけれども、調整池がどうして私は設置されなくて承認されたのかというのは、非常に私の中では疑問なのです。1ヘクタール以上は造らなければいけないというのが県の規則だか何かで決まっているわけですから、条例かな、決まっているわけですから、これは前にお話ししましたが、それがどうして造らなくていいのかというのは、その経緯が分からないわけなのですけれども、少なくともないのだから調整池としての機能を最低限果たせるように私はすべきではないかと思うのです。

特に昨年は、調整池のあそこはもうどんどん流れてしまって、精進橋の下があふれてしまって床上が出ているわけですから、ここの問題だってあると思っています、私は。そういうことで、これはいい答弁ないと思いますが、ヨシの管理と、やっぱりあそこに入り込んでしまっている泥はさらうべきだというふうにするのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅西の事業費につきましては、駅前広場の設計業務委託が成果として上がってきま

して、それを検討した結果、させていただきます。3月に終わって、それを精査しながら3月に行って終わったわけでございますけれども、内容をもう一度精査させていただいて、いつ頃というのはなかなか申し上げにくいのですけれども、今年度の中旬ですか、今年度の中旬頃にやっと事業費としてこれぐらいはできるだろうというのが見積りはできましたので、いつ、何月というふうになんかと言えずに申し訳ないのですけれども、その頃分かったものでございます。

新田沼公園の関係でございまして、これにつきましては、駅東区画整理事業につきましてはまだ平成に入る前等の認可があったと思います。県の条例はその頃にできていると思いますので、その前の基準で県の協議を受けて認可を受けているものでございますので、その当時はそれでよかったというふうに認識しておるところでございます。

なお、台風19号におきましては、川島川が出ましたけれども、基本的には川島川よりも市野川の水位が上がってきて、川島川の水があふれているわけではなくて、市野川に流れ込むものがなかなか排出できなかったという部分もございますので、一概に川島川がどうのこうのというのではなくて、もう一度その辺については精査をしながら対応をしてまいりたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩させていただきます。では、4時5分までということをお願いいたします。

休 憩 午後 3時50分

---

再 開 午後 4時05分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。



藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 では、私のほうから質問をさせていただきます。

1点目は、説明書の127から128にかけて、I T推進事業に関することでございます。

1点目は、ここに通信費が129万出ておりますけれども、この通信運搬費、これは各小学校にも、各ところに通信運搬費が計上されておりますけれども、これはI T関係で考えればネット接続だと思うのですけれども、インターネットの接続料、この費用と各学校施設との関係、要するにインターネット接続費が各学校にもこれは計上されているのかどうか、その辺の関係を一つお聞きしたいと思います。

それと、機械器具借上料として2,235万計上されておりますけれども、この器具が借り上げということはリースという形なのかどうか、その形態、状況についてお聞きしたいと思います。

それから、LAN工事の1,100万計上されて執行されたわけですが、リコー・ジャパンがこれ請負やっておりますけれども、この入札方法です。どういう形で決まったのか、それについてお聞きします。

それから、説明書の128ページ、学習支援教室の運営費用が262万8,000円、委託料として約260万あったわけですが、これをやった成果、効果。もう一つ、これは31年度で終了したわけですが、終了した理由、これについてお聞きいたします。

それから、説明書の156ページ、給食費の関係です。給食の調理業務委託が、これ4,268万執行されたわけですが、3月学校給食は休止していたと思うのですが、これの関係が、この費用との関係がどうなっているのか、それについてお聞きします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

加藤室長、お願いいたします。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 では、私のほうから127ページ、128ページ、I T推進事業に関してのご質問に関してお答えさせていただきます。

まず、通信運搬費の費用ということでしたが、こちら委員さんがご質問のとおりインターネットの接続料が主になります。各学校のネットワークにつきましては、本庁舎のサーバー室に中学校の導入のときから集約をしてございます。こちらに代表回線

を引き込んで、そこからVPNという技術を使って各学校にネットワークの接続を行っております。その回線ということですので、庁舎側に引き込む回線と、それと各学校に引く回線ということで、回線の本数でいうと6本になりますが、形的にはセキュリティ等の観点から庁舎集約にして、各学校という形では予算計上がしておりません。こちらのIT推進事業のほうで、一括して通信費のお支払いをしているというところでございます。

次に、2点目の機械器具借上料の関係の方式ということですが、こちらはリースでございます。

次に、3点目の工事費の1,100万円に関しましては、こちら全体の学校、今回でいうと小学校のシステムの構築に当たってプロポーザルを実施しております。その中の一つ条件としてネットワーク配線、それからそこに関するアクセスポイントの考え方、工事、総合的に提案をしていただいて、価格面、それから内容ということで受託していただいた事業者の工事費ということで実施させていただいているものであります。

以上であります。

○松本美子委員長 金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

128ページの学習支援事業、教室運営事業ということでございますが、こちらに関しては昨年度90名、小学校3年生、4年生、中学校3年生を対象とした90人を授業と教室として運営いたしました。6月に開講いたしまして、翌2月までの計24回の教室、各学年2クラス編制として授業を進めました。場所に関しては図書館で行いまして、参加費に関しては負担なしということで、教材費のテキスト代だけいただいたものでございます。

成果ということでございますが、目的別確認テストというものを開講のときに1回、それから翌1月に1回行っていました。全学年とも、算数、数学は上昇傾向というものが得られましたが、特に中学校3年生の数学に関しては、比べますと70%を超える上昇というものが見られました。国語に関しては、小学校3年生の上昇傾向が86.2%と高いものでございましたが、なかなか国語に関しても一朝一夕というわけにはいかず、長い時間がかかるものと認識をいたしております。

この教室に通いました児童生徒にアンケートを年度末に行っております。その内容として、その多くはこの教室に通ってよかったという感想をいただいております。こ

の事業全体としてどのように感じていますかという質問に関して、児童生徒の「とてもよい」、「よい」が合計で92.8%の方々がそのような回答をされて、また保護者の方に関しても100%になりますが、その効果があったということで、アンケートの結果ではこのように出ています。

また、具体的には、少し先の授業の内容を行うことによって、授業でやることが2回目になります。そうなることによって、子どもたちが分かるようになった、あるいは手が挙がるようになったという声も聞いております。また、分からないことがあったら友達同士で少し相談をしたり、教え合ったりということが少しずつできるようになったという自由記載もございました。

そういった中で、合計3年間でございますが、276人の生徒、希望者全員を受け入れるという実施をしてきました。3年間の授業でございましたが、31年度で見直しということで終了を、翌年の継続には至りませんでした。やはりそういった子どもたち同士が分かってこられる環境というのが少しずつでも出来上がってきたかなというようなことと、それからこの学年以外にも当然手をかけ、目をかけていく学年がございます。そういった意味では、小中一貫の教育を進めるに当たって、翌年度からは小学校に小中一貫の先生を配置し、会計年度任用職員になりますが、その方々を配置し、特に小学校の子どもたちに関して、より理解力が増すような形で、手をかけ、目をかけができればということで3年間の見直しを行ったところでございます。

続きまして、156ページの給食の調理委託に関するものでございます。2月28日の政府の宣言によりまして、3月からは休校ということになり、給食に関しても慌ただしい中、全てを中止するということになりました。この際、その委託をしている会社の従業員に関しては、日々できない細かい清掃ですとか、それから調理器具の点検、あるいは在庫管理ということで、食品に関してはキャンセルができないものもございました。あるいは、3月に使おうと思っていた食材のストックもございましたので、そういったものに関しての在庫整理をしていただくことによって勤務をしていただきましたので、この3月分に関しては、調理委託に関しての減額はございませんでした。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、先の機器借上料、この金額は毎年かかっていくということで、かなり高額な費用が必要とされるということが分かったわけでございます。

そういう意味では、その効果をしっかり上げていただくということでお願いをしたいと思います。

それから、学習支援の関係ですけれども、お聞きしますと非常にすばらしいことだと。非常に理想的なことが行われたのではないかと。前の事例もあったのですが、3年間ということで、年度を切って見直しということで、子どもたちは非常に残念というか、がっかりというか、これは当然保護者の方もそうだと思うのですけれども、せっかくやってきたものが、これはやはり本来は継続して、まさに町が教育日本一と言うのであれば、まさにこのことそのものは、そんなに高額な費用ではありませんので、本来継続すべきだったのではないだろうかと思っています。これは、今後の政策の中で反映をしていただきたいと思います。

それから、給食については、非常にあのときは突然のことですので、そのまま委託を、3月までの分を全額は払ったということは逆によかったなという形で安心はしました。そういうことで、これで私の質問は終わります。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 私は1点だけです。

説明書の136ページ、それからこれは中学校のほうは142ページでしょうか、10款の教育費の中の要保護準要保護児童就学援助費というのです。これ30年度とちょっと比べてみますと、七郷小学校と菅中は金額的には減っていますけれども、ほかの学校は増えている状況というのが見受けられます。この状況というのは、過去数年の中で共通した状態で増えている状況なのかどうかです。

当然これは生活保護世帯とか準生活保護世帯のお子さんに対する援助ということなので、給食費とか、それからあとは教材費なのでしょうか、そういうふうなものの援助費というふうにも捉えていますけれども、そのほかにどういう援助をしているのかという、そのことも含めて伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

扶助費に関して、人数に関しても全体を通しますと増えている傾向がございます。

ただし、金額に関しましては、まずその原因として準要保護の基準の見直しを行っております。その方の世帯の所得から所得控除を引いた残りの基準を考えます。そこに、今までは入っていなかった扶養控除ですとか生命保険の控除を含んだことによって、控除額が大きくなりました。それによって、所得控除する額が多くなったので、該当する方が若干増えたということがございます。ただ、これに関する影響はとても少ないものでございます。

それから、金額なのですが、給食費の改定を31年の4月から行わせていただきました。給食費の改定が、現在4,300円の5,000円ということで、この値上げに関する給食費補助というものが、これがかなり影響するものになります。それぞれの金額掛ける十一月の人数になりますので、これがかなりの金額でございます。

また、卒業アルバムが対象となったという、その補助の対象、扶助費の対象となったということもありますし、それから修学旅行など該当する学年人数によって、その金額というものは影響することになります。

また、入学前に支給する学用品の制度がございます。これが30年度に始まったものなのですが、そのときに申請をされた方よりも31年度に申請をされた方のほうが多くなりましたので、それが小学校になりますとお一人当たり5万600円でありましたり、中学生になりますと5万7,400円になりますので、そういった金額が多くなりました。入学前支給の申請をされることが、人数も多くなりましたので、その影響が大きいと考えられます。

以上でございます。

○松本美子委員長 狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 当然、今年はコロナ禍ということで、ますますこういう状況のお子さんが増えるのかなというふうに想像できるのですけれども、そういった中でも多少、全体計算しますと1,500万ぐらいになるのでしょうか。当然それが増えていくというような状況があるので、財政的にも大変かなというふうに思うのですが、やはりそういうお子さんも含めて、しっかり教育していただくということが学校教育では大事なのだらうというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 126ページの奨学資金の関係ですけれども、何人くらい借りられて、それは全員借りられたのか。返済は、滞っている人がいるのか伺いたと思います。

それから、127ページの小中一貫の件で、私一応委員長を特別委員会ではさせてもらっているのですが、小中一貫に賛成でも反対でもないという中立な立場で臨んでおります。まとめた文の中に、12から18学級というのが書いてあるのですけれども、この根拠を伺いたと思います。

次は、128ページにいじめ問題対策事業というのがあって、何もなかったのだと思うのですけれども、何かあったのか何うのと、その下の共同学校事務事業、これぴったり5万円なのです。どうしてこんなにぴったり合うのか、ちょっと不思議なので、何を買ったのか伺いたと思います。

それから、小学校でもあるのですけれども、中学校で141ページの健康診断器具滅菌業務委託料、これは何を滅菌するために委託したのでしょうか。

145ページの幼稚園の関係ですけれども、幼稚就園奨励費、去年は人数が載っていたのですけれども、38人と、今年載っていないわけです。うんと多くなってしまったので、載せるのが嫌になったのかな。何人いるのでしょうか。この方たちは、なぜ町内の幼稚園に行かなかったのか、理由が分かれば伺いたと思います。

147ページに、放課後こども教室、各学校からの参加人数を伺いたと思います。

図書館では、ちょっと本来の本の話ではなくて、あそこの時計が壊れたままなのです。これは予算要求はしているのでしょうか。していたのですけれども、落とされたのか。いや、していないのだということなのか伺いたと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、126ページの奨学資金貸付けの関係でございます。31年度に借受けをされた方はお二人になります。大学の方と専門学校の方でお二人申請が出て、お二人とも貸付け決定となりました。

また、返済ということでございますが、返済が滞っている方に関して、31年度末は4名の方になります。ただ、この方々も全く返済がない、1年間返済がないということではなく、少しずつお返しいただくという形で、返済計画の変更をしている方も中にはいらっしゃいます。当初につくりました返済計画では無理があるということでご

ざいまして、無理のない返済計画に切り替えてお返しいただいているという方もいらっしゃいます。そういった方が合計4名ということでございます。

続きまして、128ページのいじめ問題対策事業でございます。この委員会に関しては、いじめのあったことで会議を開いたことではございませんで、嵐山町のいじめ等に関する対策、対応、そういったものを委員の皆様方と情報共有をさせていただきましたり、その体制をご報告申し上げた会議でございました。

次に、128ページの共同学校事務事業ということでございまして、こちら玉ノ岡中学校にこの共同学校事務室を置いておりまして、そこで活動しております。この共同学校事務に係る消耗品ということで、こちら使用させていただきましたが、特にびったりだった理由ということでございますが、印刷のトナー代、インク代というのでしょうか、そういったもので玉ノ岡中学校で使っている機械で使っておりますので、ここまでは玉ノ岡中学校の学校費、ここからは共同学校事務室と、同じ機械を使っているのでそういったことができませんでしたので、案分といいますか、割合でこちらを計上させていただいたことにより、金額がびったりということでございました。

続きまして、141ページでございます。141ページの滅菌器具ということでございますが、これは各学校で年度当初、5月、6月に児童生徒の健康診断を行います。そういったときに、例えば歯科検診ですと歯鏡といいまして、歯の裏側を見る小さい鏡ですとか、そういったものを借受けをしたり、その消毒、今学校で持っているものを消毒をしたりというような内容になります。

続きまして、145ページの幼稚園教育振興事業でございます。こちらの負担補助金の中で、幼稚園の就園奨励費補助金ということで、31年度は4園24人の方が該当いたしました。こちらに関しては、幼児教育無償化の制度開始に伴いまして、この制度自体が廃止となりましたので、9月の30日をもって、この制度が廃止されたものでございます。ですので、翌年度、今年度に関しては計上がないということでございます。こちらの理由ということで、理由を具体的に伺っておりませんので、はっきりとした理由というのは申し上げられません。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

永島教育長です。

○永島宣幸教育長 それでは、127ページの14、小中一貫教育推進事業に関しまして、12学

級から18学級という数字でございますけれども、法律がございまして、2つございます。

1つは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令でございます。ここの第4条に、こういう記述がございます。「学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで」、これが適正な学校規模の条件とされています。

もう一つは、学校教育法施行規則というのがございまして、その中に41条、小学校でございますけれども、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする」。中学校に関しましては、第79条で準用というふうにございます。

したがいまして、12から18というのは、この2つの法律の中に規定されているということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

川上交流センター副所長。

○川上 力教育委員会事務局交流センター副所長 それでは、私のほうから放課後こども教室、学校別の児童さんの数を申し上げます。

まず、菅谷小学校で43人、それから志賀小学校で20人、七郷小学校で2人でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

吉川主席主査。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、図書館の時計に関して答弁をさせていただきます。

修理には最低30万円はかかる見込みであることから、修理としての予算要求はせず、今までのある予算の中で安価に仕上げることを検討しております。案として上がったものとしましては、時計の機能は失われてしまいますが、レリーフ板等を貼り付け、オブジェのような形にするなどの案が出ましたので、こういった、もしくはほかの工事等の実施などに合わせ、ユニック車などによりつり上げ、ほとんど費用をかけずに撤去をすると、こういった案も上がりまして、現在そういった内容を検討しているところです。

私からは以上です。



○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 126ページの奨学金の関係なのですが、4人滞納者がいるということで、本人の希望でこの返済方法を変えたということで、その方たちの収入の額、所得でもどちらでもいいですけれども、収入額というのは分かっているのですか。その収入に対して返済は妥当なのかちょっと知りたいので、収入が分かったらお聞きしたいのと、幾らぐらいずつ返済をしているのか、返済しますよということになっているのか伺いたいと思います。

12から18学級の件は、総括でやりたいと思いますので。

あとは、141ページの滅菌の関係ですけれども、そうすると今まではどうしていたのですか。滅菌しないで、次の子どもの歯の診断などはしていたということになるのですか。これは委託料だからあれか、そんなことはないよね。一応確認しておきます。

145ページの幼稚園奨励費、24人ということで、この方たちが何で町内の幼稚園に入らないで町外に行ったかというのは、町としては、教育委員会としては大変関心を持っていなければいけないところではないかなと思うのです。3年保育をしないから行ったのか、いや、そうではないのだよと。働く親の関係で行ったのですよとか、その辺はやっぱり今の状況でいいということはないと思いますので、ただそれは分からないということなのですか。もう一度、分からないなら分からないでいいですから、お答えをお願いしたいと思います。

放課後こども教室は、相変わらず七郷は少ないわけなのです。今回でも2人いたから、まだいいのですけれども、ゼロという年もありましたから。七郷への対策というのをもう少し考えていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

時計は、そうですか。ほかのオブジェに変えるということで、なるほど分かりました。ちょっと私のほうに寄せられた意見で、そういうことではお話ししておきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

126ページの奨学資金でございますが、収入に関して、そのうちのお二人は嵐山町をもう転出をされてしまっていますので、また嵐山にお住まいの方でも許可なく収入

を調べることはできませんので、そういった収入の情報は持ち得てございません。

ただ、返済に関してはお一人5,000円、2か月に1回5,000円というような金額でいただいております。その金額に関してもこちらから申し上げたわけではなく、貸付けをされている方がこのぐらいでお願いしたいというようなお話を以前にいただいております。その都度、大丈夫ですかというお話は何いながら返済をしていただいているところでございます。また、相談に関しては、いつでもご相談くださいということも申し上げているところでございますが、今現在はそうようにお返しをいただいているところでございます。

続きまして、141ページの滅菌器具の委託でございますが、こちらに関しては毎年行わせていただいているものでございますので、毎年計上させていただいています。数に関しては、その児童生徒数によって異なりますので、金額の差異はございます。

次に、就園奨励費に関しては、理由に関してはお勤めの関係なのか、あるいは3年保育の問題なのかということは、理由としては伺っておりません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

川上交流センター副所長、お願いいたします。

○川上 力教育委員会事務局交流センター副所長 それでは、七郷小学校の生徒さんの数が少ないというようなご質疑をいただきましたのでお答えいたします。

七郷小学校では、放課後こども教室とは別に、ふれあい塾というのをやっております。そちらに参加される生徒さんがいらっしゃるということです。ですので、放課後こども教室のほうに参加されるお子さんが少ないというふうに考えております。今後生徒さんに、保護者の方も含めまして、引き続き声をかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉川主席主査、お願いいたします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 図書館の時計であります。オブジェにすることは検討中の案の一つで出たものでありますので、誤解のなきようご承知いただきたいと思います。

また、ほかの工事などとの実施などに合わせて安価に撤去などという案もございま

す。オブジェなどでは、貼り付けたレリーフの落下などという安全性の心配もございますので、もし実施する場合はそういったものをクリアしてからのことになりますので、十分ご承知いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質問者は。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほどあるのですけれども、まず136ページに小学校施設の改修事業ということで、エアコンの関係が載っています。そして、142ページには中学校の同じような空調の関係が載っております。いわゆる設計の関係から設備の設置に至るまで載っているわけですが、各学校については特別教室を含めて、もうそろそろ100%に近いのではないかなというふうに思うのですが、そういうことでもなさげなのか、まだまだあるのでしょうか。ちょっとお聞きをしたいなと思いました。

それと、あと1点が文化財の関係で151ページの上段に載っているのですが、何かを町で計画したときに文化財の試掘をしなくてはならない、発掘をしなくてはならないという場合が最近よく出てきますが、この中に載っている場所はおおよそ想定はできるのですが、まず場所をお聞きしたいのと、作業員の方が6名ほど年間で191万何がし載っております。これは6人の方がどのくらいの時間をかけてのことなのでしょう、作業時間等をお聞きできればというふうに思います。

2点ですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、空調設備に関するものでございます。こちらは、国の学校施設環境改善交付金をいただきまして、前年度繰越しということで実施をさせていただいた事業でございます。こちらに関して、小学校、中学校ともに普通教室に関しては100%、今現在空調整備をさせていただいておりますが、特別教室になりますと全てということではなく、この事業費によりまして、小学校は各学校2部屋ずつ、中学校は各学校3部屋ずつ整備をさせていただきました。特に家庭科室、調理室ですとか理科室の火を使うところということをメインでさせていただいたところでございます。また、その結果、小学校に関しては特別教室61%の整備率、中学校に関しては62%の整備率ということ

でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水次長、お願いいたします。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、私のほうから文化財の発掘についてお答えさせていただきます。

場所についてということでございますけれども、ここで予算を執行しているものにつきましては、いわゆる開発等に伴っているものについての調査を行ったものでございます。基本的には個人住宅であったり、最近では太陽光等の開発に伴う、いわゆる包蔵地に当たる部分の試掘、並びに状況によっては発掘ということでございます。昨年につきましては、試掘調査が11件、発掘調査が1件ということで、発掘調査につきましては御所ヶ谷戸大蔵地内の個人住宅の1件ということでございます。

作業員の時間等ということでございますけれども、現場で試掘作業並びに発掘が行われた場合、現場以外にもその報告書作成の図面を作成したりとか、そういったことも行っていますので、どの時間であるということはちょっと今お答えはできないかなと思いますけれども、内容としてはそういうことになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 空調の関係を最初にお聞きしますが、パーセントまで言っていたいてありがとうございます。普通教室は、国のほうでも100%を目指すということですから、嵐山は早かったから、それに近いのかなというふうに思ったのですが、100%と。ただ、特別教室については、まだまだ100%いかないのです。これはいい勉強になりました。これからちょっと頭の中に置いておきたいと思います。答弁は結構です。

それと、文化財の関係なのですが、文化財については大型の文化財の発掘かなというふうに思ったのですが、個人の関係の住宅ですとかそういうふうなところだというふうな、今答弁だったというふうに思いますが、大きくなかったところ、今やっているところというのか、前年度のこの年度の中ではなかったですか。

いや、もう一度確認のため、花見台のほうにあったような気がするのですが、それはまた違うときでしたか。ちょっとその点だけもう一度、確認のあれをお願いいたし

ます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水次長、お願いいたします。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 先ほど委員様のほうからお話がありました工業団地のところにつきましては、県の事業団のほうで行っている事業で、町のほうでの支出にはなっておりません。ですから、町で行っているのは、先ほど申し上げたとおり、主に個人住宅とか、あとは太陽光の試掘作業が主で、発掘作業が行われたものについては、先ほど言った大蔵の1件、住宅、それも建てる部分のみの発掘になっておりますので、短期間で行っているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、129ページの菅谷小学校教師用指導書・指導教材購入ということで、期間が年度末ということです。それと、これと同じように七郷小学校が132ページ、そして志賀小学校が134ページに記載がございまして、嵐山町は共同学校事務事業というものを行って、大体平均的に同じような内容をやっていく、学校のいろんなことを進めていくというお話があったのですが、このように何かちょっとまちまちになっているのはどうしてなのかお伺いいたします。

それと、LANケーブル、先ほどのインターネット関係のところのページなのですが、けれども、LANケーブル128ページ、このLAN配線工事一式なのですが、こちらは光回線なのか、普通の回線なのかお伺いします。

それと、こちらは149ページ、図書館のWi-Fiルーター交換工事ということで、何で交換をしなくてはいけなかったのかお伺いします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

129ページ以降の教師用指導書・指導教材購入についてお答えをさせていただきます。こちらに関しては、教科書の改訂が4年に1度ございます。令和2年度から新しい教科書を使うに当たり、その教科書に適応した先生用、教師用の指導書とその教材

ということになります。それぞれの学校が、各学年、それからクラス数ですとか、必要なものということでございます。

また、こちらに関しては最小限ということで数を選定をさせていただきました。ただ、学校によっては特別支援学級の有無やクラス数の、1学年1クラスだったり2クラスというような数が違っている関係で、それぞれの冊数も異なっているものでございます。年度末に契約ということでございましたが、どうしても図書の版元がぎりぎりにならないと新しい教科書に対応する指導書の販売が難しいということで、ここに来ていたものでございます。この年度中、31年度中に先生方が手にし、令和2年度当初からそれぞれの授業に使うというような準備のものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

加藤室長、お願いいたします。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 では、私のほうはLAN配線に関する回線の種類というご質問だったと思います。

回線のほうは、全て光回線で想定しているところです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉川主席主査、お願いいたします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 では、図書館のWi-Fiルーター交換工事についてお答えさせていただきます。

以前は、こちらはADSLの回線でございました。まず、ADSLが2023年1月に廃止になるという話があったことから、まず第1段階としまして、平成30年度に光回線を引き込みました。そして、第2段階としまして、令和元年度にルーターを光回線対応のものに交換しまして、光回線に移行したということです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 学校指導書のことは分かりましたけれども、これ菅谷小学校と志賀小学校は進明堂というところで、七郷小が三星社なのです。学校で教科書の種類は、今違っていたのでしょうか……確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

図書の取次店がその地区で決められている関係で、七郷地区と菅谷地区ということで異なるものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 説明書の126ページ、7番の教育相談員運営事業です。これが大分前年比で増えていまして、相談の内容といたしますか、どういったことによってこのような金額になっているのかということです。

それと、127ページのさわやか相談員の運営事業ですけれども、相談実績が940件ということで、これ3月31日ですから、日本の中がコロナでごった返していた状況でございまして、いろいろな相談傾向なんかも変わってきているのかなというふう思うところでございます。学校のほうで把握していらっしゃる子どもさんや保護者からの相談の内容のようなものが、どのように把握していらっしゃるのかお尋ねしたいです。

それと、次のページなのですけれども、先ほどの小学校のここのところで機械器具の借上料はリース料だということで答弁いただいたのですけれども、この機械器具の内容といたしますか、どういったようなものをこの2,235万6,892円調達されたのか。

それと、このLANの配線工事は、これで次のことを言ってしまうと怒られてしまうのですけれども、学校に今進めていく運用の中では十分なもののなかかどうかということです。その辺について確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

溝上指導主事、お願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、相談内容等についてお答えいたします。

まず、学校においては、さわやか相談員のほかにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから町には教育相談室、それから学校には学級担任や養護教諭、そして我々指導主事等々が必要に応じて相談に応じているということになります。コロナ禍において、子どもたちの様子につきましては、各学級担任から1週間に1回、もしくは配慮の必要なお子さんについては2回程度の電話連絡等によりまして、

親御さん、子どもたちの困り感を把握し、適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

加藤室長、お願いいたします。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 私のほうから、まず機械器具借上料の内容というご質問でございました。

こちらは、一番やはり大きく占めるものはタブレットそのものと、それからそれに付随するプリンター類ですとか大型液晶装置、その他もろもろ今回のタブレット学習で使う器具全てということになります。その中には、当然そのタブレットを運用設定する費用ですとか、それから各アプリケーション、ソフトウェア、そういったものの費用も全て入っているものであります。ですので、単体で機械リースという形ではなくて、予算科目上大きく占める機械器具借上料という形で計上はさせていただいておりますが、その中身につきましては総合提案の中で、教職員が使っていただく全てのもの、その中には当然ＩＣＴ支援員の派遣に関する部分ですとか、そういったものも全て含まれた費用でこういう形になっております。

それともう一点、この1,100万の工事のＬＡＮでご質問の趣旨は、多分今ＧＩＧＡとか、そういう形で求められる要件を満たしているのかというようなご質問とご推測いたしますが、こちらは回線、それからＬＡＮ配線の規格に関しては国の仕様に準拠しております。ただし、今後タブレットが１人１台になりまして、かつその使い方が将来的にもう全ての教室で毎時間インターネット回線につながるような、将来的にそういったことが起こり得れば、例えばその回線の遅延等はあるかもしれません。ただ、そこは現状で言う十分な待機と、それから足回りの整備という意味では先行して整備をさせていただいているものと考えております。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

さわやか相談員の相談内容ということでございますが、主に学校生活、家庭関係、恋愛、子育て、学校の対応等とありますが、大きく区分けをさせていただきました中で、いじめに関する相談はございませんでした。不登校に関するご相談が一番多かつ



たものになります。また、その次に申し上げますと、その他ということで、今申し上げました家庭環境全般、部活動、あとは学校生活全般、あるいは体調不良、そういったことのご相談が多かったです。それ以外に友人関係、性格、それから学業等のご相談が続いております。

それから、126ページに戻りまして教育相談員でございますが、この相談室の相談室長は、基本的には週1回ということでございますが、それ以外に今までスクールパートナーという役割を、町独自の役割で相談を受けていたのですが、不登校の方々のご家族、児童生徒との、学校とのつなぎ役とか相談ということを受けていたのですが、その役割もこの教育相談室長が受け持つことによって、より学校とも綿密に連絡を取り合いということができるようになり、回数も増えたところでございます。また、学校の児童生徒だけではなく、学校の教職員、それから教育委員会、また学校にSSWというスクールソーシャルワーカー、いろいろな相談の役割を持つ方々がいらっしゃいますが、そういった方々とも横の連携を持って、学校生活ができるように児童生徒の支援をしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 さわやか相談員さん等は、あしたちょっと総括質疑の中でまたお願いしたいと思っているのですけれども、1点だけ今LAN工事だとか、この機械器具の借り上げなのですけれども、この期間で見ると元年の10月31日にはLANの配線工事が終わっていたりするのです。実際に3月のコロナ禍の中ではどうだったのかちょっと分かりませんが、何回か運用されたり、使い勝手のようなもの、さらにはこの機械器具、これが主に先生、教えられる指導者の方のもののタブレット等になってくるといような答弁だったのですけれども、その辺については、この3月31日までの状況というか、状態はどんなふうなところにあったのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

加藤室長、お願いいたします。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 では、お答えさせていただきます。

こちらはLANの配線工事ということで、10月31日終了ということですが、こちらの回線工事をまずやってから、当然中の構築はしなくてははいけません。そういったことで、工期についてはこういう形になっております。

実際の運用開始という形でいいますと、このLAN配線以降ということで、実質今、本当に運用を始めてから、例えば3月まででいうと5か月間とか、そういう期間になりますが、当初は当然機器そのものの内容の研修ですとか、それから当然ICT支援員さん今回導入しておりますので、中学校と同様に、その支援員さんの役割ですとか相談できること、それから各教職員が今後小学校で活用していくに当たって、どういう不安だとか、どういう方法があるのだろうか、そういう運用の初期段階という形になります。

実際に、今年度2月あたりにICT支援員のほうからの初期報告という形でいただいております、その中ではやはりその導入当初、まだ当初ということで、その支援員さんに対する相談というのは、実際に授業運営というよりは、使い方に関することだとか、あとはたけている先生に関しましては授業支援に関することですとか、少しずつ進んできているというような状況になります。

また今後、今年度また中間報告という形で報告等上がってくる予定となっておりますが、中学校と違いまして、やはり中学校であれば専科ですので、その科目に特化した授業案を出すとか、授業への活用というのが図れると思うのですが、小学校はやはり学級担任制ですので、1人の先生が多くの科目を抱えているということで、そこへの配慮という形で、支援員さんのほうに関しては、時間をかけて支援をしていたくようにというふうに教育委員会のほうからはお願いしているところであります。

以上になります。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 1点だけ、先ほどから問題になっている128ページのLAN配線工事一式、これ実施されていますけれども、先ほどまでのご回答を聞いていると、プロポーザルをして応札してもらったというふうに聞こえたのですけれども、この提案依頼書のことだと思うのです。この提案依頼書というのは、何かコンサルを受けていらっしゃるのですか。それが1点。

それから、ここの応札は実際何社だったのでしょうか。それについて伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

加藤室長。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 では、私のほうからお答えさせていた

だきます。

まず、プロポーザルに関して、仕様に関するところですかプロポーザルの内容ということで、嵐山町のほうでＩＣＴアドバイザーということでコンサル業務をやられている方がいらっしゃいます。当然この大きいシステムを導入するときには地域支援課さんにご相談をした上で、そこの相談内容、それからプロポーザルに関しての知見、それから審査といったことをご協力をしていただいた上で選定という形になっております。

続きまして、応札という形で、今回プロポーザルに関しては９社依頼を申し上げて、実際には１社の提案しかございませんでした。その大きな要件としましては、当然中学校を先行で５年前に導入したときは、丸々新規の提案ということで、数多くの提案をいただいたところであります。ただし、今回はやっぱり小学校、中学校で先生方が行き交う、また同じような仕組みで先生方に活用していただく必要がありますので、やはり仕様の特定というところがどうしても出てきます。そういった関係もありまして、なかなかプロポーザルに参加していただきやすい仕様ではないというのは現実問題であったと思います。

以上になります。

○松本美子委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 分かりました。ＩＴ機器には、往々にして操作の連続性であるとか、機器の接続の信頼性であるとか、いろんなことから同一の会社で統一する、あるいはそういったことが往々にしてあるのですけれども、やはりほかの応札がなかったということ、この辺について、それはどう評価されているのでしょうか。やっぱり入札の効果というのは、あまりないのではないかと思うのですけれども。

○松本美子委員長 ご答弁をお願いいたします。

加藤室長。

○加藤憲史教育委員会事務局新校開校準備室長 お答えさせていただきます。

当然金額というものに関して言えば、例えば中学校導入したときの提案価格に対しての削減率というのがまず一つの目安になるかなというところがございます。当然導入した事業者が同一ですので、当初提案からの削減率というところは気にしていたところがございます。価格面に関しては、比較する対象が入札、応札が少なかったのになかなかできないところではありましたが、そこは当然審査をするに当たってコンサ

ルの方に意見を伺って、適正かどうかという判断はその都度相談をさせていただいているところであります。

それと、小林委員おっしゃるとおり操作性ですとか、当然ＩＴ技術を導入するに当たって、入れればいいのかというものではないと思います。特に学校に関しては、子どもたちが使うものというものもありますが、まず先生方に使っていただくというのが当然大前提となります。その運用を考えたときに、または委員さんおっしゃるとおり統一性を持ったセキュリティー、それから保守というところを分散しないという観念、そういったところからも、今回の仕様と同一事業者の応札しなかったというのは、一定程度の説明というか、説得力は持たせていられるかなというのが担当としての考え方です。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、３回目ですけれども、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 こういったＩＴ機器の入札とか、これは非常に悩ましいものだから、今後も続くのではないかと思うのです。この中でそういう適切性というのは確保しながら、それから利便性、それも確保しなければいけない。この辺についても、目配りのほうをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○松本美子委員長 ほかに質問ありますでしょうか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 35ページの幼稚園の預かり保育料なのですけれども、これ僅かなのですが、昨年よりも上がっているのです。預かり保育料が上がってきた理由というのは、それなりの状況があると思うのですが、それについて伺いたいと思います。

幼稚園の先生の状況を伺いたいと思います。正規の方が４人、臨時の方が７人、園長さんが１人という形で人件費が出ているわけなのですけれども、幼稚園の臨時というか、会計任用職員になりますか、その方たちの待遇というのはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。契約の条件、それについてどのようになっているのか伺います。

それから、127ページに発達障害対策事業として巡回支援員報償が33万円出ています。これは幼稚園、小学校、中学校の発達障害の状況についてどうなっているのか伺いたいと思います。

それと、教育委員会の点検評価報告書というのを見ましたら、子ども数は一昨年と比べると35人減少しているのですが、不登校は小学校で7人増えていて、中学校で5人増えています。いじめに関しては減少しているのですけれども、これはいろいろ理由が書かれていましたけれども、不登校になった子どもたちの人間関係性というのか、関係性をつくっていくというのにどういうふうな努力があったのか伺いたいと思います。

もう一つなのですけれども、子どもの貧困対策です。貧困対策として、私は要保護、準要保護での数と、小学校の子ども数で大体どのくらいかというふうに見ていますが、先ほどのお話ですと、要保護、準要保護に控除額を増やしたので、逆に少し増えているということでした。そうすると、嵐山町の子どもの貧困というのは、どういうふうに嵐山町で捉えていたのか伺いたいと思うのです。これ結構、要保護、準要保護で195人いました、全体で。幼稚園は知りませんけれども。

もう一つ、今本を返してしまったのですけれども、嵐山町が図書館の1人当たりの貸出数というのが一番少ない部類に入っているのです。実際に嵐山町の図書館の貸出数というのはどのくらいになっていて、そして東松山の図書館とか小川町の図書館とか、割と皆さんそちらのほうに行かれる方も多いと思うのですけれども、なぜ嵐山町の図書館の1人当たりの貸出数が少ないのか、一度考えられたことあります、これ。今日持っていたのは、令和2年6月の埼玉県統計というので見たのですけれども、ちょっとまずいかなと思って考えたのですが、伺います。

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですけれども、暫時休憩させていただきます。  
5時30分までとさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午後 5時18分

---

再 開 午後 5時28分

○松本美子委員長 それでは、全員おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員の質疑に対しまして答弁をお願いいたします。

それでは、田中嵐山幼稚園長、お願いいたします。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 それでは、私から預かり保育について答弁させていただきます。

預かり保育は、子育て支援の大事な事業でございまして、保護者の方は小中学校の行事、また仕事の関係、家庭のいろいろな介護等の関係で、預かりに子どもさんを預けています。昨年度増えましたのは、やはりその預かり保育に期待する部分が多かったことだと思いますが、利用率は減っておりまして、3月新型コロナウイルス感染症の対応のため、こちら本来ですともっと多くなったと思いますが、臨時休業はしませんでした。感染防止のため預かり保育の取りやめを3月はいたしましたので、利用率は下がっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 答えさせていただきます。

幼稚園の臨時職員賃金7人ということでございます。幼稚園正規職員が4人、園長が、これが非常勤特別職ということで1人、臨時職員賃金ということで7人で行いました。7人の内訳といたしましては、担任が1人、副担任が2人、預かり保育が、主に預かり保育を行う者が2人、用務員が1人、事務職員が1人でございました。

幼稚園教諭に係る担任の時給に関しては1,280円、副担任が1,020円でございます。預かりに関しても、副担任同様1,020円でございます。この金額に関しては、嵐山町全体として、臨時職員の賃金を統括している総務課から示されたものでございます。時間に関しては、昨年度までは7時間45分で行ってございました。ただし、預かりに関しては週5、あるいは週3の6時間勤務という短時間の者もございました。

また、契約上ということでございますが、6か月ごとの更新を行いまして、その時間数によっては社会保険、それから雇用保険に加入をしていただいているところでございました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

溝上指導主事、お願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 初めに、発達障害の幼児、児童生徒の状況について申し上げます。

発達障害が疑われる子どもさんの状況につきましては、年間を通じて各学校の教員からの情報、その以前に子育て支援課の保育士からの健診等々の情報、また幼稚園、

保育園、保育所等からの情報、そして嵐山町発達障害等早期支援対策事業によります年間20こまの巡回支援の訪問等々によりまして早期に発見をし、対策を講じているところでございます。

あえて令和2年度の発達障害等によります特別支援学級の状況をお話しさせていただきますと、小学校では全校で合わせまして8学級、中学校では5学級の特別支援学級が立ち上がっております。これに加えまして、菅谷小学校では通級指導教室という教室も立ち上がっております。こちら志賀小学校に兼務をしながら約20名の児童を支援しているところでございます。中学校につきましては通級指導教室はございませんが、町外の通級指導教室と連携をいたしまして、教員を兼務したり、また子どもさんが通ったりということで対応している状況でございます。いずれにしましても、早期に対応をすることによりまして、子どもさんの困り感に寄り添った適切な支援をしていきたいと存じます。

続きまして、不登校の状況でございます。平成30年から令和元年にかけて、小学校では7名の増、中学校では4名の増ということでございます。不登校の要因というのは様々ではございますが、主に本町の特徴といたしますと、小学校における不登校傾向の児童が、中学校入学や進級に伴って不登校となるケース、また不登校または傾向の転校生がそのまま不登校の状態を継続してしまうケースが多く見られました。いずれにしましても、家庭の状況がかなり複雑に絡んでくる事例が多く見られます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 渋谷委員のお尋ねの嵐山町は貧困の状態をどのように捉えているかというご質問なのですが、なかなか学校の児童生徒の準要・要保護の人数だけ、あくまでもそれは基準ですので、それで町全体の貧困の状態がどうかということは、それだけで捉えることはできないかと思います。

実際にですけれども、ここ4、5年、要保護も準要も人数的には減ってきている状態が続いていました。ただ、全体の率は変わっていないという状態が続いていましたが、30年度から31年度にかけては、あくまでも実数ではなくて、扶助費としてお支払いした児童生徒の数ですけれども、要保護は30年度の18人に対して31年、令和元年度は13人、人数的には減っておりますが、準要に関しては30年度の139人に対して169人

と30人も増えているという状況であります。

先ほども言いましたけれども、この数だけで貧困の状態がどうなっているか、なかなか言えないところではありますが、学校といたしましてはスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、またスクールパートナーの皆さん、子どもたちが例えば同じ服を2日も3日も着てくるとか、季節感とそぐわない服を着てくるとか、何かそういうところをふだん見ながら、子どもたちがちゃんと健康に明るく学校に通えているか、体調が悪いのに早退したがるのか、そういうところもあるということも聞いております。その辺に関しては、教育委員会内部だけではなく子育て支援課とも連携取りながら子どもたち、また子どもたちのことは学校なり教育委員会で見ることではできませんけれども、子育て支援課のほうでは家庭として見るという視点も持っていていただきますので、その辺の連携を見ながら、不幸な結果が起こらないように、できるだけ情報共有を見て、子どもたちの状態は捉えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をいただきます。

吉川主席主査、お願いいたします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、平均貸出数についてお答え申し上げます。

手元に資料がないため、詳細な数字はここでは申し上げられませんが、毎年埼玉県が公共図書館の調査を実施し、それをまとめている統計冊子がございます。その中で、平均貸出数の県内市町村ランキングがあるのですが、昨年度、平成30年度の実績報告をする際、報告数字を誤って上げてしまい、県内ランキングの平均貸出数の順位が異常に下がってしまったことが今年度発覚いたしました。正しい数字を当てはめたところ、おおよそ例年同様の平均貸出数でありましたので、ここでご報告申し上げます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 幼稚園の臨時教員の話なのですが、副担任だと時間給が1,020円になるのですか。これは、何か子どもに接する人に対して、異常に金額が低いのかなと思うのです。小中一貫のほうの臨時教員に関して言いますと、2人で522万5,319円で、1人当たり260万円なのです。同じ教育委員会の臨時教員でもこの差は何でしょうか。

この方たちは、学校の場合は時間給ではなくて、別の形の単位になるのですか。で



も、会計年度職員はほとんど時間給でやっているのだと思うのですが、これだと嵐山町の場合、ちょっと担任の先生で時間給1,280円というのは幾ら何でも安過ぎて、低過ぎるというか、ILOの労働基準だと同一労働同一賃金なのだけれども、それには全く反しているような状況になっていると思うのです。幾ら何でもこれは改善しなくてはいけないと思うのですが、今総務課がいないのですけれども、これを改善しない限り幼稚園の教員というのは集まらないです。どう考えても、保育園の保育士さんも今集まらない状況なのですから、大体1,500円ぐらいになっているのかな、時間給。そういうふうな形で、これは低いなというのが私の印象です。

ですから、これは町長、副町長、これ一度教員関係の専門職になる方の自給単価は考えてみるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

検討させていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時41分)

## 決算審査特別委員会

10月13日（火）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査  
について

○出席委員（１０名）

|     |     |        |      |     |        |
|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 1 番 | 小 林 | 智 委員   | 2 番  | 山 田 | 良 秋 委員 |
| 3 番 | 狹 守 | 勝 義 委員 | 4 番  | 藤 野 | 和 美 委員 |
| 5 番 | 畠 山 | 美 幸 委員 | 6 番  | 長 島 | 邦 夫 委員 |
| 7 番 | 青 柳 | 賢 治 委員 | 8 番  | 川 口 | 浩 史 委員 |
| 9 番 | 渋谷  | 登美子 委員 | 10 番 | 松 本 | 美 子 委員 |

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 菅 原 浩 行 |
| 書 記     | 安 在 洋 子 |

---

○説明のための出席者

|       |       |                     |
|-------|-------|---------------------|
| 佐 久 間 | 孝 光   | 町 長                 |
| 高 橋   | 兼 次   | 副 町 長               |
| 青 木   | 務     | 参事兼総務課長             |
| 山 岸   | 堅 護   | 地 域 支 援 課 長         |
| 村 田   | 朗     | 税 務 課 長             |
| 高 橋   | 喜 代 美 | 町 民 課 長             |
| 前 田   | 宗 利   | 子育て支援課長             |
| 近 藤   | 久 代   | 健康いきいき課長            |
| 萩 原   | 政 則   | 長寿生きがい課長            |
| 藤 原   | 実     | 環 境 課 長             |
| 柳 下   | 和 之   | 技 監                 |
| 杉 田   | 哲 男   | 農 政 課 長（農業委員会事務局長兼） |
| 藤 永   | 政 昭   | 企 業 支 援 課 長         |

|   |   |   |   |   |           |
|---|---|---|---|---|-----------|
| 伊 | 藤 | 恵 | 一 | 郎 | まちづくり整備課長 |
| 山 | 下 | 隆 | 志 |   | 上下水道課長    |
| 田 | 畑 |   | 修 |   | 会計課長      |
| 永 | 島 | 宣 | 幸 |   | 教 育 長     |
| 村 | 上 | 伸 | 二 |   | 教育委員会事務局長 |
| 堀 | 江 | 國 | 明 |   | 代表監査委員    |
| 大 | 野 | 敏 | 行 |   | 監 査 委 員   |

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時01分)

---

○松本美子委員長 初めに、質疑について申し上げます。

質疑を行う場合、会議規則第54条第3項、議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないと規定されております。このことを遵守していただきますよう、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 昨日も申し上げておきましたけれども、総括質疑をされる方については4名ということになりましたので、申し訳ございませんが、順番を申し上げます。初めに、9番、渋谷登美子委員、7番、青柳委員、それから次に6番、長島邦夫委員、次に、8番、川口浩史委員の順番でよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、全課局による質疑並びに現地調査は終了しておりますので、これより歳入歳出を含め、総括的な質疑をしていただきたいと思います。では、お願いいたします。

渋谷登美子委員からです。すみません。

○渋谷登美子委員 それでは、総括質疑6点あります。

まず、1番目ですけれども、花見台工業団地の進捗と川島地区工業団地の進捗の関連性についてなのですが、これはずっと花見台工業団地の状況から見ていますと、最

初の段階からいくと、もう最初の段階で県が造成は難しいということだったのですけれども、嵐山町が計画書を出してもらって造成の見込みというのを出して、そしてそれをする于行けるのかという感じで県が受けたのですけれども、県がまたさらに造成工事の見積りというのですか、それを出すと、これはやっぱりマイナスであったということが分かったのですが、しかしそれはもう一旦県が手をつけた以上、これをやるという形で始まってきました。その後、川島工業団地も入ってきたのですが、花見台工業団地と川島地区工業団地の連携というのは、花見台工業団地の造成量が、土がどこに持っていくかということで決まっていくということが分かっている状態で、切土がすごく多いので、その切土量を花見台工業団地の中で処分できるという構想だったのですが、それが構想ができなくて、そして川島団地のほうに持っていく。だけれども、川島団地のほうができないと持っていけないから、花見台工業団地の業者がある程度決まったとしても進まないという現状だというのが私の認識です。それについての状況を伺います。

2 番目です。消費税増税の影響と、それから幼児教育無償化に対しての影響を伺います。

それから、3 番目です。電力調達による課題なのですが、これは嵐山町は最初東京電力だったのですけれども、東日本大震災の後、新電力に替えました。そして、新電力で行っていたのですが、今度また2016年ですか、電力の自由化があって、また東京電力に替わったと思うのです。その後のことを伺いたいと思うのです。それぞれの役場庁舎、それから事業所、学校なども含めて、大体基本料金と電力量料金と相手方、そして力率というのですけれども、それと電気料金、その合計、それぞれいただいてその合計を伺いたいと思います。

その中で、再生可能エネルギーの比率はどのくらいになっているのか伺いたいと思います。

4 番目です。台風19号の被害に対しての予備費の流用による対応が多かったわけですが、嵐山町での対応総額と件数を伺います。

そして、予備費対応で最初にやって、それから補助金や債務のほうになっていったかと思うのですけれども、そういった状況について伺いたいと思います。町単独事業で行ったものもあると思います。

5 番目として、一昨年懲戒休職処分をされた職員は、昨年1年間の間、総務課の片

隅に隔離されていました。どのような業務を行っていたのか1年間で、そしてその処分後にも、懲戒処分の後に復帰しても、他の職員、町民と接触するのに課長の許可を必要とするような人権侵害の状況でした。これは、課長の許可を必要とするような人権侵害を決定した理由というのは何か伺います。

6番目です。埼玉中部資源循環組合は、平成24年の市町村長連絡会議から始まりました。8年の月日を経て解散するに至りました。その間の嵐山町の支出と、職員の派遣、職員、人材も実際に派遣していたわけですが、それについての総額を伺います。

このようなごみ処理の政策の在り方についての評価を伺います。これは、今の対応の職員ではできないので、当時議長だった町長に伺います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を順次お願いいたします。それでは、お願いいたします。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、1番の花見台工業団地進捗と川島工業団地進捗の関連性につきましてお答えさせていただきます。

花見台工業団地拡張事業の進捗でございますが、県企業局からの説明では埋蔵文化財調査で時間を要し、また用地買収が一部完了していないため計画変更を行う必要があることから、令和2年3月の県議会にて事業期間について2年間の延長を行っており、現在計画変更案について検討を行っている状況とのことでございます。

また、川島地区につきましては、産業団地整備に向けた調査業務を実施させていただいております。調査業務の内容の一つとして、区域内に約10ヘクタールある農地を転用するために必要な国、県農政担当との調整に必要な資料作成を行っております。現在、県担当課にアドバイスをいただきながら、農地関係の調整完了を目指して進めている状況でございます。

関連性ということでございますけれども、花見台拡張地区を円滑にかつ安全に企業局に進めていただき、次の川島地区の事業実施につなげていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 続きまして、答弁いただきます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは何点かお答えをさせていただきたいと

いうふうに思います。

まず、2つ目の質問、消費税増税の影響と幼児教育無償化の影響ということでございますが、このうち消費税増税の影響につきまして、私のほうからお答えをさせていただきますというふうに存じます。令和元年の10月に消費税率が10%に変更されたわけでございますが、元年度決算のうち、工事請負費であるとか委託料など課税対象となるものの決算額から簡易的に算出をさせていただきました。そうしましたところ、半年間の引上げの影響額、総額で約1,600万円ほどになるというふうに思います。

次に、3点目、電力調達に係る課題ということでお答えをしたいというふうに思います。役場庁舎をはじめ、多くの公共施設があるわけでございますが、その電力供給契約については、多くの施設が総務課において取りまとめているので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、契約の相手方でございますが、全て東京電力エナジーパートナー株式会社でございます。

次に、契約の基準はということでございますが、明確な基準を特に設けているというわけではございませんが、公共施設、特に役場の庁舎、こういった施設においては、非常時であっても安定した電力供給を受けることが、当然必須だというふうに考えてございます。そうしたこともありまして、新電力ということではなくて、一般送配電事業者と契約を行っているというものでございます。

次に、事前に公共施設のほう幾つか示していただいて、基本料金、電力量料金、契約相手方、力率、電気料金と、それぞれというお話でございますが、申し訳ございませんが、合計でちょっとご答弁させていただきたいというふうに思います。

契約の相手方につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、全て東京電力エナジーパートナー株式会社でございます。

力率につきましては、これは、契約の仕方もあるかと思うのですが、力率自体は設定をしていない契約もございます。設定しているものについては、全て100%という形で契約がされているというふうに考えます。

また、基本料金、電力量料金、電気料金でございますが、これは31年の4月の1か月分のデータということで申し上げたいというふうに思います。基本料金につきましては、こちらに示していただいている公共施設の月の合計額が約220万円、電力量料金につきましては約200万円、合計が電気料金の月額が約490万円、こちらの金額から



割引もございますので、電気料金としては490万円ほどと、これが1か月分の電気料金になるというものでございます。

続きまして、4点目の昨年の台風19号、ちょうど1年経過したわけでございますが、予備費の流用による対応が多いというようなご質問でございます。昨年の被害に対して予備費を充当して予算措置を行ったのは、件数で申し上げれば計10件でございます。総額は700万7,000円でございます。この予備費を充当した700万7,000円のうち、災害救助費の繰替支弁費、これは国から交付されるものでございます。これであつたり、あるいは地方債で賄ったものが約360万円でございますので、町の単独分としては約340万円ということでございます。なお、財政調整基金ということでございますが、基金を取り崩して対応したというものはございません。

次に、5番目のご質問でございます。職員の関係でございますが、当該職員につきましては特命の業務を行ってもらふということにしております。具体的には町の例規の調査を行っていただきました。それと、先ほど委員さんのほうで人権侵害をということでお話をいただきましたが、町の考えはそのような行為を行っているというような認識は全く持ってございません。

私からは以上でございます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

前田子育て支援課長、お願いいたします。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、2つ目の質問、幼児教育無償化に対しての令和元年度の影響についてお答えをさせていただきます。

令和元年10月より幼児教育無償化になり、3歳以上の保育料が無償となりました。これにより、3歳以上の児童、延べ1,131人分の保育料の収入が減額となりましたが、令和元年度につきましては、この減額分1,820万2,000円を、子ども・子育て支援臨時交付金として国が負担することとなり、町への影響はありませんでした。

ただ、新たな制度の負担増として、3歳以上で認可外保育所や新制度未移行の私立幼稚園、預かり保育等を利用している児童への施設等利用給付費として121万4,663円が町の負担となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けてお願いをいたします。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから、埼玉中部資源循環組合の平成24年度市町村連絡会議から解散に至るまでの嵐山町の支出と職員派遣の経費の総額についてお答えいたします。

平成24年市町村連絡会議からの嵐山町の支出でございますけれども、構成市町村負担金として9,516万5,649円でございます。その間に、平成26年に埼玉中部広域清掃協議会が解散し、新たに埼玉中部資源循環組合に移行するときの返還金が25万7,181円でございます。それと、埼玉中部資源循環組合の解散に伴う返還金が5,608万円ございます。それらを差し引きますと、差引き合計3,882万8,468円となります。

次に、職員派遣の経費総額でございますけれども、こちらは職員給与費と捉えますと、それは構成市町村負担金に含まれていることになります。その額といたしましては942万2,275円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 1番から行ったほうがいいのですよね、順番に。

花見台工業団地と川島工業団地の関連性についてですが、それぞれのお答えだったので、関連性については全く関知していないというふうな形のお答えです。

では伺います。花見台工業団地の造成というのは実際に始まって、木を切っただけだという形で始まっていないと言いますけれども、造成の土はどのくらい出ているのか。その造成量はどこに持っていくのか、決まっているのかどうか伺いたいと思います。大体工業団地自体、進出企業が2企業で、そして昨日の話ですと物流系のものがないのではないかという話でした。物流系になると、やっぱりしっかりしたものに、どっちにしても工場というか倉庫を造るわけですし、工場にしても平地が必要になってきますが、それについてどの程度の造成量が出てきて、それをどこかに持っていくということが決まっていないと、これは造成工事に始まらないわけですが、その点について伺います。これ1点目です。これ1番です。

そして2点目は、幼児教育無償化についての影響というのは、子育て支援のほうでは、ごめんなさい、保育園のほうは分かったのですが、幼稚園のほうは逆に支出しています。その負担金というのは、計算したところによると、幼稚園の保育料は半年間で334万9,500円の保育料だったのですが、その分を下半期は嵐山町が負担したということでしょうか。その点伺います。

3 番目の問題です。全体的に、新電電が常に一定、災害があったとして、それが大手電力に比べて送電できないという理由はどこにあるのか伺いたいと思います。送電線はみんな一つなので、そのところはないわけです。

そういうふうな考え方と、あと伺っていたのは、再生可能エネルギーの比率はというのを伺っていたと思うのですが、再生可能エネルギーの比率はどのくらいあるのか、これについて調べていないということなのかどうなのか伺います。

一般的に、大手電力は一日中使う場合は安いけれども、役所とか学校とか日中しか使わない場合は、かえて負担金が高くなると言われています。その点についての配慮があるのかどうか伺いたいと思います。

すみません。台風19号の被害に対しての影響というので、私はこれをまとめようと思っていたのですけれども、まとめられなくて、説明書のほうに行きますと、災害のところで、まさかこういうふうな答弁になると思わなかったので用意していなかったのですけれども、全体で被害に関わる修繕工事というのですか、それは幾らになるのか。それは債務で賄われているわけですよ、それぞれの債務で。ここについて、国の補助金と県の補助金と、それから債務対応についてどういうふうに行っていくのか。県の補助金とか、債務になった次に交付税措置があるならあるのでしょうかけれども、それについてまた債務は返還していかなければいけないわけですから、その金額の総体を伺おうと思っていたのですけれども、これでは予備費の対応の中での地方債が三百六十何万円では、総額として嵐山町が受けた被害額がどの程度になるのか分からないと思うのですが、その点について伺いたいと思います。これやっぱり重要だと思うのです。災害に対して、これからどういうふうな形で嵐山町は対応していくかということで、それで伺っているので伺います。

5 番目なのですけれども、私が入権侵害と決定したと思われる、決定した処分者がいないのですよね、現在。だから、総務課長が対応しなくてはいけないということなのですが、なぜこうやって人と隔離するような決定が、そして特命の業務として例規の関係をやっているということなのですけれども、もともと法務対応の職員ではないですよね。土木系の職員をこういうふうな形に、そして1 部屋に隔離していく、人と会えないようにしていく、それが何で入権侵害ではないのか。入権侵害ではないというふうに、町長、副町長、教育長の決定があって、そして総務課長がそれを実行しているということなのだと思うのですけれども、この決定に関わる問題というのは、私

はとても大きいと思うのです。それについて、なぜこういうふうな人と隔離することが、1部屋に閉じ込めて、本来持っているその人の特徴的なものとは全く違うものを、得意な分野ではないものをここに持ってくるような処置というのは、やっぱり人権侵害だと思うのですが、人権侵害ではないという理由を伺います。

埼玉中部資源循環組合についての、これについては今課長のほうからは伺ったわけなのですが、この2人の職員というのは何年間、嵐山町から離れて全く意味がなかった職務についたのか伺いたいと思います。これ意味がなかったですね。実際にはできなかったわけですから、それについて。

そして、町長について、このことについてのこのような広域ごみ処理の政策についての評価を伺うというふうな形でお願いしていますので、もともとそのとき議長であったわけで、組合議会に参加していました。その評価を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げますけれども、5番と6番につきましては、現在の決算との整合性というものがちょっとよく分かりませんので、もう一度お願いできますか。

○渋谷登美子委員 では、5番のこれに関しては、職員の人権侵害が何で決算の内容にならないのですか。これお金出しているのですよ、職員に対して給与を。それが決算の内容にならないわけがないです。

それから、総括の6です。これもお金が返ってきました。返金がありましたけれども、実際には3,882万の支出と、2人の職員を出向していました。1人の職員は、昨年度1年間出向していましたよね。それについて、決算と関係ないということは言えないので、しっかり答えていただきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をできる範囲内で結構ですのでお願いできますでしょうか。それでは、お願いいたします。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、1番目の花見台の造成の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、造成量につきましては、土のほうが今の計画では10万立米ほど搬出を予定しているというふうに聞いております。また、持っていく場所、搬出先になりますが、これにつきましては、嵐山町のほうでは川島地区の産業団地整備、これには盛土が必要なので、場合によっては川島地区搬入のほうができますよということでお話のほう

はさせていただいております、川島地区に搬入する関係と、その他違うところに搬入先があれば、そこも検討していきたいというような、今現状はそういう状況で聞いております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

それでは、村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 幼児教育無償化に対しての幼稚園の影響でございますけれども、渋谷委員がおっしゃるとおり、10月以降の保育料は10分の10自治体負担ということで、これに対しての直接的な補助金、交付金という制度はございませんので、おっしゃるとおり、それが町の負担という形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けてお願いいたします。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、順次お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、3点目の電力の関係でございます。まず、再生可能エネルギー比率はというご質問でございますが、大変申し訳ございませんが、数値のほうは把握はできてございません。委員さんが求めるものとちょっと違うのかもしれませんが、公共施設のうちに太陽光発電を行っている施設あるわけでございますが、その中で例えば花見台工業団地の管理センターは太陽光発電を行っております。その状況だけちょっと調べてみたのですが、年間の使用する電気量に対して発電をしている量が、約23%は発電をして売電をしていると。これは、決算の中で収入計上してございますが、そういった状況だということは1点調べることはできました。

また、町が契約をしている東京電力については、当然その事業の中で太陽光発電であったり風力発電であったり、そういった再生可能エネルギーを用いた発電というのは、それは業として行っているということは申すまでもないかなというふうに思っています。

それと、現状こういった業者と契約をしている理由はどこにあるのかというお話でございます。過去に、これはたしか役場の庁舎ではございませんが、教育のほうでは新電力と契約をしていた時期があったというふうに聞きました。そのときに、その事業者が業を廃止してしまったということがあったと、こんなこともあったというふう

に聞いてございます。先ほども申し上げましたが、やはりこういった自治体については、極力安定して電力の供給を受ける、これがやはり大事だというふうに考えてございます。

また、経費の面でございますが、今の契約は平成31年の4月10日から5年間という契約を締結しているわけでございます。事業者間の提案ですと、長期の契約をすればするほど、当然割引率が高くなると、こうした提案もいただき、契約に至っているわけでございます。当時の資料を見ますと、電気料として年間で約1,300万円、通常の契約に比して割引が得られると、こうした内容も提示をいただいております。

また、庁舎の場合には蓄熱の施設があって、そういった契約、あるいはピークカット、こういった契約も行っているということでございまして、こうした契約に対してのアドバンテージというのは、今結んでいる事業者さんがやはりあるのかなと、そういったところは考えてございます。

次に、4点目の災害の予備費ということでございましたので、私は予備費のほうで答えをさせていただきましたが、全体でどういった経費がかかったかと。歳出の中では、11款のところに災害復旧費というふうにございますので、主なものについては、11款の合計が被害額だというふうにございます。元年度に執行ができたものと、全体の総合計で申し上げますと約3,000万円、これが経費としてかかってございます。このうちの補助金が約900万円、地方債が1,450万円、差引きをしますと約670万円、これが一般財源として支出をしたものというふうな内容でございます。

次に、5点目のご質問でございます。再度決定をした理由ということでございます。今回の件につきましては、被害を受けた職員も当然この中で業務に当たっているということでございます。職員全体のことを考えどうあるべきかと、こうしたことを前提といたしまして考慮し、現状のような形になっているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目6の職員の派遣期間についてお答えいたします。

1名が平成27年、28年に派遣されております。もう一名が平成30年、令和元年に派遣されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 答弁漏れでしょうか。

○渋谷登美子委員 答弁漏れです。最後の町長はどう考えるのかという。

○松本美子委員長 それでは、佐久間町長、答弁をお願いいたします。

○佐久間孝光町長 それでは、お答えさせていただきます。

今の渋谷委員のほうからご指摘の件でございますけれども、私が議員でお世話になっていたときから、ごみの関係お願いしていたのが、例えば迷惑施設というような中で吉見のところに建てるわけですから、吉見のほうがある程度優先をしていくということは、ある程度やむを得ないだろうと。しかしながら、その話の中で、これも造り、その後の運営費も全て割り勘でやりなさいというようなことに関しては、私は議員のときから、それは少し行き過ぎではないかと。その地元の施設を建設することに関しては、みんなで役割分担をしてやることはいいけれども、結局その施設を使うことに関しては、町民の方が大多数でしょうと。嵐山から行く人はほとんどいない。それに関しても、ずっと継続的にそういった負担を強いられるというのは非常におかしいと思うので、そのときの委員さんにはお願いをいたしました。また、私が議会でお世話になっているときも、そういった考え方は全く同じでございました。

それから、あともう一点、ちょっと私が説明の中で気になったのは、あの当時はごみの量が人口減少とともにだんだん減っていくと。減っていくとどうなるかというところ、そこを燃焼して、そして電気を起こして、そして売電をすると。この売電収入が減っていくので、ごみが減ると売電収入が減って、それで運営が厳しくなるというようなこともあったのです。それはちょっとおかしいなと。みんなで一生懸命ごみの減量をしようではないかというような方向性で行くのであればいいですが、そういう方向性がちょっと違ってくるなというようなことも個人的には感じておりました。

ただ、この広域のこういった事業に関しては、嵐山町だけで進めていくわけではありません。冒頭に、この前も一般質問のときにお話をさせていただきましたけれども、何で小川地区衛生組合が向こうの吉見のほうにお願いをするかといえば、こちらのほうで適切な跡地というか、そういったものが見当たらなかった。どうしても向こうのほうにお願いせざるを得ないというような判断の下に、その中部資源循環組合のほうに加わったという経緯もやはり承知しておりましたので、その辺のところは全体の流れの中で進められていたということであります。

あと渋谷委員のほうから、意味がなかったのではないかというような発言がありましたけれども、全くそうではなくて、今やっぱり考えると、少し枠組みが大き過ぎたのかなと。あれだけの多くの自治体が一つの方向性に向かっていくというのは、地域地域、自治体自治体によって全部状況も違いますし、また地理的な要素もありますし、そういったところからいくと、やはり無理があったのかなというようなことも反省材料としてありますので、今後はそういったことをしっかりと踏まえる中で進めていきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 まず、1番目の花見台工業団地の造成量なのですが、10万立米となると、どの程度の台数になるのですか、実際にトラックで運ぶと。そして、それは川島地区の10ヘクタール、14ヘクタールの農地というか、川島工業団地よりもたくさんの量の土が排出されるということですよ、それは。ということになると、最初の段階のやっぱり全然、嵐山町長、当時の岩澤町長がこれで行けるのではないかというふうに言って出した計画書、見積書ですか、それとは全く違うような状況が実際には起きてきているということではないかと思うのですが、どの程度の造成量で、そして川島地区のほかにも出せるということは、出したいというか出せるということは、非常に大きな土の量が造成工事で動くということです。その点について、10万立米というと、私にはちょっと見当がつかないので、大体台数についてどのくらいか。川島地区だと、それ以上に土をどこかに持っていかなくてはいけないというふうなことになるのか伺いたいと思います。

2番目なのですが、再生可能エネルギー比率を東京電力が出していないことが問題になっているのですね、今。だから出せないのですよ、どのくらいか。私が、ほかのところで再生可能エネルギー100%のところはあるかなと思って探したのですが、やっぱりありました。「みんな電力」というのですが、自治体の方はどうぞというふうな形で、法人の方それぞれにあるのです。それは、今の気候変動の時代にストップ温暖化条例をつくっている嵐山町としては、こういった再生可能エネルギー100%というふうなものを使っていくようにしていかないといけないと思うのですが、これについては全く考えていなかったということなののでしょうか。

そして、平成31年の4月から5月に、一遍5年間でこの程度安くなるという金額が、



1,300万円金額が安くなるということでしたけれども、これ毎年毎年発電量とか、そして再生可能エネルギーの金額というのは下がってきているのです。そうすると、この5年間という縛りは令和の4年までであるということですか。それからではないと、この電力会社を替えることはできないということなののでしょうか。私、これかなり問題が大きいなと思っていて、実際には大手電力が、地方自治体の電力を全部独占しているわけです。その問題というのは大きいと思うのですが、これ伺いたいのは、私は次の12月議会では、またこれ一般質問しますので、なぜ再生可能エネルギーの電力会社を探さなかったか。単純にこれあれですか、金額だけでやっていくのか、そういうことについて伺います。

5番目ですけれども、被害を受けた職員の人がいるということでした。ですけれども、あそこに隔離していく必要はなくて、これが何で人権侵害にならないのか伺いたいと思うのです。ほかの方法もあったと思うのです。そして、課長の許可を得ないと人と会えない、町民と会えない。私でさえ、議員さんでさえ、課長の許可を得ないと会えないという状況になっているのです。今は改善されたかと思えますけれども、その現状が今も続いているわけです。被害の人が3人いるということですが、1人は出向しました。あとの2人ですけれども、これ何とかしないと、本当に人権侵害をこのまま続けていったいいのかという問題がありますが、今も人権侵害でないという、担当課の課長はそういうふうにしてもらいたいのか伺いたいと思います。また、町長にこの状況というのは改善できるものかどうか伺いたいと思います。

次の6番目です。この前の小川地区衛生組合のごみの問題もあったので、これについてはわざわざ入れたのですけれども、私ずっとこのところの埼玉中部資源循環組合の管理者の会議録を読んでいたのです。3つ情報公開で非公開になっているのですけれども、でもそれを読んでいくと、最初のころでもう既に岩澤町長はおかしいというふうな感じは持っているのです。あれというか、そういうふうな、ほかの人が気づかない、なぜこのところで同意者が少ないのかとか、そういうふうな発言をなさっていたりしているのです。そうすると、全体でやっていくというふうに至ったときに、広域組合で全て事業をやっていくからというのでやっていくと、おかしい問題というのがそのところで消えていくのです。疑問が消えていく。それでずっと進んでいく。そのやり方というのは、広域組合の場合は難しい。管理者の言うとおりにしていくというやり方は、私は問題があるかなと思ってまして、特に広域的な、今は小川地区

衛生組合が一番端っこでしたけれども、広域的な問題を考えるときに、実際に利用する人、活動する人がすごく問題ではないかなと思っていても、それが声に出せない。そうって、私は岩澤町長も実際にはそういった部分があったなというふうに議事録を見て分かったのです。

ですから、そういったことのないような反省というのか、これは今そこにいらっしゃらないので言うのですけれども、広域で事業をやるときには、必ず地元の利便性ということを考えていかななくてはいけないと思うのですが、既に管理者として全てに従っていくというやり方は、こういうふうな大きな結果を残すのです。実際には3,882万円の損失であったというふうに言われていますけれども、2人の職員を2年間ずつ派遣している、この人材の無駄というのですか、もったいなさというのはすごく感じるのです。そういったことを考えますと、やはり広域組合だからこれでいいという、全て従うという形ではなくて、疑問があったり、特に議会ではずっと発言していました。そういったことを無視したやり方というのは、二代表制としては問題ではないかなと思うのですけれども、その点について改めて伺います。決算ですけれども、これは決算だからこそ、この反省を求めているので伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、土を運ぶためのダンプの台数でございます。これにつきましては、土砂の質量、10トンダンプで仮定した場合ですが、土の質量、そういったものを換算しますと、1台当たり基準では5.2立米という数字になっておりますので、割り返せば1万9,230台で運ぶ量かなというふうに思います。

また、違うところにも持っていかななくてはいけないのかみたいな形での質問があったかと思うのですが、あくまでも川島地区も10万立米受けられるぐらいの盛土量が、今概算で大体想定で出ていますので、花見台地区、全部受入れ大丈夫ですよというところはお話をさせていただいているところでございますけれども、花見台も造成工事が始まる時期と、今川島地区も埋めるところは農地でございますので、農地のほうの関係の手続が終わらないと、要は盛土ができないというところもありまして、場合によってはタイミング的に最初搬出をしたいときに、川島地区のほうにもしかしたらまだ持っていけないということが想定されるので、違うところ、もし持っていけるとこ

ろがあれば、そういうところもちょっと検討しながら進めていくと、そういう内容で  
ございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは3点目の電力の関係でお答えをさせていた  
だきたいというふうに思います。

先ほど、今の契約のことをお話をさせていただきましたが、平成31年4月から令和  
6年の4月までと、これが5年間という形でございます。仮にこの契約の期間中に、  
例えば他社に乗り換えるということがあるとするならば、先ほど割引のお話をさせて  
いただきましたが、契約上はそうした割引がないような形で、違約金というのでしょ  
うか、そういった形で料金のほうがかかってくると。そういった契約になっておると  
思いますので、この契約については満了までするのが得策、経費面では得策ではない  
かというふうに考えてございます。

それと、あと先ほど新電力の関係でございますが、過去の資料を見させていただき  
ますと、平成24年か25年には、そういった新電力も検討したと、そういった記録が残  
ってございまして、ただそのときには数社に見積りをお願いしたということなのですが、  
それに応じてもらえなかったというようなことがあったということでございます。  
その理由につきましては、1度目のご答弁で申し上げましたが、これは序舎というこ  
とでございまして、蓄熱の関係、ピークカット、こうしたものをやはり導入をしてい  
て、それによる割引率が現状高いと。そういったことがあって参入が難しいという、  
そういった判断があったのではないかと、こうした記録が残っております。

ただ、これは平成24年か25年のお話でございまして、当時と現状の状況というの  
がまた変わっているかもしれませんので、今後の状況等々を踏まえて、見直しは令和  
6年4月、契約が残っていますので、もう少ししようとすれば先になるのかというふ  
うに考えてございます。

次に、5点目のご質問でございまして。繰り返しの答弁になって大変恐縮でございま  
すが、担当課長としてどう思っているかと、人権侵害ではないのかというようなご質  
問だというふうに思いますが、冒頭ご答弁を申し上げましたとおり、必要な措置であ  
るというふうに考えてございます。

また、例えば何をするにも課長の許可が云々と、こういったお話でございますが、窓口に面会に来る方もいらっしゃいます。当然私のほうが取次ぎをさせていただいて、面会のほうは普通にさせていただいてございますので、そういったことも踏まえれば、特に何か侵しているというものは無いというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

まず、個人的な感情というのでしょうか、それをお話をさせていただくと、私自身は大変複雑な思いであります。なぜかといえば、私はこの職員とは非常に近い関係の中で仕事をさせていただいた経験もありますので、そのときに私に対していろいろな何か不手際があったり、あるいはまた不快感を及ぼすような、そんな行為があったかといえば、全くありませんでした。そして、それと同時に、逆に非常に仕事もスピーディーですし、一生懸命やっていただいた、そんな印象が非常に強く残っておりますので、今のような状態になってしまったというのは本当に残念だなというか、悔しいというか、そんな思いがいたしているところであります。

ただ、今度は逆に、先ほど総務課長のほうからもありましたけれども、被害を受けた職員の方もいる。そういった方たちのことも考えていかないといけない。それから、もう一点は、今聞くとところによると公平委員会の中で審査をしていただいているというような状況もありますので、これ以上のコメントは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 それでは、6番についてお答えをさせていただきます。

広域の事業の進め方、本当に委員がご指摘されるような点はあろうかなというふうに思います。大変私もどこまで発言をしていいのか、どこまで皆さんに従ったらいのか。広域で、要するにグループとしてやるわけですから、自分の思いが100%通らないということは当然に出てくる。部分的には妥協せざるを得ないようなところがある。しかし、先ほども申し上げたように、どこにそれを建設するのか、どこが受け入れてくれるのか。例えば嵐山町の中で、いや、うちのほうだったらいいと、ここのところに造りなさいと、そういうような地権者、あるいは住民の方々の理解が得られ

るようであれば、またそれは会議に参加する仕方でも全く違うと思います。しかし、そういう難しい点があるので、どうしてもいろんな面で微妙な形の中で進めざるを得ないというようなこと。

それから、あとは100%納得していないけれども、全体からいうとここのところで妥協して、そして進めていかざるを得ないだろう。ごみの処理をしなくてはいけないというのは大前提としてあるわけです。みんなそれを否定する人はいないわけです。しかし、実際にそういうものを造るとなると、こうでもない、ああでもないと言っていろんな反対運動がある。その中での判断ですから、これは大変微妙なところが出てくるし、難しい判断を迫られるというのは当然なことでもあります。でも、その中においても、少しでも、一人でも多くの方々にご理解いただけるような方向性を持っていると思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員さんの質疑等が総括で終わりましたので、暫時休憩を取らせていただきます。15分まですみません、お願いいたします。

休 憩 午前 9時59分

---

再 開 午前10時13分

○松本美子委員長 それでは、時間のほうは少し早いですけれども、全員の方がお集まりでございますので、始めさせていただきます。

まず、青柳委員さんのほうからの総括、お願いいたします。

○青柳賢治委員 私からは、令和元年度の決算に対する総括質問といたしまして、3点ございます。

まず1点目でございますけれども、町のデジタル化状況全般についてであります。町民の利便性が実感できるデジタル化やネットワークが求められる自治体において、令和元年度は嵐山町、役場各課職員一人一人がデジタル化ということにどのように向き合い、取り組み、力を発揮して、どのような成果を上げたのかについてでございます。

2点目が、町の活性化、産業の推進力、稼ぐ力の創出についてです。地域活性化人材の成果、千年の苑事業の経済効果と反省、地域活力創出拠点管理事業等において、各担当課間の活性化という目的が共有をされ、十分に連携の取れた事業展開はできた

のでしょうか。

3点目でございます。嵐山町の児童生徒の成長についてです。ICT活用による学習への関心や興味の高まりの達成度について。また、コロナの発生により、子ども、保護者からの学習面、精神面、体力面の相談も増加傾向にあると思いますが、相談の体制についてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 ご質問いただきました1番目の町のデジタル化状況全般についてお答えを申し上げます。

今回のコロナ過を契機といたしまして、ウェブ会議やテレワークなどをはじめICTの活用が進み、現在も新たな活用方法などが創出され続けております。職員がデジタル化に向かう第一歩としては、行政における業務の実務を一つ一つ把握し、長年の慣習のせいで気づかなくなり、日頃意識しない原因、問題をあぶり出すことが大切であると考えております。これにより、効果的にICTを活用して業務プロセス全体を再構築することが可能になり、サービスレベルの向上や効率的、合理的な業務遂行が実現可能となると思われます。

国では、デジタル社会の基盤としてのマイナンバー制度の活用、業務プロセスシステムの標準化、クラウド化、AIの活用に向けた取組が進められております。町におきましても、AI、RPAなどの技術の活用を検討し、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな時代に対応した行政運営へ取り組んでまいります。

○松本美子委員長 それでは、続けて山岸課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 2番目の町の活性化、産業化の推進力、稼ぐ力についての地域の活性化人材の成果につきましてお答えを申し上げます。

町の地域資源を活用し、地域の活性化、地域づくりにつながるイベントを企画、実施いたしました。各種団体や企業の協力関係を築いており、これらとのコラボレーションをしたイベント等を行っていただきました。各種研修会や交流会に積極的に参加し、他の地区のまちづくりに携わる方々と交流をし、関係を深めながら町のPR活動も行っていました。現在は町有林を定期的に管理し、有効活用できることを目指しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、質問項目2の千年の苑事業の経済効果と反省につきましてお答えさせていただきます。

千年の苑事業の経済効果につきましては、ラベンダーまつりに関しての見学料であったり、また見学者が園内での飲食等による効果、また鉄道やバス等の乗客等増加による効果、そういったものを合わせまして、またバーベキュー場等への駐車場等の料金への波及効果といたしまして約8,412万830円を見込んでございます。

また、ラベンダー農園の経済効果といたしましては、協議会の事業費であったり、ふるさと創造資金等を活用した工事、町内への発注の工事代金やラベンダー園などの見学者が地域への買物等、そういった効果といたしまして1億7,555万4,824円を見込んでございます。合計といたしまして2億5,967万5,644円と見てございます。

また、それ以外の効果といたしまして、決算の中でも答弁させていただきましたけれども、鉄道、武蔵嵐山駅の利用者、こちらが前年対比20%増の1万5,377人の増加、また路線バスの利用者、こちらにつきましては、定期便の利用者といたしましては前年対比193%の増ということで、決算でお答えさせていただきましたけれども、お祭りの開催土日等につきましては、臨時便であったり、また中型バスで取りこぼし等がございましたので、2台体制等々を取らせていただきまして、この間に1万4,102人、344%の増ということでご報告等をいただいております。

また、嵐山町のほうのPR効果というふうな形でお話をさせていただきますと、テレビ放送で5番組や新聞紙の掲載10紙、フリーペーパー等でこちらのほうのラベンダー園の祭りに関しての露出件数が23件でございました。専門機関等の広告換算費といたしますと3億841万7,390円と試算してございます。

続きまして、反省点ということでございます。こちらにつきましては、一番大きな経費の部分といたしまして、駐車場を分散して配置をしたことによりましての警備費等、イベントの経費の増加が挙げられるかと思っております。また、2点目といたしましては、異常気象等によりましてのラベンダー園の被害、こういったものが挙げられてございます。今後の普及方法や管理体制等を検討の上、ラベンダーの植栽面積や植栽の方法も再考が必要かと考えております。また、各担当課との連携等につきましては、

この事業を推進するに当たりまして、庁内の関係各課で構成させていただきました総合調整会議、こういったものを持ちまして、この事業を推進していく上で各課との情報共有、また協力体制等を調整、連携を取らせていただいているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けてお願いをいたします。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうから、2番の地域活力創出拠点管理事業関係につきましてお答えさせていただきます。

嵐なびの運営に関しましては、特に1階の観光案内、物産販売スペースでの連携強化が重要かと感じております。特に昨年のラベンダーまつりにおきましては、千年の苑事業推進協議会の事務局である農政課と連携して、ラベンダーサシェ等の多くのグッズを取り扱うことができました。また、農林61号を使用した焼き菓子の販売とPRも行っております。また、健康いきいき課とも連携し健康保持増進のための嵐山町ウォーキングマップの配布や、コバトンマイレージの端末機の設置をしております。

このように地道ではございますけれども、観光客だけでなく町民の方々も気軽に立ち寄っていただける施設運営を心がけることで、活性化に向けて少しずつではございますけれども、前進していると感じております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、私のほうからは3番の嵐山町の児童生徒の成長についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、ICTの活用でございますけれども、令和元年度の決算の中で、小学校の無線LAN工事とタブレット端末の配置ということをしていただきました。小中学校も同じような学習環境ができたわけでございますけれども、環境を整備すればいいということだけでなく、やはりそれを教育効果につなげていくことが大変重要だと考えております。

ただ、やはり子どもであるほど、大人よりもこういった新しい機器には自然に取り組みやすいといえますか、興味も覚えますが、ただ今も申し上げましたとおり環境整



備するだけではなく、それが児童生徒の学習の意欲の向上につながるという効果も見られると思います。

さらに大切なのは、やはりそれを指導する教員、その側がきちんとそれを活用して、ただＩＣＴの授業をすればいいということではなく、それと教育効果を高めていくことが大変重要だと考えております。その辺で臨時休校の間も、それぞれ小学校、中学校個々にでなく、それぞれＩＣＴを推進する先生方が連携を取って、分散授業をするときどういう機器を使ってどういうふうにやればいいのかというのを休校中に準備をしたり、いざ再開になったときに、それを各校で共有した情報で活用したりという中で、今年度も進めていくことができていると思います。

さらに、これを先ほども申し上げましたとおり、ただ社会がＩＣＴが進んでいるという機器的な面でなくて、ちゃんと教育効果として個々の成長をこれからの社会に見合った子どもたちの教育につなげていくことが大切だと考えております。

また、コロナ禍の影響により、やはり子どもたちも大きな心理的な影響も受けておりますし、当然保護者の皆様もご心配された中で、それが解決されることなく今もまだ続いている状況がございますけれども、そうした中で、やはり学校においても個々の子どもたちに多くの目をいろんな角度から与える。教員だけでなく、相談員、支援員も含めてそれぞれの小さなサインを見逃すことなく連携を取りながら、子どもたちは子どもたち、また保護者からの相談についてもきめ細かく対応していくというふうに努めているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点目ですけれども、決算審査の初日のときに地域支援課長のほうからＩＣＴの推進、そのアドバイザー、非常にこれは地域支援課のみならず、昨日の教育委員会の答弁の中にもあったように、そういった力を借りたと。

それで、今の課長の答弁で、このデジタル化の推進の国と時代の流れに遅れないようにということ、言葉を言っていただきましたので、私としてはその旨に沿ってやってほしいのですけれども、そのアドバイザーの活用というようなことが、やはりこの嵐山においては重要なのかなと。この決算審査を見て、聞いてきて、力それからその人の能力というのも大事だと思うので、その辺について嵐山の職員もそうで

しょうけれども、その辺の効果を上げていく上げ方というようなものは、さらに工夫の余地があるように思っているところですが、その辺について課長はどのようにお考えでございましょうか。

2点目でございますけれども、この活性化人材の成果ということなのですが、かなりの3年間でしたか、それなりの嵐山町の新しい資源を見つけ出そうというようなことで、いろんなことをやられたようでございます。ただ、ここで私が一番申し上げておきたいのは、横の連携なのです。千年の苑事業のときには、ここに確かに総合調整会議ができていたと。そういったようなものとの活力、その人材、つながりというのですか、やはり町の町民にももう少し分かるような、広報等でやりましたよ、何回かシリーズがあつて。私たちが議会で1度、2度かな、彼の話聞いたことがありました。やはりこれが、少し嵐山の中で嵐山の資源がもう少し光ったり生きた形でできなかったのかなというふうな、私は率直な感想でございます。

その辺のところを含めて、この千年の苑事業の経済効果と反省というところに行きますけれども、その辺のつながりはどういうふうな、総合調整会議というもののの中にその人材も入っていたのかどうかということを確認しておきたいのと、それから昨日からも千年の苑事業の話が出ていますのですけれども、やはりこれはここが循環経済というものの、やはり出来上がっていったということが一番最初の経緯だと思うのです。やはりそういった中で、何とか今年のことはあれですけれども、面積を縮小しながらでも2年続きの多量の雨で非常にグロッソとか、そういったものは被害を受けました。やはりあそこがラベンダーであると同時に、千年の苑という事業なのです。そういった、そこがやはり稼ぐ拠点としての、嵐山町としてはしっかりそこを押さえていくのだということが、私は今年の状況も芳しくなかったけれども、大事な視点ではないかと思っています。そういうことを捉えて、その辺の総合調整会議も含めた上で、課長としてはどのように捉えているかということです。

それから、活力の創出拠点なのですが、これも非常に嵐山町のいわゆる顔です。そして、駅に降りた人たちは恐らく快く気持ちよく駅に降りてきて、あそこでコーヒーを飲んだり、コーヒーの香りもしています。実際飲んでいる人もたくさん見えています。やはりあそこの窓口というのは、初めて嵐山に来た人もあそこに行ったりするのです。何か我々は、あそこを国からの補助金や一般財源も使いましたけれども、簡単にできたものだというふうには思っているようなところがあるのではないかな。も

っとあの場所、あの部分を生かしていく。そして、いろいろな生産性、その下の売店も含めて上げていくというようなこと。そして、その辺の捉え方というのは、やはり私はまだまだ担当課がやれることがあるのではないかと。昨日もちょっと私、厳しいことを言ったのですけれども、その辺についてはもう一回答弁をいただいております。

それで、やはり一番この、3つの今事業の話をしましたけれども、この連携が取れた対応というのが町の一つのいわゆる活力というのですか、町が活性化したり、それに携わる産業が推進をしていく、そして町民の皆さんが豊かになる、そしてそれが最終的には嵐山町の財政を潤していくと、そういうところにつながっていく事業になっていくと思うのです。今、私それぞれ申し上げましたけれども、その辺のところの総合調整会議というものを含めて答弁いただきたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、昨日の質疑でもありました。この嵐山町では他町に先駆けていろいろなLAN、それからそういったパソコン関係の整備のものが進んできているというふうに私は認識したわけなのですけれども、いよいよこのコロナの状況の中でGIGAスクールというようなものが出てきまして、横並び一線というようなところに全国の自治体はあるのではないかと、3月の時点で考えているところでございます。

そんな中で、今課長が答えてくれたように教育効果、そういったところにつなげていくのがタブレット等のツールであったりということだと思いますけれども、その辺のところは専門の、いわゆる今回この臨時議案も出てきますけれども、やはりあれだけの仕様なものが書かれていても分かる人はなかなかいないと思うのです。そういった中では、教育委員会といえどもやはり横のつながり、昨日も答弁がありました。例のITのアドバイザーの力も借りたということがあります。そういった面のもう少し必要性というか、拡充というのですか、そういったことは3月の中まででもやれたのかなと思ったりしていますけれども、その辺はなかなか実際には心細いところもあったのではないかなというふうに思っています。その辺はどうでしょうか。

それと、最後になりますけれども、コロナ禍における子どもたちの状況なのですが、これは私も一般質問で教育長から答弁いただいておりますのですが、やっぱり今の状況というのは我々大人もそうなのですけれども、いわゆる今まで例えばピアノを一生懸命やってきたとか、何かをやってきたというようなもの、そういったものが

その発表会がなくなったとか、そういったことによつての何か空虚感、適当な言葉で言えないですけども、非常にむなしさみたいなもの、これがある程度もう10歳ぐらいの子どもでも心の中に感じられるという、そんな子どもたちもいるのかなというふうに思っているのです。

そうなつてくると、教育相談員のいわゆるさわやか相談員さん含めて、私もそういった人たちに相談かけたりしたときにはどうなのかなと思うのですけれども、非常に忙しい思いをされているのではないかなというふうに感じているところなのです。そういったところがやはり、さっきもきめ細やかにやっていただけるというお話でしたけれども、やはり今はいろいろな本当に多種多様に及ぶ、本当に精神面のようなものがあったり、今の空虚感のようなものが、ただただもやもやしているようなものもあったり、そんな中で対応が、やっぱり丁寧で正面と向き合うような対応が必要なような気がします。その辺について、もう一度お答えいただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

山岸地域支援課長、お願いいたします。

○山岸堅護地域支援課長 1点目の町のデジタル化関係についてお答えを申し上げます。

先ほど青柳委員おっしゃったとおり、国のほうでは先日、自治体ごとに異なる行政システムを2025年度末までに統一するよう指示をしたということです。システム統一については、住民が引っ越ししても同じサービスを受けられ、全国一斉に迅速な給付を実現するために不可欠だということで強調しているということです。また、新設するデジタル庁を中心に推進するよう指示したということも出ておりました。国においては、こういった動きがございます。

現在、嵐山町においていただいているICTのアドバイザーの方に関しましては、総務省のアドバイザーもされております。幾つかのアドバイザーをされておまして、このようなことからこの方から国の動きの情報等をいただきながら、嵐山町としては的確に対応していきたいと考えております。また、職員の育成に関しては、毎年セキュリティ研修を行っていただいております。こういったことを踏まえて、職員の資質の向上にも努めていただいているところでございます。

2番目の地域活性化人材の関係でございますが、委員からは町の情報発信、横の連携と人材活用が少し不十分であったのではないだろうかということでご指摘をいた

きました。まちづくりディレクターとして、平成29年1月からお勤めをいただいております。その中で一つの反省点といたしまして、町がこの方をお願いするときに目標設定というのが、明確なところが少し欠けていたかなという印象を受けております。この方と何度かお話もさせていただきましたが、その中でこういったことを感じました。単に活性化のためにお力を貸してくださいということになりますと、ではその活性化への方法ですとか活性化へのプロセス、活性化のイメージといたしますか、定義といたしますか、そういったことはそれぞれ個人個人で違ってきてしまうということもあろうかと思えます。そういった意味で、一つの反省点としましては、目標が明確でなかったというところがあったかと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、千年の苑事業の部分につきましてお答えさせていただきたいと思えます。ちょっと地域活性化人材のほうのところにも触れさせていただきたいと思えます。

こちらの事業につきましては、地方創生事業の中でやはり取組をさせていただいた事業の中で、千年の苑事業、まためんこ61事業というのがございました。当然この事業につきましても、活性化のほうの担当職員につきましては、我々のほうの事業の内容であったり、いろいろなお話もさせていただきました。やはり小麦を使った事業であったりですとか、そういったお祭りへの関わり方、そういったものもご提案、内容もお話をさせていただきましたけれども、なかなか一つの形になったものがなかったということが、ちょっと挙げられるのかなというふうに考えてございます。

また1点、一つ身になったといたしますか、につきましては、これ林業のほうで我々所管しているわけでございますけれども、將軍澤の町有林を活用した立ち木による間伐の方法と、またそういった利材の製品化ということで、こちらにつきましては昨年のラベンダーまつりの中で、町民の方にできた製品のほうを売っていただいたりですとか、駅前食堂の中で椅子としての利活用、そういったものをできたのかなというふうには考えてございます。

2点目の千年の苑事業の中での、まさにあそこの千年の苑の部分が委員おっしゃるとおり循環型の経済の拠点というところではあるかなというふうに考えてござい

す。この事業を推進していった中で、企業支援課長のほうからもお話ございましたけれども、ラベンダーに関してやはり商品化、またグッズのほうの製造、そういった方々が数多く出てまいりました。当然嵐なびのほうのスペースもございますので、今現在といたしましてはドライフラワーであったり、ラベンダースティックであったり、そういうふうな商品のほうを3名の方が今、常時出させていただいているというふうな状況でございます。

また、そういった一つのやり方といたしまして、ラベンダーまつりの中で模擬店としまして33店舗の方が出ていただいたわけでございますけれども、やはり町内の商店の方ですと家族経営の方がいらっしゃると思いますので、自分の店を閉めて、なかなかそこに出店というのは厳しいという部分の声も多く聞きました。そういった部分は、これからあそこでお祭りをする中では、やはり一つのアイデアとしてはできるかどうか分かりませんが、共同レジ方式で受託販売というふうな方式で、飲食店はまた別ですが、お土産品等についてはそういった形態もできれば、より多くのお店の方から商品をお預かりして販売して売上げができるようなというふうには考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、嵐なびの関係につきましてお答えさせていただきます。

委員さんのほうから、まだまだやれることがあるのではないかとというご質問でございます。まさにそのとおりだと思っております。担当者も昨年度から、私も携わっておりますけれども、当然今のままで満足しているわけではございませんので、何かいろいろ考えながら活性化につなげることをということは、常日頃いろいろ思いを込めてやっているところでございます。

その中で、先ほどもちょっと申しましたように、いろいろ例えば1階であれば商品は結構増えてきて、売上げも増加の傾向であると。これは、ラベンダーの時期は結構増えましたけれども、ラベンダーの時期がずれても売上げの金額というのは伸びております。これは毎月伸びておりますので、そういったところも商品の数が増えたりとか、そういった影響も大きいのかなと思っておりますので、商品開発も目標としては年に1個ずつぐらい新しい商品の開発をできたらいいなというところで考えていると

ころでございます。

また、ラベンダー関係、今農政課長からも話がありましたように、そういったもののグッズ関係も、また新たなグッズもいろいろ考えながら増やしていけばいいのではないかというような話もしているところでございます。またお菓子系、そういったものも町内の事業者にお声がけをさせていただいて、いろいろ昨年度からやっているわけなのですけれども、やはり町内ですとそういった業者数も少ないというところと、実際にそういうことができるかどうか、そういったところの問題もありますので、いろいろ町内だけでなく町外の事業者に向けても、今後はいろいろ営業活動といいますか、そういった協力をしていただける事業者、そういったところもお声がけしてもいいかなというふうには担当課としては思っております。そういった形では1階の商品関係、そういったところの充実を考えております。

また、2階の部分につきましては、現在かなりの人が利用して歩いているということで、私も行くと必ず誰かしら座っている状況でございます。今、ちょっとコロナの影響でテーブルの数を減らしておりますが、もう本当に昨年度設置した自動販売機のコーヒー関係、この売上げもかなり順調というのでしょうか、これはコカ・コーラの関係者に聞くと、かなり利益上げているというのでしょうか、順調ですよという話もいただいているぐらい売れておりますので、それだけ利用者も多い。また、あそこでちょっと休憩する方も多い。そういう場所ですので、何らかの形でやはり工夫をしながら、2階のあのスペースうまく利用できないかなというの、当然去年あたりからいろいろ検討はしている最中でございます。ちょっと今年はコロナの関係でそれどころではなくなってしまったので、ちょっと今検討のところが、今後DMOの組織、そういったものも含めていろいろ考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

また、駅西口の整備、これも関係してくる部分もありますので、そういった部分も想定しながらどんな感じでやったらいいのか、そういう形でちょっと考えていけたらいいかなというふうには思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、ICTの活用についての部分に関して、先

に私のほうでお答えさせていただきます。

青柳委員おっしゃるとおりGIGAスクール構想、これ日本全国で一斉に児童生徒1人1台というものが進められております。ただ、実際にこれが一律になっているかというと、意外とそうでもなく、嵐山町の場合は6月の1次の臨時交付金の中で予算化させていただきました。多くの自治体は、9月のこの議会で予算計上をして、年度内に何とか調達というところで取り組んでいるのがほとんどと思うのですが、自治体によっては県内でも12月議会に補正予算を上げるというところもあるようです。12月補正で上げて、果たして年度内に調達できるか、全国的に競争のように、今機器も確保を業者もしているような状況の中で、なかなかそういうふうな形で一律で動いていくのかという問題もあるかと思います。

何よりも嵐山町の場合は、既に中学校の導入の段階から、これまでも何度かお話しさせていただきましたが、ICT支援員さんをその予算の中に組み込ませていただいております。正式な調査ではないのですが、県内の自治体においても機器は導入するけれども、このICT支援員を導入しているというのは、特に町村の場合はほぼ数町村しかない。まず環境は整備するけれども、その先は自治体、学校任せというようなところも多いようです。その辺を活用を考えて、嵐山町はもう5年前からそれぞれの学校だけでなく、町の町立の学校の中でどう活用をうまくしていくかということで、このICT環境を整えるには非常に多くの予算をいただく形になりますけれども、配置させていただいております。

これで、GIGAスクール構想においても同様な形で進めていくような形で、小中またそれぞれの各校独自のカラーを出しながらも、一律でよりよいICT教育を進めていくという形に進めていければと考えておりますので、今後ともご支援いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして永島教育長、お願いいたします。

○永島宣幸教育長 それでは、私のほうからコロナ関連についてお話を申し上げます。

今現在も感染が止まらない状況でございますので、各学校の校長先生をはじめ、先生方には油断のないようにということでお話をしているところでございます。確かに児童生徒、保護者、教職員、それぞれが満足感を得られない。昨年に比べたら満足できる状態にはいかない状況でございます。



ただ、先週の水木金と玉ノ岡中学校の3年生が金沢方面に修学旅行に出かけました。今週の月曜日に聞いたところでは、全員月曜日に登校しているということでございますので、方面の変更はありましたけれども、満足して帰ってきたということです。

また、先週の金土、台風でございましたけれども、小学校3校が鎌倉、箱根方面に修学旅行に出かけました。これも感染症対策を万全にして行ったところでございます。できるだけ子どもたちには例年と同様の経験をしてもらいたいということも考えているのですけれども、国のほうから合唱ですとか実験ですとか調理実習できないということがありますので、これから以降が元気プラザの体験宿泊学習等では、そういうところに配慮しながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、学習面では特に中学校3年生の高校入試がありますが、7月10日に既に令和3年度埼玉県公立高等学校入学選抜における学力検査問題の出題範囲についてということで、来年度の入試についてはこういうところは出さないというのがもう出ています。これは、各学校8月に保護者会等を開きまして、その中で中学校3年生の保護者の皆さん、子どもたちには伝えてあるところでございます。

さらに体力面でございますけれども、3か月間ほとんどの子どもが外に出ていない。6月の学校再開の段階で、私も各学校へ行ったのですけれども、やっぱり特に中学生の自転車通学の子は体力的に落ちたかなと。逆に体重は増えてしまったかという部分がありまして、体育の授業も注意しながら進めていって、今のところは戻ってきているかなというふうに感じているところでございます。

本町は夏休みを短縮し、さらに土曜授業を実施しておりますので、特に標準授業時数は上回っていけるかなというふうに思いますが、これから冬にかけてインフルエンザと同時流行になったということも考えながら、一応今のところ土曜授業については今年12月までは実施して、1月以降についてはインフルエンザ等の状況によってはもう土曜授業をなくして、平常の週5日という形に戻していければいいかなというふうに考えているところでございます。子どもたちは、おかげさまで5校、小学校3校、中学校2校でございますけれども、新型コロナの影響で休んでいますという子どもはいません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、お願いいたします。

○青柳賢治委員 それぞれ担当課のほうで、反省点等も含めて話していただきました。

最後に佐久間町長のほうに、今それぞれ企業支援課だったり答えていただきましたけれども、町の活性化、これまさにやはり今、国が進めていこうとする横の連携、嵐山町はDMOというようなことも今言われていますが、やはりそれらの稼ぐ力の原点には、例えばお土産一つにしてもいろいろなデジタル化のようなものが必要になってこざるを得ないのではないかというふうに、私今の話を聞いていて強く思ったところですが、その辺の活性化、それからいわゆる稼ぐ力を創出していくという中で、その辺のところについてはどのようにお考えでございますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、青柳委員のほうからあらゆるご指摘をいただきました。例えば人材の活性化というのですか、これはもう発掘をして、そして適材適所、そしてまた人を育てていく、これはもう絶対に必要なことでありますので、あらゆる事業は人が考えて人のためにあるということでもありますので、これはもう大変重要な点だと思います。

それから、あと千年の苑事業に関してですけれども、もう皆さん忘れてしまったかもしれませんけれども、あそこの場所はかつて本当に草ぼうぼうで大きな木が生い茂るようなところでした。そういう中で、耕作放棄地対策としてこれはスタートしたわけであります。ですから、今あそこのところでラベンダーが土地によっては枯れてしまうとか、そういうことがありますけれども、でもあの景色を見たときに、本当に私も朝散歩に行くのですが、すばらしい景色に生まれ変わっている。あれだけきちっと整備ができたということ、これは耕作放棄地対策としては、私は大成功を収めたかなというふうに思います。

そして、そこにたどり着く間には、農政課の担当の職員が本当に暑い中駆けずり回っている姿も何度も見ました。また、協議会として参加していただいた方々からいろんな面で協力をしていただき、また知恵を出していただき、そういう皆さんの結晶として今現在があるということでもあります。

ただ、そういう中から今度は耕作放棄地対策よりも、今度は少し稼ぐ力、要するに観光拠点としての位置づけというのがだんだん、だんだん大きくなってきた。そういう中で、今度はDMOという組織をしっかりと立ち上げて、こちらのほうに視点を、

軸をずらしていくのだということで、今準備を進めているわけです。ですから、今までの会議にも、DMOを設立する会議には農政課しか出ていなかったのです。しかし、それはおかしいだろうということで、既に企業支援課のほうにも要請をして、この会議にもう今の段階から出てくださいます。そして、DMOが12月に立ち上がったときには、即戦力としてきちっと対応できるように準備を整えてほしいというような形で指示を出してあります。

最後の地域活力創出拠点ですか、嵐なびです。あの連携というのは、ご指摘のとおり絶対に大切だと。今までどうだったか、やはり不十分であったなというふうに思います。ですから、こういった連携を深める中でやっていく。ただ、ラベンダーのことに言えれば難しいのは、観光拠点としての位置づけにはだんだんくなっていくのですが、あくまでも農地であるということ。農地というのは、いろんな制限がかかってくる。一つ例えば施設を造る、これは造れませんよ、凸凹だから道路をもうちょっと整地して舗装したらどうですか。いろんな意見を伺うけれども、それは実質的にはできない。そういう中においても、やはり観光拠点と位置づけをしっかりと目的を達成していかなければいけないということでもありますので、多くの方々のお知恵をお借りしながら、協力をお借りしながら、しっかりとその目標に向かってやっていきたいとします。

以上です。

○松本美子委員長 大変ご苦労さまでした。

続きまして、質疑のほうをお願いしたいと思います。

長島邦夫委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、総括質疑をさせていただきます。

今、青柳委員のほうから、私のこれから質問するもの多くかぶっていますので、一部省略しても構いませんが、全て質問をしていきたいというふうに思います。

嵐山町の観光の活性化ということで、大きく上げさせていただきました。嵐山町は非常に恵まれた観光資源といますか、自然の資源がたくさんございます。それを生かして、今までも観光行政を進めてきたというふうに思いますが、やはり一部ではまだまだというふうなところがございます。この年度において、随分町でもいろんなものを進めてきましたが、各課にわたって細かく質問していますので、お願いしたいというふうに思います。

最初に、千年の苑事業に令和元年度は約6,640万円を支出している。主に人件費、施設工事費及び推進協議会の補助金4,900万の支出であります。改めてこの年度の事業の成果、達成度、反省点を伺います。今、答弁で随分出ていましたですから、省いても構いませんが、肝腎なところだけはおっしゃってください。

2番目としまして、トラスト地の活性化は町の観光資源に大きく寄与すると考えます。植樹ですとか、施設の修繕は欠かせません。そのようなものが載っておりますが、その年度内の達成度、いろんな方からご意見いただくというふうに思いますが、町の考えた以外のものについても、いろいろそこに携わる方からご意見いただいているというふうに思いますので、その達成度をお聞きをしたいと思います。

3番目に、観光客が増えることにより、嵐なびの観光物産品の売上げに効果があると言われております。変化をお聞きをしたいと思います。

4番目としましては、学校橋の河原には行楽に訪れる方が増している。河川の監視のほかに、トイレの管理も支出をされているのが現状です。問題点から見える改善点をお伺いをしたいと思います。

大きい2番としまして、中心市街地の活性化についてお伺いをいたします。この年度の中にも嵐山町元気回復会議の事業、プレミアム商品券の事業、商業活性化等活力創出推進委員会の補助金、活性化に向けて事業を進めているが、全て中心市街地の活性化につながるというふうに考えます。主な内容と事業の成果についてお伺いをいたします。

昨日の説明ですと、何か元気回復会議は嵐なびの運営についてが、ほぼ全体の支出のように見受けられますが、私は基本的に全然違うというふうに思っています。ですから、そういう元気回復会議、その要点について、事業について考えを伺っていききたいというふうに思います。

以上です。よろしくお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、質問項目1につきましてお答えをさせていただきます。

令和元年度で地方創生推進交付金の千年の苑事業は最終年であり、圃場の安全策といたしまして、木製ロープ柵等の工事を終了いたしまして、千年の苑エリアのハード

面での整備について完了し、ラベンダーまつりを開催することができました。事業の成果、反省点等につきましては、金額的な部分については先ほど青柳委員の総括質疑の中で答弁をさせていただきましたので、この場では省略させていただきたいと思います。なお、当然このラベンダーまつりの中で、やはりこのお祭りに向けた方で、ソフトクリームなどの起業をされた方であったり、また菓子の販売であったりグッズの販売、そういった方で出店をされ、その後嵐なびのほうでの販売に結びついた起業をされた方もいらっしゃると思いますので、ある一定の成果はあったのかなというふうには考えてございます。

また、目標人数等で挙げさせていただいた部分では、来場者数が目標初年度8万人ということで目標をさせていただきましたけれども、7万5,646人ということでございましたので、おおむね目標につきましては達成ができたのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、項目2番、トラスト地活性化についてお答えいたします。

こちらのトラスト地に関しまして、さいたま緑のトラスト保全第3号地内には、県有地分と町有地分がございます。トイレ等が併設されたあずまやは県有地内にあり、さいたま緑のトラスト協会が維持管理をしております。また、令和元年度には県有地内のあずまや付近のロープ柵の修繕工事や、散策路階段修繕工事をトラスト協会が行っております。町では、業務委託で下草狩りと枯損木の処理を行っております。景観の維持改善等を行っております。

達成度でございますけれども、自然の景観の維持改善などは各人で自然の親しみ方は多種多様と思われますので、数値で表すところは大変ちょっと難しいところではございます。しかしながら、いろいろな意見をもらっているはずだというご指摘どおり、昔の風景と違ってきていると、もっと昔は見通しがよかったと、そういう意見も聞いておりますので、今後さらにトラスト地の景観を向上できますよう、委託会社の選定を検討しながら効率を高めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けてお願いをいたします。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私の方からは、1の③、嵐山町観光の活性化についての関係でお話をさせていただきます。

嵐なびの物産販売コーナーにつきましては、平成31年度から元気回復会議の運営により、営業時間の改善や祝日等の改定などにより利用者の利便性を考え、一步前進していると感じております。物産品の総売上げにつきましては、前年度の168万2,839円に対して、31年度は1か月多いものの252万8,960円と84万6,121円の増額となっております。特にラベンダーまつりの開催期間の6、7月の売上げにつきましては、2倍を超えるものとなりました。これについては、駅利用の観光客の増加と、販売品をラベンダー関係の商品に力を入れたことによる効果と感じております。したがって、今後の販売効果につきましては、各種イベントとの連携が重要であるというところで考えております。

続きまして、④、学校橋河原の改善点についてお答えいたします。学校橋河原につきましては、現在埼玉県より町が広場占用を受けて町観光協会が管理運営を行っております。現在の許可条件の下では、河原を含む環境保全のための環境美化協力費をお願いしているところでございまして、利用料金としての徴収はできないものとなっております。学校橋観光トイレの維持管理費や除草等にこの費用を充てて環境保全を保っておりますが、これ以上のサービスを行う上では学校橋河原が赤字運営を行うこととなってしまいますので、今後につきましては現在の占用範囲の条件を都市・地域再生等地域利用の指定、河川占用許可を受け営業ができるエリアにし、より多くのサービスが提供できるよう準備をすることが大前提であると感じております。

続きまして、2番の中心市街地活性化につきましてお答えさせていただきます。主な内容と事業成果についてということでございます。まず、元気回復会議事業でございますが、こちらについてはラベンダーまつりのお土産品、こういった販売、これの貢献、またイベント期間、土日祝日対応等、営業時間、これについても大分強化をしてきたということが改善されて、成果が出たのではないかなというふうに思っております。

また、プレミアム商品券の関係でございますが、昨日もちっとお話をさせていただきましたけれども、プレミアム分としての事業費としては600万円程度が経済効果につながったという金額になるかと思います。事業成果につきましては、これは国の

政策でございますので、国の政策に基づいて対応したというところもございますので、これが成功だったとか、そういうところという判断はちょっと私のほうでは何とも言えないところがありますけれども、町の地域性というのでしょうか、そういうところもいろいろ考えると、やっぱり各市町村差があったのかもしれないなというふうには感じております。

嵐山町には、これといった商店街というものがございませんので、昨日もお話したように個人の事業者に対しましては、かなり利用率が低かったというのが結果として出ておりますので、その辺は事業成果、その数字が物語っているかなというふうに感じております。

続きまして、地域商業等活力創出推進委員会の関係でございます。これは、ラベンダーまつりにおけるイベント会場におけるお土産品の販売、また嵐山まつり用の町内のお勧め店舗入りマップの作成をし配布、そういったものの関係と、にぎわい創出サポート事業ということで、まちゼミの開催というものを実施させていただいております。一応こういったものを開催して、一定の効果は得られているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 審議の途中でございますが、暫時休憩させていただきたいと思えます。20分から開始させていただきますので、10分間ということになります。お願いいたします。

休 憩 午前11時09分

---

再 開 午前11時20分

○松本美子委員長 それでは、全員おそろいでございますので、会議を開かせていただきます。

長島委員さんからの再質問からですが、お願いいたします。

○長島邦夫委員 それでは、再質問を必要としないところもありますが、まず最初に千年の苑のところから入らせていただきます。

今、佐久間町長のほうから、なぜここに千年の苑ということになったのかという説明からありました。中間管理が入っていただいて、ここの地権者のまず同意をいただいて、そこでもかなり大変だったわけです。自分の土地を10年間であっても、ほぼ無

償に近い形で提供するわけです。その人にとっては、その耕地というのが、自分の持っているところをいかに早く貸したいという人もいるでしょうし、このまま継続して作っていきたい、いろんな方の意見があったというふうに思います。ですけれども、どちらかといえば作物の作りづらいそのような地でありまして、ああ、よかったなど。どうしても作りたい方は、違うところの改良区の中のほかの耕作地において、ほかの方の地権者の同意をいただいて、そちらのほうにお借りをして耕作をします。実際にはそれにして、千年の苑部分が全部中間管理に行ったことによって、ほかのところについては、今は耕作者の減少等がございますから、それであっても耕作放棄地がこれ以上とかこれから出ないという約束にはなりませんけれども、大方そのような方向に進んでいるわけです。

ですから、そこにおいても千年の苑というと、千年の苑がこれから嵐山町の観光で目指していますというふうなところに進んでいくわけですから、それ以前の問題としては100%もう達成されて十分成果は出ているのです。ですけれども、ここにおいて国のお金を導入したことによって、嵐山町が目指す千年の苑ということで交付金をいただいて進めるわけですから、そこからこのお金の使い道、またやったことの事業の成果についていろんな賛否があるわけでございます。

そのようなところから、私がこの年度で一番問題としているのは、推進協議会の補助金なのです。推進協議会がどのようにして動いていたのか、全然見えないのです。それは会長さんがいて、それに携わる我々の観光協会であったり、または商工会であったり、または土地の改良区であったり、いろんな方が携わってきたわけですがけれども、どの方がリードをして、ここのところをいかに千年の苑として、これから町の観光の大地のところ、トラストがある中においても稼げると。稼げるという言葉は、私あまり好きではないのですが、稼げるところを目指して、観光としてそこで得たものをほかのところにも充当するのだというふうな観光のところまで進んできたというふうな考えは間違いのないかなというふうに思うのですが、やはりその中でいろんな意見が出たかなというふうに思うのですが、それの中に効果的に、今の継続的に1年前はよかった、プレオープンもよかった、本オープンもよかった、だけれども、その後についてのそれをいかにつなげていくかというその大事なところが、この協議会の中に私はなかったのではないかなと危惧に思っているのです。

ですから、この点を町のほうがしっかり把握して、組織でやっていくのだというふ



うなところのあれが、これからいかに重要になってくるかというふうなことであって、それがDMOなんか等々に変化していくのだというふうに思いますけれども、そのところの反省点が私は見えてこないので心配しているわけです。ですから、組織という運営がいかに大事だかというところを、農政課のほうにどのようにお考えなのか伺いをしたいというふうに思います。

2番目としまして、トラストの達成度というふうなことで聞きましたですから、ちょっと難しかったのかなというふうに思いますけれども、町のほうにおいてはトラストの中だと思いますが、紅葉の植樹等もしていますね。これについても、やはり植樹ですから枯れるものもあるだろうし等々、そういうものを心配しているものですから、いかにそこに、トラスト協会が県の委託を受けてやっているわけですが、そういうところの関係をどのように生かして町でやっているのかお聞きを、これから再質問でさせていただきたいというふうに思います。

次に、3番目の嵐びの売上げについては、この後、中心市街地の活性化のほうがございますから、そこで一括してまたやらさせていただきます。答弁は結構です。

4番目としまして、学校橋河原を訪れる方が本当に多くなって、悲鳴を上げている部分もあるのではないかなというふうに思います。河川の監視業務であってもトイレの管理についても、今までの予想した人間以上の方が来ていますから、オーバーフローしているのではないかなというふうに思います。そういうところから問題点が見えるので、その改善を地元の方と相談を持って、これからやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

本当に3密の状態ですよね。入場制限等はしていないというふうに思いますので、やはりここで入場制限等をかけると、逆にあふれた人は違うところへ行きます。嵐山町の中でどちらか行ってしまうのであれば、それはそれでまたいいのですが、やはりよその町村等に行って同じような楽しみ方をするとすると、せっかくの来ていただく方に嫌な気持ちを持って、なってしまうのではないかなというふうに思います。逆にこのところが3密を避けるのであれば、同じような人が来ていただけるのであれば、逆にこの対応を広く、場所を広げるですとか、今言ったように河川の占有等も取ってこれから対応するということでありますから、いろいろお考えなのでしょうけれども、嵐山町にはほかにもそういうところがあるので、ぜひほかの考え方はないのかな。これ以外のところに、せっかく来ていただいた方をよその町村に回すこと

はないですから、なさったらどうかなというふうに思います。実際のバーベキュー場なんかでは、うちは今オープンしていないからだとか、また入り過ぎてしまったから嵐山町のほうは空いていますかと、そういうふうな情報の交換等もあるそうです。ですから、やはりせっかく来ていただいた大事な観光客を無にすることなく対応なさるほうがいいのではないかと思います。

それと、今地元の方と相談等もしているのですかというふうな、私していないというふうに思っているのですけれども、その部分についてはいかがでしょうか。

それでは、最後に中心市街地の活性化について、当初の私が話を聞いていたのは、嵐なびの1階の部分については、この中でやるのだというふうに聞いていましたのですけれども、いかにこの回復会議が持たれたというのは、町民の方から批判をいただいて、これではせっかく開いてもマイナスになってしまうと。そのようなことの中から、商工会であったり観光協会であったり、町のトップの方が相談をしたのが元気回復会議のもとだったというふうに思います。そこから中心市街地等々考えたものがいろいろ出てくるのかなと。

中心市街地の問題というのは、もう私も随分一般質問で取り上げましたのですけれども、私以外にも、私の前の前任の方等も、お辞めになった方も、相当私が議会だより等を見ているとやっていらっしゃいました。やはり今、商店数が少なくなってしまったからしょうがない部分もあるのですよというふうな、そういう答弁はしていないように思いますが、感じられます。

やっぱり嵐山にふれあい交流センターができて、あそこだけでもあの整備をしたことによって中心地の中が活性化された。ただ、お店が活性化することだけではなくて、町に中心的なものが、ふれあい交流センターの中では役場の業務もあるし、民間の金融機関等もあって、必然的にそこへ人が行くわけです。ですから、そのあれを生かせば、もっといっぱい活性化ができるのではないかなというふうに思うのですけれども、元気回復会議でそういうふうなことを目指してほしいなというふうに思っていたものですから、しつこく聞くわけですが、まずこれについて行政の中だけのあれだとなかなか難しいかなというふうに思うので、民間の活用をしたあれなんかが見えてこないのですけれども、元気回復会議の中の延長として、そのようなことの審議はなさったことはあるのでしょうか、またはやっていないのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、まず1点目の観光の活性化、千年の苑についてお答えさせていただきます。

まず、この事業の実施団体ということで、嵐山町千年の苑事業推進協議会というものを発足をさせていただいてございます。こちらにつきましては、町とらんざん営農さん、商工会、観光協会、地域の区長さん、また地域にあります障害者自立支援施設であったり土地改良区であったり生産組合であったり、こういう方々にお願いをさせていただきまして、この事業運営について担っていただいたということでございます。決算の中でもお答えをさせていただきましたけれども、協議会のほうのリードを誰がしたのか、会長につきましてはらんざん営農のほうの理事長、また副につきましては障害者生産組合の組合長のほうにその任を担っていただいております。

こういった方々に、まずは一つをもってお話をさせていただいたのは、当初にこの皆様について担っていただく役割、そういったものをお話をさせていただいた経緯がございます。らんざん営農さんにつきましては、ラベンダーのほうの圃場の管理等を中心に、また商工会さんにつきましては、イベントを行うわけでございますので、町内の事業者さんのほうに出店であったり起業であったりお土産品の開発であったり、そういった部分でございます。また、観光協会さんにつきましては、ポスター等の掲示であったり、また外に向けての発信、そういったもので先ほども総括の中でもお答えさせていただきましたけれども、フリーペーパーへの情報提供であったり、また観光協会さんのほうにつきましては、池袋の南口のほうでのイベント開催についての催物、そういったものにもご協力をいただいているということでございます。また、地域の区長さん、また改良区の方々ににつきましては、当然農繁期の時期でもございますので、ご迷惑をかける中での生産の稲作等、用排水の調整であったり、そういったものを各方面にご協力をいただきながら、この事業を推進してきたというところがあるかと思えます。

そういった中でも、やはりいろいろご迷惑、反省点というのは多々あるわけでございます。そういった部分につきましては、これから反省を踏まえて、こういったものを担っていくDMOには、やはりそこをまた密に調整を取って、より活性化が進んでいくような組織にしていかななくてはならないのかなというふうには考えてござい

す。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、トラスト地の関係でお答えさせていただきます。

町とトラスト協会でどのように連携して維持管理を行っているかという趣旨のご質問だったと思いますけれども、植樹に関しましては環境課としては例年行っておりませんで、植樹に関しましてはまちづくり整備課が関連しておりますので、後ほどまちづくり整備課長からお答えさせていただきたいと思います。

環境課といたしましては、主に毎年下草刈り、枯損木処理をやっているわけですが、特に枯損木処理に関しましては、例年どの木を伐採していくのがいいかというのをトラスト協会の会員さんとよく相談をして、それで行っておりますので、今後ともそういった連携を密にして、環境課としては維持管理の作業を行っていきたいと考えております。

○松本美子委員長 それでは、伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 植樹については、多分川のまると再生でやった事業だと思いますので、川のまると再生はちょっともう事業は終わっているのですが、私のほうから経緯等を含めて説明させていただきたいと思います。

あそこについては、年度についてはちょっと忘れてしまって申し訳ないのですが、平成26～27年頃から始めさせていただいて、武蔵嵐山の復活ということで紅葉を多分300本程度植えたというふうに思います。トラスト内外に植えさせていただいて、トラスト内についてはトラスト協会さんと連携を取って、植える場所についてトラスト協会さんのほうで選定させていただいて植えさせていただきました。維持管理のほうは、今でも先ほど環境課長が言われましたとおり、補てんを行っていただいているところでございます。

先ほど長島委員さん、枯れているものもあるかなというふうにご指摘がございましたけれども、確かに数年たってなかなか芽が出ない木もありますけれども、自然のことでございますので、トラストの中についてはトラスト協会のほうで考えていただくことになると思います。ただ、トラスト協会外のトラスト地外の植樹につきましては、確かにそれも含めて枯れているものもありますけれども、それについては今後、下草

刈り等はまちづくり整備課のほうで、武蔵嵐山管理活用事業のほうで草刈り等をさせていただきますけれども、その中でまた枯れているものについては検討していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうから、まず1番、④の学校橋河原の関係につきまして最初にお答えさせていただきます。

入場制限、3密を避ける、そういったお話がありました。今回コロナの影響ある期間、一定期間は閉鎖のほうをさせていただいて、緊急事態宣言解除後、また再開のほうをさせていただいているわけでございますけれども、来る人にやっぱり密にならないようにというのでしょうか、近くにならないようにということで、ある程度一定のラインを引いて1人がこの範囲でやってください、そういった配慮はしてきていると思っています。

そのほか地元との相談の関係でございますけれども、今までですと、あまり地元と相談をしてとかという内容というのは、私のほうは確認はできておりませんけれども、今後、先ほど答弁しました都市・地域再生等地域利用の指定、これを受けるに当たりますでは地元の地権者協議会、そういったものをつくってやっていかないと、そういう指定が受けられないものですから、再度やり方もちょっと変えていくということも含めて、そのときには地元の方に地権者協議会としていろいろと協議を持って進めていく予定をしております。

また、(2)の元気回復会議の関係でご質問がありました。元気回復会議、これにつきましては一応事業計画書というのもつくりながら実施をしておるのですが、その中でやる内容というのが、特産品販売の強化を図り、町内、町外両方に目を向けた嵐山町のPR商品を充実させるというのが1つ。2番目として、イベントを実施し嵐山町の魅力を発信する。3番目として、観光案内を行いおもてなしの姿勢を構築する。そういったものを事業をやっていきたいと思いますという形で進めてきた、そういうふうな形となっております。実際にそういったものを含めて、やるべきことはやってきたというところだと思います。

会議的なものというのが、昨年度に関しましては年明けにちょっと会議をやろうと

いう予定をしておったのですが、それまでは町長、副町長、私と例えば観光協会であれば正副会長さん、商工会であれば商工会の会長さん、それぞれの団体と打合せというのは何回かやらせていただいて、その後、正式な会議を一回予定しようというところで、ちょっとコロナの影響が出てしまって会議のほうを控えたというところで終わってしまっているのが現状でございます。今年度につきましても、コロナの影響というのも考えまして、まだ一回も会議のほうは開催はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 それでは最初から、1番からちょっと簡単な再質問ですけれども、いたします。

協議会の中にいろいろな団体があって、いろんな方と私も付き合いがありますからいろいろ聞いています。ですけれども、個々の団体が個々の考えをこういうふうに言うだけであって、この千年の苑についてはどういうふうにそこを盛り上げていくのか、そういうふうな考え方がないというふうに思うのです。極端な考えですけれども、なるべくうちには持ってこなければいいなんて思ったり、そういうふうな発言をする方もいます。それでは成り立っていかない、いいほうに向きませんよ。だから、この横の連携をとるか、この協議会の中のあれをもうちょっと活性化させないと、DMOと同じことだというふうに思います。

やはり、あなたの部分はこの部分ですよということだけではなくて、全体で考えて会長を盛り上げていくような、組織の長を盛り上げていくようにしないと、やっぱりこの部分はよくないよね、やめたほうがいいよねというふうな、そういう意見だって課としては必要だというふうに思うのです。やっぱり一つ決めたことが全ていいということではないですから、そういうふうなブレーキ的な役割は逆に課には求められるというふうに思いますが、その点だけ最後にお聞きをします。

トラストの関係、2番目なのですけれども、そんなところが見受けられたものですから質問をいたしました。トラストの中に、まちづくり整備課のほうの関係なのですけれども、遊歩道の関係がこの予算の中にも使われています。それで、遊歩道の危険性等も一般質問でさせていただいたことがあります。即対応していただいた経緯がございますが、やはり行楽に来る方がアスファルトの整備された道を歩きたいとは思ひ

ませんよ。ですけれども、あまりぬかるみがあったりなんかするところというのは好まれないですから、その管理をどのようにやっているのか。まだまだ整備し尽くせないのですよというふうなお考えなのか、もう完全的なのですよというふうな、そこら辺をちょっとお聞かせしてください。

それと、4番目なのですけれども、やはり地域の方から私も、これも一般質問をしたことが前ありますが、火をたいていますよね、そこへ来た方が。ですから、危険に感じるのですよと、そのような意見も聞いたことがあります。実際、でも一部の方しか聞いていなかったものですから、全体的に聞いたら、「いや、そんなことはないよ、楽しんでるんだからいいんじゃないの」というふうな、隔離された部分だけだからというふうにその方はおっしゃっていました。だから、地域と離れていますから、それはそれでいいのですけれども、あの中危険性からすれば、ある程度の広いエリアを取って、あなたの部分はここだけですと、そういうふうなあれが必要だというふうに思います。

ですから、もうちょっと広げたスペースとするには、町のほうでも考えられるところを全てその来場してくる方には与えているような感じがします。あそこまで来る方に提供しているのかよと、そのようなところが見えますので、やっぱり将来的に、最初の質問に戻りますけれども、やはり限られたスペースということであれば、もう少しずつ広げていったほうがいいような気がするの、その考えはないのかどうかお聞きをいたします。

それと、中心市街地の関係ですけれども、確かに私が思っているところがちょっと違うものですから、どうしても嵐なびの活用のお話になってしまいますけれども、やっぱり構想的に元気回復会議ということであれば、あそこの嵐なびの元気回復というのだったら分かるのですけれども、やはりこの中において、一番最初のあれが地域活力拠点の創出拠点ということで、まあ拠点といえばそこになってしまうのかもしれませんが、やっぱり拠点と思えば私なんか中心市街地、町の中の中心地を思うわけです。そういうところがこの中に欲しかったなと。これからも元気回復の中で、こういうような部分が設けられるのかなというふうな感じを思うのですけれども、最後にちょっと町長にこの部分だけお聞きをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上であります。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、千年の苑事業の関係につきましてお答えさせていただきます。

協議会の中でということ、いろいろ委員ご指摘のとおり反省点も多々あるかと思っています。特に大きな部分といたしましては、協議会の中でやはり町が、以前の協議会については町が計画の中でそれを各皆様に進めていただいたという部分が多々あるかと思っています。今後のDMOの組織につきましては、やはり民間の方々のお知恵を拝借しながら、そこの方々が事業運営を進めていくという部分でございます。町長のほうも答弁の中で、やはり今まで来たものから修正を加えさせていただいている部分もあるということでお話があったかと思っています。

そういった中で、やはり今はそういった社員となる方々の民間企業の方々のご意見をいただきながら、大きくかじを変えながら、その組織が運営をしていけるような形での進め方というふうに、今シフトをさせていただいてございますので、ご理解いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、続けて伊藤まちづくり整備課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、答弁させていただきます。

長島委員さんご指摘の道路がちょっとピンポイントになっているかどうか分かりませんが、トラスト地の中の道路につきましては、先ほど言いましたトラスト協会さんのほうで人をやったりフェンスをやったりしていただいています。

トラスト地につながる道について、ですから千手堂のフェンスからトラスト地、トラスト地といいますと、基本的には冠水橋の周りまでがトラスト地で、それまではまちづくり整備課のほうで管理をしていますので、その間の道路と手すりにつきましては町のほうで整備というか、管理をしておるところでございます。大雨が降ったりすると、確かに千手堂からの斜面の道路は水みちができてしまって歩きづらいというのがありますので、それについては毎回毎回ではないのですが、紅葉まつりの前については、一応砂利敷き等をして歩きやすいようにさせていただいているところでございます。

ただ、観光案内をあそこでやっている方等に聞きますと、それも自然だよねという話をされて、直すのは必要なのですが、危なくなればこういうのも自然だから、それも観光案内している中で楽しく話せることもあるので、そんなに気にしなく



ていいよと言われていることもございます。ただ、その中でも今年度行いましたのですけれども、歩道の手すり、飛び石が上がったところに両方手すりや橋とか、そういうのは観光案内の方と協議をしながら、危ないところについては直していく。道路についても、紅葉まつりに合わせて直していくと。そういう状況が続けている状態でございます、特にそこを舗装するとか、そういうことは考えてございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

それでは、藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、④の学校橋河原の関係につきましてお答えさせていただきます。

今、委員さんのほうからお話ありました地元のほうの関係の方のご意見というのでしょうか、そういったものを私のほうも聞いております。火をたいている近くの方というのですか、住んでいる方については、やはりちょっと不安になるかなと。例えば冬の風の強い日だとか、そういったところというのは枯れ草が周りにもありますので、そういった意味では観光協会のほうでも十分気をつけた対応をしているというふうに聞いております。その辺の地元さんの意見のほうも、何かあればその都度観光協会のほうでは対応してきているというふうにも聞いておりますので、今後何かあれば、またすぐに地元のほうには対応のほうはしていきたいというふうに思っております。

また、学校橋のほうのスペースをもう少し広げられたらいいのではないかというようなお話がありました。これは、もう担当課としても同様に思っております。ただ、あそこは河川敷でございますので、いろいろ制約がございます。また、東松山市との絡みがあります。この辺の関係から、むやみにちょっと広げようとするような動きをすると、逆に東松山市から、例えば今貸しているところを返してくださいとか、東松山市を今度は動かすような、そういったところも出てきてしまうので、いろいろ今研究はしていますが、なかなかちょっと簡単に、広げた経営はちょっと厳しい状況にあって、今後いろいろな方法はないかというのは検討してまいりますけれども、とにかく広ければ広いほど収益が上がるかなという場所でございますので、それはできる範囲で検討しながらやっていきたい。

また、今後のスペースにつきましても、今後料金が取れるようになりましたら、例えばラインで区画割的なことも考えながら、1区画幾らだとか、そういった形で料金

が取れるように、1人で例えば結構スペースを使ってしまうような、そういうことがないように、例えば広く使いたいのであれば2区画分の料金をいただいて使ってもらうとか、そういった形の今検討をしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 それでは、私のほうから中心市街地活性化についての答弁をさせていただきますと思います。

今、長島委員のほうからいろいろご指摘いただきました。全くそのとおりだと思います。根本的なところから精査をさせていただいて、この事業を見直していきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、会議の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。それでは、再開は1時30分となりますのでお願いいたします。

休 憩 午前11時53分

---

再 開 午後 1時26分

○松本美子委員長 それでは、午後の再開をさせていただきます。

ここで、午前中の答弁につきまして藤永企業支援課長より訂正の発言を求められておりますので、これを許可します。

藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 大変な貴重なお時間をいただきまして、申し訳ありません。

午前中の長島委員さんの1番の④、学校橋河原に関する答弁の中で、1つすみませんが、訂正のほうをお願いしたいと思います。

答弁の中で、地元との相談的なお話をいただいたと思います。その答弁の中で、都市・地域再生等地域利用の指定、これをするに当たって地権者協議会を設立して、地元さんとは一緒に協議をしていくのだというような形の答弁をさせていただいたのですが、この地権者協議会、正しくは河川利用調整協議会、そういった協議会名になります。地権者協議会ということになりますと、地権者だけという形になりますけれども、今回訂正させていただきました河川利用調整協議会、これは関係する省庁、また

は地元の方も当然入っていただいての協議会、それを設立して進めていくということになります。

大変申し訳ありませんでした。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、引き続き総括質疑でございますけれども、川口委員さん、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○川口浩史委員 それでは、私の総括質疑を行っていきたいと思います。

まず1つ目に、適正規模等基本計画に、12から18学級が一番望ましいと。子どもたちの、恐らく学習する関係として12から18が一番よろしいということで、統合の子どもの学習を考えたところでは、一番強くこの数字が出ているわけなのです。この数字には教育学的な根拠があるのかというのが、私の1つ目の質問であります。

2つ目に、千年の苑についてです。DMOということで今言われてきて、本日の総括質疑でもあったわけではありますが、DMOというのを、後ほど私が観光庁のものをちょっとお話ししたいと思いますけれども、その前に資源としての、あそこの花がちちんと咲いてからそちらをつくっていくべきだというふうに私は思うのです。咲く前から、もう観光のことをああだこうだと話をしてもうまくいかないと。私は、稼ぐ力なんていうのは本当に好きな言葉ではないのですけれども、稼ぐこともできないと。むしろお金を失うと、そういうふうになってしまうと思うのです。あそこ、どんな花が咲くのか。ラベンダーは、もう全面的なものは駄目だということがはっきりしたわけですから、ほかの花に切り替えていくということしか仕方ないわけですね。その花が、お金が取れる花なのか。それがまだ分からないわけですから、それが分からないのにDMOで観光でみんな呼ぶのだなんていう話ですから、ちょっと違うだろうということを私は申し上げたいので、DMOよりはまず花を咲かせることが大事だということを申し上げたいと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

3つ目に、中部資源循環組合解散についてです。この検証をしっかりやらないと、また同じようなことを起こしてしまうというふうに私は思いますので、どんな検証として皆さんは思っているのか伺いたいと思います。

4番目に、パワハラをしたとする職員の処遇についてです。午前中、渋谷委員のご質問でもありましたけれども、私はあの職員の処遇はそのままなのか、そのまま続けるつもりなのか、その点を伺いたいと思います。

最後、5番目に、やすらぎの雨漏りの件であります。この雨漏りを知っていながら

対策を取らなかったということが、大変私は大きいと思っているのです。私は、担当課としては予算要求はしていると思っていて、それを町長あるいは副町長が切ってしまったと。そこを私は責めたいと思っていたのですけれども、いや、そうではないのだと、予算要求していなかったのだということでありましたから、これはちょっと担当課として問題があるなというふうに思いました。ただ、課長は前年まで健康いきいき課でしたから、この経緯についてはあまり分かっていないということは同情はしますけれども、課長として就いてしまった以上は我慢してお答えいただきたいというふうに思います。

以上5点です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をいただきます。

教育委員会村上事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、1点目についてお答えさせていただきます。

12から18学級という学級数ですけれども、適正規模、標準規模ということで2つの法令の中に位置づけられているというのは、昨日の決算特別委員会の中で教育長のほうより答弁させていただきました。教育的根拠というよりも、また今先ほど川口委員のほうで学習的な面でというようなご質問もございましたけれども、学業だけではなく生活面を含めて、児童生徒にとってはクラス替えが各学年でできる、6年間でクラス替えができるという2クラス、2掛ける6で12学級以上というのがございます。

また、中学校においては教科担任でございますので、クラス数によって学校の教員の定数というのが限られておりますので、そういった教科の教員を配置できるという意味でも、ある程度の学級数が必要になるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、まずどんな花が咲くのか、咲いた後の資源の活用についてにつきましてお答えさせていただきます。

千年の苑ラベンダー園につきましては、来年度は約3.9ヘクタール今後植栽管理をしていく予定でございます。都幾川沿いの田んぼのほうのエリアにつきましては、小麦農林61号を栽培し収穫をしていきたいというふうに考えてございます。

残りの3.6ヘクタールにつきましては、今後この事業を担っていく予定の観光地域づくり法人のほうと、どんなものをとすることは協議をさせていただきますけれども、

まずは体力的なこともございますので、来年に向けてはポピーなどの一年草で比較的に植栽や管理、そういったものに手間のかからないものを想定をさせていただいてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けてお願いいたします。

藤原環境課長、お願いいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから項目3、中部資源循環組合解散の検証についてお答えさせていただきます。

嵐山町が参加しておりました新たな広域化によるごみ処理に取り組むための9市町村で構成する埼玉中部資源循環組合は、負担施設の運営主体や負担割合に関して構成市町村の意見がまとまらず、さらに管理者が辞意を表明したこともあり、事業の継続が困難という結論に達し、令和2年3月31日をもって埼玉中部資源循環組合は解散することとなりました。これらにより、新たな広域化によるごみ処理は断念せざるを得なくなり、改めて将来のごみの処理について検討しなければならなくなりました。

この一連のプロセスの中で、1つとして建設地の地元民への配慮、2つ目がごみの減量化に対応できる施設への配慮、3番目に新建設地の選定を進めることの難しさ、構成市町村数の最適化を考慮すること、それらの教訓を十分に生かして、町民の皆様にとって最も有益となるような検討ができるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 続きまして、答弁をよろしくお願いいたします。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは4点目のご質問についてお答えをさせていただきたいというふうに存じます。

職員の処遇ということでございますが、現状において変更することは特には考えてはございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 最後でございますけれども、萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 5番について回答させていただきます。

まず初めに、昨日決算特別委員会において川口委員さんから、やすらぎの雨漏りの

件について指摘、気づきをさせていただきまして、大変ありがとうございました。昨日の午前中、決算特別委員会うちの課が終わった後に、すぐに担当職員と現場に行き、確認をさせていただきました。それで、自分がこういうことで雨漏りしているのではないかなというところを感じたところを、来週にでも今後の対策として雨漏りしないように、合っているかどうか分かりませんが、指示させていただいたところでございます。やすらぎの施設の管理については長寿生きがい課のほうで担当していて、もう新課長として6か月もたっているのですが、新しい対策を取らずそのままほっておいたということに関しては、大変申し訳なく思っております。

質問の、やすらぎの雨漏りを知っていながら対策を取らなかった問題についてという件ですが、昨年度から、今もそうなのですけれども、やすらぎの上は屋根になっているのではなく、コンクリート張りの屋上になっています。去年は、そこに落ちた落ち葉がたくさんたまっていて、雨が降ることによって排水溝等に詰まり、それが原因で雨漏りをしているのかなというのが思ったということで、定期的に落ち葉の清掃を今年度も行っております。ただし、今も雨漏りをしているということです、それが原因ではなかったと。何もしていなかったかと、結果的には今も雨漏りをしているわけですが、落ち葉をきれいにしただけでは何もしていなかったと言われてみればそうかもしれませんが、可能性があるものというのをまず一つはじいたということが言えています。

雨漏りは、どこから漏っているかというのが分かれば、あとは修繕はそれほど多分、状況にもよりますけれども、難しくないと思うのですけれども、原因が分からない限り予算取りもできない状況だったと思いますので、まず雨漏りの箇所というか原因、必ずしも漏っている上から雨漏りがしているというパターン100%とは言えません。上の軒を伝って下に落ちたところがたまたま雨漏りというふうに思いますので、どこから侵入しているかというのをを見つけるのも大変かなとは思いますが、昨年度というのは落ち葉が原因ではないのかなということで、その後屋上の落ち葉については清掃したけれども、雨漏りをしていたと。まだ雨漏りの原因が見つかっていない状況で、昨日指摘された後、私と職員のほうで行って、ここが原因ではないのという可能性があるところを来週にもっと調査して、その後そこが原因だということだったら、防水コーティング等自分たちで実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、12から18学級の件なのですが、この数字に教育学的な根拠はないのです。この12から18学級というのは、大変古いときに決められているのです。1947年、戦後すぐなのです。教育の件がかなり変わっている。GHQが日本にいて、まだ2年目ですから、教育改革が断行された時期でありますので、その中の一つとして12から18学級がこうあるのです。それを規約にしてきたということなのです。

このことについて1973年、衆議院の第二分科会で、衆議院議員の人がこういうふう  
に聞いているのです。「12から18学級が教育学的に適正規模だと言える根拠は何か」  
というふうに聞いているのです。これに対して、「学問的なあるいは科学的な見地から  
これが最適であるというのは、教育につきましてはなかなかそういうような判断は  
出しにくいわけでございまして、経験的に申しましてそういうものが一番望ましいと  
いうこととございまして」ということで、経験的に申しましてこの数字をつくったと、  
ということなのです。これ誰が答えているか、衆議院予算委員会第二分科会の岩間  
英太郎さんという文部省初等中等教育局長が答えているのです。つまり、教育学的な  
数値としてこれが出てきているわけではないのです。これを今の文科省も使っている、  
ということなのです。

学校統合の手引として、これ2015年に文科省が公表しているわけですがけれども、12から  
18ではなくて、この手引では「一定の学校規模を確保することが重要」ということ  
で、この一定というのが12から18だという間接的なことで12から18を主張しているわ  
けなのですがけれども、何でもこういう数値をまた使うようになったのか。私は、今の本  
当に政治のファクトということが言われていますけれども、偽の政治、うその言動、  
そういう中の私は一つではないかなというふうに思わざるを得ないのです。しっかり  
ここは精査していかなければならない、ただしていかなければならないなというふう  
に思いましたので。

それで、世界的にはWHO、なぜ世界保健機関がこういうことを言うのか分からない  
のですけれども、世界保健機関というのはこういう教育関係にも知見があるのか、  
大体1つの学校では生徒100人以下というのが基準として示しているということで、  
ですから世界的にはもう20人を割っている。もう20人だと、日本の場合は120人行っ  
てしまいますので、100人以下が望ましいということとありますから、20人以下の数  
字でやっているわけですが、1学級を。そういうことで、教育学的な数字がここにはな

いということをごひ分かっていただいて、ただなくしたほうがいいのかというふうに私は思うのですけれども、そのことをお聞きしたいと思うのです。

それで、この12から18が基準であるということよりも、私は1学級何人かがもっと基準にしていくべきだというふうに思うのです。40人学級ですから、12学級の場合は41人いればもう12学級になるわけですね、1学年41人で。片や80人までがなるわけですね。そうすると、1学級20人、そして片や1学級40人という倍の数字の違いが出てくる。これを許容しているわけですから、まあそろそろこの考えは私は改めていくべきだというふうに思うのです。特に教育委員会ですから、法的な根拠よりも教育学的根拠を基にして私はやっていくべきだというふうに思います。併せて伺いたいと思います。「12から18というのは根拠ないのですか、ではこれはやめていきます」というふうにご決断していただきたいと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

千年の苑であります、DMOというのをちょっと調べてみました。私も初めてなのですけれども、観光庁が、「観光地域づくり法人は、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です」と、こういうふうに書かれているわけです、DMOについて。しっかりとした観光資源があるなら、ここの段階に私は進むべきだと思います。だけれども、まだラベンダーをやって、残念ながら全面的なラベンダーは失敗をした。ほかの花に切り替えなければいけない。その花が果たしてお金の取れる花なのか、人が来て見てくれる花なのか、これがまだ分かっていないわけです。分かっていない段階で、こういう観光地域づくりをDMOで他団体とやっていきたいと思いますということですから、これはいかがなものかというふうに私は感じるわけです。しっかり人が呼べる花を咲かせてからでいいではないですか、それが成功してからで。私はそう思うのですけれども、これ課長では答えづらいと思いますから、町長か副町長に私の考えをどうか伺いたいと思います。

それから、中部資源の関係であります、ここの負担割合がまとまらない。これが一般的に新聞にも出ていましたけれども、これは一面的なところだけなのです。課長は、地元への今後は配慮が必要だということで、全くそのとおりで、地元への配慮というのを無視したから、あの解散に追い込まれてしまったわけです。



1986年に中部環境の焼却炉、これもう何回も言っていますけれども、この中部環境の焼却炉の周辺には建設をしないと、これ地域名挙げて言っております。そういう裁判所が間に入った和解を結んだわけですから、その和解をほごにして、和解を無視して建てようとしたわけです。当然地域の人は反対します。地元の人が要望したなんていうことですが、あの要望文ではないです。お風呂ができたらうれしいですかとかという、そんな内容なのです。それは地元にお風呂ができればうれしいです。私だって丸つけてしまいます、書いてしまいます。そうではないのです。焼却炉を造ることにあなたは賛成ですかということは聞いてはいないのですから、その要望書では。それを要望書だと言って、しかもそれが50%行っていればいいのですけれども、50%を割ってしまっているのです。地元の人に、「これは焼却炉を造る要望書なのですよ」と言ったら、それに対して、「じゃ、うちは反対ですから」というので取消しを求めていって、ですから反対が多数なのです。それを無理やり推し進めてきた結果、解散に追い込まれてしまったのです。先ほどの数字合っているのかな。1億円以上使っているのではないかな、嵐山では。何か9,000幾らと言ったよね、何か先ほど。私の計算では1億円以上支出して、戻ってきているから、まあいいですが、無駄な金を使ってしまったわけです。

こういうときにどうするか。町長の在り方として、やはりここは難しいのではないですかということを、なかなかけんかしたって駄目でしょうから、やはり異議を言うべきだったというふうに思います。これを、こういう和解があったことを知った時点で。ところが、異議どころかも推進者になってしまってどんどん進めてきて、最後にもう何千万も失うような結果になってしまったわけですから。町民の貴重な血税ですから、あんなことをやっていたは駄目だというふうに思います。

小川地区衛生組合では、あの小川の周辺の住民との協定書を結んでいるわけですが、その協定書は守るのだと、吉見町のこの和解は無視していいのだと、ほごにしていいのだと、こういうダブルスタンダードを取っていたのでは駄目だということを、これがはっきりした。そういうことが言えるわけですので、ここに反省がないと、また同じことをやってしまうと、私はそのように思うのですけれども、まずは課長に伺いたいと思います。覚書だとか協定書、念書、そういったものを尊重してやっていくべきだというふうに思います。お考えを伺いたいと思います。

パワハラの件なのですが、処遇はそのままなのだとということでお答えありま

した。どうも分かっていないのかな、いや、分かっていてやっているのだと思うのですけれども、一般的に悪いことをやって、私はこの方がパワハラはあったと思います。これをここに、前にも話しましたが、ここにいる人全員がやっていると思います。その範囲で、この職員もやっているとは思いますが、だけれども、病気まで引き起こすような、そんなパワハラは私はなかったというふうに思います。これは、公平委員会で今後ご判断されることでしょうか、それを待ちたいと思いますが、仮にあったとして、罰則、罰金、懲役、こういったものを受けて刑に服してきた場合は、普通は一般の人と一緒に暮らせるし、仕事ができるという、そういうことになっていますよね。一部に重大な問題を起こした人は、どうしても差別というか、持ってしまうことがあります、形の上では一般の人と一緒に暮らせるわけです。

ところが、なかなか日本の社会では難しい面というののもまだ残ってはいますけれども、ここは公平を旨として、人権を旨としてやらなければいけない行政の場所でしょう。そこで隔離政策を行っているのですから、これがどうして人権無視にならないのか、私は考えられないのです。これ本当に人権意識の薄さ、人権を学んでいない行政の今のあなたたちなのだなというふうに思わざるを得ないです。お考えを伺いたいと思います。

雨漏りについてなのですけれども、なるほど早速確認に行っていたというところで分かりました。それで、何とかこの雨漏りは職員で解決したいということであるわけですか。業者に頼むというのは、もう少し大がかりな雨漏りでないと頼みにくいというのがあるのですか。予算要求しにくいというのがあるのですか。ちょっとその辺がよく分からなくて、職員がやれる範囲でやるというのは、私は大事なことだと思います。ただ、これをして職員が見て、コーキングで充填材押し込んで雨漏りしないかどうかチェックするのでしょうか、その後でないと業者に依頼はしにくいという、そういう何かあるのですか。雨漏りですから、もっと早く私は直すべきだというふうには思うのですけれども、ちょっとそのお考えを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

永島教育長、お願いいたします。

○永島宣幸教育長 それでは、1番の12学級から18学級についてお答え申し上げます。

委員さんおっしゃられましたけれども、昨日私のほうから説明をいたしました学校教育法施行規則、それから義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行

令でございますけれども、学校教育法施行規則につきましては、確かに昭和22年につくられました。ただ、12学級から18学級という標準規模につきましては、省令改正により昭和33年に入ったものでございます。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令につきましても、昭和33年につくられたものでございます。

その後の学問的あるいは科学的な見地からということでございますけれども、先ほど委員さんおっしゃられましたように、昭和48年の衆議院予算委員会におきまして、文部省初等中等教育局長、当時ですけれども、答えておりますけれども、重複して申し訳ありませんが、「学問的あるいは科学的な見地からこれが最適であるというのは、教育につきましてはなかなかそういうような判断は出しにくいわけでございまして、経験的に申しましてそういうものが一番望ましいということでございます」というのが国の見解でございまして、今現在までこれは変わっておりません。国庫負担の関係、本町としても今後学校建設においては利用させていただきたいと思いますので、国の考え方を守っていきいたいというふうに考えているところでございます。

また、少人数学級につきましては、私もかつて埼玉県団としてヨーロッパ訪問させていただきまして、小学校、中学校、特別支援学校、専門学校の授業等に見学あるいは参加をさせていただきました。その中で、日本とは少人数の考え方が全く違うというのは実感として感じています。ただ、日本の国につきましては、義務標準法という法律がありまして、学級数に基づいて教職員の配当がされます。これは、国から県、県から市町村という形でございますので、今新型コロナウイルスの関連で、国のほうにも少人数学級の要望は出ている状況でございますけれども、町単独として、例えば極端な話20人学級を実施しようとかというのはなかなか困難な状況であると思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願いいたします。

○杉田哲男農政課長 2番目の、DMOよりもまずどんな花が咲くのかということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁と重複する部分もあるかと思いますが、ここのエリアにつきましては、DMOの組織の中で今後バーベキュー場であったり学校橋河原であったり、そういった観光資源を一括して町の資源として活用し、運用していく組織がDMOというふうを考えてございます。そういった中で、まずここに来ていただいてどんな収益を上げ

られるのか、そういった見地から、民間の知識をいただきながら活用していくということでこの位置を定めてございますので、今後どんな花というものに関しましても、コスト的な部分も考慮しながら作付を行っていくというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

さきに答弁させていただきました4点につきましては、主に新たに建設をする場合のものでございました。前もご説明をさせていただきましたけれども、今小川地区5町村では長寿命化、今の施設を改修する、民間委託化、そして新たな施設を建設するという3点につきまして、専門家委員会での議論を交えながら検討させていただいております。

委員さんご指摘の点も含めまして、その検証点を踏まえて、町民の皆様にとって最も有益な検討ができるよう臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

青木参事兼総務課長、お願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、4点目のご質問に対してお答えをさせていただきます。

午前中の渋谷委員さんの質疑の中でもご答弁をさせていただきましたが、現行の措置でございますが、この職場にとっては必要な措置だというふうに考えてございます。人権侵害というお話もございましたが、その点につきましては、委員さんと認識は異なると、そのような認識を全く持っていないということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 最後になりますけれども、萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 やすらぎの雨漏りについてお答えします。

川口委員さんがおっしゃいますとおり、雨漏りをした場合、早く修繕をしたほうが良いというのは同感でございます。業者に発注する考え方と職員でやる考え方という質問ですが、雨漏りをする部分がピンポイントで分かっている、職員でできないよう

なものだったら業者に発注するのがよろしいかと思います。ただし、どこから漏っているか分からない、これを雨漏りを業者発注するということは、多分例えば屋上の部分全て防水シートでしてしまうとか、そうなると金額が高額になると思いますので、自分たちで分かってそこを、今回合っているかどうか分かりませんが、来週屋上に行って水をまいたりしながら怪しい部分を調べて、その後乾いてからコーティングしようと思っているのですけれども、それが合っていれば数千円で工事が終わるというふうに思っていますので、職員がやったほうがいいのか、業者に発注したほうがいいのかということについては一概に言えませんが、できる範囲で職員でできるものについては職員でやったほうがいいのかというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 12から18学級の件なのですが、教育長もお認めになったというか、これをお読みになっているわけですね。そこには、法的根拠はあっても教育学的根拠はないということで、その点で聞いているわけですから、それに対して先ほど教育長がお答えになったような答えが文部省のほうから出ているわけですから、それを根拠にしていると。その後、昭和何年だった、に法制化しているということなのでも、根拠のないものを法制化して、後で聞いているわけですが、国会で。それを根拠にしているというのは、私はいかなものかと。

これが教育委員会であればいいのです、まだ。教育的なことを少しは考えてやったほうがいいのかではないのと、総務課だとかほかの課だったらそういうことになります。だけれども、教育委員会ですから、法という問題の前に、やっぱり子どもたちの教育をいかによくしていくのに最善の数値は何かということを考えたら、この数値は科学的根拠がないということがこのときに示されているわけですから、私はこの数値というものはあまり重きを置くべきではないというふうに思います。

それで、この根拠は、補助金を渡す場合の基準になっているのです。これもお読みになっているのでしょうけれども、それが唯一の数値なのです。これが、子どもたちにとってよい教育の在り方の数値だというふうには、私はそれを使っては、これからの嵐山町の教育というのが、もういい教育ではなくて、とにかく統合すればどんな数値でも使ってやるという、そういうことで統合していくのか、そういう底の知れた統合をやっているという、そういうものになってしまいます。あまり教育学的な根拠のな

い数値であれば、むしろそれは使わなくたって、町民に説明して理解を求めることができるのではないですか。私は、そういうふうにして町民の理解を求めていって、それでも統合が必要だということになれば統合したほうがいいと思います。そういう立場で私はやっていっていただきたいというふうに思うのですけれども、お考えをもう一度伺いたいと思います。

嵐山町だけで少人数というのは、なかなかそれは厳しいとは思いますが。やっぱり国への要望はしっかりやっていただければというふうに思います。

千年の苑の関係ですけれども、これちょっと町長か副町長にお答えいただきたいのですけれども、全体的なものは今課長からお話がありましたから。ただ問題は、観光資源としてバーベキュー場はいいというのは分かります、学校橋河原も。しかし、千年の苑について、ラベンダーが全面的なラベンダーでは駄目だと、これはどうしても枯れてしまうと。ほかの花で、ポピーで当面やっていくというのですけれども、東秩父なんかはポピーで人を呼んでいますから、それもいいのかと。ただ、お金が取れるのかどうかというのは考え物ですよね。お金にこだわらないで人を呼ぶのであれば、大変結構なことだなというふうには思います。

いずれにしても、観光資源として、そこを花が枯れないで定着するのかどうか、そこを見極めてから、そしてその花が人を呼べる花であるのかどうか。もっと言えば、お金が取れる花であるのかどうか、そこを見極めてからでいいのではないのですか。それが現段階でない中で、ああこうだと思いを巡らせたって、それは失敗すると思います。やっぱり順番を踏んでから私はやるべきだと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、中部資源なのですが、これも町長か副町長、副町長はあまり、当初は入っていたみたいですけれども、町長に伺いたいと思うのですけれども、覚書だとか協定書だとか和解だとか念書だとか、こういう地域との約束事はしっかり守っていく。そこを旨としていかなければ、やっぱり地域の人は冗談ではないという話になって反对者が出てくるわけですから、話の筋も通らないことをやったら、それはやっぱり解散に追い込まれる、潰されるという本当にいい見本みたいなものですよ、この中部資源の件は。そういうことはしっかり守っていく。そこがはっきりしないであやふやにして、また新しいところでどういう結果になるか、造っていくのだとか、あのままやるのだとかとなっても、結局いい町政はできません。私はそう思います。

やっぱり佐久間町政になって、いい町政にするということになれば、町民との約束、ほかの広域であれば、市町村であってもその住民との交わされた約束は守っていくようにしていく、そこが大事だということを主張していただいて、皆さんの理解を得ていくようなことをしていくことが大事だというふうに思うのですけれども、そういう協定書、覚書等々の尊重度、その点を伺いたいと思います。

パワハラ是件なのですけれども、一般的に何か悪いことをして服役して刑期を終えれば元に戻れるのです。それは分かっているのでしょうか。そこもちょっと分かっていないで、出てきた人が、「いや何、あの人たちは別の人なのだから」というので、悪いことをしたのだからということで、何か別の場所に追い込まれてやっていったら、また悪いことをしてしまうわけです。再犯率というのは結構高いというふうに言われていますが、日本の場合、なかなかそこはまだまだ抜け切れないでいるわけですから、これを行政がやっているのですから、公平を旨とする行政がそこに対して全く痛みを感じていないという感じですよ。

これもちょっと町長、副町長に伺いたいのですけれども、先ほど町長は大変いい人だったというようなことをおっしゃっていたので、であれば別の形でその職員の才能を生かすような配置をしていくべきだというふうに思います。パワハラ、私はやっていないと思っていますが、仮にやったのだとしたら、適正な処分を受けたわけですから、普通の職員なのですから、その職員の能力を生かす形で適正な配置にしていくべきだということをどうお考えなのか伺いたいと思います。

雨漏りについて、なるほど課長のことはよく分かりました。これも町長、副町長、どっちでもいいのですけれども、できるだけ職員がというのは分かりますけれども、早期にやってもらうということが大事だと思うのですけれども、担当課から予算要求を出しにくいというものがあるのかどうか。もしあったら、それはまずいことです。その点ちょっと新しくなりましたから、今までとは違いますから、とにかく悪いところの改善のための予算要求は上げてくれという姿勢が大事だと思うのですけれども、そこをちょっと確認しておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

永島教育長、お願いいたします。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

重複する部分も出てきてしまいますけれども、先ほどの昭和48年の初等中等教育局

長の言葉でございますけれども、「経験的に申しまして12学級から18学級が一番望ましいということでございます」というお答えをされていて、その後も12から18というのは変更がありません。したがって、私どもとしては、この数字は法的な根拠として使えるものと考えております。

また、平成27年に文部科学省が、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引というのを出しました。その中で、望ましい学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上、12学級以上あることが望ましいとしております。また、中学校につきましては、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいということもっております。中学校の場合、9学級ということになりますと1学年3学級です。小学校で1学年3学級になりますと、全体で18学級になります。教育委員会としては、12から18学級というのは、法的に有効な数字であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

佐久間町長、お願いいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、千年の苑についてでありますけれども、今川口委員のほうからいろんな角度からご指摘をいただきました。ぼそっと「俺はあまり稼ぐのはどうか」というような言葉もありましたけれども、稼ぐということの裏側には勤労というものがありますので、私はとても大切なことかなというふうに思っております。

我々は運営するに当たっても、この勤労の代価として得た収入の中から税金を払っていただいて、そして町も国も成り立っているわけでありますので、そのところはどうかというふうに思います。ましてや来年のNHKの大河ドラマ、渋沢栄一は、著書の中に「論語と算盤」ということがあって、その前の時代というのはお金を稼ぐこと、商売すること、これは卑しいことだというような時代であったわけですが、渋沢栄一がそういうことを乗り越えて、きちっとその範を示したときには、やはり道徳心にのっとった形での仕事というのは、人の救済をしていったり、人を幸せにしていったりということでありますので、その意見に関しては賛成しかねるかなとい



うふうに思います。

それから、あとは失敗してしまっというふうな言い方もありましたけれども、私は失敗したというふうには思っていない。確かにうまくいっているところ、うまくいっていないところがありますから、試行錯誤している段階であると。失敗は成功のもとですから、こういったものを繰り返し繰り返し、そしてそのところで諦めたらそれは失敗になるかもしれない。しかし、失敗しても、ではまたこうしましょう、失敗してもまたこうしましょう、ではこのところをもう一度やりましょう、もう職員の人たちは次から次に一生懸命いろんなことを考えて行動して、その輪を広げようとしていますので、私はぜひ応援をしていきたいなというふうに思っております。

それから、あとは花が咲いてから次のことをやったほうがいいのかというようなお話もありました。しかし、それは現実問題として、そういうことはなかなか許されない部分もあります。予算執行も年度内で決まっているし、それからそういう中で、今まではラベンダー一つ取っても、グロッソとそれからセンティヴィアということを主力でやっていこうと。しかし、どうしてもうまくいかないと。では、今度は種類を変えてオーシャンブルーと、それからあとアボンビューでしたか、そういったものに変えと。今までの統計を取ってみると、こういった品種の場合には70%、80%生き残っていると。では、これを今度はメインにしていこうというようなことで、試行錯誤しながら続けている。また、それだけではなくて、かさ上げをして、それで水はけもよくするというので、一つ一つ丁寧に取り組んでいますので、そういった努力もぜひ目を向けていただきたいと思います。

それから、あとは3番目の中部資源循環組合の、町長はこういうふうな姿勢を取るべきではなかったかというようなことがありました。それは、私はその当時町長でありませんでしたので、コメントはできませんのでお許しください。

それから、あとは減量をするのはとてもいいことですよと一般質問の中でも、それはもう私も大賛成。それから、あとは環境に対して負荷がなるべくかからないような方向性でやりましょうと、これも大賛成です。

ただ、技術の革新とともに、今日の新聞にもありましたけれども、今までCO<sub>2</sub>というのは環境負荷がかかる悪者の代表格でした。しかし、このCO<sub>2</sub>を使って、そして新たにエネルギーとしてやっていこうと。カーボンリサイクルという技術がもう開発されて、それでプラスチックを作ったり、あるいはジェット燃料を作っていくとか

いう形で、CO<sub>2</sub>が今度は資源になっていく。そんなことも想定をされますので、ですからそういった中では技術革新とともに、また判断も多少変わってくるかもしれないということがあります。

一般論として、念書だとか協定、約束ですよね。約束は守るべきだと、それは思います。

それから、あとはパワハラの職員の関係です。私は、9月の9日から町長として就任をさせていただきました。それからそんなに時間がたないうちに、ちょっとその職員の件で総務課長ともお話をさせていただきました。その中で、「申し訳ないけれども、私は率直に言ってこういう気持ちで、信頼できる頼もしい職員の一人だから、彼にお願いしたほうがいいたろうというような仕事があった場合には、直接私は彼にお話をして、そしてやってもらいますから」と言ったら、「結構です」ということで、私も既に2件ぐらいお願いをして調査をしていただいたり、報告を受けたりしています。それから、あとは副町長が就任した後にも、また再度総務課長にも同席していただいて、副町長からもその方に直接いろいろ指示を出したり、あるいは報告事項も上げてもらいたいのだということで、今の私としてできることは最大限やっているつもりでいます。

ただ、渋谷委員のときもお答えをさせていただきましたけれども、今私は町長という立場ですから、この職員だけではなくてほかの職員の人たちもしっかりと守っていかなければならない、そういう責任もあるわけです。そして、それと同時に、公平委員会という場で今審査をしている段階でありますので、これ以上細かいことに踏み込むというのはいかながなものかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 高橋副町長、お願いいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、委員ご指摘のように、雨漏りというのは、その建物のかなり厳しい状況というのはよく承知しております。したがって、先ほど予算のお話も出しましたが、各それぞれの担当課で管理している建物に今回のようなことがあって予算がかかるというものがあれば、緊急の場合は当然予備費対応というのもできますし、ある程度のお金がかかる場合には、補正予算なり出して対応していくというのは基本的な考え方でございます。したがって、課長の皆さんにも、その辺については今後話をしていくた

いなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、以上で総括的な質疑を終了とさせていただきます。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結させていただきます。

これより認定第1号 令和元年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時25分)

## 決算審査特別委員会

10月14日（水）午前9時00分開議

- 議題1 「認定第2号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 令和元年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第43号 令和元年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について

○出席委員（１０名）

|     |     |        |      |     |        |
|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 1 番 | 小 林 | 智 委員   | 2 番  | 山 田 | 良 秋 委員 |
| 3 番 | 狹 守 | 勝 義 委員 | 4 番  | 藤 野 | 和 美 委員 |
| 5 番 | 畠 山 | 美 幸 委員 | 6 番  | 長 島 | 邦 夫 委員 |
| 7 番 | 青 柳 | 賢 治 委員 | 8 番  | 川 口 | 浩 史 委員 |
| 9 番 | 渋谷  | 登美子 委員 | 10 番 | 松 本 | 美 子 委員 |

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 菅 原 浩 行 |
| 書 記     | 安 在 洋 子 |

---

○説明のための出席者

|       |       |                    |
|-------|-------|--------------------|
| 佐 久 間 | 孝 光   | 町 長                |
| 高 橋   | 兼 次   | 副 町 長              |
| 村 田   | 朗     | 税 務 課 長            |
| 賛 田   | 秀 男   | 税務課課税担当副課長         |
| 岡 野   | 富 春   | 税務課収納対策室長          |
| 高 橋   | 喜 代 美 | 町 民 課 長            |
| 大 島   | 行 代   | 町民課保険・年金担当副課長      |
| 萩 原   | 政 則   | 長寿生きがい課長           |
| 菅 原   | 広 子   | 長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 |
| 簾 藤   | 久 史   | 長寿生きがい課包括支援担当副課長   |
| 山 下   | 隆 志   | 上 下 水 道 課 長        |
| 深 澤   | 清 之   | 上下水道課副参事           |
| 片 岡   | 範 行   | 上下水道課水道管理担当副課長     |

|   |   |   |   |               |
|---|---|---|---|---------------|
| 今 | 井 | 良 | 樹 | 上下水道課下水道担当副課長 |
| 永 | 島 | 宣 | 幸 | 教 育 長         |
| 堀 | 江 | 國 | 明 | 代表監査委員        |
| 大 | 野 | 敏 | 行 | 監 査 委 員       |

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第2号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書の175ページの医療費の全体の件数と総額が出てきますが、義務教育就学前の人の人数、それから70歳以上一般と70歳以上現役並み所得者の人数、そして7歳から69歳までの人数について、まず伺いたいと思います。

それから、1人当たりの医療費は、私の計算では37万5,906円になっているのですが、これは昨年度より私の計算では6万円ほど低くなっているのですが、この理由というのは何になるか、高額療養費の関係かどうか伺いたいと思います。

ごめんなさい、戻りまして171ページと、179ページもあるのですけれども、不当利得受診とはどんなことをいうのか伺いたいと思います。

あと、179ページですけれども、特定健診受診なさった方の人数と実際の効果というのはどのような形で現れているか伺います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、人数のほうについてお答え申し上げます。

まず、義務教育就学前の人数、こちらは全て年度末人数になりますのでご了承ください。義務教育就学前が68人、70歳以上現役並みが83人、70歳以上一般が1,165人、全体で4,154人ということになります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私から1人当たり医療費について順次お答えさせていただきます。

1人当たり医療費につきましては、委員さん計算のとおり、今年度37万5,906円、これは嵐山町の、こちらの主要な施策に載っております医療費を年度末現在の人数で割った金額でございます。昨年度は、その金額でいきますと43万961円でしたので、大分減っております。この原因につきましては、実は嵐山町の被保険者の中に大変高い医療費に該当する被保険者の方がいらっしゃいました。その方が、平成30年度の医療費でいいますと、年間1人で2億円ぐらいかかっていた人がいるのですけれども、特定のちょっと特殊な病気でございました。その方が社会保険のほうに移りましたので、国保の被保険者ではなくなりました。そのことによって、年間2億円程度の医療費が削減というよりは、そういった被保険者の方がいなくなったがために医療費が全体的に減ったということがございます。前年度は、大変高額な心臓の手術をした方ですとか、そういう方が大変多かったのですけれども、幸いなことに令和元年度中は、そういった大きな病気で入院した人も前年に比べると少し少なかったという現状がございます。それで、令和元年度につきましては37万5,906円ということでございます。

そして、これにつきましては、連合会のほうで年間の医療費を年間平均の被保険者数で割ったりして出しているものがあるのですけれども、それで計算しますと、嵐山町は比企郡内では前年まで医療費、一番高いトップになってしまっていたのですけれども、令和元年度につきましては比企郡内では7位までになりましたので、一番高い



のがときがわ、次に東秩父、川島、小川、吉見、鳩山、次が嵐山町ということで、若い人が多いということで滑川が一番低い金額でございました。主な理由としては、そういったことが当たります。

また、171ページの不当利得というのはどういうことかということでございました。不当利得というのは、こちらは社会保険に切り替わっていたのに誤って国民健康保険の保険証で医療機関にかかってしまった、そういった方がレセプト返戻でのお医者さんとの調整が利かなかったために、7割分を町のほうに返していただいて、該当している社会保険のほうに請求して戻してもらうというような形が不当利得となります。

社会保険は、加入してから保険証ができてくるまでの間に長いと1か月ぐらい、お手元に着くまでかかってしまうこともあるようなのです。そうしますと、その間に、意図せず手元にある国民健康保険証を使ってしまうということがありますので、こうしたことが今後マイナンバーカードを使ったオンライン資格確認になってくれば、資格がつけば、保険証そのものが手元に着かなくてもデータはもう入りますので、マイナンバーカードで受診していただくことによって、こうした不当利得も減ってくるのではないかということになっております。

179ページです。特定健診の関係でございしますが、こちらの受診率は、令和元年度で49%の受診率でございました。そして、こちらにつきましては、年々少しずつですが、上がってきております。昨年も未受診者に対する勧奨などを確実に行ってきまして、特定健診の受診率も上がってきている状況です。

そして、その効果でございしますが、健診の受診者、未受診者における生活習慣病の1人当たり医療費というのが、国保団体連合会からデータが出ております。こちらにつきましては、健診を受診していない方の生活習慣病の1人当たり医療費は3万6,836円なのですが、健診を受診している方の1人当たり医療費は8,203円ということで、健診を受診している方のほうが圧倒的に医療費のほうも少ないということで、健診を受ける方は日頃から健康に気をつけているということが分かると思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、166、167ページの関係で、差押えというのはこの中であったのかどうか伺いたいと思います。

それから、減免の世帯数載っていないよね。世帯状況を伺いたいと思います。人数です。

それから、168ページの一番上の特別徴収、収入未済額、三角の3,400円、還付未済額3,400円ということで、これは同じ人なのかなと思うのですが、昨年もお聞きしたのですが、昨年は相続放棄だったということでご説明がありました。今年はどういう理由だったのか伺いたいと思います。

それから、不納欠損なのですが、金額ベースで見ると15条の7、両方が増えているわけです。18条は昨年同等なのですが、ちょっと理由が分かりますか、伺いたいと思います。

普通徴収の方の、やはりこちらもどのくらいの年収があるのかというのは分からないということなんでしょうか。ちょっと一応確認したいと思います。

それから、175ページ、先ほどの表の関係で私も聞こうと思っていたのですが、例えば70歳以上現役並み所得者の費用額というのが、昨年から比べると増えているわけです。先ほどの2億円の方というのは、ここに入るのかどうか。入ったら費用額は減るので、70歳以上一般の方に入るのかな。もっと若いのか。ちょっとここが増減しているのが、70歳以上現役並みの方は増えて、一般の方は減っているという、ちょっとその辺の状況を伺いたいと思いますが。

それから、その下のぽつで、第三者行為受診による診療分、これが加算されていると、362万8,310円。昨年は267万何がしなのですが、これどういうもので加算がなされているのか。

次に、不当利得受診による診療分、ということがあったのか。それから、戻入未済分、どういうものがあったのか伺いたいと思いますが。

それから、先ほどの171ページの不当利得、こちらの不当利得の関係なのですが、これは意図して使ったわけではないので、ここには制裁金はないということよろしいのでしょうか。

あと178ページの表に、人間ドック、併診ドック。人間ドックは、受けられる人は全員受けられるということで来ていると思うのですが、受けられる、申請のあった方は247人だったということでよろしいのでしょうか。受けられなかった方がいたのかどうかを確認したいと思いますが、併診ドックも同じ質問です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岡野収納対策室長、お願いいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは3点ほどの質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、差押えがあったかということですが、差押えはございました。件数につきましては、合計で52件、金額につきましては557万2,632円でございます。その内訳ですけれども、預金の差押えが39件、所得税の還付金の差押えが7件、給与の差押えが3件、売掛金が2件、あと補償金が1件で、合計で52件ということでございます。

続きまして、説明書の168ページの不納欠損の内訳のところの一番上の地方税法第15条の7第4号該当というものの内容ということでお答えをさせていただきます。これについては、大きく分けて3つございまして、1つ目は財産がないということで執行停止をかけたものです。あとは、生活保護を受けている方ですとか、そういった方の滞納処分を停止をしたものと、3点目といたしましては財産、あとどこにいらっしゃるかというのがともに分からない場合は停止をかけまして、それが3年たちましたので、ここで不納欠損ということで処理をさせていただいているものでございます。

続きまして、3点目ですが、普通徴収の収入の状況ということですが、これは一般会計のときにもご質問いただいたのですが、現在、来年に向けて処理を進めておりますので、現時点では申し訳ございません、お答えができません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 還付未済の特別徴収、普通徴収の額なのですが、3,400円とあります。これにつきましては、お二人の方が該当しておりまして、お二人とも亡くなられて死亡ということで年金機構のほうに問合せをして、その通知が来るのが年度をまたいでしまったということで、今現在は還付または充当をさせていただいております。

普通徴収の5万9,000円につきましては、4月ぎりぎりに異動があった方、その方に口座依頼通知書、どちらの口座に振込をとという通知を出させてもらって、その返信が来なくて年度をまたいでしまったということで、還付は既に全部済んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、175ページの医療費の関係でお答えさせていただきます。

この表の見方ですけれども、一番上段に費用額の全体がありまして、あと3段は70歳以上一般と70歳以上の現役並みと義務教育という内訳が入っておりますが、一番上の全体からの内訳になりますので、今回委員さんご指摘の70歳以上一般のところが増えているのだけれども、先ほど私のほうから申した減った金額の人はここなのかどうかということでしたが、この年齢層の方ではございません。ですから、このところは減ってはおりますけれども、先ほどの高額の方というのは70歳未満の方でございます。この段階の方ではございません。

そして、この中で、あと下にかかれております注釈の欄で、第三者行為による診療分というのは、171ページを見ていただきたいと存じます。171ページの下から2つ目ですけれども、8款の雑入、一般被保険者第三者納付金ということで362万8,310円、これが入ってきております。こちらの第三者行為納付金というのは、交通事故等によりまして一旦国民健康保険で給付をしておいて、というのは交通事故というのは保険でかからないと、1点10円ではなく、自由診療になりますと15点とか20点とかということもあるので、保険会社のほうでも、ぜひ一旦国民健康保険を使わせてほしいと。そうすると1点10円で計算されるので、その代わり保険者が支払った7割分については必ず保険者にお戻ししますという、そういう約束をしていただいて保険を使っただいております。ですので、その事故に関わる医療が全て終わった時点で、保険会社のほうから、嵐山町の国民健康保険が給付しました金額をこちらに納付していただきます。なかなか治療には日数を要しますので、その年の分をその年の中で返してもらう戻入という形ではなかなかできませんので、前年度以前の分を、入ってきた分としては歳入として見る形になります。そういったことを、この表の中でも調整させていただいております。

また、不当利得につきましては、先ほどご説明しましたとおり、社会保険でかかってしまった方の分を調整しておりますが、こちらにつきましては43件でございました。こちらの金額を調整させていただいております。

あと、戻入未済分につきましては、こちらのほうも診療分で医療調整している分に

つきまして、医療機関等からまだ入ってきていない金額の分につきまして、表の中で調整させていただいておる状況でございます。

また、不当利得につきまして、制裁金はないのかというご質問でしたが、これにつきましては、特にそういったことで加算してお支払いしてもらうということとはございません。保険診療、こちらで給付した分の7割相当を返していただくということでございます。

次に、178ページの人間ドック、併診ドックのことでございますが、こちらで希望したけれども、受けられなかった方はいなかったかというご質問でした。こちらにつきましては、現在は人数制限をしていないので、希望された方は全員受けていただけます。ただし、人間ドックは35歳から74歳の国保の被保険者、そして併診ドックにつきましては、同じく年齢は35歳から70歳未満の被保険者でございますが、併診ドックにつきましては毎年は受けられませんので、30年度につきましては、前年、前々年度に受けていない方につきまして受けていただくことができます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 すみません。初めの質問の世帯状況、世帯数ということで、すみませんでした。

説明書の165ページの一番上のところなのですが、本年度末現在の世帯数2,648世帯になるかと思えます。

以上です。

〔「7割、2割、5割の軽減の」と言う人あり〕

○賛田秀男税務課課税担当副課長 軽減でよろしいですか。

7割軽減が671世帯の858人、5割軽減379世帯657人、2割軽減が370世帯659人です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き川口委員どうぞ、質疑を。

○川口浩史委員 この差押えの関係なのですけれども、普通徴収の方もこの中には含まれているのでしょうか。一般的に普通徴収の方は給料少ないから普通徴収になるわけですが、ちょっと伺いたいと思います。

それから、168ページの一番上の表の件なのですけれども、収入未済と還付未済の、

亡くなった方だと。この方は、家族がいないのでこういう形になったということなの  
でしょうか。ちょっとそこは確認であります。

7、5、2の軽減の関係は分かりました。ちょっと後で精査したいと思います。

それから、175ページの表というか、下の関係なのですけれども、まずちょっと不  
当利得の受診のこれ、171ページの金額とちょっと違うわけですね。少しほかの分  
がここには入っているという理解でよろしいのでしょうか。

それで、私も一般療養費、高額療養費、これ大きくというか減っているの、いよ  
いよ嵐山町も健康増進の策がここで効果を現してきたのかなと思っていたのですけれ  
ども、先ほどの説明で2億円の方がいたということで、一般療養費と高額療養費はそ  
ういうことで減額になったということなのですか。両方に関わっているということな  
のですか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願いいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをさせていただきます。

差押えについて、普通徴収、特別徴収両方とも差押えをしているのかといったよう  
なご質問だったかと思うのですが、特別徴収については年金から天引きになりますの  
で、収納率は100%ですので、普通徴収に対しての対応ということでお考えいただい  
ければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁いただきます。

賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 3,400円の還付未済なのですが、家族がいらしたか  
どうかということで、2件と先ほど申しましたが、お一人の方は家族がいらっしゃる  
て、年金機構からの通帳もあって還付したと。もう一人の方は相続放棄がやっぱりあ  
りまして、その方につきましては、ほかに未納がありましたので充当をさせていただ  
いたということです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、175ページ、不当利得の関係ですけれども、金額が歳入のほうと違うというご指摘でございました。歳入のほうの金額が24万3,443円、そして175ページで調整しております不当利得受診の診療分が25万8,048円でございますが、こちらの差につきましては、現年度分、平成31年度、令和元年度中の医療につきましては歳入という形ではなくて、当年度の医療費の中で調整いたしますので、歳入として受け入れた分は平成30年度以前の医療費分で24万3,443円、それに当年度分、令和元年度分の医療費の分を加算しまして、25万8,048円を当年度分として調整をさせていただきます。ということによる差額でございます。

それと、医療費全体で保健事業の効果が現れたから医療費が減ったのではなく、大きな医療費の方が減ったということだけなのかということなのですけれども、こちらにつきましては、保健事業のそうした効果というのはあると思っています。というのは、大きな金額の方というのは、先ほど2億円ぐらいの方というのがいなくなったというのは、全体としては大きな要因ではあるのですけれども、例えばレセプト1件当たり100万円以上、点数でいうと10万点以上の方というのが、前年の平成30年度ですと224件だったのですけれども、令和元年度は181件に減っております。また、さらにもう少し狭めまして、その中でも1件200万円以上のものが前年は38件でしたが、令和元年度は33件でした。そして、もう少し狭めてみますと、500万円以上の方が前年は12件でしたが、令和元年度は3件に抑えられています。こういったことが、健診をすることによって早期に大きな病気にならずに発見されたということ、また皆さんに健康意識を持って過ごしていただいている現れではないかと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして川口委員さんどうぞ、質疑を。

○川口浩史委員 168ページの収入未済の家族がいて、ちょっとよく聞き取れなかったのですが、家族がいたのだけれども、受けなかったと。金額が少なかったということであるのですかね。お金くれるのに受け取らないというのは、どういう理由なのかなと思いますので、ちょっと聞き取れなかったのも、おっしゃったのでしようけれども、もう一度伺いたいと思います。

それから、特別徴収は確かに100%ですから、普通徴収の方の分か。差押えた方々の家は財産があるということで、ない方はこの中には入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

あとは分かりました。健康増進の効果がこういう形でも現れているということでは分かりました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

それでは、賛田副課長、お願いいたします。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 すみません。説明がちょっと分かりづらくて。

お二人の方いらして、1人の方は家族いらっしゃるしまして、還付をさせていただいております。それは、年金機構のほうへまず還付という形になるのですが、1組の方は還付をしております。

もう一人の方は、家族が相続放棄をしていますので還付できなかったのですが、固定資産税のほうで滞納がありまして、そちらに充当させていただいたと、そちらに充てさせていただいたということです。

〔「じゃ、この3,400円は1人分ということ」と  
言う人あり〕

○賛田秀男税務課課税担当副課長 2人分です。1,400円の方と2,000円の方、2家族分です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点だけなのですが、168ページです。先ほどから出ている保険税の不納欠損が内訳で延べ件数325件、実件数52件と、金額とすると525万6,646円なのですが、実件数でいくと52世帯というような形で捉えられるのかなと思うのですが、先ほどから聞いている、もう生活保護に移ったとか、財産特に不明とかというのはあるのですけれども、なおここに欠損処理されて、その世帯の中で国保の受益といいますか、保険の適用というのですか、受けているような世帯もあるかと思うのです。その辺はどのように捉えておいたらよろしいのですか。ないということではないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

それでは、岡野収納対策室長、お願いいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えをさせていただきます。

短期の保険証の件ということでよろしかったでしょうか。

〔「扱いはどうなっているか」と言う人あり〕



○岡野富春税務課収納対策室長 扱い、分かりました。

滞納のある世帯につきましては、基本的に短期の保険証を交付しておりまして、期間的には6か月ですとか3か月、1か月とかというのもあるのですが、それは滞納の額ですとか、あるいは納税に対して誠意があるか、要は毎月納付に来ていただけるかとか、そういった状況を勘案しながら、給付のほうの担当と相談をして交付をしているような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、どうぞ、青柳委員さん。

○青柳賢治委員 この中の件数というのは把握できています、できない、それは。今の短期証とか該当する人たちがどのぐらい世帯あるかというのは分かりますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをさせていただきます。

件数については、この中でどの方がとかという、その数字は把握していないのですが、基本的に滞納している方については全て短期の保険証ですので、ほぼ全員の方というか、そういった方が対象になるというふうに考えていただいてよろしいかと思います。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 178ページの、今も少し出ていましたが、併診ドックのことをお聞きしたいと思います。

今、対象の年齢も説明がありました。私からは、これ計算すると、補助する金額というのは3万6,000円にお一人なるのかなというふうに思うのですが、全体の補助率というのはどのくらいになるか。

それと、隔年で受診できるというのは分かっているのですが、対象の方というのは相当いるかなというふうには思います。ですが、もう高年齢になってくるといろんな医療機関にかかっていて、必要性もない方もいらっしゃるのかなというふうに思うのですが、対象とすれば何人の方、前年度受けた方は当然マイナスになるかなというふうに思うのですが、その方がどのくらいいらっしゃるのか、こ

の年度においては、分かれば教えていただきたいというふうに思います。以上です。

ああ、ごめんなさい。もう一つあったので、ごめんなさい。

○松本美子委員長 どうぞ、続けて。

○長島邦夫委員 その下のやすらぎのトレーニングルームの関係なのですが、指導の関係で支出をされています。利用者ではなくて、指導している方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか、お聞きをまずしたいと思いますが。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、まず併診ドックの全体の補助率ということでお答えさせていただきます。

個々に検査費用が決まっております、病院ごとに決まっております。

〔何事か言う人あり〕

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 失礼いたしました。まず初めに、やすらぎトレーニングルームの指導の人数についてお答えさせていただきます。

すみません。こちらの実施事業につきましては介護担当のほうが行っておりますので、詳細な内容については、ちょっとごめんなさい、こちらでは、国保の担当では事業実施内容につきまして深くは存じ上げておりませんが、指導人数につきましては、1名の方がやっていたらというふうに把握しております。

失礼いたしました。また、先ほどの併診ドックの全体の補助率なのですが、受診する病院によってお支払いいただく金額というのが異なっておりますが、全体的な補助率としては3万6,000円ということになっております。

私からは以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をもう一度お願いいたします。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 大変失礼いたしました。

対象人数につきましては、大変申し訳ございません。実施事業、こちらも健康いきいき課のほうで行っておりますので、ちょっと詳細な内容につきましてはお答えすることができません。申し訳ございません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、2回目になりますけれども、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 併診ドックのほうなのですけれども、補助率というのは3万6,000円ぐらいというのは大体分かるのですけれども、全体のこれは3万6,000円というのはどのくらいの補助率になるのかということをお聞きしたのですが、ちょっと私の言い方も悪かったのかなというふうに思うのですが。

そこをお聞きしたいのと、トレーニングルームについては長寿のほうといろいろ兼ね合いがあるのだというふうに思っていますが、指導というところのあれを見ると、ちょっとそちらのほうには載っていなかったものですからお聞きをしました。指導というところの金額というのが1年間で105万円ほど出ているということで、お一人の方だけにその指導料を払っているということで、そういうふうに理解してしまってよろしいのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 まず、運営指導のほうについてお答え申し上げます。

すみません。細かいところまでお答えできないのですけれども、1人の方、指導していただいております。ただ指導だけではなくて、その方に合ったトレーニングの考案だとか、その方のデータを分析したりとか、いろいろなことをやっておりますので、ただ指導というだけではなくて、そういった業務も含めての価格だとこちらは把握しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

併診ドックですが、全体に係る検査料のどのくらいの率を補助していただけるのかというようなお話だと思います。先ほど副課長のほうで申しましたように、併診ドックですが、受ける医療機関によって検査項目の数が違いますので、そういうのに合わせまして、若干医療機関ごとにお支払いする金額が違うのですけれども、一番低額でかかるような医療機関ですと56%程度を併診ドックの補助として出しておりますので、ご自身でお支払いになる金額は半分以下ということになります。検査料が高いと

ころでも、48%程度はこちらの補助のほうで賄っておりますので、半分程度をご自身でお支払いいただければ受診できるということになります。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません。大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 大変申し訳ございません。先ほどの運営指導について、訂正させていただきたいと思います。

まず、指導員につきましては、1名ではなく2名で行っているということです。大変失礼いたしました。

補足なのですが、現在やすらぎのトレーニングルーム、延べの利用者数が5,636人、利用者の実人数につきましては127人、これを2人の指導員で行っているということになります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 併診ドックのほうなのですが、約半分ぐらいは自己負担でしているというのは、多少の今言ったように医療機関で差があるのだというようなことから、であっても半分の費用は自己負担で払っているというふうになるかなというふうに思うのですが、やはり対象人数が多分かなり多いと思うので、この補助率というのによって変化をするのだと思うのです。やはり無駄な費用を使っても仕方ないですから、医療の中でかかっている場合はドックを受けても仕方ない、人間ドックだけにしようという場合もあると思います。これは大体MRIの費用だというふうに思いますので、やはりそこら辺を考えると、患者の方も、かかる方も多少制限をしてしまうのではないかなというふうに思うのですが、やっぱり補助率というのは受診をする場合に大きく影響するかなというふうに思います。やはり多少なりとでも、病気の予防ですから、大体このMRI検査すればどこか注意をされます。そういう観点からすれば、もうちょっと補助率が高くていいのかななんて思ったりなんかするのですが、もし考えがありましたらお願いしたいと思います。

それと、トレーニングルームのほうなのですが、これ分かりました。相当の方が利用しているということで了解をいたしました。結構でございます。

最初だけお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

人間ドック、また併診ドックの補助額でございますが、国民健康保険の運営の中でどこまで補助ができるかということになるかと思えます。多くの方に受けていただきたいということで、以前は定数というか、上限人数を設けておりましたが、そういったことを撤廃して、皆さんに受けていただけるように制度もだんだん変わっております。そうした中で、よりこうした人間ドック、併診ドックを多くの方に受けていただけるように、国保財政のほうが許せば、またそういったことも検討できればよいなと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。それでは、10時10分までということにさせていただきます。

休 憩 午前 9時55分

---

再 開 午前10時11分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑に対する答弁の中で、大島副課長より訂正の申出がございましたので、これを許可します。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 すみません。訂正で、大変失礼いたしました。

先ほどやすらぎトレーニングルームの延べ利用者と利用者実人数で5,636件と127件と申し上げてしまいましたが、こちらにつきましては平成26年度の数値でございました。

令和元年度の数値につきましては、延べ利用者人数が1万2,871人、利用者実人数が341人となります。訂正させていただきます。誠に失礼いたしました。

以上です。

---

#### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 それでは、続きまして認定第3号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、185ページになるのですか、保険料なのですが、保険料が約1,200万円増えているわけなのです。そして、実質の被保険者数は75人増えているということで……ああ、1,000万円増えているのです。それを計算してみると、1人当たり1万2,000円の保険料の増という形になるのですが、それでいいのでしょうか。それで、これは要するに9割軽減を8.5割軽減にしたりとかいう形の影響でそういうふうな形になっているのかどうか伺いたいと思います。

あと、医療負担額が1割の人が何人いて、3割の方がどのくらいいらっしゃるのか。嵐山町の医療費の総額はどのくらいになっているのか伺います。

医療費の総額として嵐山町は、これ医療費の総額が出てこないの、大体どの程度医療費が推移しているのか分からないのですが、それについて伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

185ページの歳入の状況で、後期高齢者医療の保険料が1,000万円以上上がっているということでございますが、こちらにつきましては、委員さんおっしゃるとおり被保険者が増加したことによります。

そして、この上がった分が全て増えた75人の分かということ、そういうことではないので、75人というのは年間増えた方、そしてまた新たに加入した方、それと死亡や転出等で被保険者ではなくなった方がいますので、そういったことを、年間で増減した人数が75人増ということですので、例えば国民健康保険の主要な施策の165ページをちょっと見ていただきたいのですけれども、その中で国民健康保険から後期高齢のほうに加入されている方が令和元年度中は199人、後期高齢のほうに移行しております。そういったことで、後期高齢の年間の人数としましては、新たに加入する人数というのはおおよそ200人以上後期のほうに新たに移られまして、そしてその中で死亡等で資格喪失する方もいますので、年間では75人の増減になっているということで、増えている保険料を75人で割った分が1人当たりになるわけでは、申し訳ないですが、そういうことではございません。ですので、後期高齢者医療の全体の人数が増えていますので、そういったことで保険料のほうは増えている状況でございます。

それと、続きまして、自己負担割合につきまして、1割、3割の方がどのくらいいるかということでございますが、185ページの1番の被保険者の状況で本年度末現在が2,781人となっておりますが、この内訳でいいますと、通常の1割負担の方が2,617人、現役並み所得で3割を負担していただく方が164人という状況になっております。

こちらの推移でございますが、すみません。お時間を取らせて申し訳ございませんでした。1割、3割の現役並みの方でございますが、ちょっと手元の資料で今年度末の人数のみ把握しておりましたので、推移につきましては、後ほど分かりましたらまたお伝えさせていただきます。

あと、医療費の推移についてでございます。医療費の推移につきましては、大島のほうで答えさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 では、医療費総額の推移についてお答え申し

上げます。

令和元年度につきましては、医療費の総額が22億327万1,325円でございます。平成30年度につきましては21億3,289万7,469円でございます。

ちなみに、1人当たりの医療費になりますと、令和元年度80万6,173円ということでございます。比企郡内で見ますと一番安い金額となります。比企郡7町村で比較いたしますと7番目ということで、一番低い金額となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 失礼しました、先ほど。軽減額というのが、1人の被保険者に対しての軽減額がだんだん少なくなっていますよね。それはどういうふうな影響になっているのか伺います。

あと、それと、医療費の総額が22億で、大体循環器が一番多いのだったと思うのですけれども、その割合というか、疾患の内容について伺います。

あと歯科医療もありますよね。それもお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 では、先に疾患の内容についてお答え申し上げます。

件数でまず比較いたしますと、一番多いのが循環器系の疾患となります。続きまして、2番目に多いのが消化器系の疾患でございます。3番目が筋骨格系の疾患でございます。一応5番目まで申し上げます。4番目が眼及び付属器の疾患、5番目が内分泌系の疾患、ちなみに新生物、がんの関係は6番目となります。こちらは件数で比較したものでございます。

費用額で比較いたしますと、1番目、やはり循環器系でございます。2番目が新生物となります。3番目が消化器系、4番目が損傷とか中毒といったものの外因の影響によるものというものになります。5番目が筋骨格系、ちょっと6番目も言っていますけれども、6番目に呼吸器系が入ってきております。

疾患の内容については以上となります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。



○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

軽減についてでございますが、委員さんのおっしゃるように、軽減率につきまして、以前は9割、8.5割、5割、2割でしたが、平成31年、令和元年度から8.5割、8割、5割、2割ということで、軽減の率につきましては減っておりますが、該当する人数としまして、例えば5割軽減ですと前年度は314人でしたが、令和元年度は346人など、該当する人数自体は増えているような状況でございます。所得の状況に応じまして軽減が変わりますので、お一人お一人の状況で違いますので、ここで軽減によるものなのかどうかということで一概に言えないかなと思うということで、それにつきましてははっきりしたお答えができない状況でございます。申し訳ございません。

それと、疾患につきましてもう一つ、歯科につきましてのご質問があったかと思いますが、歯科についての1人当たりの金額がちょっと手元に資料がございませんので、今分かりませんが、歯科につきましては高齢者の歯科医療につきまして、後期高齢者医療の広域連合でも高齢者の歯科につきまして力を入れていくようにという趣旨もございまして、今後嵐山町でも歯科診療につきまして、高齢者に検診等のお勧めをしていけるようにしたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。今、疾患の内容を伺ったのですけれども、長期療養者というのですか、3か月以上の入院なさっている方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

長期診療について、件数的にはちょっと手元に資料がございません。申し訳ございません。

ただ、最近の医療の傾向としまして、入院後は早期の退院ということが医療全般で目立っていますので、長期の入院は少なくなってきたのはいるかと思っておりますけれども、中には例えば血液疾患とかで長期の入院をされるような病気の方もいらっしゃいますし、また精神疾患ですと長期の入院ということもありますので、そういったことでは、3か月以上の入院につきまして件数の把握ができていなくて申し訳ございませんが、

ないということではなく、3か月以上のものも病気によってはあるということでお答えさせていただきます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方は。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 186ページの収納状況ですけれども、これは特別徴収、収入未済が8,000円あるのですけれども、収納率は100%と。1億円以上の収入ですから、小数点以下の数字で四捨五入されているのかなと思うのですけれども、そういう理由でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、隣の還付未済、これどういう理由なのでしょう。普通徴収の不納欠損者数と収入未済額の人数を伺いたいと思います。

それから、先ほど嵐山町は比企郡の中で医療費が一番低いと、そういうことでのインセンティブというのは何かあるのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 では、まず特別徴収の収入未済につきましてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、大変お恥ずかしい話なのですが、事務処理上のミスでございまして、二重に還付してしまったものの返還をお願いしているものでございます。現年度にちょっと繰越しになってしまいまして。ただ、お支払いはいただける方なので、この額についてはこういう形で残ってしまっています。

収納率が100%というのは、委員さんおっしゃるとおりで、四捨五入の関係になるかと思われます。

すみません、こちら8,000円の収入未済につきましては、1件でございます。

還付未済につきましては、ほとんどが死亡手続中のものでございます。なかなか死亡手続、いらっしゃらない方も結構いらっしゃいますので、そういったものが残ってしまって、還付が未済となってしまうというものがございます。すみません、件数については、ちょっと現段階では把握できておりません。申し訳ございません。

失礼いたしました。不納欠損額の件数につきましては、5人の方で22件となります。

また、インセンティブの件につきましては、現段階では後期高齢のところインセ

ンティブを受けているような案件はございません。ただ、今後後期介護保険一体化ということで、国からのインセンティブというものが始まってきております。町もこの制度に、来年度以降そういう形に入りまして、インセンティブを受けていくというような形になっていくかと今現在では予定されております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。特別徴収の未済は、これは入っている、事務処理上の問題ということで分かりました。還付未済も手続中ということですね。

不納欠損の5人22件というのは、年度がまたがっているということでよろしいのですか。その分があるから22件になっているということでしょうか。

収入未済から不納欠損に進む方が多いかなと思うのですが、ただ私が心配するのは、収入が少なくて納められないという方がこの中にいるのか、そういう状況はきちんと課としてはつかんでいるのか伺いたいと思います。例えば8.5割軽減の方が、収入が少ないからこういう大きな軽減を受けるわけですから、そういう方の中に収入未済がいるのだよということが分かっているのかどうか。分かっているれば、ちょっと人数も伺いたいと思います。

医療費の1人当たりの、嵐山町は低いということでは、そこに来年から何がしかの補助金等が来るということでもありますから、そうですか、分かりました。現時点では町がやる健康増進で対応しているという、そういう理解でよろしいのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願いいたします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 では、不納欠損、年度がまたがっているのかということについてのご質問ですけれども、委員さんのおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

また、収入少なくて納められない人の把握なのですけれども、税務課の収納対策室と一体となりまして、こういった方々に通知を差し上げてございます。窓口にお越しいただきまして、そういったお話をさせていただいて、いろんな状況によって、収入の、納税相談ということでさせていただいております。件数につきましては、ちょっと現段階ではごめんなさい、把握できておりません。

以上です。

〔「健康増進の関係」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、医療費の関係でございますが、先ほど副課長のほうから答弁させていただきましたが、来年度以降、後期高齢者の保健事業と介護保険の介護予防事業との一体的推進という事業が始まります。そういったことに手を挙げてやっていく予定でおりますので、それを始めれば医療費の削減にもつながると思いますし、その事業をやるための経費といたしまして広域連合から補助金がいただける予定になっておりますので、そういったものに手を挙げてやっていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時43分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第4号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。介護サービスの利用の変遷についてお伺いしたいと思うのですが、施設サービスから居宅のほうに増えているかなと思うのですが、そういうふうな形の変遷についての分析のような形のことはなさっているかどうか伺いたいと思います。

それと、介護保険の認定率を伺いたいと思います。嵐山は、全国と比較して、埼玉県と比較して、近隣市町村と比較してどのような形になっているか。特に鳩山町はいつも低いのですが、高齢化率が高い割には低いのですが、そういった比較について伺いたいと思います。

それと、現在の介護保険の1割負担の方と2割負担の方の人数を伺います。

介護保険は、この前介護保険の改定があったわけですが、保険料の。実際に仕事をしていらっしゃる方の給与に関してはどの程度上がっているか、調査なさったかどうか伺いたいと思います。

あと、居宅介護の方で介護度3以上とか、ある程度の介護度を持っている方の独り暮らしの人数というのはどのくらいか、把握していらっしゃるか伺いたいと思います。

ちょっと待ってくださいね。ホームページで認知症の方の、210ページにあるのですが、これは一番最後の委託料のところで、ホームページを利用した認知症簡易チェックというのが4万3,340円あると思うのですが、これどのくらいの方が利用されているか。実際にまた認知症のチェックをするために、結構病院に、外来に行かれる方もいるみたいなのですが、その点についての把握はされているかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

私のほうからは、認定率につきましてお答えさせていただきます。全国が18.5の認定率になります。埼玉県が15.4、嵐山町が14.0、滑川町が12.1、小川町が15.3、ときがわ町が15.4、吉見町が13.3、川島町が13.7、東秩父が17.0、鳩山町が11.0、東松山市が14.8です。

続きまして、負担割合につきましてお答えさせていただきます。1割負担の方が751人、2割負担の方が40人、3割負担の方が20人となっております。

次に、仕事をしている方の給与についての調査なのですが、そちらにつきましてはしておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 介護度による独り暮らしの人数についてお答えさせていただきます。

独り暮らしの人数につきましては、65歳以上の方ということで、毎年民生委員のほうで社会調査を6月にしております。その数字は把握しておりますのですが、介護度については申し訳ございません、把握してございません。

ちなみに、独り暮らしの人数を申し上げます。令和元年度の嵐山町内の独り暮らしですが、678人になります。ちなみに、昨年が661人でございます。

続きまして、209ページの認知症の簡易チェックになります。人数でございますが、こちら町のホームページを使ったものでございまして2種類ございます。1つ目が、ご家族や介護者向けのもので、「これって認知症？」というものでございます。こちらが、昨年度1年間で1,230件のアクセスがございました。もう一つがご本人向けのものでございまして、「わたしも認知症？」というもので、こちらが昨年度1年間で1,256件、合わせて2種類で2,486件のアクセスがございました。ホームページの右側のほうにバナーが貼ってありますので、そこから入っていただく形になります。このアクセスしたもので、病院に行っているかどうかということを把握しているか調査しているかというご質問ですが、ホームページのほうで入っていただいて、ご自分でチェックしていただくものでございますので、誰がアクセスしたかというのが分かって

おりませんので、そういった追跡調査は行っておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 私のほうから、最後に使用の仕方に変わりがあったかどうかというお話だったと思います。

主要の施策の194ページをお開きください。まず、一番上の（５）、要介護認定者数ですが、昨年と比べ17人減っております。先ほど副課長から嵐山町の介護認定の率ですが、14%というふうにお話あったと思います。昨年度は14.4%で、マイナス0.4ポイント、今年については14%です。そこと関係して、今言ったように介護の認定者数がマイナス17、分母は毎年まだ65歳以上の人数は増えていますが、認定者は昨年度は17人逆に減ったということで、大変うれしいことと思います。

それでは、その次の（６）、居宅介護サービス受給者数、こちらは昨年度と比べて6人増えております。（７）の地域密着型サービス受給者数は2人減っております。そして、最後に（８）の施設介護サービス受給者数ですが、次のページに行ってもらいまして4名減っております。増減としては、多いところは6人、少ないところでは4人ということなので、前年とほぼ同じような利用になっているのかなというふうに思われます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ありがとうございます。すみません、介護保険の利用の状況なのですが、そうすると私もちょっと見ていたのですが、施設利用の方で居宅に入ったという方はいないと思うのですが、施設の利用の方で亡くなった方が増えて、介護の方は施設利用を控えて居宅のほうにいらっしゃるというか、デイも含めてそういうふうな形で、嵐山町のほうではまだまだ少ない、全然という感じだと思うのですが、家で過ごすという形のサービスを選ぶ方が増えたというか、その選択肢が増えたというふうに、少しずつ増えてきているというふうに考えてよいのか伺いたいです。

それと、今回介護保険が3割負担の方が20人ということでしたよね。それは、高齢

者医療との連動というのは調査されているかどうか伺いたいと思うのです。医療保険が2割だった人が、後期高齢になると医療保険が3割になったとかいう方もいらっしゃるって、これはどうしたものかなというふうに感じるのですけれども、2割負担の方は現在40人だから、3割負担の方の20人の方のうち75歳以上の方はどのくらいいらっしゃるのですか。だから、ちょっとそここの兼ね合いというのが。

あと独り暮らしの方が介護度別に何人いらっしゃるかということが把握できていないと、これからの地域で最後までみとるというのですか、亡くなるということが難しいかなと思うのですが、そこら辺の把握は今のところ調査する予定はなかったというか、令和元年度は調査していないということですよ。それは、あまり好ましいことではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 初めに質問されました利用者に選択肢が増えたという件でございますが、利用者につきましては必ずケアマネジャーがついております。ケアマネジャーと相談しながら、こういうサービスがいいのではないのということで、一方的にケアマネさんが進めるのではなく、ケアマネさんが幾つかの案を持って進めますので、それで利用者が、では私はこれをします、どこの施設を使いましょうというのまで、最終的には全て家族、ご本人さんが決めますので、選択肢が増えたといえば増えたのかもしれませんが、ご本人さんの申請に基づいて自分に適したものを使っている、この結果ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

3割負担の方が何人いるかという質問だったかと思うのですけれども、先ほど20人とお話しさせていただきまして、その3割負担の方の中で2割から3割になった方という質問だった……

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、もう一度質問をお願いします。

○渋谷登美子委員 ごめんなさいね。後期医療の方で、国保から後期医療に移った場合、



2割から3割になった方がいらっしゃるのですね、国保では。だけれども、ここではそれで非常に困っている方が、えっというふうな感じで思っている方がいらっしゃるのですけれども、変な言い方をしました。65歳から75歳までの方の2割負担、3割負担、1割負担の人数を伺えばいいかなと思うのですけれども、そうすると分かりますから。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。大変失礼いたしました。

2割負担の方で、65歳以上70歳未満の方は1人、70歳以上75歳未満が2人、75歳以上80歳未満が3人、80歳以上85歳未満が17人、85歳以上90歳未満が7人、90歳以上が10人です。

3割負担になります。3割負担は、65歳以上70歳未満が2人、70歳以上75歳未満が1人、75歳以上80歳未満が5人、80歳以上85歳未満が4人、85歳以上90歳未満が4人、90歳以上が4人です。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、終わりですか。分かりました。

では、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 独り暮らしの方の介護度の調査をしていないのは好ましくないのですが、いかがかというご質問でございますが、先ほど独り暮らしの人数申し上げましたが、こちらは民生委員さんのほうで調査したもので、実際に民生委員さんが現場を歩きましての独り暮らしの方の人数でございます。

介護保険のほうですが、住民情報から世帯状況を引っ張ってきてまいります。同じ屋根で1軒の家で暮らしているのに、都合で住民票を分けている方がいらっしゃいます。その方は、例えばお年寄り、おじいさんだけとかおばあさんだけとかそういう方を独りにして、ほかの息子夫婦、子どもは同じ住民票世帯という方で、その場合でも介護情報源の情報だと独り世帯で拾ってしまいます。その辺のそごというか、実際の民生委員さんが調査した数字がより正しいというか、正確に近い数字だと思うのですが、その辺の突合というか、そういうのもしておりませんので、申し訳ございません

んが、調査のほうはできておりません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 211ページの3款2項5目の生活支援体制整備事業費、こちらの委託料の13のところに視察研修委託費というものが19万510円入っております。これは、どのようなものを視察に行かれたのか、また何名の方で行かれたのか教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

こちらの視察研修ですが、説明書に書いてございますように、高知県のあったかふれあいセンターという施設でございまして、高知県のほうは県を挙げて、このあったかふれあいセンターを設置しております。

どういったものかといいますと、介護の方、障害者の方、お子さん、あと特にそういった範疇にない方、誰でも利用できる施設というものを設置しております。どういったことをやっているかといいますと、例えばデイサービスと似たような、お年寄りの方にはやっております。運動器具を設置して、そこに送迎もしてもらって、日中過ごしていただいて、昼食は実費負担でというような形でということ。お子さんという面では、学校帰りにここに寄って宿題をやったり、中には両親がお仕事へ行っていて、お家が鍵が、鍵っ子という言い方ですけれども、そういう方もいらっしゃるので、そこで昼間過ごして、夕方ある程度の時間まで過ごして、お母さんなりが仕事を終わるのを待って帰るとか、迎えに来てもらうとか、そういったことをやっております。

こういったすごくいい施設があるので、1回勉強に行ってみたいということで考えまして、職員2名、長寿生きがい課の職員私と、健康いきいき課の障害担当の職員が1名、それと生活支援体制整備のほうで委員さんに1名お願いしまして、合計3名で視察のほうをさせていただきました。

その視察の結果なのですけれども、なかなか財政面、非常に手厚い高知県なんかもやっておりますので、嵐山町はちょっと厳しいかなというのは実感はございました。ただ、非常にいい制度だとは思いました。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

藤野さん、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうから、説明書の195ページの総括収支の状況の表についてなのですが、この表は非常にちょっと理解しにくい、私にとって分かりにくい表になっておりまして、これは歳入歳出で、基本的にこの令和元年度は、要するにプラス8,225万9,127円の黒字というか、形でなっていると。そこが、だんだん実質収支が、翌年度精算金を引いたものが実質収支で6,992万云々かんぬんになっております。その下に単年度収支というのが4,734万云々かんぬんありますけれども、この単年度収支がどこから出てきているのか。いろいろ調べましたら、前年度の実質収支の2,258万3,956円と、これ合致したのですが、これどういう形でこういうことになっているのかお聞きします。

それから、10番、積立金取崩額が6,000万あります。この6,000万がどのような形で、なぜ6,000万が、これがここに入ってきているのかと。要するに取崩しになっているのかと。結局実質単年度収支がマイナスの1,247万1,154円となっております。なぜここでこういう形のマイナスになっている。これの事象についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、210ページのところなのですが、配食サービスが行われております。これは2社入っているわけなのですが、この要するに該当する件数とあと資格、どういう方がこれを受けておられるのかについてお聞きいたします。

それから3点目、211ページで家族介護慰労金が1件10万と出ておりますけれども、これはどういう形で、事情で、こういう形で支出されたのかと、お聞きいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 195ページの決算の概要の総括収支の状況の表について説明させていただきます。

長寿生きがい課のほうで監査委員さんと監査をしたときに、昨年度までは歳入合計、歳出合計、そして歳入歳出差引額ということで、ここぐらいまでの金額しか載っていませんでした。そうすると、今年度でいうと8,225万9,127円が翌年度に繰り越し

ますよという数字しかなくて、実際に元年度の収支の中身まで分からないよねというお話をいただきました。その年度、一般会計と同じように、歳入歳出が分かるようにちょっと表を考えてくれと言われましたので、今年度から表をこちらのほうに変えさせていただきます。

表の見方について、簡単に説明させていただきます。まず、1番の歳入につきましては、よろしいかと思います。2番の歳出合計についても問題ないかと思います。3番の歳入歳出の差引額、こちらも問題ないかと思います。

続きまして、5番の翌年度精算金でございます。今議会の補正予算でもお願いしましたが、介護保険につきましては、国、県、あと保険医療から来る補助金、あと町の補助金、全て概算でその年度支払われます。翌年度精算という形になりますので、令和2年度に精算すべき金額が1,233万2,664円ということで、今年度精算、今回の補正でお願いした合計金額がこちらになるのですが、これは本来ならば、ぴったり使っていなければ元年度の収支の中に含まれると考えていますので、その金額を引いたのが6,992万6,463円の6番になります。

次に、7ですが、藤野委員さんからお話いただいたように、前年度の2,258万3,956円を引いたものでございます。今年の実質単年度収支を求めたいのですけれども、前年度からの繰越金が多ければ多いほど、その年度も余りが多くなりますので、前年度の繰越金がなかったというふうに考えた場合ということで、こちらの前年度の実質収支を引いたものでございます。それが、7番の4,734万2,507円となっています。

その次ですが、積立金、令和元年度に、たくさん積み立てた年と積み立てていない年がございます。積み立てていないとしたときに、どれだけ残ったかというのを考えるのがベースですので、こちらの金額を最後に足させていただいています。

そして、10番の積立金取崩額、こちら支払準備基金の崩額でございます。一般会計というと財政調整基金、一般の家庭でいうと貯金ですが、こちらのほうの介護保険につきましては支払準備基金というのですが、貯金のほうから元年度は6,000万円取り崩しています。だから、本来取り崩さなければどうだったかというのを見なくてはいけないので、こちらの10番のところは最後に引いています。

そうしますと、1年間の収支が1,247万1,154円の赤字だったという、歳入歳出だけの3番だとプラスに思えますが、中身をよく精査すると1,247万円のマイナスの収支だったというふうに分かりやすくその年度の報告をさせていただきました。

同様に、右の30年度につきましては700万円のマイナスだったということを併せて載せさせていただいております。以上、195ページの表についての説明とさせていただきます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうから2点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず、210ページの配食サービスでございます。こちらは、説明書に記載したとおり、ファミリーフーズと眞美セントラルキッチンの2社でございまして、ファミリーフーズが夕食をお願いしてございます。眞美セントラルキッチンのほうが昼食、昼間になります。件数になりますが、ファミリーフーズ、夕食のほうが昨年度1年間で2,807食で、実人数が21名です。昼食の眞美セントラルキッチンでございますが、1年間で1,695食になります。実人数が22名となります。

3点目の211ページの慰労金についてご説明させていただきます。こちらの家族介護慰労金の資格なのですが、町内に住所がある方で、要介護4または5の認定を受けている方を1年間介護したご家族に対して支給するものでございます。要件としては、要介護4または5の方が過去1年間に介護サービスを受けていない方、それと町民税が非課税の世帯である方、それと世帯の介護保険料の納付義務がある方に滞納がない方、それともう一点が、要介護4または5の方が6か月以上の入院をしていない場合、そういった場合に支給をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 あの表については分かりました。

また、配食サービスを受ける条件というか、該当される方についてもちょっとお聞きしたのですが、それをお願いしたいと思います。

それから、慰労金のほうの10万支出は、これは大変な結構な話なのですが、かなり条件が、今お聞きしますとかなりきつい条件になっていまして、要介護4から5の方が1年間家族でやられて、なおかつ入院をしていないとか、介護サービスも受けていないという方が、実際にこれは1件しか逆になかったという、この要件についてはち

よっと厳し過ぎて、これは非常にご苦労されている方が、家族介護でご苦労されている方は多いと思うのですけれども、非常にこれ条件が厳し過ぎてしまって、これをやろうとした趣旨とかなり乖離してしまっているのではないかなという気がしますけれども、その辺の検討については、評価についてどのようにお考えだったのか、総括も聞きたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 配食サービスにつきましてお答えさせていただきます。すみません。先ほど答弁が漏れてございました。大変失礼いたしました。

対象の方ですが、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯になっております。プラス例えば障害をお持ちのお子さんと同居しているとか、そういった場合には対象としております。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 家族介護の慰労金の10万円につきましてですが、家族の方が介護の方の家で介護をするというのは大変なことというのは理解しております。

今回、1人の方10万円支出したわけですが、対象となる支給要件が厳しいのではありませんか。介護度が4または5ということで、まず一般的に考えられるのが、介護度2ぐらいまでは、言い方悪いですが、基本的に自分でも何とかなる範囲なのかな。3以上になると、家で見てもらえるというのは理想でございます。介護度を持っていますので、ケアマネジャーもついております。そういう人と相談しながら、家で見ようと思っている方に、家族の方が自分の親は自分で見ようと思っている方に、これは支援するものでありますので、もし自分でもうちちょっと大変だなということだったら、ケアマネジャーと相談して施設入所等考えていただけたらと思うのですけれども、家族で見ている方、自分で意思があって受けている方について渡しているということで問題ないのかな、この制度でいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 この配食サービスの件なのですけれども、これは非常に求められている方が多いと思うのですけれども、今お聞きしますと65歳以上で高齢者世帯のみという形で、ある意味、逆に対象が広いわけなのですけれども、その中で21件、昼ですと22名、逆にこれ随分少ないなと思っているのですけれども、これになった経緯、その辺がちょっとはつきりしないなということで、その辺ちょっとお聞きします。

それから、今の慰労金のほうなのですけれども、この厳しい条件、要件は、これは国が決めている要件ですか。これは町が決めた要件でしょうか。それについてちょっとお聞きします。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 まず、すみません、順番が逆になってしましますが、家族介護慰労金についてご説明させていただきます。

まず、この条件なのですが、国のほうである程度こういった基準がございまして、それに基づいて町のほうで決めております。昨今の状況では、すみません、手元に資料がないので詳しいことは申し上げられないのですが、軽減とかでも全国的な動向、軽減とかでも今この制度をやられているところも多いというふうには伺っております。

もう一点、配食サービスでございます。すみません。少しお待ちください、申し訳ないです。説明書の207ページをごらんになっていただきたいと思います。先ほどの210ページのほうなのですが、こちらにつきましては要支援1、2、こちらの方、まず事業対象者というのですが、ある問診とかをしまして、そういった要件をクリアした方、こちらの方でございます。

207ページに、こちらのほうには一般の方、高齢の方ですね、すみません、逆でした。失礼しました。すみません、失礼しました。207ページのほうが要支援1、2、あと事業対象者といいまして要件をクリアした方、こちらのほうにも載せております。対象になっておりますので、両方合わせた方が、今現在配食サービスを受けている方になります。207ページのほうの人数ですが、こちらのほうでは夕食のほうが2人、昼食が3人の方が対象となっております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 195ページの先ほど表を説明していただいて、実質単年度収支が赤字だったということで、赤字ですよという程度で我々捉えればいいのですか、要は軽く捉えればね。これが保険料に響くのですよということで理解するのか、まあ赤字だったのですよぐらいで捉えていいのか、ちょっとその捉え方を伺いたいと思います。

197ページの一番上の収入未済と還付未済、ちょっとどういうことで、こういうこれのできたのか伺いたいと思います。

それから、210ページの一番上の要援護者台帳システム管理、このゼンリンに対する委託料ですけれども、昨年1万9,245円、今回は81万と大幅に上がっているのです。ちょっとその理由を伺いたいと思います。

それから、そのページの一番下の徘徊高齢者位置情報、この利用者が昨年3人だったということなのですから、今回何人になっているのか。

時々放送で行方不明者が出ておりますというのがありますけれども、この利用している方がちょっと行方不明になって捜し当てたという、そういう事例があるのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 195ページの実質単年度収支の令和元年度マイナス1,247万1,154円について、これは赤字だったよというだけでいいのか、保険料に響いてくるのかという質問だったかと思います。

保険料につきましては3年間置きに、今第7期の計画に基づいて平成30年度、令和元年度、令和2年度、この3年間の保険料が決められております。したがって、今年度の保険料も昨年度の保険料も同じ基準額を基に出しております。今、第8期の計画を立てております。第8期の計画は、令和3、4、5の3年間の計画です。そこで、標準の大体真ん中の標準、今現在5万4,000円ですが、その金額をこの8期の計画で決めます。その基となるのが、これから介護度がどれだけ人数が増えるか、どれだけサービス料を使うか、あと支払準備基金が幾ら残っているかというのを見ながら決めるべきだと思っています。

今、支払準備基金は、本年度末約1億6,000万円余っております。この決算を見ると、今年1,200万、元年度1,247万マイナスということはどこを使ったかというと、財政調整基金の金額を見るだけでは分かりませんが、支払準備基金を崩して使ったもの



が、使っているというふうに見ていただきたいのです。このまま使うと1億6,000万円は、同じように使っていくと13年とか14年とかでなくなってしまうので、これからどんどん、どんどん高齢者が増えていってサービスを使う人も増えていく中で、来年度以降の3年間の計画を保険料を見るときは、こういう数字も見て積算するというふうに思っていますから、この数字はマイナスだったのだねだけでいいのかいというと、そうではなく、次回の介護保険料の計算のときにも考えていかなくてはいけません。

要するに、30年度も元年度もマイナスということは、令和2年度も間違いなくマイナスになります。ということは、この3年間の計画の保険料は取崩しが多かったということなので、安かったという言い方ですか、を見るしかないかなというふうに思われます。したがって、これからの計画を立てるときは、この数字も基に考えなくてはいけないというふうに思っております。全く関係がないというわけではございません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、197ページの収入未済と還付未済につきまして説明させていただきます。

収入未済額が414万8,170円ですが、こちらにつきましては滞納者になるのですけれども、滞納者が105人で583件になります。還付未済額につきまして7万6,110円ですが、こちらにつきましては12件となります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤副課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 210ページの要援護者台帳システム管理委託についてお答えさせていただきます。

昨年と比較して上がった理由なのですが、システムを入れてから大分年数たちまして、まずパソコンの入替えを行いました。それと、システムも変わっておりましたのでシステムの更新、それとゼンリンの住宅地図等を使っていますので、住宅地図も新しくなりましたのでそういったもの、あと保守とか設定、システム全部一新しましたので、今年はこの金額に増えております。

続きまして、同じページの一番下、徘徊高齢者位置情報探索サービス使用料ですが、

先ほど川口委員さんのほうから、3人ですが、今年何人というふうにご質問ございましたが、今年は2名です。1名減りまして、施設のほうに入所されましたので、今年は2名になっております。

実際、防災無線で放送したものがあったかどうかというのですが、ございました。2名の方で、実際1名の方は防災行政無線で放送していただいております。こちらはGPSを持って交付対応しているのですが、携帯電話の一回り小さいぐらいのものなのですが、認知症の方は、まず決まったバッグなんか持っていることが多いもので、そういったバッグなんか持っていれば、このGPSに反応して探すことが、探索ができるのですが、そういったものがないと探索できませんので、結果として防災行政無線で搜索のお願いをしたいという形になったのだと思います。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 197ページの収入未済……その前のこれは分かりました。収入未済等の関係なのですけれども、特別徴収の調定額に対して収入額が多いというのは、これ還付未済の分を入れているからだと思うのです。ちょっとその点確認したいのですけれども、普通調定額より多いなんていうのはないわけですからね。

この収入未済の105人というか、7万6,000円の方なのです。この方と還付未済の分というのは、これは同じ方だというふうに思うのです、金額一致していますから。これは、先ほどの後期も、介護もあったのかな、相続を受けないというような方が受け取らないと。どういう理由で受け取らないのか、お金くれるのに受け取らないということですから、理由は分からないのですけれども、そういう方がいたということなのですけれども、これもその方ということなのでしょう、ちょっとその点。ただ、件数が12件だから、多いのは多いのですかね、ちょっとその内容面を伺いたいと思います。

ゼンリンの地図の関係、210ページですけれども、なるほどそういう点が入っているわけですか。地図の更新というのは定期的にやるのだと思うのですけれども、嵐山あたりだと5年に1度ぐらい新しくなるのかな。その間隔ぐらいで、スパンぐらいでこのくらいの金額がかかってくるということで理解してよろしいのでしょうか。全員の要介護者の家が、ここに入っているということで理解してよろしいのでしょうか。

徘徊のサービスの関係ですけれども、携帯のちょっと一回り小さいというのは、何

か首にかけるとか、初めそういう説明受けて、忘れないように外に出るのに、何かバッグだと当然、それは忘れると思うのです。何かそういう措置をするというふうに聞いていたのですけれども、そうではないのだと。バッグ程度で、バッグの中に入れる程度で済ませてしまっていると、そういうことなののでしょうか。そういうことで起きたということなののでしょうか。今後もしこういうことが発生すると思いますので、ちょっとそれでいいのかという疑問を持ちましたので、それでいいのかということも含めてお答えいただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

それでは、萩原長寿生きがい課長、お願いいたします。

○萩原政則長寿生きがい課長 主要な施策の197ページ、還付未済額 7 万6, 110円についてお答えいたします。

こちらは、特別徴収分でございます。年金から引かれているというものでございます。年金は、偶数月の15日に支払われます。保険料につきましては、月末をまたぐかまたがないかで、1 か月のカウントがされます。その人の年額から12で割って、何か月いたかによって、月末を何回またいだかによって料金が決まってきます。しかし、年金は最後の月が2月でございます。12月もちろんあるのですけれども、偶数月です。

年金をもらってから亡くなる方、15日過ぎて亡くなる方、15日前に亡くなる方、2パターンございますけれども、年金機構さんのほうからお金が振り込まれてくるわけですが、ほとんどの方というか、15日前に亡くなった方については、基本的に年金機構のほうから請求が来まして、多く払ってしまったので戻してくださいということで年金機構のほうにお返しするパターンが多いです。15日以降、必ずしもではないのですけれども、15日以降に亡くなった方については、ご本人さんに返してくださいという年金機構さんのほうから連絡が、要するに年金機構のほうに払わないということとはご本人さんに返すということで、基本的に返すのですが、死亡届の届出にきたときに、必ず長寿生きがい課のほうの窓口にも親族の方に回ってもらって、介護保険が余っているのですけれども、申請をしてくださいという形で、相続人代表者の口座番号等を聞いたりする形になっています。

それが、全部で12件あって、翌年度に7 万6, 100円を、ここの金額でいうと令和2年度に歳出還付として返すべきの金額が7 万6, 110円ということでございます。全てそれが返せるかどうかということですが、相続がうまくできているお宅につい

では簡単に返すことができるのですけれども、相続人が決まっていなかったとか、単純に7万6,000円を12件で割ると、1件当たり6,000円、7,000円行かないくらいかと思うのですけれども、家族、兄弟でちょっともめているので、7,000円ぐらいではやりませんよという方もいらっしゃると思います。中には、亡くなられた方の財産全部合計するとマイナスだから、相続放棄したいから、ここをもらうことはできませんよという方もいらっしゃると思います。

そういうことで、還付未済額、年度の途中だったらある程度処理できるのですけれども、年度末に亡くなられた方については還付未済額という形で残ってしまうということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、要介護者台帳システムについてお答えさせていただきます。

要介護者全部が名簿に載っているかというご質問だと思うのですが、要介護者全ての方は入っておりません。まず、対象となる方なのですが、自力では避難できない70歳以上の高齢者のみの世帯、2点目として、自力では避難できない障害者、3点目として、その他災害時に支援が必要と認められるもの。例えば若い方と一緒に住んでいるのですが、息子さん夫婦が昼間仕事に行ってしまうと、日中は独居になってしまうような高齢者、こういった方が該当します。それと、最後もう一点が、介護保険の要介護者で、おおむね要介護3以上の方で名簿に載っていない方については、こちらから改正通知をお送りしておりまして、こういった状況を満たす方で申請があった方のみ登録という形になります。あくまでもこれ申請で登録になりますので、お申出があった方のみ登録になっております。

続きまして、徘徊高齢者のGPSのことなのですが、すみません、先ほどちょっと答弁のほう訂正させていただきたいのですが、防災行政無線の放送にあったかどうかということなのですが、あったことはあったのですが、すみません、こちらの方についてはGPSを貸与する前に防災行政無線のほうで放送されたということでございまして、貸与してからはそのようなことは今まで一遍もございません。

このGPSについて、ひもとかつけて首から下げることができないかというご質問

なのですが、重さが53グラムございます。首から下げると、ずっと下げていると、ある程度重さを感じる重さかなというのはありますし、常に下げてぶらぶらしていると、やはり嫌がる方もいらっしゃるので、あともう一点機械ですので、落したりなんかした場合には壊れてしまう可能性もありますので、首からはあまり下げないほうがよいのかなというふうに個人的には思います。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 197ページの（２）の保険料の不納欠損の内訳です。

先ほどからの説明ですと、実質収支1,200万ほどの赤字の中で、これも昨年と比べると延べ件数がかかなり増えているのです。金額も約40万ぐらい上がっているのです。それで、先日の新聞なんかでも、これからこの介護保険のかかなり不納の状況がいろいろな自治体で発生してくるのではないかなというようなことも出ていましたけれども、担当課として今の介護保険の収支がこういう状況の中で、時効によるということなのですから、この辺の判断というのはどういった基準に基づいてこの処理をしているのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

菅原副課長、お願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長 菅原副課長 それでは、お答えいたします。

197ページの不納欠損なのですから、不納欠損の時効は2年となっております。

以上です。

○松本美子委員長 2回目ですけれども、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、この実施件数が48件あるわけです。このいわゆる普通徴収の中にある収入未済額、先ほど105人で583件というような回答がありましたけれども、またその2年間そういうことが続くと、同じことが繰り返し行われてしまうということなのです。その辺については、担当課としてはどのような徴収のお願いをしているのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えいたします。

収納未済、不納欠損等についてですが、税務課の徴収班がございます。税金が残っていて、なおかつ介護保険も残っている場合は、併せて税務課のほうで徴収していただいております。

ただし、介護保険だけ残っている方も中にはいらっしゃるかと思うのですが、そういう方については、基本的には担当課のほうで処理というふうに思っているのですが、うちのほうとしては、まず転出なされる方、必ず転出来るときには65歳以上の人は回ってきます。納付状況も必ず確認して、そこで残っているようだったならば、その場で納めてもらうという今指導をしています。

あと、介護認定を受けようとして申請をする方、必ず徴収状況を確認しております。残っていれば、残っているんで認定を受ける申請は受け付けますが、必ず納めてくださいと言って、並行してお預かりをしている形でございます。

できる範囲で、残っている方については努力はしていますが、一番問題なのが介護認定を受けていない、まだ健康で納めるべき人が納めていないというのが状況でありまして、ぜひ皆そういう方にも介護保険の必要性を理解してもらって、納付に協力していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。3回目です。

○青柳賢治委員 今、課長がおっしゃっていただいたところだと思うのですが、これからなお、この介護保険の加入者が増えてくる。そして、サービスのさっきの量もどういうふうになっていくのかという第8期も考えなくてはならない中で、その辺の加入をしないというか、払わないというような形は、やはりこれは好ましい状況ではないです。そこのところはしっかりと、やっぱり徴収があって受益があるというようなことをしっかりとやるべきだと思いますが、もう一度課長、答弁してください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 未納の方につきましては、税務課と協力して徴収率を上げたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数です。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。午後の再開についてですけれども、1時30分とさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午前11時51分

---

再 開 午後 1時27分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第5号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点でございます。221ページ、分担金及び負担金の下水道事業負担金、受益者の負担金です。

今回これが公営企業会計への移行というような中で判断されたものと思われますけれども、滞納の繰越処分、令和元年3月ですから、その前の年もほぼこの同額が載っております、収入済額となったものは99万4,620円ございました。そして、この不納欠損された653万6,710円、この件数はどのぐらいに及んだのか。そして、これに

相当する面積というのはどのぐらいになっているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

下水道事業の受益者負担金不納欠損額の653万6,710円につきましては、件数が981件になっております。人数にしまして70名になっています。

申し訳ございません。面積については集計しておりませんで、あくまでも件数、あと人員と金額のみの集計で不納欠損をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 これも地域によっては、皆さん下水道の受益を受けるということで、何度か説明会もされて進めてきたと思います。その中で理解いただけなかったというのでしょうか、そういう方が70名に及んでいる。981件もあったという最終的なこの結果になるわけですが、どうなのですか。いわゆる担当課としての、その辺の不納欠損にするまでの長い判断はあったのでしょうかけれども、もうやむなしというように、その辺の努力についてはどのようになさったのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

受益者負担金につきましては、青柳委員ご指摘のとおり、今年度から公営企業会計に移行するに当たりまして、一つ整理しなくてはいけないという判断もございました。それと、あと1点、30年度ですか、たしか記憶が間違っていなければ、青柳委員さんからも受益者負担金のご指摘をいただいていたかと思います。それに加えて、代表監査委員さんのほうからも受益者負担金については精査するよというお話もございましたので、昨年度受益者負担金のほうを精査させていただいて不納欠損に至ったわけですが、今までの滞納整理につきましては、当然督促状とか、それと委員からご指摘いただいた後に訪問等をしましたり、誓約書を書いてもらったりしまして、全体の金額からすると僅かではございますが、ここにある収入済額99万4,620円という成果は、ある程度は出たと認識しているところでございます。



以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 非常にこの金額というのは、担当課も努力したということでお聞きしておきますけれども、このいわゆる面積が出ませんので、いわゆるこの受益者負担金の納付がされていない部分というのは、いかにせん下水道工事が、事業ができないということにならざるを得ないのではないかと思うのですが、その辺についていかがなものなのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

委員さんご指摘いただきましたが、工事はできないわけではなくて、また受益者負担金とは分離して、せっかく下水道を整備しておりますので、使っていただくということを主眼といたしまして、工事をしていただいてもらって下水道は使っていただいて、それとはまた別に受益者負担金は負担金でお支払いいただけるように督促をしていたといったような状況だと思います。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 今のページで、不納欠損は企業会計移行に伴って大きく整理をしたという、そういうことなのですか。もう取れないというか、法的にもう完全に無理だから不納欠損にしたということだけではなくて、企業会計移行が大きいということであるわけなのですか。

それが1点と、あとここに住んでいてお金が払えないというわけなのですか。資力がないという判断だったのですか。これは収入未済のほうもそうなのですかけれども、資力がないのでどうしても払ってもらっていないという、そういうところの家なのか伺いたいと思います。

それから、この収入未済はちょっと私も調べてこなかったのですが、企業会計への移行がされているということであるのでしょうか。下水道使用料のほうも同じような見方でよろしいのですか、不納欠損、収入未済。

収入未済は現年度分、何でこんなに大きいのかなと。滞納より大きいというのはち

よっと驚きなのですけれども、何でこんなに大きいのか伺いたいと思います。

浄化槽についても、収入未済、大体でも入る見通しがあるのか。この不納欠損がないから、浄化槽は入る見込みがあるのか伺いたいと思います。

それから、224ページの下の方に嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託料があるのですけれども、これによって下水をどのような改善が進ませるためにやったのか伺いたいと思います。

226ページの下から2つ目に川島川流入生活排水水質調査、これによって、先般私が一般質問した水質調査の結果が出ているということなののでしょうか。川島川に限った調査ということであるわけですね。その結果、この前聞いた大腸菌数が出ているということでよろしいのでしょうか。

それから、その下の花見台の関係でカメラを入れたということで、これ入れて、あそこもマンホールが壊れたわけですね。その原因がつかめたということよろしいのでしょうか。

次の227ページの市野川流域下水道管理負担金なのですが、不明水はどのぐらいだったのか、金額面も併せて分かれば伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えいたします。

私のほうから、川口委員さんから4点ご質問あったうちの川島川を除くお答えをさせていただきますかと思いますが。まず初めに、主要な施策の221ページの下水道事業負担金、それと下水道使用料、浄化槽使用料の不納欠損額と収入未済額についてのご質問がございましたが、不納欠損額につきましては、公営企業会計に移行するために不納欠損をしたというわけではないのですけれども、ただそれいろいろある理由のうちの一つとお考えいただければと思います。それで、不納欠損した主な理由は、ほぼ時効による不納欠損ということでございます。一番古いもので、第一負担区が平成6年度から付加しているわけですが、その最終納期から5年以上が経過しているということです。

それと、収入未済額ではございますが、下水道使用料と浄化槽使用料の未収額が何でこんなに多いのかというご質問でございますが、以前も議員の皆様方にはご説明し

たかと思うのですが、令和２年度、今年度から公営企業会計に移行いたしまして、令和元年度につきましては３月３１日をもって打切決算となっております。通常であれば、事業年度３月３１日以降、４、５月に出納閉鎖期間があるわけなのですが、その出納閉鎖期間に例えば国、県の補助金が入ってきたりとか、事業を委託している業者さんから請求書が上がってきて支払いをしたりということで、歳入歳出が帳尻に合うわけなのですが、先ほどお話ししたように３月３１日で打切決算なので、本来出納閉鎖期間に入ってくる金額が２か月分早く締まってしまうので、今までとはちょっと帳尻が合わなくなってくると。その収入未済額につきましては、令和２年度に特例的収入ということで公営企業法認められておりますので、初年度に限りなのですが、この金額については令和２年度に特例的収入ということで入ってくるものでございます。221ページのご質問については、以上でございます。

続きまして、224ページの生活排水処理施設整備構想策定業務委託の関係でございますが、こちらは内容的には嵐山町は生活排水を下水道と浄化槽で処理するという方針を決めて、そういうことで事業展開をしておりますが、埼玉県もこういう県下の構想をつくっております、構想の改定年度でございます。それとの整合性を合わせるために、嵐山町も委託を出して処理施設の整備構想を見直すという業務委託になっております。内容的には、基本的に公共下水道計画区域でまだ整備が終わっていないところにつきまして、今後公共下水道でやったほうが費用が抑えられるのか、もしくはそこは浄化槽でやったほうがいいのかという費用対効果的なところの検討をする事業内容となっております。ただし、結果的に費用対効果で浄化槽のほうが安く済むよとなったとしても、過去の政策的なもので、地元の方たちにここは下水道でやっていきますという町の方針でお話ししているところにつきましては、費用対効果で浄化槽と出た場合であっても、過去の施策を継承して下水道でやっていきますと、そういうような構想の見直しを主とした業務となっております。224ページにつきましては、以上のお答えとなります。

続きまして、227ページでございます。市野川流域の下水道維持管理負担金でございます。少々お待ちください。すみません。お待たせしました。今回、維持管理負担金でございますが、不明水量につきましては20万7,354立方が不明水と推定されます。金額で直しますと、大体1,800万ちょっとの不明水金額となっております。前年と比べましても、有収水量に対する不明水の割合が1割ちょっと増えているところでござ

います。理由と考えられますのは、施設の老朽化はもちろんなのですが、元年度につきましては台風19号等で降雨量が平年より大分多うございましたので、それが影響していると考えられます。

227ページの最後の回答については、以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き山下上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから226ページにございます川島川流入生活排水水質調査の関係と花見台のカメラ調査の関係につきましてお答えをさせていただきます。

この川島川の流入する生活排水の水質調査でございますけれども、これは一般質問のときにもお話をさせていただきましたけれども、今年度、川島川の上流部分に当たる部分を清掃を予定させていただいておりまして、併せて消毒も行っていくというお話をさせていただきましたけれども、この清掃作業を今年度から始めるのに当たりまして、水質の状況を清掃前に把握するために、事前に調査をさせていただいたものでございます。これが排水路への流入する水質調査でございます、河川とは異なる基準になっておりまして、その基準に基づいて調査をしてございます。

参考に申し上げますと、川島川流入点付近で排水水質調査、排水水質の基準で申し上げますと、大腸菌群数が3,000という数字が基準になっておりますけれども、今回の調査ではその約半分の1,500という結果が出ております。それを基にしまして、今後清掃等をかけてどのぐらい落としていけるか、さらに落としていけるかというふうなことの指標にさせていただくものでございます。

それと、花見台の第4のカメラ調査の関係でございますけれども、これは昨年、川袋橋付近で公共下水管が一部沈下をしまして、マンホールポンプが止まってしまうという事故が起きました。緊急的に仮排水を行い、緊急の修繕工事を行ったわけでございますけれども、そのときにマンホールポンプの入替えをしたポンプの上流側の管がございまして、これを見たときにかなり上部が腐食が進んでおりまして、今回このカメラ調査については、その下流に当たります志賀2区地内に入ったところの調査を事前にさせていただいたものでございます。結果的には、ほとんど一部沈下をした部分と近い状態が確認されておりまして、早急に修繕が必要という判定をしております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか、不納欠損、収入未済、なるほどね、分かりましたというか、ただ負担金にしる使用料にしる、住んでいて支払ってもらっていないわけですね。そういう家があるわけですね。資力があるかないかというのは大変大事なところだと思うのですが、ないのに取るというのはちょっと難しいので、そういう家庭に対しては別な支援、考えが必要だと思うのですけれども、資力があるのに支払ってもらっていないというのは、かなりこの中にあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、227ページの不明水は、なるほど分かりました。それで、不明水の原因となる老朽化の改善の工事というのは、今回幾つも工事が出ていますけれども、この辺がその工事なのですよということがあるのか、いや、何もしなかったのですということになっているのか伺いたいと思います。

226ページの川島川の関係なのですが、ちょっと驚きました。基準値の半分しか出ていないと。そうすると、この前百何十万と言ったかな、ちょっと今記憶ないのですけれども、百何十万出たということですよ。そこの上流部分を調査したということになるのですか。下流だったらかなりの数が、最低でも10万単位で出ていたわけですから、そのいっぱい出る、課長がおっしゃったたまっている部分があるのだと、それより上流部分を今回は調査をしていると、今回清掃するのだと、そういうことなのですか。

それから、なるほど花見台のこの関係は、花見台ではなくて具体的には志賀2区団地になるのですか、そこを調査したということなのですか。マンホールが壊れて、あれは花見台の工業団地から悪いものを流して、それで本当は50年もつのが25年だかで壊れてしまったと、そういう説明がありましたよね。その調査はきちんとしなければいけないのではないかなと思うのです。花見台の近くのマンホールも壊れているわけですから、そこの調査というのはしているのかいないのか、今年度しているのだということであれば結構なのですから、これには載っていないけれども、今年度しているのだということであれば、ちょっとそこのところを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

私のほうから、川島川を除いた質問について回答させていただきます。まず1点目なのですが、受益者負担金の不納欠損に至る納付者側の資力状況ということなのですが、先ほどもお答えしましたように、古いもので平成6年度からとなりますので、全部についてちょっとそのような調査の結果が資料としてないものですからお答えできないのですが、基本的に、一般的に原則論を申し上げれば、先ほどもお話ししたように、初めは督促状でもって督促差し上げることが第一になってきます。それで、その後にまたお手紙等を出して、何か払えない正当な理由があるのかどうかという調査をさせていただいて、お困りなことがあれば分納にしたりとか、あとは猶予という形にできるかなとは思っております。ただ、残念ながら、ほぼ大多数の方は、感覚的な話になってしまいますが、なかなか理解が得られず、お支払いが滞っていると思われます。不納欠損につきましては、以上の答弁とさせていただきます。

続きまして、維持管理負担金の不明水の関係の改善対策ということでございます。先ほどお話ししましたように、主な原因は施設の老朽化ということでお答え申し上げましたが、今年度ストックマネジメント計画を作成中でございます。ストックマネジメント計画というのが、今まで施設整備をしてきたものを今後どういったふうに維持更新していくのかという計画でございまして、一般的には古いものから改築更新していくのでございますが、昨年度、川口委員ご指摘のとおり、嵐山第4、第5幹線におきましてホールポンプ部分と、あと管渠の緊急修繕工事をしてまいりましたので、第一優先順位としては緊急修繕を行った幹線を優先的に調査、改築更新していく方針で、今検討をしているところでございます。

以上です。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから川島川の関係につきまして……。

○松本美子委員長 ちょっとすみません。指名させていただきますので、申し訳ありません。

それでは、答弁をいただきます。

山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 すみません、失礼しました。

私のほうから、川島川の水質調査の関係でお答えをさせていただきます。

かねてから議論になっております川島川の水質の関係でございますけれども、環境課のほうで行っている水質調査につきましては、河川に流入をした水質を環境基準に

よって調査をして、その基準と比較したもので行っております。私どものほうに関しては、排水を流すほうでございますので、かぶってきます基準のほうが、排水基準がかぶってきまして、排水をしたときの排水基準値に基づいて、全て調査をしてございます。その基準が、河川の場合には計測方法が若干違いますけれども、5,000以内という数値でございます、排水基準のほうは3,000以内という数値で規定がされておりまして、それに基づいて調査をしてございますので、当然出すほうの基準と河川で取る環境の基準が全くこれ違いますので、恐らく比較がこれできない、整合性が取れておりませんという状況でございます。

うちのほうでも、その環境基準をベースに取ればあれなのですけれども、どうしても流末だけではなくて、途中ですとか上流部分の計測が必要になってきますので、この排水基準で最初は取って、これから行う清掃によってどのぐらいの成果が出るかというのを見させていただき最初の指標として取ったものでございます。ということで、ご理解お願いできればと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 すみません、川口委員さん、先ほどちょっと回答の中で漏れがあったかと思うので、ちょっと補足回答をさせていただいてもよろしいでしょうか。

先ほど嵐山の第4、第5幹線で緊急修繕工事がありましたという経過報告とお話をさせていただいたのですが、川口委員さん先ほどの質問の中で、工業団地から悪い排水が流れて壊れてしまったのではないかなという内容のご発言がございますが、それについてのちょっと補足なのですけれども、決して工業団地から悪いものというのは基本的に流れないです。それはなぜかというと、下水道法で排除基準が決まっていますので、下水道に流すものの検査項目の値はこれ以下という値で下水道のほうに排除していただくようになっておりますし、高い数値の基準排水が流れると予想される場合には、下水道に流す前に除外施設をつけていただいて排水してもらっていますので、工業団地から来る下水の水質というのは、基本的に下水道法の基準内の排水が流れているものでございます。ただし、事業所の管理が悪くて基準値がちょっとオーバーするのはたまにはございますが、それは当課のほうで是正してもらうように指導監督をしているところでございます。

それなので、嵐山町第4、第5幹線の老朽化というのは、工業団地で悪いものを流しているから壊れてしまったというわけではないのです。排水が、中継マンホールとかで段差があるとか、それから圧送管の先では硫化水素が発生しやすい構造になっておりまして、その硫化水素が主にヒューム管にダメージを与えることが主な原因で、老朽化に拍車がかかっているという状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑をお願いします。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、不納欠損だけの説明だったのですけれども、収入未済が重なっていくと不納欠損になっていくということが多いと思うのです。ですので、収入未済のこともちょっとお聞きしたかったのですけれども、それはちょっといいです。

問題は、なかなか理解が得られないということで、理解しなければ払わなくてもいいような感じをちょっと、話聞いたほうは思ってしまうですね。問題は、私は資力があって、ある程度のお金があって払わないと言ったら、それは厳しい措置を取るべきだと思っています。そのくらいの判断すべきだと思っています。ただ、資力ががないのに払えと言ったって、それは払えないのですから、そこの判断はきちんとしなければいけないとも思います。この収入未済が、資力があるのだけれども、ある程度の裕福なというか、暮らしをしているのだけれども、払ってもらっていないのだというところに対しての厳しい対応というのは、私はすべきだと思っているのですけれども、そういう対応をしているのかどうか、多分していないのではないかなと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

それから、第4、第5幹線の関係ですけれども、硫化水素が、ちょっと私も忘れてしまったのですけれども、これは課長が説明してくれました。これは悪いものではないの、硫化水素がどんどん流れてきていいわけなの。結局これが50年もつというのが25年で壊れてしまったわけなのですから、こんなの流されては困るのではないの。これは法的に許されているのだというのであれば、私もしょうがないと思うのですけれども、硫化水素は流していいというものなのかどうか、担当課としてはきちんと法的なことをつかんでいるのかどうか。

私は、もうこれで3回目ですから、これが駄目だというのだったら、どこの会社が流しているのだというのを突き止めて、それはきちんとした対応を取るべきです。い



かがですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

まず、1点目の不納欠損につきましては、資力調査というのはしていません。あくまでも当事者へのお願いと、窓口へ来ていただいたりして、聞き取り調査に基づくご相談ということになります。

続きまして、嵐山第4、第5幹線の硫化水素を流しているのかというお話なのですが、ちょっと私のほうで説明が足りなかったかと思うのですが、硫化水素が流れてくるのではなくて、施設の構造上、下水道は自然流下なものですから、ある程度の深さまで行くとポンプでくみ上げて高いところまで持って行って、また下流へ持っていくということで排水を集めているわけですが、その中継ポンプ場に落ちるときに落差でもってガスが発生する、それが硫化水素なのです。ですから、工業団地からの排水だけが硫化水素が発生するというわけではなくて、当然一般住宅系の処理区の中の下水道においても硫化水素が発生しているので、排水の中に硫化水素が含まれるというわけではございません。施設の構造上、落差があるところで酸素と反応して硫化水素が発生するというものなので、排水の中にそれが入っているというわけではございませんので、工業団地から出ている業者が流しているというわけではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○川口浩史委員 あれ何、不納欠損ではない、収入未済の件は、ちょっと今副課長の答弁だと……。

○松本美子委員長 川口委員に申し上げますけれども、質問を……。

○川口浩史委員 甘いと思うのですが、あの答弁だけでいいの。

○松本美子委員長 すみません。3回で終わりましたので、質問を入れていなかったものですから終わりにさせていただきます。

○川口浩史委員 いや、あの補足の……今、では執行部の対応は非常に甘ぬるいという、生ぬるいという感じを与えてしまいます。だから町長、何もないのだったらいいですよ。町長、副町長からないということで理解していいのね。

○松本美子委員長 大変申し訳ないのですが、川口委員に申し上げますが、3回

目までの質問の中にも入っておりませんでした。答弁の指名ということで町長にも副町長にもお願いしたいというお話が出ておりませんでしたので。

○川口浩史委員 いや、そうではなくて、町長、副町長はあの答弁でいいのかということで、黙っているのだからいいということになってしまうのだけれども。

○松本美子委員長 ですから、今言っているのは、今の質問にお答えをすると4回目ということになってしまいますので、終わりにさせていただきます。3回というふうな決まりですから、申し訳ないですけども。

○川口浩史委員 いいですよ。手を挙げてやろうとしないのだからね。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私からは、228ページの浄化槽の維持管理の関係を聞かせてください。

町管理型の浄化槽システムができて、もう数年がたっています。そういう中において、1基に対して1年間に何回かの法定管理等がされるかなというふうに思いますが、ここに129ページの一番上に載っている管理委託料なのですが、これ何件ぐらいの方の基数を見ているのでしょうか。

そして、その結果によって228ページの修繕費が発生してくるのだというふうに思いますが、全体的に金額が載っているのですけれども、定期検査というか、修繕を除いてもらってもいいのですけれども、特別な修繕がどのくらいあったのか、件数をお聞きをしたいと思います。

そして、ここに2段目に漏水の補修ということで、槽から漏れてしまったりとか、何か悪いものが外へ出てしまったという、そういうふうな感じに受け取ったのですが、そういうふうな外に浄化槽のものが、悪いものが外に出てしまったというふうなこともあるのでしょうか。必ずよい水、処理された水だけではないかなというふうに思うのですけれども、先ほどから下水道の関係でいろいろ話が出ていますが、浄化槽にもだんだん年数がたってくるとそういう可能性もあるかなと思うのですが、そういうことがあるのかどうか、漏水の補修なんていうのはそういう部類なのかどうかをお聞きをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

まず、229ページの委託料の関係の浄化槽の保守管理と清掃の関係でございます。保守管理については、年4回しております。清掃につきましては、法律上、年1回以上になっていきますので、清掃につきましてはご家庭のトイレとかの使用状況によっても若干違ってくると思います。

それと、228ページの修繕料でございますが、内容としましては、ここにあるろ材の補修が主になっておりますが、浄化槽につきましては接触と、あとろ材によって汚水を浄化していく構造になっておりますが、台にろ材が入っている処理槽にろ材を浮いてこないように押さえる浮上防止器具というのですか、そういうものがあるのですが、それがちょっと不具合が生じてろ材が上がってきてしまうと、それで処理に影響があるので、修繕で直していくという内容になっております。

それと、漏水のほうなのですが、浄化槽本体がFRPでできているのですが、時間が経過するに伴って本体にひびが入ったりして、最終的な消毒槽を通らないものが地中に染み出すことがありますので、それを浄化槽本体を補修して直す工事がこちらになっております。

長島委員が心配されている、悪いものが外に出ていってしまうのではないかなというようにお話でございますが、一般的には家庭の処理前の段階のが地中に染み込んでいくという形になりますので、重大な環境汚染にはならないとは思いますが。ちょっと工業系の産業系の事業排水が流れていってしまうわけではないので、あくまでもご家庭の生活排水が地中に染み込んでしまうというようなわけでございますので、なるべく長期間放置されないように、分かった段階で早い早い修繕の対応をしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 あと2回ありますから、答弁漏れは言いませんけれども、私が聞いたのは229ページの保守点検、管理等で、年のうちに4回とかそういうことではなくて、どのくらいの基数を町管理で見ているのですかということなのです。それに応じて、さっき言ったように228ページのところの修繕という結果が出てくるのだというふうに思うのです。そういう中において、特に漏水の補修なんかで悪いものは出ないのですかという、そういうふうな質問をしたわけなのです。ですから、一番最初のまずは基数を教えてくださいたいのです。そうすれば、全体の基数だから、そこから漏れた

ものと悪いものというものが、補修しなくてはならないものというのが、この次の228ページに来るのだというふうに思うのです。

そういう関係から、もう一番最後のその不安はありませんよというふうなところのあれは、それで結構ですけども、そっちの関係から言っていただかないと、これからずっとこれが、この保守管理は続くわけです。新しいものというのはごく一部で、今度はだんだん、だんだん古いものが残っていくわけですね。だから、そういうことを心配して、今聞いているわけです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 すみません。勘違いして答弁してしまいましたて申し訳ございません。それで、補足でお話のほうをさせていただきたいかと思えます。

浄化槽のほうで、昨年度末で783基ございます。転換とか新規で502基で、あと寄附を受けているのが累計281基で783基になっております。

以上です。すみませんでした。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 寄附が随分多いのですね。寄附というのは、新しいものではなくて古いやつもあるでしょうから、基準に合ったものを受けているということでしょうから、町で検査して、それを寄附を受けているのだというふうに思いますが、新規のものも502基あるということで、そういうふうなものが、修繕をする基数がここに86万1,500円載っているわけです。この基数というのは、全体で見ているのは全部が全部管理をして、これは修繕が必要だなというふうになったわけではないかなというふうに思いますが、最後の答弁になってしまいますけれども、この基数がどのくらいのものがこの修繕に当たっているのかお聞かせしてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 すみません。

まず件数でございますが、228ページにあるこの表の各行の件数、1件と数えるので、5件でございます、修繕の件数が。

それで、主に修繕が、寄附浄化槽はほぼ修繕の対象になっています。寄附を受けた

浄化槽が、大体設置から20年あたりで何かしらの不具合が生じていまして、ここの5件という修繕料のほうに反映してきているわけでございまして、長島委員さんがご指摘のとおり、寄附を受けた浄化槽を中心にろ材の修正とか、あとは本体の修繕とかというのが、今後継続的に出てくると推測されるものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、221ページの不納欠損額のことなのですが、これは時効ということですが、平成6年から亡くなった方とか、それから転居されて行方不明の方がいらっしゃるのかどうか、そこについてはご説明がなかったのですけれども、そういうものを合わせるとどのぐらいになるのか。実際に不納欠損にするためにはそれなりのことを、税金なんかはきっちりやっているわけなのですけれども、そうではない形でこの下水道の不納欠損ですから、どんな形になっているのか、こういった調査はされているのかどうか伺います。そのことの調査があって、それで不納欠損になることに対して、町長、副町長の考え方はどのようになっていくのか伺いたと思います。

それで、次なのですけれども、224ページの嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託料の中で528万円でやったということで、その内容を伺ってみると、本当は公共下水道ではなくて浄化槽でやったほうがいいところも、今まで下水道というふうに皆さんにお知らせしていたところは下水道でやっていくことにしたというふうな内容であったというふうに聞くのです。私は聞こえたのですけれども、それはちょっとこれからの公共下水道の維持管理ということを考えますと、あまりにずさんというか、ちょっとまずいのではないかなと思うのです。これから50年の計画でやっていくわけですね。そして、今話を聞いていきますと、下水道は自然流下なので、時々で上に上げて、またやっていくという工事をしていくわけですね。工事で下水道管ができていたとしたら、一番公共下水道に向かなくて合併浄化槽のほうがよいような地域というのは、そういうふうな自然流下のいろいろな構造を造っていかなくてはならない場所ではないかなと思うのですけれども、合併浄化槽にしておいたほうが完全に後の維持も楽ではないかと考えるのですが、その点についての考え方は、これはどこが受けてこれをやったのか。私は、下水道と合併浄化槽のことについてはかなり自分な

りに勉強したつもりですので、これはよくないことでは、今後の嵐山町の下水道の考え方としてあまりいいことではないというふうに考えているのですが。

それともう一点、花見台工業団地からの処理のことで、硫化水素が上がったとあって、その下のところを調査をされて、また下水管のところに硫化水素が上がっていたので、そこのところを修繕していかなくてはいけないということでした。そうすると、またちょっと上に上げていく修繕になるのか。今後、でも公共下水道の管を修繕していくのか分かりませんが、全体的に構造的なものを直していかなくてはならないとなると、かなりの金額になって、もともと嵐山町は公共下水道よりは全てのものを合併浄化槽でやったほうがいいような地域ですよね。地産団地のようなところはくつついているから、農村集落排水事業みたいなところでやっていてもいいかもしれないですけども、今空き家も増えていますから、これは私あまりいい計画ではないと思うのですが、今後の下水道の嵐山町の生活排水処理施設計画整備構想自体が、どこがやってこういうふうな形の結果になっているのか伺いたいと思います。

それから、下水道ストックマネジメント計画構想もそれに基づくものですよね。これは昨年からのだからなのか、金額が出ていませんけれども、ちょっと何か気になるなと思います。そのことについて伺います。

それから、川島地区産業団地整備基本計画策定業務委託、これは地域支援課ではなくて、別の課が一般会計のほうでやったものを一緒にやったということだと思うのですが、結果として川島地区のところには古い下水管があったと思うのですが、そのことを調査してということなののでしょうか。

その結果というのは、令和2年3月31日までですからもう出ているわけですから、どのような内容のものであるか伺いたいと思います。

227ページの市野川流域下水道の負担金なのですが、これずっと見てみまして、不明水は台風の水によるというものでした。ですけれども、これはそうなのだろうと思うのですが、今回市野川下水道負担金というのは、水量が増えている割には負担金額が下がっていると思うのです。すみません、私ずっと毎年毎年のをメモしてあるものですから、それでずっと見ていきますと、負担金が下がっていると思います。その理由を伺いたいと思います。

ちょっと戻りまして、市野川流域下水道建設負担金というのがあります。2,400万円ぐらい、これはどうもよく分からないのですが、今の嵐山町の流域下水道と、

市野川の下水道の負担金とは違ってしていますよね。ここのところで、この負担金は今までのものの負担金なのか、それとも新しい施設を建設するための負担金なのか、このところが決算では出ていないし、予算書にも恐らく出ていなかったと思うのですが、そのことについて伺います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから花見台の修繕、そしてストックマネジメント、川島地区産業団地の関係、それと不明水の負担金、建設負担金、こちらについてお話をさせていただきます。

まず、花見台の修繕の関係でございますけれども、こちらにつきましては昨年度の事故等もありまして、カメラ調査をさせていただいて、内部の状況がおおむね把握できました。県とも相談をさせていただいて、昨年の3月の補正でストックマネジメントの計画策定の費用を承認いただいて、今年度繰越しをさせていただいて計画をつくっているところでございます。これに関しては、このマネジメントがないと修繕を今後やっていくのに補助金がいただけないということがございまして、この計画、今現在でも策定中でございます。

基本的には、公共下水道区域に規定してございます公共下水道のエリアを決めて、事業を平成元年からこれ行っているわけでございますけれども、今回の花見台の幹線に関しては、施工年次が大分古い時代のものでございまして、平成5年、6年、計画としてはそれ以前に計画を立てたものでございまして、コンクリート管を使っていたりとかということがございまして、この辺を嵐山町のメインの工業団地から流下する排水を全て受けている管をメインに、この計画で修繕の計画をつくり、今後はその計画に基づいて順次改修を行っていくという予定にさせていただいております。

工法については、この後決めていくわけでございますけれども、中の構造をいじるという部分も一部出てくるかと思っておりますけれども、費用面もございまして、基本は布設替えにしていくか、あるいは既存の管を使って内部ライニングをするかという部分がメインになってくるかなと思います。ただ、この花見台幹線をメインにお話しさせていただくと、4キロちょっとでございまして、距離がございまして、町で施工したこの幹線が全てコンクリート管でございまして、その辺も費用ばかりでは

なくて耐用年数も加味しながら、今後は決定をして手当てをしていく予定でございます。

それと、川島地区の産業団地がこの決算書に出てございますけれども、これは企業支援課のほうで産業団地計画を策定するのに当たりまして、公共下水のほうから一部負担をしてございます。内容に関しては、産業団地及び都市計画道路、そして下水道、それと上水を含めました総合的な計画をつくっている内容でございます。これに公共下水の基本計画に当たる部分の負担をしているものでございまして、内容に関しては申し訳ございませんが、企業支援のほうで保管がされております報告書のほうを後ほど見ていただければと思います。

それと、不明水の関係でございますけれども、従前は委員さんもよくご存じのように、大分これ志賀2区でしょってる部分があるのではないかという議論があって、内部の調査をして、公共ますの入替えを全て行ってという作業をいたしましたけれども、どうやらそれ以外にも原因があるという部分が分かってまいりました。うちのほうでも、この花見台幹線の4キロの部分が大分不明水を稼いでいるのではないかという見方を今はちょっとしてございまして、この修繕といいますか、更新をする優先順位をつけるわけですが、当然志賀2区も入ってまいりますが、今はこの花見台幹線をやはり優先順位を1番にしないと、この不明水も下がってこないという見方をしております。そういったこともございまして、使用料に関しては、これは下水の使用水量も年々下がっておりまして、当然隣に上水の担当おりますけれども、上水の使用量も年々下がっておりまして、それに伴って下水も下がっているものと思います。不明水に関しては、これやはり雨に大分左右される部分がございまして、台風の多い年には不明水率も上がってくるという傾向が過去のデータを並べると見えてまいります。ということで、やはり何としてもこの問題のある管の対応が一番かなというふうに考えているところでございます。

それと、建設負担金でございますけれども、この建設負担金に関しましては市野川の処理場がございまして、こちらの処理施設を今現在でもいろいろと耐用年数が来たものに関して、更新を定期的に行っております。まず31年度、令和元年度の内容を見ますと、改築更新としましては、ポンプ設備及び機械設備の改修がされております。そして、それに伴います設計業務を行っております。この改築工事に関しては、3,400万強の金額がかかっているということを聞いております。そして、現状では地震対策も



処理場のほうで行っておりまして、3本耐震の診断業務を行っておりまして、施設ごとに診断が行われております。そんなことで、令和元年度に関しても負担金として発生をしてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋副町長、すみません、お願いいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうから下水道受益者負担金の不納欠損等についてお答えを申し上げたいと思います。

私もこの数値を眺めていて、多いなという感じがしております。ただ、先ほど担当が申しあげましたように、会計制度が変わるといようなこともあるということと、かなり昔からの積み重ねというのがあるのかなというふうに思っています。いずれにしても、これは少ないほうがいいのでございまして、これからしっかり勉強して対応していきたいというふうに思っています。

〔「答弁漏れです。生活排水」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、答弁漏れということで、今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 最後に、私のほうから生活排水処理施設の構想の関係でお答えさせていただきたいかと思います。

こちらにつきましては、先ほどの川口委員さんからのご質問のときにもお話ししたとおり、今回見直しということで、当初あったものの構想の見直しでございます。それで、一部のところで浄化槽と下水道の比較をして、一部で下水よりも浄化槽が適しているのではないかという結果も出ているところはあるのだけれども、施策的な、都市計画とかもありますから、そういうのも加味して、あと過去に住民説明もしてきた施策も継承して下水道の計画で整備していくという結果で、構想をつくっているわけでございます。

以上なのですけれども。

○渋谷登美子委員 いいですか。その構想はどなたがつくったのかという、どうして…。

○松本美子委員長 すみません、渋谷委員に申し上げます。

会議の途中ですけれども、暫時休憩させていただきます。その後にお願いします。

休 憩 午後 2時39分

---

再　　開　午後　２時５０分

○松本美子委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員さんより２回目の質問ということになると思うのですが、よろしく  
お願いします。どうぞ。

○渋谷登美子委員　今、質問したのではなかったから。

〔「質問の途中で止めたんじゃないですか。じ  
ゃなくて」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員　質問していない。質問したのではなかった。

○松本美子委員長　すみません、もう一度ではお願いします。

○渋谷登美子委員　では、言いますけれども、１つ答弁がなかったわけなのですが、これについては公共下水道の区域でも合併浄化槽がよいとしていたとしても、合併浄化槽ではなく、今までのとおり都市計画に基づいて下水道を行うということでした。ところが、実際には合併浄化槽のほうがよいところのほうは合併浄化槽で進めていく、そのほうが後の都市インフラというのですか、インフラ整備にとってもプラスになると思うのです。それをなぜこのような結果にしていくなのか、どなたがそれを策定したのか伺いたと思います。これ結構大きな問題なのですよね。今後の将来計画に向けて、50年ぐらいのことに  
関して伺います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をいただきます。

山下上下水道課長、お願いいたします。

○山下隆志上下水道課長　それでは、これは私のほうからお答えをさせていただきます。

今回この生活排水処理施設整備構想の策定業務委託として、実際にはこれ見直し業務をこの業務委託の中で行っております。過去には、この構想にもありますけれども、その途中、途中で公共下水道エリア、それと浄化槽エリアと比較をしながら業務自体を進めておりまして、実際に平沢の一部では途中でこれを浄化槽エリアに切替えをしたりとかという作業は従前から行っておりまして、今回も県の計画の見直しと町の計画の見直し併せて行ったものでございます。

先ほど担当のほうから、川島地区の一部がというお話でございましたけれども、これは産業団地の計画に伴って都市計画道路が予定されている地区でございまして、

産業団地整備に併せて公共下水道管もこの都市計画道路の中に入れる予定でございます。そうしますと、この産業団地の計画地から抜けた従前の公共下水道エリア地区がございますけれども、この部分もちょうど真ん中どころを通り抜ける形で都市計画道路が滑川町のほうに抜けることになります。そんなこともあって、内部で協議をさせていただいて、当然当時の町長、副町長とも協議をして、エリアについては検討させていただきました。当然都市計画道路の中に下水管が入りますので、見直しをした結果、従前どおりの公共下水が最適であろうという結果を基に、そういう結論に至っております。

これに関しては、出来上がって大変申し訳ないのですが、替わった町長さん、副町長さんにも見ていただくという作業は実際にはこれからでございます、うちのほうではこの後、その結果をお話しするという予定でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、終結をさせていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時56分

---

再 開 午後 2時57分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第6号 令和元年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件  
を議題といたします。

既に本会議におきまして提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっております  
ので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 決算書の382ページ、この収益的収入の第1款事業収益、当初予算で  
5億3,300万円ほど、途中の補正予算で減額補正1,100万円近く、この減額した、しな  
ければいけなかったという理由を伺いたいと思います。

それから、業務報告書の2ページに県水の受水が出ていますけれども、令和元年は  
大きく伸びたわけです。どうしてこんなに伸ばしてしまったのかを伺いたいと思いま  
す。自己水が足らなくなったということであれば、理由ははっきりするのですが、  
多分そうではないと思いますので。

それから、その報告書の12ページ、特別損失、これが平成30年度では23万6,695円  
だったのが、令和元年度では412万8,146円と、すごい大きく増えてしまったわけです、  
損失が。どうしてこんなに増えてしまったのかを伺いたいと思います。

それから、工事の概要が、工事の件数が14ページに、決算書類でも載っていますけ  
れども、全部で10本の工事があったわけです。これで令和元年は済ませてしまったわ  
けですが、もっと取り組まなければいけない工事というのはあったのかどうか  
伺いたいと思います。

それから、最後に内部留保は令和元年度末で幾らになっているのか伺いたいと思  
います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 ご答弁差し上げます。

先ほどのご質問、最初の収益的収入の部分の補正、決算額なのですが、決算  
書の382、383ページをご確認、御覧ください。当初予算額5億3,335万9,000円、続  
きまして補正予算額といたしまして1,097万9,000円、決算額といたしまして5億1,999万  
8,501円。この内訳の中で、この中の営業収益につきまして、3月の補正なのです

れども、水道料金のほうを1,400万円ほど減額を、支払いについて減額をさせていただきました。この理由は、当初予算では、その前の年の10月、11月ぐらいまでの使用水量を見込んで当初予算を立てるのですけれども、それにつきまして当年度、令和元年度の実際の収入の見込みがこれだけ下がった、給水収益が下がったということで減額をさせていただいたのですが、決算といたしましては、それ以上に給水収益が下がったということで、結果として、また予算に比べての決算額の増減ということで、見込みよりも下がってしまったということでございます。

続きまして、次の質問にございました議案報告書12ページの特別損失ということなのですが、そちらについてお答えさせていただきます。こちらの特別損失といたしまして、令和元年度は特別損失といたしまして、令和元年度といたしましては過年度損益修正損といたしまして417万8,146円、委員さんおっしゃいますように平成30年度の決算と比べますと大分多くなっております。こちらのほう、内訳としまして申し上げますと、平成25年度の水道料金といたしましても不納欠損分が24人いらっしゃいまして、それとはまた別に平成29年度破産した事業所がございまして、こちらの水道料金のほうが2期分だったのですけれども、大変大きな395万円ぐらいの金額を占めておりまして、その分が大幅に上がった金額との理由になります。

続きまして、最後の5つ目の質問、内部留保につきましてのご質問なのですが、こちらにつきましては、この後ご審議いただく剰余金処分の決算書の関係でもございますけれども、決算書の388ページ、389ページのところに内部留保に関する積立金とかの説明が、説明といたしますか、数字がございまして、ご確認いただきながらご説明差し上げます。

内部留保といたしましては、令和元年度末現在といたしまして、積立金として減債積立金の1億2,770万円、建設改良積立金といたしまして840万円、その他といたしましては、今回ご審議いただく未処分利益剰余金といたしまして1億1,224万2,300円、それとあと損益勘定留保資金、こちら中には記載はございませんけれども、9億4,174万1,920円、それと引当金といたしまして3億7,998万9,777円がございまして、こちらの合計といたしまして15億8,308万4,997円となるのですけれども、こちらの金額から資本繰入れ分と、あと長期前受金の戻入の額を差し引きまして、事業全体として使用可能な資金といたしましては、先ほどの10億8,300万のほうから差引きいたしまして15億1,512万5,219円。ご参考に昨年度との差額で、内部留保といたしましては

1,099万1,799円のマイナスとなっております。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

深澤副参事、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課副参事 それでは、私のほうから県水の多くなった理由でございますが、第3水源の改修工事と、県土整備事務所に要望しておりました第3水源の都幾川沿いに護岸工事が同時に実施されまして、第3水源から取水することができなかったために第1浄水場をフル稼働させ、県水を多くもらって嵐山町の上水を、水道水を賄ったものでございます。

それと、工事についてでございますけれども、老朽管更新等を考えますと、実質もう少しやらなければならなかったというようなことは、毎年このところあるのですが、現実的に施設の整備、その他ここには載っていないような細かい工事等がございまして、現状に上げました工事が主な工事となったものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、2回目の質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 事業収益の、この382、383ページの見積りが大きく誤ったということであったということなのですか。この教訓は、今年というか、もう来年の予算にきちんと生かしていけるのか伺いたいと思います。

それから県水は、なるほどそういうことね、第3水源が。あそこの護岸工事は、きれいにされましたから、もうこういうことはない、平年並みの大体全体の25%程度で済むという理解でよろしいのでしょうか。

それから、特別損失について、なるほどね。破産事業所の件が大変大きかったということで、この破産事業所というのは、なかなか事前につかむというのは難しかったわけなのですか。もう破産で、何も取り分はなかったということだったのですか。最初に銀行が押さえてしまうかな。町が行ったときにはもう資産ゼロという状況だったのか、ちょっと伺いたいと思います。

不納欠損24人、前はもっと多かったような気もするのですが、40人、50人いたような感じもするのですけれども、24人か。さっきも申し上げたのですけれども、資力のある人が納めないのだったら、それはもう滞納金もどんと、でもこれは法律で決まっているのかな、14.6というのは、きちんとそれを上乗せして、私は取るべきだという

ふうに思います。そういうことをやっているのかどうか。やっても取れなかったのですけれども、結局これはいなかったということですか。ああ、不納欠損だから、そういう請求をしたのだけれども、結局最後は逃げてしまったということなのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、工事の件数なのですけれども、細かい工事は、それはあるでしょうね。ここに載っているのは幾らぐらいからなのかな、100万円前後から載っているみたいですが、それから載せているみたいですが、前工事を予定していながら落としていたということがあって、何でそういうことをやるのだろうなど。きちんと体制ができていいのかというのを、私は上下水道課には感じるのです。その辺の体制不足というのはあるのではないかなと思っているのですけれども、いかがですか。担当の副課長として、どう見えていますか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

先ほど決算書382ページ、383ページ、給水収益の見込みの関係なのですけれども、昨年といいますか、この令和元年度の予算を立てた時点では、10月、11月ぐらいまでの給水収益の予測を立てたのですけれども、3月補正で実際の見込みといいますか、令和元年度の実際の給水収益の流れの中で給水収益を落とすと、金額といたしまして見込んだ額につきましては、見込みよりも多く給水収益が下がってしまったということにつきましては、大変勉強不足といいますか、実態を把握できていなかった部分があったと思うのですけれども、これにつきましては昨年、また今年につきましても、実際の給水収益というのは前年より下がっている傾向にございまして、今後こういったことの流れにつきましては、より注視をいたしまして対処していきたいと思います。

それともう一つ、特別損失の関係なのですけれども、破産事業所についてなのですけれども、結局その2期分の収納につきましては一円も入ってこなかった状況でございます。町のほうで、どのくらいのタイミングといいますか、その事業所の経営状態がよくなかったとかということをつかめたのかというお話かと思うのですけれども、それにつきましても、ちょっと交渉記録は残してはあるのですけれども、実際の1月の料金、1月に発生する料金と3月に発生する料金が未納になってしまったのですけ

れども、そちらの状況をお伝えいたしますと、そちらの事業所は口座振替をしていたのですけれども、それまでは最初の口座振替できちんと引き落としができていた状況でございます。たまたま2月に入りまして、上下水道料金につきましては、料金の口座振替を再振替という2回目も振替のほうの処理といいますか、口座振替をさせていただいているのですけれども、2回目が引き落としができなくて、その後督促状をお送りするのですけれども、その段階でやっぱり大きい金額でしたので、ちょっと私どもも注意している中で督促状をお送りしたのですけれども、その後たまたまなののですけれども、うちのほうの職員の者がそちらの事業所が破産の申立てをしているという貼り紙を見つけることがございまして、そこから破産の手続が開始されたという情報をつかんだ状況でございます。

その時点で、2月の終わりぐらいなののですけれども、その時点でも結局は3月の水道料金というものが発生している状況でございまして、実際には破産申立てというのが開始されたという貼り紙を見たときに、事業所に電話したときにはもう連絡がつかなくて、すみません、話がちょっと前後してしまうのですけれども、督促状をお送りしたときにはまだそちらの事業所としては通常の対応で、「督促状をお送りしますので、こちらの納付書で納めてください」ということでお伝えしましたところ、「分かりました」という通常のやり取りが行われて、そういった気配といいますか、そういう会社の経営状態だったということにつきましては、その電話の中ではうかがい知れなかった状況でございました。

あと、こちらの大きい破産の事業所以外の24人の不納欠損の内訳でございますけれども、居所不明といいますか、嵐山町から転出してしまった人が21人で、お亡くなりになられた方がお一人、これとはまた別の破産の事業所としてお一人ということでございます。当然嵐山町から転出した方についても、転出先というのは基本的には精算分とかということで、精算分の納付書をお送りするので住所とかお聞きしたり、以前お聞きした連絡先、お電話番号とかで問い合わせたりとかというのはしているのですけれども、その転出先からさらにまた転出され、嵐山町からB市へ、B市からまたC町へとかということで転出とかされてしまいますと、居どころをなかなかつかめない状況が発生してきてしまうのかなと思います。

こういった滞納といいますか、分納の方につきましても、なるべく定期的にうちのほうで分かっている方、住所をつかんでいる方については、町外であっても定期的な



訪問をするように心がけておりますので、ご了承いただければと思います。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

深澤副参事、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課副参事 それでは、私のほうから県水の状況について、今年の4月、5月については県水をちょっと余計にもらわざるを得なかったのですが、それ以降、第1浄水場系、第2浄水場系ともに従来どおりに稼働しておりますので、25%ぐらいの、それ以下にできるのではないかなと思うのですが、県水についてはこれから従来どおりにしていけるというふうに考えております。

2点目、工事の予定をしていながらできていないということでございますが、これは確かに私どもの技術力の低さということも一つにはあると感じているのですが、そのほかにも技術職員が募集はしていてもなかなか来てくれない。嵐山町全体で、もう技術職員については、このところ1、2年はたしか来てくれていないというような状況もあったかと思います。今後は、民間の活力等も利用しながら、積極的に老朽管更新等については対応していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 破産事業所の、破産した後にその事業所にもう資産はなかったのですか。町が行ったときには、全部押さえられていたということなのですか。町が押さえる分はなかったということなのですか。その辺、詳しい人がいないので分からなかったとか、手をつけていなかったのだとか、実情をちょっと伺いたいと思います。

技術職員がなかなか来てくれないということで、これ多分全国的な状況なのかなと思うのですが、そういう中でも嵐山町としても来てもらわないと困るわけですので、どういう対策取ったらいいか。これ町長、副町長、どっちなでいいのですが、何としても来てもらうのだということでの何か対策は取っていく必要があると思うのですが、ちょっとその辺のお考えあるかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、答弁いたします。

破産事業所に町のほうで、町の水道料金という債権に対する資産が残っていなかつ

たのかというご質問なのですけれども、水道料金、上下水道料金につきましては、失礼いたしました。そちらの事業所に下水道はございませんでした。水道料金のみなのですけれども、水道料金は私債権でございますので……。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 ちょっとお待ちください、今答弁しておりますので。はい。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 破産した事業所に資産が残っていなかったのかというお話なのですけれども、水道料金につきましては私債権でございまして、破産宣告が始まったときに優先されるのは公債権、税ですとか、あとは金融機関が貸付けとかがあった場合の抵当とかというのが優先されてしまいますので、そういったものの整理、破産宣告、破産の整理を進めていく中でそういったものが優先されてしまいまして、水道料金に関する状況につきましては残っていなかったという破産鑑定人からのご説明がございました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋副町長、お願いいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、技術系の職員の関係についてお答え申し上げたいと思います。

今年も募集をしておりますけれども、残念ながら応募の方はございませんでした。したがって、前々からその辺のことは私もちょっといろんな人から聞いておるのですけれども、我々の時代とかなり何というのですか、体制が変わってしまったのかなというふうに思っています。それは、私ももともと民間の土木の技術屋ですから、景気のいいときは民間とかいろいろあったのですけれども、最近の傾向だとなかなかその辺もはっきりしていないのかなというふうに思っています。ただ、やはり技術系の職員がいないというのはかなり大きな痛手でございますので、ちょっと今後どういうふうにしていったらいいかというのを改めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今職員のことが出たので何うのですけれども、業務報告書の17ペー

ジに生産性に関する分析というのがあるのです。これどういうふうに見たらいいのかなと思って、人口で生産性に関する、実際人口で生産性に関する給水人口とかいうのはやっぱり職員数があるかなと思うのですけれども、基本的にこれが出ている以上、比較分析をしなくてはいけないのだろうと思うのですけれども、比較をどこでやったらいいのかよく分からないのですが、それについて、この生産性に関する分析をどう読んだらいいのか伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、ご答弁申し上げます。

業務報告書17ページなのですけれども、こちらにつきましては経営分析指標といたしまして15ページから掲載させていただいているわけなのですけれども、こちらの17ページの（５）番の生産性に関する分析ということで、委員さんおっしゃられたのが32番の職員1人……失礼いたしました。

〔何事か言う人あり〕

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 こちらの32番から35番についてなのですけれども、こちらにつきましては給水人口、32番の職員1人当たりの給水人口でいえば、現在の給水人口を損益勘定職員数といたしまして、6人で割ったものとして1人当たりの労働生産性を示す指標といたしまして、職員1人当たりの給水人口を表しているものでございます。こちら以外も、この32から35番につきましては、指数自体が高ければ高いほどいいというふうな評価になっているかと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それがよく分からんなと思って見ていたのですけれども、そうすると職員数が少なければ少ないほど高くなりますよね。そのほうがいいというふうな形で、この生産性に関する分析を読むということでしょうか。どういうふうに見たらいいのかなと思って見ていたのですけれども、比較検討ができないので分からないなと思っているのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、恐らくこの20年ぐらい経営指標として載せさせていただいているのですけれども、もともとは日本水道協会のほうで示しました経営分析に関する分析をするための指標ということで、それを嵐山町のほうも採用いたしまして載せさせていただいたのですけれども、委員さんおっしゃいますように、それぞれ給水人口ですとか給水量ですとか営業収益につきましてを損益勘定とさせていただいている職員数で割っておりますので、極端な話になってしまうかと思うのですけれども、この職員数が少ないほうが、この指数は高くなるということはあると思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。ほかにはよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和元年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 それでは、議案第43号 令和元年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結させていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和元年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案  
6件並びに議案第43号の審査は全て終了いたしました。

5日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでございました。

また、堀江代表監査委員、大野監査委員、佐久間町長をはじめとする理事者の皆様  
には、大変ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましてですが、  
正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させてい  
ただきたいと思います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会させていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

委員長